

平成 2 9 年第 3 回宇城市議会定例会 会期日程表

会期 2 4 日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9 月 4 日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第 1 2 号から議案第 5 9 号までの 2 7 議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
9 月 5 日	火	休 会	○ 議事整理
9 月 6 日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野一、岡本、大村） 【 延 会 】
9 月 7 日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（豊田、渡邊、園田） 【 延 会 】
9 月 8 日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（福永、中山、河野正） 【 延 会 】
9 月 9 日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9 月 1 0 日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9 月 1 1 日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（五嶋、長谷） ○ 報告第 1 2 号から報告第 1 5 号までの質疑 ○ 承認第 5 号の質疑・討論・採決 ○ 認定第 1 号から認定第 9 号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 ○ 議案第 4 7 号の質疑・討論・採決 ○ 議案第 4 8 号から議案第 5 9 号までの質疑・委員会付託 ○ 議案第 6 0 号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 【 散 会 】 ○ 決算審査特別委員会

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月12日	火	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教）
9月13日	水	休 会	○ 決算審査分科会（建設経済）
9月14日	木	休 会	○ 決算審査分科会（民生）
9月15日	金	休 会	○ 議事整理
9月16日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月17日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月18日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月19日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会
9月20日	水	休 会	○ 建設経済常任委員会
9月21日	木	休 会	○ 民生常任委員会
9月22日	金	休 会	○ 議事整理
9月23日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月24日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月25日	月	休 会	○ 決算審査特別委員会
9月26日	火	休 会	○ 議事整理
9月27日	水	本会議	○ 開議 ○ 認定第1号から認定第9号までの委員長報告 ・質疑・討論・採決 ○ 議案第48号から議案第60号までの委員長 報告・修正の動議・質疑・討論・採決 ○ 議案第61号の追加上程・提案理由説明・詳細 説明・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9 月 4 日 (月)

平成２９年第３回宇城市議会定例会（第１号）

平成２９年９月４日（月）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸報告
日程第４	報告第１１号	専決処分の報告について
日程第５	報告第１２号	平成２８年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第６	報告第１３号	平成２８年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
日程第７	報告第１４号	平成２８年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
日程第８	報告第１５号	平成２８年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第９	承認第５号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第１号）
日程第１０	認定第１号	平成２８年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第２号	平成２８年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	認定第３号	平成２８年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第４号	平成２８年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第５号	平成２８年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５	認定第６号	平成２８年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６	認定第７号	平成２８年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第１７	認定第８号	平成２８年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第１８	認定第９号	平成２８年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

- 日程第 19 議案第 47 号 熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 20 議案第 48 号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 49 号 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 50 号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)
- 日程第 23 議案第 51 号 工事請負契約の締結について(豊川小学校プール改築工事)
- 日程第 24 議案第 52 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 25 議案第 53 号 平成 29 年度宇城市一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 26 議案第 54 号 平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 27 議案第 55 号 平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 28 議案第 56 号 平成 29 年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 29 議案第 57 号 平成 29 年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 30 議案第 58 号 平成 29 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 31 議案第 59 号 平成 29 年度宇城市下水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 32 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22 人)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 高 橋 佳 大 君 | 2 番 高 本 敬 義 君 |
| 3 番 大 村 悟 君 | 4 番 星 田 正 弘 君 |
| 5 番 福 永 貴 充 君 | 6 番 溝 見 友 一 君 |
| 7 番 園 田 幸 雄 君 | 8 番 五 嶋 映 司 君 |
| 9 番 福 田 良 二 君 | 10 番 河 野 正 明 君 |
| 11 番 渡 邊 裕 生 君 | 12 番 大 嶋 秀 敏 君 |
| 13 番 尾 崎 治 彦 君 | 14 番 河 野 一 郎 君 |

15番 長谷誠一君
 17番 入江学君
 19番 堀川三郎君
 21番 石川洋一君

16番 永木伸一君
 18番 豊田紀代美君
 20番 中山弘幸君
 22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 本間健郎君
総合政策監 村上理一君	企画部長 岩清水伸二君
市民環境部長 松本秀幸君	健康福祉部長 清成晃正君
経済部長 吉田裕次君	土木部長 成田正博君
教育部長 緒方昭二君	会計管理者 戸田博俊君
総務部次長 成松英隆君	企画部次長 木下堅君
市民環境部次長 上原久幸君	健康福祉部次長 那須聡英君
経済部次長 中村誠一君	土木部次長 坂園昭年君
教育部次長 蛇島浩治君	三角支所長 内田公彦君
不知火支所長 辛川広倫君	小川支所長 園田敏行君
豊野支所長 木村隆之君	市民病院事務長 吉澤和弘君
農業委員会事務局長 重田公介君	監査委員事務局長 中村久美子君
財政課長 天川竜治君	

開会 午前10時03分

-----○-----

○議長（入江 学君） ただいまから、平成29年第3回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（入江 学君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、20番、中山弘幸君及び22番、岡本泰章君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（入江 学君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月4日から9月27日までの24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの24日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（入江 学君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、お手元に配布しております1ページから4ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、平成29年5月分及び6月分が提出されております。

主な公式行事については、5ページのとおりであります。

次に、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会に一部変更がありましたので御報告いたします。6月14日付で溝見友一君から熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の辞任届が提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、これを許可し、後任に尾崎治彦君を選任いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、守田憲史君。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、「熊本地震」からの復旧・復興状況に関する報告です。

熊本地震発災から1年5か月が経過しました。市では、公共施設の復旧や市民生活への支援などに全力で取り組んでおり、徐々にではありますが、以前の活気を取り戻しつつあります。そのような中、8月末現在で災害関連死の申請が23件あがっており、この内9件について関連死と認定されております。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、遺族の方々への支援手続を進めてまいります。

また、全国各地で台風や集中豪雨による被害が発生しており、宇城市におきましても7月の台風3号及び8月中旬の豪雨により、被害が出ております。今後、台風が宇城市に接近しやすいシーズンとなることから、最大限の警戒態勢で臨んでまいります。

なお、熊本地震の影響で長期間休館しておりました中央図書館並びに不知火美術館については、6月に復旧工事が完了し、7月から再開しております。

次に、農業委員会法改正に伴う委員の任命についてです。農業委員については、農業委員会等に関する法律の改正により、これまでの公選制度から任命制度となりました。このため、本市では委員27人体制から13人体制となり、7月に任命を行ったところです。また、農業委員会会長から20人の農地利用最適化推進委員を委嘱し、農業委員会としては合計33人体制となりました。宇城市の農業が将来にわたって活力を保ち、足腰の強い農業生産活動を実現・継続していくためにも、新たに任命されました農業委員と委嘱されました農地利用最適化推進委員の皆様が連携し、課題解決に向け努力していただくことを期待しております。

次に、子ども議会開催についてです。平成24年度以来、9年ぶりとなる子ども議会が7月28日に開催され、24人の中学生議員からは、まちづくりや教育施設の復旧状況、道路整備や交通安全対策等についての質問があり、市の現状や課題、将来の構想について議論いたしました。市議会議員の皆様方におかれましても、子ども議会開催までの準備や当日の運営についてお力添えをいただき、厚く御礼申し上げます。

次に、各町の夏祭りについてです。7月29日のみすみ港祭り、8月5日のふるさと松橋復興祭り、8月12日のふるさと豊野復興祭りが、ふるさと宇城市の復興の祈りを込めて盛大に開催されました。残念ながら、小川の祭りは台風の影響により中止となりましたが、9月19日には不知火海の火まつりを開催する予定です。

次に、ハンドボール国際大会開催についてです。熊本地震復興支援女子ハンドボール国際大会が8月3日ウイングまつばせで開催されました。この大会は、熊本地震からの復興支援と、2019年に熊本県で開催される女子世界選手権に向けた日本代表強化の一環として開催されたもので、日本リーグ選抜対ポーランド代表、

日本代表対アンゴラ代表の２試合が行われました。大会に先立ち日本代表選手による地元中高生を対象としたハンドボール教室が開催され、指導を受けた生徒たちは世界レベルのプレーを肌で感じる事ができたことと思います。

最後に、全国中学校体育大会における生徒の活躍についての御報告です。ジュニアオリンピックカップ全国中学生弓道大会に小川中学校が男女ともに出場し、男子は団体優勝、女子も団体３位と輝かしい成績を収めております。

また、松橋中学校男子ハンドボール部は全国中学校ハンドボール大会において、第３位というすばらしい成績でした。さらに、小川中学校サッカー部は、熊本県中学校サッカー大会において準優勝し、８月に開催されました全国中学校サッカー大会に出場しました。残念ながら２回戦で敗退しましたが、強豪小川中サッカー部の伝統を受け継いでいると感じております。

これらの中学生の活躍は宇城市の誇りであり、震災に負けない頑張りに市民も大変勇気づけられました。心からお祝い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（入江 学君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 報告第１１号 専決処分の報告について

○議長（入江 学君） 日程第４、報告第１１号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、早速専決処分の報告の詳細説明を申し上げます。

議案集が３ページをお願いしたいと思います。本件は、市道の管理かしに係る損害賠償についての専決処分の報告でございます。

次の４ページを見ていただきたいと思います。平成２９年７月１２日午後１時４０分頃、豊野町糸石から国道２１８号方面へ走行中の車両が、市道豊４４２－３号森ノ木内３号線と市道豊４４２－５号森ノ木内５号線の交差点付近で、道路脇の市道側溝に一旦停止し、車を発進させたところ道路側溝のグレーチングが跳ね上がりまして、車の右側面にある燃料タンクを損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されるものでございます。道路の管理かしに伴う損害賠償につきましては、その額が２００万円以内のときには、地方自治法１８０条第１項の規定に基づき、市長において専決することができる事項として指定されております。この規定に基づき、損害賠償額を専決いたしましたので報告するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） これで、報告第 11 号を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 5 | 報告第 12 号 | 平成 28 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 13 号 | 平成 28 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 14 号 | 平成 28 年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 15 号 | 平成 28 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第 9 | 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号） |
| 日程第 10 | 認定第 1 号 | 平成 28 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 2 号 | 平成 28 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 3 号 | 平成 28 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 4 号 | 平成 28 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 5 号 | 平成 28 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 6 号 | 平成 28 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 7 号 | 平成 28 年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 17 | 認定第 8 号 | 平成 28 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 18 | 認定第 9 号 | 平成 28 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 19 | 議案第 47 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 20 | 議案第 48 号 | 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 49 号 | 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について |

日程第 2 2 議案第 5 0 号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）

日程第 2 3 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）

日程第 2 4 議案第 5 2 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 2 5 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 6 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 7 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 8 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 9 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 0 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 1 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（入江 学君） 日程第 5、報告第 1 2 号平成 2 8 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてから、日程第 3 1、議案第 5 9 号平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します議案は、報告案件として平成 2 8 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率、第 3 セクターの経営状況など報告 4 件、承認案件として平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（専決第 1 号）1 件、認定案件として宇城市の全会計の決算認定について 9 件、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更に係る案件 1 件、条例案件として宇城市個人情報保護条例の一部改正についてほか 1 件、契約案件として工事請負契約に関わるものが 2 件、その他案件として損害賠償の額を定める案件 1 件、予算案件として平成 2 9 年度宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算案件が 7 件、合わせて 2 7 議案をお願いするものでございます。

平成 2 9 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 9,200 万 3 千円を減額し、歳入歳出の予算総額を 3 6 9 億 7,425 万円とするものであります。熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、関係市町の同文議決期間が 9 月 1 3 日までとなっていますので、先議をお願いするものであります。詳細につきましては、それぞれ関係

部長から説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 報告第12号から、議案第59号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、報告第12号平成28年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についての詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案集の5ページをお願いいたします。

それでは、平成28年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明いたします。この報告は、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。お手元には、監査委員の意見書が配布されているかと思ひます。

それでは、5ページの、表1と申しますか、表になっているところの1という表ですけれども、そこを御覧いただきたいと思ひます。

健全化判断比率の各比率について説明いたします。1番目の実質赤字比率につきましては、普通会計の赤字比率を算定するものでございます。その次の連結実質赤字比率につきましては、宇城市の全会計を対象に算定するものでございます。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため該当しませんので横線となっております。

3番目の実質公債費比率につきましては、宇城市の全会計に加え、広域連合などの一部事務組合等を対象に実質的に返済若しくは負担した公債費比率になります。平成28年度は11.7%となっております。早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っている状況でございます。参考といたしまして、平成27年度は11.9%でございましたので、0.2%下がっているというところでございます。

4番目の将来負担比率につきましては、第3セクター、一部事務組合を含めた市債の償還残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来負担額を標準財政規模との比率で表すもので、平成28年度は40.7%となっております。ちなみに平成27年度が41.3%でございましたので、0.6%下がっているというところでございます。

以上のとおり、本市の健全化判断比率の指標である4項目について全て基準以下になっており、各比率とも改善されております。表2の平成28年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、4つの企業会計とも資金不足はございませんので横線となっております。

これで、平成２８年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 報告第１２号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第１３号平成２８年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから報告第１５号平成２８年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） この経営状況報告は、地方自治法第２４３条の３第２項及び地方自治法施行令第１７３条の規定に基づき報告するものであります。

宇城市が出資しております三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の３件の経営状況報告をいたします。

まず、報告第１３号平成２８年度三角町振興株式会社の経営状況について、定例会議案集６ページをお願いします。別冊の平成２８年度三角町振興株式会社の経営状況報告書で報告いたします。１ページをお願いいたします。比較貸借対照表を説明いたします。

資産の部では、現金・預金等の流動資産、機械装置等の固定資産の資産合計が１,０７６万３,３４５円となっております。負債の部では買掛金、未払費用等の流動負債、長期預り金の固定負債の負債合計が６８３万５,１８７円であります。純資産の部は資本金は１,５７０万円で、それに利益剰余金マイナス１,１７７万１,８４２円を合わせた純資産合計が３９２万８,１５８円となります。

次に、２ページの比較損益計算書を説明いたします。純売上高３,５８６万６,１６９円から売上原価を差し引いた売上総利益は１,７２７万３,５８７円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益がマイナス２２３万３０９円となっております。さらに、営業外収益を加え、法人税等を差し引いた後の当期純利益はマイナス２６０万７,２４９円となっております。

次に、９ページをお願いいたします。業績推移表です。平成２８年度の売上高は３,５８６万６,１６９円で、前年度比８４６万１,５２０円の減となっているのは平成２８年４月の熊本地震の影響により、来訪者数の減少や、新規事業への取組みが遅れたためです。

１０ページより平成２９年度の事業計画及び予算を添付しております。基本方針を達成するため、５項目の重点施策を掲げ、事業展開を行っていく計画であります。

以上、三角町振興株式会社の経営状況報告を終わります。

次に、報告第１４号平成２８年度不知火温泉有限会社の経営状況について、定例会議案集７ページをお願いいたします。別冊の平成２８年度不知火温泉有限会社の経営状況報告書で報告いたします。経営状況報告書の１ページをお願いいたします。

比較貸借対照表を説明いたします。

資産の部では、現金・預金等の流動資産、建物、機械装置等の有形及び無形及び投資等の固定資産を合わせた資産の部合計が7,110万7,245円となっております。負債の部では買掛金、未払金等負債の部合計が3,511万6,076円となっております。純資産の部は資本金は3,300万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産の部合計が3,599万1,169円となります。

2ページの比較損益計算書を説明いたします。純売上高の温泉館、物産館等2億9,903万4,818円から売上原価を差し引いた売上総利益は1億2,774万4,246円となっております、これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益はマイナス213万4,579円となっております。これに営業外収益を加え、法人税・住民税を差し引いた後の当期純利益は129万2,379円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。業績推移表で、千円単位となっておりますが、純売上高は平成28年度2億9,903万4千円で、前年度比669万円の増となっております。これは、地震の影響でお風呂を使えず、温泉利用者が一時的に増加したことや、熊本地震復興応援活動の一環で、全国道の駅連絡協議会より被災を受けた道の駅オリジナル商品の購買運動で、塩トマトあめ、あさり混ぜ御飯の素等の商品注文があり、売上が伸びたものです。

15ページより平成29年度の事業計画及び予算を添付しております。今後も利益がでるよう、施設や各世代に応じたお客様を呼び込む各種イベントを計画書に沿い、展開していくことにしております。

以上、不知火温泉有限会社の経営状況報告を終わります。

続きまして、報告第15号平成28年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、定例会議案集8ページをお願いいたします。別冊の平成28年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告書で説明いたします。経営状況報告書の1ページをお願いいたします。比較貸借対照表を説明いたします。

資産の部では、現金・預金等の流動資産、建物、リース資産等の固定資産を合わせた資産の部合計が5,041万6,824円となっております。負債の部では買掛金、未払金等の流動負債及び固定負債の負債の部合計が1,378万7,008円あります。純資産の部は資本金1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が3,662万9,816円となっております。

次に、2ページの比較損益計算書をお願いいたします。物産館青空市場等の純売上高3億1,344万4,247円から、売上原価を差し引いた売上総利益は6,152万4,960円となります。これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業

利益は624万7,557円となっております。さらに、営業外収益を加え、法人税・住民税等を差し引いた後の当期純利益は527万2,599円となっております。

次に、10ページをお願いいたします。業績推移表です。平成28年度の売上高は3億1,344万4,247円で、前年度比694万9,804円の減となっております。これは、地震や大雨の影響で客足が伸びずに青空市場の売上高は減少しましたが、外販事業の好調により物産館の売上は伸びております。また、リース料や広告宣伝費など経費の削減により売上総利益、営業利益については前年度より大幅に伸びている状況です。

11ページより平成29年度の事業計画及び予算を添付しております。売上目標3億3,600万円を目指した計画となっております。

以上、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

以上で、第3セクター3社の経営状況報告を終わります。

○議長（入江 学君） 報告第13号から報告第15号までの詳細説明が終わりました。

次に、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて、平成29年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）の詳細説明を申し上げます。

平成29年8月15日に発生いたしました記録的豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設におきまして、覆土等の撤去及び復旧のため早急な対応の必要性が生じたため、緊急的な対応を行うものについて専決処分を行ったものでございます。

お手元に薄い予算書があるかと思えます。その1ページをお願いしたいと思います。まずはじめに、予算の総額について御説明いたします。第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に8,490万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を371億6,625万3千円としております。

それでは、歳入と歳出について説明いたします。歳出から申し上げます。7ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節13委託料で2,890万円を増額しております。測量設計業務委託料47件分になります。節14使用料及び貸借料で800万円を増額しております。土砂撤去等の機械借上料になります。次の項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節13委託料で1,120万円を増額しております。測量設計業務委託料、道路3件、河川12件分になります。節14使用料及

び貸借料で3,680万円を増額しております。土砂撤去等機械借上料になります。歳入を申し上げます。6ページになります。款18繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で、財源調整のため補正同額の8,490万円を計上しております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 承認第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

まず、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

まず、決算の概要につきまして説明を申し上げます。説明にあたりましては、別添に配布してありますが、右肩に決算資料とある平成28年度普通会計決算等状況という資料を御覧いただきたいと思います。右上に決算資料と書いてございます。平成28年度普通会計決算等状況という表になります。

この資料につきましては、国や県に報告する地方財政状況調査いわゆる決算統計と呼ばれる統計調査からの抜粋でございます。なお、表紙にありますように、一般会計と奨学金特別会計を合わせて普通会計決算と区分しているところでございます。

それでは、この資料の1ページをお願いいたします。まず、1、普通会計決算の状況でございますが、区分欄のEになります。歳入から歳出及び翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は12億1,925万6千円と黒字決算となりましたが、表の下の方から2段目に実質単年度収支というのがあります。J欄になります。実質単年度収支が財政調整基金を16億円取り崩しておりますので、18億2,196万8千円の赤字となっております。

次に2ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。2ページでは、主な歳入の科目につきまして、3年間の推移を表とグラフにしたものでございます。平成28年度の主な財源は地方税が15.9%、その下の地方交付税が31%という構成になっております。また、繰入金では多額の財政調整基金繰入を行ったため、大幅な増を示しております。そのほかの項目も対前年比の伸び率や構成比、また中段の点線囲みの表には対前年比増減の理由を記載しております。

次に3ページをお願いいたします。歳出の状況です。①の一番上です。目的別歳出のうち、構成比の最も多いのが民生費で、平成28年度の構成比は33.5%を占めております。次が衛生費の13.4%、以下公債費、総務費、土木費、教育費の順になっております。また、中段には対前年比増減の主要因を記載しておりま

すので、こちらも御参照ください。

次に4ページをお願いいたします。性質別歳出でございます。平成28年度の欄になりますが、義務的経費が全体の46.3%を占めております。伸び率では人件費が2.7%の減、扶助費が10.2%の増、公債費が5.5%の減となっております。次の投資的経費は33.7%の増となっており、その下のその他の経費では、物件費が70.8%の増、維持補修費が11.6%の減、補助費等が46.6%の増、操出金が3.8%の増となっております。その他が61.8%の減と大幅に減少しておりますが、これは財政調整基金積立金の減によるものでございます。平成28年度については財政調整基金の繰入れがあっており、平成27年度には積立金があっていたという状況でございます。

次に、5ページをお願いいたします。基金の状況でございます。それぞれの基金の内訳と3年間の推移を示しております。平成28年度末の合計額は表の一番右下の121億2,907万7千円となっており、内訳では財政調整基金が70億3,470万2千円、減債基金が10億9,914万5千円などとなっております。

続きまして6ページをお願いいたします。地方債の現在高の状況です。それぞれの内訳と3年間の推移の説明をしております。平成28年度末の普通会計の地方債現在高は319億9,309万9千円で、前年度比で2億2,063万2千円の増となりました。借金返済額を借入額を超えないよう財政健全化の取組みを行っていますが、災害復旧事業債等の増が現在高の増額要因となっております。内訳では臨時財政対策債が37.9%と1位を占めておりますが、こちらは元利償還金に対して100%の交付税措置があるものでございます。下段②の借入先及び利率の状況でございますが、借入先別では右側の合計構成比では政府からの資金が全体の52.6%を占めております。また、利率では1.5%以下及び1.5～2.0%の欄、左下の合計になりますけれども、全体の94.6%を占めているという状況でございます。

次に、7ページをお願いいたします。中ほどに、7のその他の財政指標の表を御覧いただきたいと思います。4行目の経常収支比率ですが、平成28年度で94.9%となっております。普通交付税の減少によるものでございまして、本市の財政の硬直化が進んでいるということが伺えます。

最後に8ページをお願いいたします。消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途についてでございます。市町村交付金を含みます引上げ分に係る地方消費税収は地方税法第72条の116によりまして、地方消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費に充てるとされております。また、充当した経費につきましては、決

算書の説明資料において明示し、用途を明確化することも求められておりますので、決算資料に追加しているところでございます。

内容について説明いたしますと、平成28年度本市における引上げ分の地方消費税交付金の額は4億3,543万3千円となっており、これを社会保障施策に要する経費52億1,610万3千円に広く充当しているというところでございます。この社会保障施策の具体的な事業につきましては、表に記載しているとおりの事業内容になっており、それぞれの事業費から国・県支出金等の特定財源を差し引いた一般財源に充当した形となっております。

以上で、平成28年度普通会計決算状況の説明を終わります。

続きまして、平成28年度宇城市一般会計歳入歳出予算の実質収支について説明いたします。歳入歳出決算書の16ページをお願いいたします。決算書の16ページです。実質収支に係る調書でございます。表の上の方から順次申し上げます。歳入総額が356億73万2千円、前年度比18.1%の増、歳出総額が328億7,517万9千円、前年度比15.1%の増となっております。その下の歳入歳出差引額が27億2,555万3千円、その下で翌年度に繰越すべき財源で、(2)繰越明許費繰越額が15億1,395万7千円、(3)事故繰越し繰越額が285万9千円となっております。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は12億873万7千円となり、その下ですけれども、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額は6億500万円となりました。

それでは、歳入歳出決算の説明に入りますが、主要部局からそれぞれ説明いたします。なお、歳入の国庫支出金等の特定財源につきましては、法令等に基づき収入されておりますので、特別の事情がない限り説明を省略いたします。

それでは、総務部所管の決算概要を説明いたします。17ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細を使って説明いたします。

歳入の特徴的なものを申し上げます。22ページから23ページをお願いいたします。中ほどの款10地方交付税です。収入済額が110億5,837万6,000円で、対前年比マイナス1.4%になりました。内訳といたしまして、普通交付税が97億1,602万4,000円で、前年比5億4,393万7,000円の減、特別交付税が13億4,235万2,000円で、前年比3億9,101万5,000円の増となりました。主に普通交付税では一本算定、特別交付税では熊本地震の影響によるものでございます。

次に、48から49ページをお願いします。これも中ほどの款16財産収入です。収入済額が4,752万1,615円で、対前年比マイナス59.1%となりました。

基金運用収入の国債売却に伴う運用益、平成27年度決算書では約6千万円がございましたが、今回それがございましたので6千万円余の皆減が主な要因となっております。

款17、その下ですけれども、寄附金がございます。収入済額で1億4,913万4,792円で、対前年比プラス698.2%となりました。主なものは次の50ページから51ページになります。指定寄附金のふるさと応援寄附金1億3,071万3,133円が影響しているところでございます。

次に、款18繰入金になります。その下の方になりますが、款18繰入金です。収入済額が18億9,750万2,325円で、対前年度プラス490.5%となりました。主なものは介護保険特別会計繰入金6,904万2,288円、財政調整基金繰入金16億円、減債基金繰入金2億1,000万円余が主な要因となっております。

款19繰越金で、収入済額が8億4,725万1,578円で、対前年比マイナス16.2%となりました。内訳で前年度繰越金7億2,808万3,578円、次の53ページの繰越明許費繰越金1億1,916万8,000円でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。同じページです。款20諸収入です。収入済額が3億7,159万1,609円で、対前年比マイナス31%でございます。主なものといたしまして、雑入で宇城広域連合過年度精算返還金8千万円余がでございます。

次に、60ページから61ページをお願いいたします。款21市債でございます。市債全体の収入済額は40億8,120万円でございます。対前年比プラス66.8%でございます。

次の62ページから63ページをお願いいたします。下の方に目8衛生債がございます。衛生債の災害廃棄物処理事業債で12億1,220万円、その下の目の災害復旧費で、6億340万円の増となっているところでございます。

続いて、歳出の主なものを申し上げます。68ページをお願いいたします。款2総務費でございます。支出済額が31億8,987万5,802円のうち、総務部所管は25億7千万円余ということでございます。前年度に比べますと総務部所管で5億3千万円の減になっているところです。歳出減の主なものにつきましては、76ページの目3財政管理費の積立金でございまして、財政調整基金の元金積立金6億3千万円余が皆減している状況でございます。

222ページをお願いいたします。款8消防費の支出済額は11億945万7,221円で、前年度に比べ1億3,351万4,037円増で、対前年度比プラスの13.4%でございました。主なものにつきましては、227ページの上段の宇城

広域連合消防費負担金 7 億 7,666 万 2,000 円で、昨年度比 2,525 万 3,000 円の増、229 ページの中ほどに委託料がございます。委託料の中の建物被害二次調査業務委託料（震災分）というのがありますが、8,732 万 160 円の皆増となっております。

次に 308 ページをお願いいたします。下の方に款 11 公債費がございます。支出済額で 41 億 6,754 万 2,798 円でございます。昨年度比 2 億 5,912 万円程度増加しており、前年度比ではマイナス 5.9% ということでございます。平成 25 年借入の過疎債の償還完了が主な減の理由になります。

以上で総務部所管の歳入歳出決算書の説明を終わります。

度々申し訳ございません。先ほど公債費の部分で、前年度に比べ 2 億 5,912 円余の増と申し上げましたが、減の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（入江 学君） 総務部長の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、企画部長に詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 企画部所管の歳出について御説明申し上げます。

決算書の 82 ページをお願いいたします。企画部で所管しておりますのは、款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち 82 ページに掲載しております目 6 企画費、次に 90 ページをお開きください。90 ページからの目 11 広聴広報費、次のページの目 12 電算運営費、目 14 道の駅維持費、それから 98 ページに飛びますけれども、目 19 地方活性化関連経費でございます。項 1 総務管理費の支出済総額 26 億 9,205 万 102 円のうち、4 億 5,169 万 1,159 円が企画部所管の支出でございます。前年度に比べまして、7,014 万 6,561 円の増となっております。この主な理由といたしましては、情報セキュリティ強化対策として庁舎内のネットワークを再構築したことによるものでございます。

次に、決算書の 112 ページをお願いします。款 2 総務費、項 5 統計調査費では、目 1 統計調査総務費と目 2 の次のページになります。目 2 基幹統計調査費合わせて 1,705 万 898 円の支出でございます。前年度に比べ、2,176 万 332 円の減となっております。これにつきましては、平成 27 年度に国政調査が行われまし

たので、平成２８年度が相対的に減額となったものでございます。

決算書の１９４ページをお願いいたします。款６商工費、項１商工費では、支出済額、総額２億２,８５７万８,５１３円のうち、企画部で所管しますのが目４観光費と目５花の学校費、合わせて１億１,１６４万１,５８１円を支出しております。前年度比較で１,１７５万２,３６４円の減となっております。これにつきましては、主に平成２７年度で花のがっこうの改修工事を行ったこと等による減額でございます。

続いて、決算書の３０８ページをお願いいたします。款１０災害復旧費、項６商工観光施設災害復旧費で、１,０３１万９,１８４円を支出しておりますが、主に熊本地震により被災した観光施設、不知火温泉等の災害復旧費用でございます。

以上で企画部所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（入江 学君） 企画部長の詳細説明が終わりました。

次に、市民環境部長に詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、市民環境部所管について御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開きください。款１市税です。市税の収入済額は熊本地震に伴う減免額が市民税約８,０００万円、固定資産税約３,７００万円に上りましたので、前年度比マイナス２.４％、約１億３,８００万円減額の約５６億６,０００万円になりました。うち市民税は収入済額２２億７,０００万円余で前年度比マイナス２.６％、６,１００万円余の減額でございます。

内訳はおそれ入りますけども１９ページをお開きください。個人の現年課税分が約１９億２,７００万円、滞納繰越分が約２,６００万円、不納欠損額が約２４０万円となりました。また、法人の現年課税分が約３億１,５００万円、滞納繰越分が約３００万円でございます。

また、元の２ページにお戻りをお願いいたします。次に、固定資産税でございます。収入済額約２７億５,０００万円、前年度比マイナス３.９％、約１億１,１００万円の減額でございます。主な要因は、熊本地震に係る減免のほか、前年度は家屋の全棟調査による５年分の遡及課税がございましたが、平成２８年度はその遡及がないため減額となったものでございます。

次に、軽自動車税です。収入済額１億９,４００万円余で前年度比プラス１６.９％、約２,８００万円の増額、主に税制改正による増加でございます。

次に、市たばこ税です。収入済額約４億４,６００万円、前年度比プラス１.４％でございます。市税全体の収入未済額は約２億７,４００万円、前年度末に比べ約５,１００万円の減額となっております。収納率は現年度分が９９.２２％、

滞納繰越分が25.68%、合計で95.21%と過去最高の収納率で、前年度収納率94.24%を0.97ポイント上回ったところでございます。

続きまして、歳出を説明します。8ページ、9ページをお願いいたします。款4衛生費は支出済額約44億1,200万円で、前年度比プラス112.3%、約23億3,400万円の増額となりました。主な要因は項3清掃費に含まれております熊本地震に係る災害廃棄物処理事業費約23億800万円の皆増によるものです。

主なものは、169ページをお願いいたします。節13委託料中、震災分の廃棄物処理業務委託料約12億2,400万円、損壊家屋解体撤去業務委託料約5億3,500万円、節19中、家屋等を自主解体された方々への廃棄物処理事業負担金約5億1,000万円などがございます。この震災に係る災害廃棄物処理事業費につきましては、補助率2分の1の国庫補助金、補助裏財源として充当率100%の災害対策債がそれぞれ約11億5,400万円充当されております。この災害対策債の借入に伴う後年度の元利償還金につきましては、普通交付税で95%が措置されることになっております。また、県に設置の災害廃棄物処理基金での財政措置も予定されておりますので、実質的な市負担は事業費の0.6%程度になる見込みでございます。

おそれ入ります、9ページにおかえりください。先ほどの清掃費のところですが、翌年度繰越額の約21億円につきましては、損壊家屋等の解体撤去事業において、当初予定しておりました解体申請棟数を大幅に超えた申請があり、平成28年度内の事業完了が困難となりましたので、平成29年度に繰越しをいたしております。また、不用額が約6億8,500万円でございますけれども、平成28年度中に可能な限り家屋解体撤去事業を進めたいとの考えから、予算措置をしていただきました関係で、翌年度繰越額を差し引きました平成28年度事業の執行残でございます。

以上、簡単ですが、市民環境部所管の説明とさせていただきます。

○議長（入江 学君） 市民環境部長の詳細説明が終わりました。

次に、健康福祉部長に詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、健康福祉部所管について説明申し上げます。

決算書の116ページ、117ページをお開きください。款3民生費です。総額の109億8,800万円余の支出で、前年度より約13億3,300万円ほど増えております。それと、翌年度繰越金11億309万円余、この増額と繰越分については災害救助費と臨時福祉給付金が主なものでございます。

それでは、項目別に説明申し上げます。まず、項1社会福祉費12億9,258万円余の支出で約2億円ほどの増額です。この主なものは、120ページの下の方

になりますけど、目4臨時福祉給付金費の分で、次の122ページの繰越分です。繰越分が約2億4,700万円ほどありましたので、この分が増えているものがございます。また、同じく翌年度繰越としまして、2億3,200万円ほどを繰り越しております。

続きまして、項2障害者福祉費17億8,260万円余の支出でございます。これは、9.2%の増額で、その主なものは127ページ、節20扶助費15億9,556万円余の支出でございます。これで、約1億6,000万円の増となっております。これは、障害福祉サービス等事業と、児童発達支援事業の増でございます。項3老人福祉費21億8,000万円余の支出のうち、健康福祉部所管については10億8,325万円余となります。約3,600万円の増額です。この主なものは131ページの節19負担金補助及び交付金、この4つの各事業の増額分と、その下の節28繰出金の約1,650万円の増などでございます。

132ページ、項4児童福祉費36億1,747万円余の支出でございますが、これは0.5%減となっております。この主なものは135ページ、目2児童手当費、右側の節20扶助費、これは児童手当9億6,316万円ですけど、これは約1,600万円の減となっております。

137ページ、これは目3子ども・子育て支援費となります。その137ページ、節19負担金補助及び交付金18億6,523万円余の支出で、約3億円の増となっております。これは、備考欄一番上の私立保育所運営費負担金と、その4段目認定こども園施設型給付費負担金、これの増で約2億7,500万円の増となっております。

続きまして、139ページ、目4保育園運営費となりますが、これは4億7,334万円余の支出で、約1億7,000万円の減となっております。これは節1報酬、保育園非常勤職員報酬、これが約7,840万円の減です。これと、節11需用費、下の方になりますが、これが約2,440万円の減が主なものでございます。保育料についてですけど、昨年度熊本地震で減免措置がありまして、大体937万円余の減額になっておりますが、これは全額国の補助で賄っております。

146ページをお願いします。項5母子福祉費3億71万円余の支出で、これは約740万円の増となっております。この主なものは、149ページ、上の方になりますが、節20扶助費、2億8,770万円余の支出で、これは児童扶養手当約740万円の増となっております。

続きまして、項6生活保護費9億727万円余の支出で、これは0.8%減となっております。この主なものは151ページ、中頃に節20扶助費、7億9,767万円余の支出がありますが、これが約5,000万円の減となっております。こ

れは、熊本地震に伴う義援金等に伴う保護費の減額、又は廃止に伴うものでございます。しかし、保護廃止もこの義援金を使って、最近は保護申請が増えつつあります。

続きまして、152ページ、項8災害救助費8億9,152万円余の支出でございますが、健康福祉部分については1億1,603万1,679円で、繰越しもありますけど健康福祉部所管の繰越しはありません。その主なものについては、目11需用費の5段目、賄材料費、これは避難所等で支出したものでございます、2,709万円余。それと、155ページ、節13委託料となりますが、これの下から3段目地域支え合い事業委託料2,520万円余、それと節18備品購入費の庁用器具購入費1,131万円余の支出となっておりますが、これは仮設住宅の物置となります。それと、節20扶助費これは災害弔慰金2,250万円の支出です。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費11億5,083万円余の支出のうち、健康福祉部については7億3,530万4,189円で、約430万円の増となっております。その主なものは、159ページ、目2予防費、節13委託料、予防接種業務委託料1億4,933万円余の支出で、これが約690万円余の増となっております。

161ページ、節は前ページありますけど、これは節20扶助費とあります。161ページは備考欄の上の方でございます。こども医療扶助1億4,561万円余の支出で、約400万円の増となっております。

最後に304ページをお開きください。款10災害復旧費、項3厚生施設災害復旧費、節15工事請負費でございます。これの備考欄、3つの工事費がっておりますけど、上から小川町総合福祉センター、曲野児童館、不知火町老人福祉センターの災害復旧工事となります。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（入江 学君） 健康福祉部長の詳細説明が終わりました。

次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 経済部所管の歳出について、主なものを決算報告いたします。

まず、86ページ、87ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目7雇用対策費は支出済額293万6,078円で、主なものは節19負担金補助及び交付金の補助金、企業への雇用奨励金180万円が大半を占めております。

次に、170ページ、171ページをお開きください。款5農林水産業費は支出済額16億4,482万9,622円、前年度に比べ、6億159万5,167円で57.7%の増です。

次に、１７４ページ、１７５ページをお開きください。主なものは農業振興費が７億５，８６６万１，９４８円で、前年度に比べ、５億８，８６５万３，４６４円の増です。これは被災農業者向け経営体育成支援事業補助金が大半を占めております。

次に１８６ページ、１８７ページをお開きください。湛水防除事業費は１億４，９１０万７，６４０円で、前年度に比べ、１億２，６７３万９，０８７円の増です。これは、事業費増額に伴う県営事業負担金の増額です。

次に１９２ページ、１９３ページをお開きください。款６商工費は、支出済額２億２，８５７万８，５１３円、前年度に比べ、１，３０９万９，３４７円減のマイナス５．７％です。

次に１９４ページ、１９５ページをお開きください。主なものは商工振興費の住宅リフォーム助成事業補助金８０８万８，０００円で、前年度に比べ、４６３万円の減です。これは熊本地震による申請取下げが原因かと思われます。

以上が経済部の決算報告です。よろしくお願いします。

○議長（入江 学君） 経済部長の詳細説明が終わりました。

次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の御説明を申し上げます。歳出でございます。

２００ページと２０１ページをお願いいたします。款７土木費です。支出済総額３０億５，６１８万３，２１６円、前年度に比べまして、前年度が２億９，４８５万６，８６３円の減で、対前年比マイナス８．８％です。

主なものでございますが、２０６ページと２０７ページをお願いいたします。道路新設改良費３億２，７６１万６，６７４円と、次のページ、２０８ページ、２０９ページをお願いいたします。道路新設改良費（繰越明許）５億３，９２０万５，７０２円を合わせまして８億６，６８２万２，３７６円で、前年度に比べまして３億２，８６４万６，２６７円の減でございます。主なものとしまして、節１５工事請負費２億２，９８６万９，７７５円で、１億６，９８３万４，０８９円の減によるものでございます。

少し飛びますが、３００ページ、３０３ページをお願いいたします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費は、支出済総額１２億５，５７７万７，０００円で、前年度に比べまして１０億４，００３万２，０７７円増で、４８２％の伸びでございます。主なものとしまして、３０３ページをお願いいたします。上段の節１５工事請負費で７億７，００６万６，１３２円で、熊本地震と豪雨災害関係の６億２，６１０万５３１円の増によるものでございます。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 土木部長の詳細説明が終わりました。

次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 教育部所管の歳出の主なものについて御説明をいたします。

102ページ、103ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目21熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金の備考欄、一番下にあります自治公民館等整備費補助金1,782万円は、熊本地震で被災しました32の自治公民館に対する補助金となります。

飛びまして、230ページ、231ページをお願いいたします。款9教育費の予算現額31億7,824万3,000円に対し、支出済額20億3,795万3,957円、前年度より1億2,565万3,069円の減、マイナス5.8%、執行率は64.1%となっております。小学校空調設備設置事業、小中学校プール改築事業など7億3,318万560円を翌年度に繰り越しておりますので、執行率が低くなっております。不用額につきましては、松橋中学校屋内運動場非構造部材改修工事を災害復旧工事で行ったことなどによる理由で4億710万8,483円となりました。

では、主な事業について説明を申し上げます。244ページ、245ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費の支出済額4,251万2,295円は、三角、不知火、豊野中学校の空調設備設置工事が主なものでございます。

次のページの246ページ、247ページをお願いいたします。目1学校管理費（繰越明許）、節15工事請負費（繰越明許）の支出済額8,566万1,600円は、不知火中学校武道館等非構造部材改修工事及び松橋中学校プール解体及び新築工事となります。

270ページ、271ページをお願いいたします。項6文化費、目4美術館費、節15工事請負費の支出済額4,498万2,390円は、不知火文化プラザ駐車場整備工事となります。

282ページ、283ページをお願いいたします。項7保健体育費、目4体育館費、節15工事請負費の支出済額8,638万7,898円は、不知火、松合体育館の非構造部材改修工事及び松橋体育館解体工事が主なものとなります。

次のページの284ページ、285ページをお願いいたします。目5プール施設費、節15工事請負費の支出済額4,302万7,674円は、不知火温水プール非構造部材及び設備改修工事が主なものでございます。

続きまして、304ページ、305ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項4文教施設災害復旧費の予算現額10億2,230万6,000円に対し、支出済額2億2,211万1,053円、執行率は21.7%となっております。翌年

度繰越額7億5,668万2,000円につきましては、熊本地震で被災しました教育施設の災害復旧事業費となります。

以上で、教育部所管の詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 認定第1号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、認定第2号平成28年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、実質収支について御説明申し上げますので、512ページをお開きください。調書のとおり、歳入総額97億9,575万円に対し、歳出総額が94億6,811万1千円となり、差引き3億2,763万9千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から御説明申し上げますので503ページをお開きください。款1国民健康保険税は、熊本地震に伴います減免額が約8,000万円に上りましたので、収入済額は前年度から約9,800万円減の約17億500万円で、不納欠損額が約1,400万円、収入未済額が約4億1,100万円となりました。収納に関しましては、平成28年度は被災者感情に配慮いたしまして、家宅捜索による財産調書差押えは控えさせていただきました。しかし、このような状況下だったにも関わらず、現年度分が96.47%、滞納繰越分が20.64%、合計で80.06%と過去最高の収納率を上げることができました。

次に、款3国庫支出金23億7,600万円余の内訳は、療養給付費負担金などの項1国庫負担金が約15億5,400万円、項2国庫補助金が約8億2,200万円です。主に熊本地震による半壊以上の被災者に係る保険税の減免額一部負担金の免除額、還付額に対する10分の10の財政支援が特別調整交付金及び災害臨時特例補助金として交付されたものでございます。

款5前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の前期高齢者が国民健康保険に偏在しているため、保険者間の医療費の不均衡を調整するために交付されるものでございまして、約19億200万円が交付されたところでございます。

次に、款6県支出金5億9,700万円余の内訳は、項1県負担金が高額医療費共同事業及び特定健康審査等の負担金として約6,500万円、項2県補助金が財政調整交付金約5億3,200万円でございます。款7共同事業交付金約22億6,700万円は、高額医療費共同事業交付金が約2億4,900万円、保険財政共同安定化交付金が約20億1,800万円となっております。款9繰入金約6億3,500万円は、全て一般会計からの基準内繰入金で、赤字補填としての基準外繰入金

はございませんでした。

次のページをお開きください。歳入合計は末尾の欄になりますけれども、収入済額 9 億 7,574 万 9,609 円となったところでございます。

次に歳出です。次のページ、506 ページ、507 ページをお願いいたします。款 2 保険給付費は、約 5 億 7,200 万円となり、総支出の 60% を占めております。項 1 療養諸費 5 億 4,800 万円余は、一般被保険者、退職被保険者等の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ約 8,000 万円、1.5% の減となり、数年ぶりに前年を下回ることができたところです。項 2 高額療養費、約 6 億 7,100 万円は、一般被保険者、退職被保険者等の高額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べこちらも約 1 億円、率にして 12.9% 抑えられたところでございます。

項 4 出産育児諸費では、出産育児一時金として 3,000 万円余、項 5 葬祭諸費では葬祭費として 198 万円を補助して交付いたしました。

次に、款 3 後期高齢者支援金等の約 9 億 4,200 万円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。款 7 共同事業拠出金、約 2 億 2,900 万円は、高額医療費共同事業拠出金が約 2 億 2,300 万円、保険財政安定化事業拠出金が約 2 億 2,600 万円で、いずれも熊本県国保連合会への負担金でございます。款 8 保険事業費の 4,300 万円余は、特定健康診査等事業費の健診委託料が約 3,000 万円、人間ドック委託料が約 500 万円でございます。

次のページになります。款 11 諸支出金約 7,300 万円の主なものは、前年度国県支出金の精算に伴う返納金約 6,800 万円でございます。

最後に、末尾の行になりますけれども、歳出合計の支出済額は 9 億 4,811 万 6,674 円になりました。したがって、歳入から歳出を差し引いた 3 億 2,763 万 8,942 円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第 2 号の説明を終わります。

続きまして、認定第 3 号平成 28 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます

まず、実質収支について説明いたしますので、608 ページをお願いいたします。調書のとおり、歳入総額 6 億 3,853 万 7 千円に対し、歳出総額 6 億 3,674 万 9 千円となり、差引き 178 万 8 千円の実質収支になりました。

それでは、歳出について御説明いたしますので、603 ページをお願いいたします。款 1 後期高齢者医療保険料は、収入済額約 3 億 9,200 万円で、収入未済額が約 170 万円となりました。未済額につきましては、ほとんどが普通徴収保険料であることから、収納率向上のため、臨戸訪問に取り組んでいるところでござい

す。

款４繰入金の約２億３，０００万円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金約２億２，７００万円及び事務費繰入金３００万円でございます。

次に、款６諸収入、約１，３００万円の主なものは、項３受託事業収入の約１，２００万円でございます。後期高齢者医療広域連合からの健診事業収入でございます。歳入合計は、末尾の欄になりますけれども、収入済額６億３，８５３万７，０４４円となったところでございます。

次に、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。款２後期高齢者医療広域連合納付金約６億２，１００万円は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で、総支出額の９７％を占めているところです。

次の款３保健事業費、約１，２００万円は、特定健康審査委託料でございます。最後に歳出合計は末尾の行ですが、支出済額６億３，６７４万９，０７６円となりました。歳入から歳出を差し引いた額１７８万７，９６８円が次年度繰越金となります。

以上で、認定第３号の説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（入江 学君） 認定第２号及び認定第３号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後０時０２分

再開 午後１時００分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、認定第４号平成２８年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） 認定第４号平成２８年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

説明前に、介護保険に関する指標となりますデータの平成２９年３月末現在の現状について報告いたします。６５歳以上の人口１万９，０６９人、前年度比２７２人の増です。高齢化率３１．８％、これは０．８％増となります。介護保険認定者数３，３８８人、前年度より３５８人の減となります。認定率は１７．６％です。それに介護保険料の月額基準ですけど、これは第６期平成２７年から本年度２９年度までですけど、６，０００円となっております。

それでは、宇城市歳入歳出決算書７１０ページをお開きください。はじめに、実質収支に関する調書を説明申し上げます。１番の歳入総額６６億７，３５２万５千

円に歳出総額6億6,528万3千円、差引額4億824万2千円となり、この実質収支額も同額となっております。

それではまず、歳出の主なものについて説明いたします。決算書720ページ、721ページをお開きください。款1総務費、項3介護認定審査会費の支出済額は5,339万2,989円となります。そのうち、目1認定調査等費の節1報酬で、非常勤の認定調査員12人分となりますが、1,797万8,729円の支出です。

続きまして、次のページ、722ページ、723ページをお開きください。これの備考欄の一番上、節12役務費の手数料となりますが、認定調査時の医師所見手数料1,703万7,813円となっております。それと目2、認定審査会共同設置負担金の宇城広域連合負担金1,753万8,000円が主なものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項1保険給付費の支出済額は前年度比約6,000万円増の56億941万9,429円でした。受給者の状況については、平成29年3月末現在で、1、居宅サービス利用者2,003人、前年度より3人増です。2番目、地域密着型サービスの利用者676人、これは197人の増となります。最後に施設サービス利用者560人、これは17人の増となっております。

続きまして、724ページ、725ページをお開きください。項2地域支援事業費の支出済額は約2,000万円増の1億8,844万9,613円でした。地域支援事業は、要介護状態や要支援状態になる恐れがある高齢者（特定高齢者）や、全ての高齢者を対象に要介護状態や要支援状態にならないために介護予防対策を図ることを目的として行う事業でございます。

続きまして、726ページ、727ページをお開きください。款6諸支出金の支出済額は、4億1,142万8,440円です。これは、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、これは平成27年度決算による過年度国庫支出金等返還金1億2,871万円余です。それと、不正受給に伴う返還分、これは2億1,294万円余となっております。

728ページ、項3操出金、目1一般会計操出金は、前年度決算等による一般会計への操出金6,904万2,288円が主なものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。712ページ、713ページをお願いいたします。歳入の全般的なことですが、介護保険事業の財源は法によって負担率が定められております。保険料が50%、それと国が25%、県及び市町村が12.5%にそれぞれなっております。これら事業負担となっております。また、歳出で言いましたように、地域支援事業の分の包括、任意事業の場合は国が39%、県、市町村がそれぞれ19.5%ということで説明申し上げます。

款1保険料、これは65歳以上の第1号被保険者の保険料で、収入済額11億6,

540万7,426円です。これは、前年度比7,800万円の減となっております。これは、熊本地震に伴う減免等に伴うものでございます。この金額については、ほぼ100%国で財政支援があっております。主なものは次のページで説明します調整交付金ということになります。それと、不納欠損額約795万円、収入未済額約2,536万円となりました。

続きまして、款3国庫支出金の収入済額は項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、これは先ほど言いましたように、負担率、国の場合25%です。11億8,448万円余です。項2国庫補助金、目1調整交付金5億476万円余ですけど、これは財政状況に応じて交付される交付金で、先ほど言いました地震のための減免措置に対する財政支援もこの中に含まれております。目2地域支援事業交付金、これは介護予防・日常生活支援総合事業の場合は負担率25%、それと目3地域支援事業交付金のうちの総合事業以外の地域支援事業が負担率39%となっております。

続きまして、714ページ、715ページをお願いします。款4支払基金交付金は、40歳以上の現役世代の保険料で、収入済額は16億572万5,954円、これは前年度比1,450万円ほど増額となっております。款5県支出金、この収入済額は先ほど言いましたように、県の負担金は12.5%、それと地域支援事業の総合事業以外の地域支援事業につきましては、負担率19.5%ということで計上しております。

次に、716ページ、717ページをお願いいたします。款8繰入金、項1一般会計繰入金、これは法定の負担率による本市の一般会計からの繰入金で、収入済額は8億3,600万9,800円、前年度と比べまして、約1,650万円の増となっております。それと項2基金繰入金1億945万5,288円となっております。

以上で、認定第4号の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号平成28年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 認定第5号平成28年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支に関しまして御説明申し上げます。決算書の808ページの実質収支に関する調書をお開き願います。1、歳入総額2,844万4千円、2、歳出総額1,792万5千円、3、歳入歳出差引額は1,051万9千円、実質収支額も同じく1,051万9千円でございます。

事項別明細で歳入から御説明申し上げます。810ページ、811ページをお願い

いたします。款１財産収入の節１利子の収入済額１，５７２円は、奨学基金の利子でございます。款３繰越金の節１前年度繰越金の収入済額３９２万８９１円は、前年度からの繰越金でございます。款４諸収入の節１奨学資金貸付収入の収入済額２，４１９万７，８００円につきましては、貸付者からの貸付金返済金でございます。節２奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額３２万４，０００円は、奨学金滞納分の返済金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。次のページの８１２ページ、８１３ページをお願いいたします。款１育英事業費の節２１貸付金の支出済額１，０２０万円につきましては、平成２８年度貸付者２２人に対する貸付金でございます。同じく節２５積立金の支出済額７７２万４，５７２円につきましては、奨学基金に積み立てるものでございます。

以上で、平成２８年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 認定第５号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第６号平成２８年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第８号平成２８年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 認定第６号平成２８年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

議案集は１６ページ、決算書は９０１ページからでございます。

まず、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。９０８ページをお願いいたします。１、歳入総額２億３，７８１万９千円です。２、歳出総額２億１，３１８万円です。３、歳入歳出差引額が２，４６３万９千円となります。４、翌年度へ繰越すべき財源８００万円、繰越明許費です。５、実質収支額１，６６３万９千円となっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細により御説明いたします。９１０ページ、９１１ページをお願いいたします。まず、歳入の部から主なものを説明申し上げます。款２使用料及び手数料、収入済額で１億２，１３５万３，２９７円、収入未済額は８４２万９，１１０円となっております。収入の主なものは、水道使用料でございます。次に、款５繰入金の収入済額１億２４６万８，０００円は、一般会計からの基準内繰入金です。

９１２ページになります。款６繰越金、収入済額で２１６万５，４０３円となっております。前年度からの繰越金でございます。

９１４ページ、９１５ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説

明申し上げます。款1総務費の支出済額は9,707万2,405円となっております。職員人件費と、節11需用費のうち、水道施設の維持管理のための光熱水費862万9,270円や、修繕料450万4,961円が主なものでございます。節13の委託料は施設設備の管理委託料や保守点検業務委託料及び検針、集金業務委託料2,094万5,315円が主なものでございます。

916ページ、917ページをお願いいたします。節14使用料及び賃借料の受水費1,877万1,799円は、水道企業団へ支払う使用料です。次に、款2建設改良費の支出済額1,237万4,640円は、項1施設改良費、目1施設改良費、節15工事請負費の支出済額1,188万8,640円は、簡易水道施設改良等の工事費が主なものとなっております。

918ページ、919ページをお願いいたします。款4公債費、支出済額は1億271万4,957円となっております。目1元金、支出済額8,499万7,897円と、目2利子、支出済額1,771万7,060円は平成28年度に支払った企業債に対する元金償還金及び償還金利子となっております。

以上で、平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

続きまして、認定第7号平成28年度宇城市水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。議案集は17ページで、説明は別冊となっております。宇城市水道事業会計決算書をお願いいたします。決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。宇城市水道事業会計決算報告書になります。ここでの数値につきましては、全て税込みとなっております。

まず、収益的収入及び支出の上段の表の収入を説明いたします。款1水道事業収益の決算額は10億2,912万2,432円です。その内訳といたしまして、第1項営業収益8億3,584万5,352円、第2項営業外収益1億9,327万7,080円となっております。

次に、下段の表、支出でございます。第1款水道事業費用の決算額は、10億6,042万8,640円です。内訳といたしまして、第1項営業費用9億3,939万2,529円、第2項営業外費用1億2,103万6,111円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の上段の表の収入を説明いたします。第1款資本的収入の決算額は、1億1,664万5,000円です。内訳といたしまして、第1項企業債2,860万円、第3項出資金8,804万5,000円となっております。

次に、下段の表の支出を説明いたします。第1款資本的支出の決算額は5億4,112万3,166円です。内訳といたしまして、第1項建設改良費7,037万8,

981円、第2項企業債償還金4億7,074万4,185円となっています。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、4億2,447万8,166円は、当年度分消費税等資本的収支調整額521万3,256円、過年度分損益勘定留保資金4億1,926万4,910円で補填をしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書になります。ここでの数値は全て税抜き表示です。まず、1、営業収益の合計額7億7,404万2,957円から、2、営業費用の合計額8億9,827万3,903円を差し引きました1億2,423万946円が営業損失となります。

次に、3、営業外収益の合計額は1億9,160万9,276円から、4、営業外費用の合計額1億379万3,102円を差し引きました8,781万6,174円が営業外利益となり、営業損失の1億2,423万946円を差し引きました額、3,641万4,772円が経常損失となります。5、特別利益と6、特別損失は該当がありませんので、経常損失額が当年度純損失となりまして、前年度繰り越し利益余剰金8,649万6,282円を差し引きました5,008万1,510円が当年度未処分利益剰余金となります。

以上で、損益計算書についての説明を終わります。このほか、次ページからは財務諸表といたしまして、水道事業会計剰余金計算書、剰余金処分計算書、資産及び負債の状況、資本金の状況を示しました水道事業会計貸借対照表、注記及び附属説明書を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、平成28年度宇城市水道事業会計決算の詳細説明を終わります。

続きまして、認定第8号平成28年度宇城市下水道事業会計決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。議案集は18ページです。説明資料は別冊になります。別冊の宇城市下水道事業会計決算書で行います。

決算書の2ページと3ページをお願いいたします。ここでの数値は全て税込みとなっております。まず、収益的収入及び支出の上段の表、収入を説明いたします。第1款下水道事業収益の決算額は、14億2,300万7,607円です。内訳としまして、第1項営業収益5億1,021万3,311円、第2項営業外収益9億1,279万4,296円、下段の支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は14億2,837万6,930円です。内訳といたしまして、第1項営業費用12億3,725万5,462円、第2項営業外費用1億9,112万1,468円となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の上段の表の収入の説明をいたします。第1款資本的収入の決算額は、3億3,307万3,128円です。その内訳としまして、第1項企業債1億1,660万円、第2項補助

金7,002万1,328円、第3項分担金及び負担金2,092万2,800円、第5項出資金1億2,552万9,000円となっております。

次に、下段の支出を説明いたします。第1款資本的支出の決算額は、7億7,292万8,560円です。内訳といたしまして、第1項建設改良費2億859万250円、第2項企業債償還金5億6,433万8,310円となっております。なお、資本的収入3億3,307万3,128円から、翌年度への繰越額3,460万円を除く額2億9,847万3,128円が資本的支出7億7,292万8,560円に対しまして不足する額4億7,445万5,432円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額753万2,842円、繰越工事資金3,291万8,000円、過年度分損益勘定留保資金5,982万9,912円、現年度分損益勘定留保資金3億7,417万4,678円で補填をしております。

次に、6ページをお願いいたします。平成28年度の損益計算書になります。まず、1、営業収益の合計額4億7,246万7,180円から、2、営業費用の合計額12億837万8,682円を差し引きしました7億3,591万1,502円が営業損失となります。

次に、3、営業外収益の合計額は9億1,279万777円から、4、営業外費用の合計額1億8,996万8,168円を差し引きしました7億2,282万2,609円が営業外利益となり、これから営業損失の7億3,591万1,502円を差し引きしました額1,308万8,893円が経常損失となります。

5、特別利益と6、特別損失は該当がありませんので経常損失額が当年度の純損失となります。

また、前年度繰越利益剰余金1億9,648万9,436円から当年度純損失額1,308万8,893円を差し引きしましたものが当年度未処分利益剰余金で1億8,340万543円となります。

以上で、損益計算書についての説明を終わります。そのほか、次ページから財務諸表といたしまして、下水道事業会計剰余金計算書、剰余金処分計算書、資産及び負債の状況、資本金の状況を示しました下水道事業会計貸借対照表注記及び附属資料を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、平成28年度宇城市下水道事業会計決算書の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 認定第6号から認定第8号までの詳細説明が終わりました。

次に、認定第9号平成28年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 認定第9号平成28年度宇城市市民病院事業会計決算

の認定について、詳細説明を申し上げます。

議案集は19ページになります。説明については、こちら別冊の宇城市民病院事業会計決算書で行いますので、よろしくお願いします。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお開きください。決算報告書になります。この報告書は税込みの金額です。まず、収益的収入及び支出になります。上段の収入です。第1款病院事業収益の決算額は、5億3,398万7,020円です。その内訳といたしまして、第1項医業収益が4億3,136万3,414円、第2項医業外収益5,262万3,606円、第3項特別利益5,000万円となっております。

下段の表の支出です。第1款病院事業費用の決算額は、4億9,596万9,874円です。その内訳であります。第1項医業費用が4億9,116万6,271円、第2項医業外費用364万2,872円、第3項特別損失116万731円となっております。なお、上段の収入の第3項特別利益は、平成26年度に新公営企業会計制度適用のため、特別損失として計上しました退職給付引当金2億3,349万4,000円に対し、平成26年度から毎年5,000万円ずつ一般会計から繰り入れているものです。この年額5,000万円の繰入れは、平成30年度までを予定しております。

次に、4ページ、5ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。上段の表の収入です。第1款資本的収入の決算額は、751万2,000円です。その内訳であります。第1項企業債が520万円、第2項出資金231万2,000円となっております。この第2項出資金は一般会計からの出資で、いわゆる繰入れになります。

下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は1,383万9,597円です。その内訳です。第1項建設改良費が921万4,738円、第2項企業債償還金462万4,859円となっております。なお、第1項建設改良費につきましては、旧伝染病棟の解体整備工事としまして、2,360万円を翌年度に繰り越しております。それに伴いまして、上段の収入第1項企業債の収入が予算に対して、ちょっと大きな収入不足となっております。また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額632万7,597円につきましては、当年度分消費税等の資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、6ページをお開きください。平成28年度の損益計算書になります。こちらの損益計算書は税抜き金額です。まず、第1医業収益の合計4億2,951万1,678円から2、医業費用の合計4億8,277万1,049円を差し引きしました5,325万9,371円が医業損失となります。

次に、３、医業外収益の合計５,２５３万８,７８４円から、４、医業外費用の合計１,０２５万１,８４５円を差し引きました４,２２８万６,９３９円が医業外の利益となり、医業損失の５,３２５万９,３７１円を差し引きました額がマイナスになりますので、その額１,０９７万２,４３２円が経常損失となります。

さらに、５、特別利益の５,０００万円から、６、特別損失の１１６万７２７円を差し引きました４,８８３万９,２７３円が特別な利益となります。先ほどの経常損失１,０９７万２,４３２円を引きました合計が当年度利益の３,７８６万６,８４１円となります。この結果、前年度繰越欠損金１億７２２万５,３１０円から当年度純利益を差し引きました額６,９３５万８,４６９円が当年度末における未処理欠損金になります。

当年度純利益の３,７８６万６,８４１円は、前年度より約１,１００万円の減少になっております。その大きな要因は、診療等の収入になります１、医業収益は、前年度に比べまして約２,４００万円は増加したものの、一般会計からの繰入れになります。３、医業外収益の（２）他会計負担金が繰入基準であります不採算地区要件の変更により、前年度に比べ約３,２００万円減少したためです。

次のページからは、欠損金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、注記及び附属資料を記載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で、平成２８年度宇城市民病院事業会計決算の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（入江 学君） 認定第９号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４７号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案第４７号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

議案集に戻っていただきたいと思います。２０ページです。本件は、熊本市町村総合事務組合の構成団体であります公立玉名中央病院企業団が病院事業の経営移行先であります地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合へ移行することに伴う規約の一部改正でございます。

公立玉名中央病院企業団は、平成２９年９月３０日をもって、退職手当に関する事務については組合から脱退いたしますが、非常勤公務災害事務については同年１０月１日からその名称を地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合と変更し、引き続き事務の共同処理を行うため、規約の一部を変更するものです。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとする時は、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を経る必要がありますことから、今回の議決を求め

るものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第47号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第48号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案集が21ページからになります。それと、資料集が2ページからになります。資料集は2ページから御覧いただきたいと思います。2ページの条例の新旧対照表により御説明いたします。

まず、目次の改正でございます。これは、条文が追加になったことに伴う改正でございます。第2条の改正については、法律の改正に合わせて改正するものでございます。

次の3ページを御覧いただきたいと思います。第6条と第7条の改正につきましては、第2条に要配慮個人情報という定義を新たに設けたことによる条文の整理に伴うものでございます。

次に、第14条の改正についてです。第14条第1項については、市の事務を委託する場合、業務を含めてですけれども、委託する場合、それと指定管理者による管理を行う場合及び派遣労働者による業務提供をする場合において、個人情報の保護に関し、適切な管理のための必要な措置を講じるよう、これは市に義務付けるものでございます。この規定につきましては、既に委託をする場合と同様の措置を義務付けておりますが、今回新たに再委託をする場合、並びに派遣労働者による業務提供を行う場合を対象に加えているところでございます。

4ページをお願いいたします。第14条第2項につきましては、市からの業務を請け負ったもの及び指定管理者に対して個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう義務付けるものです。基本的に相手方の義務となります。再委託を受けたものについても同様の措置をとるよう明確化しているところでございます。

第3項につきましては、受託業務等に従事している者等について、業務に従事している期間はもちろん、業務に従事しなくなった後においても個人情報を適切に取り扱うよう義務づけるものです。これは個人に対するものでございます。

次に、第17条及び第18条につきましては、第2条の個人情報の定義の中におきまして、新たに個人識別符号の規定を設けたことに伴う改正でございます。第44条及び第61条については条文の改正に伴う文言の整備でございます。

次の6ページをお願いいたします。第64条につきましては、今回新たに罰則を設けるものでございます。この規定は、委託を受けた業務に従事している者、指定管理者の行う業務に従事している者、派遣労働者である者、臨時非常勤の職員など

が委託等を受けた業務を行うにあたって知り得た個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した時に1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科す旨の規定でございます。

正規職員につきましては、個人情報をみだりに他人に知らせるときは、地方公務員法により今申し上げました罰則を受けることになりますけれども、現在それ以外の者については正職員と同様の業務を行ったとしても、情報漏えいした場合に罰則の適用がないこととなるためそれを防止し、職員同様、個人情報の適切な取り扱いをするよう促すため今回新たに規定するものでございます。

次に、第65条について説明いたします。第61条から第64条までに規定する罰則は、宇城市の区域外で実行された行為にも及ぶと考えられるところですが、特にこれらの業務に従事していた者が、市の区域外で行った行為も対象になることを明確にする必要があったことから、念のため明文で定めたものでございます。

次に、第66条について御説明いたします。本条は受託者が受託した業務に従事している者又は指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事している者が、第61条、第62条又は第64条の違反行為をしたときは、その行為者だけでなく、その法人等に対しても罰金を科すものでございます。これは法人等に対し、従事者の指揮監督を万全なものとするよう促すための規定でございます。

最後の第67条につきましては、新たに罰則の規定を設けたため、第64条を第67条とするものでございます。改正条例の施行日につきましては、罰則に関する部分については平成30年1月1日としております。それ以外の部分につきましては、公布の日からの施行といたしております。

以上で、議案第48号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第48号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（吉田裕次君） 議案第49号宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について、詳細説明をいたします。

議案集は24ページから25ページです。資料集は8ページでございます。本件は地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦するための、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正及び促進する産業の業種を拡大するための農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、これらの法律を引用している宇城市企業振興促進条例、宇城市税特別措置条例及び宇城市農村工業等導入促進審議会条例について、引用している法律の題名及び条項を改めるものでございます。

以上で、議案第49号宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第49号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第50号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第50号工事請負契約の変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集の26ページと、説明資料の11ページと12ページをお願いいたします。今回、議案として工事請負変更契約締結の議決をお願いいたしますのは、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）でございます。

変更の内容といたしましては、国及び県より平成29年1月通知の熊本地震の復旧・復興事業等における積算方法等に関する施行について及び平成29年2月通知の平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置について適用に起因するものでございます。

説明資料は公共工事請負仮契約書でございます。工事番号大規模更新第A-2号、工事名黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事です。今回、変更増額3,363万4,160円、現請負金額が14億5,994万4,000円、変更請負金額が14億9,357万8,160円、契約の相手方ですが、住所が福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号、名称が日立・コアツ建設工事共同企業体、代表者名が支社長峰村健、工期が平成29年3月23日から平成31年3月18日まででございます。

以上で、議案第50号の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第50号の詳細説明が終わりました。

次に議案第51号工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第51号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

議案集27ページと議案等説明資料13ページから14ページをお願いいたします。今回の豊川小学校プール改築工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成29年8月21日契約の相手方と仮契約を締結しているところでございます。地方自治法第96条第1項、第5項並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

1、工事名豊川小学校プール改築工事、2、工事場所宇城市松橋町南豊崎582番地、3、契約金額2億628万円税込みでございます。4、契約の相手方請負者住所熊本県宇城市松橋町松橋1028番地、商号又は名称株式会社高橋建設、代表者氏名代表取締役高橋溥明。豊川小学校プールにつきましては、附属建物農機具倉庫も含め約50年が経過しており劣化が著しく、解体工事を行い、既存プールの北側にプール及び附属建物農機具倉庫の新築を施工するものでございます。工事設計額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用することとし、施工実績等を条件に入札を行ったものでございます。

この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格について審査を行う事後審査型入札で落札者を決定しております。工事概要につきましては、附属建物解体74㎡、プール本体解体845㎡、農機具倉庫解体24.22㎡、附属建物建設76.5㎡、プール本体建設912.75㎡、農機具倉庫建設14.44㎡、工期平成30年3月26日までとしております。

以上で、詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第51号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後2時01分

再開 午後2時15分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第52号損害賠償の額を定めることについての詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案第52号損害賠償の額を定めることについて説明申し上げます。

議案集が28ページになります。この件につきましては、先の平成29年第2回宇城市議会定例会の報告第2号で、熊本市内で発生しました公用車の物損事故の損害賠償の報告をしたところでございますけれども、その人身事故に係る損害賠償の額を定めることについての議決案件になります。

相手方が八代市鏡町両出80番地2、お名前が上田亨様でございます。事故の概要につきまして、改めて御説明申し上げます。平成29年2月15日、熊本市南区野田で発生したものでございます。市職員が公用車で走行中、車線変更をしようと後方確認を行い、その後前方へ目線に戻したところ、信号待ちで停車中の車が目前にあったと、それに気づきブレーキをかけましたが間に合わず追突し、そのはずみで更に追突された車両が前に停車した車両に追突した玉突き事故により、相手方に

損傷させたため、損害賠償責任が生じたものでございます。損害賠償の額は224万2,606円となります。

なお、損害賠償金につきましては全国自治協会自動車事故共済保険から補填されるところでございます。このことにつきまして、損害賠償金額が200万円を超えますので、議会の議決を経る案件でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）についてです。

お手元にこの厚めの各会計補正予算書で各一般会計から特別会計が記載されています予算書があると思います。その1ページをお願いいたします。

まず、はじめに予算の総額について説明いたします。第1条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,200万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ369億7,425万円としております。

内容につきましては、平成28年度繰越金に伴う増、3億400万円、平成29年度地方税交付額の決定に伴う地方交付税の増、1億7,500万円及び社会資本整備総合交付金確定に伴う減、7億5,800万円の減ですけれども、などの歳入額の確定に伴うもの、並びに7月から8月における豪雨災害復旧等、早急な対応の必要性が生じたもの等について予算対応を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。主な歳入品目で補正額欄でございますけれども、地方交付税1億7,525万6千円、県補助金1億3,792万2千円、繰越金3億373万7千円、雑入で2億9,315万3千円、市債で1億8,950万円を追加しているところでございます。

3ページをお願いいたします。主な歳出費目では総務管理費1億2,457万4千円、4ページの農林水産施設災害復旧費1億5,800万円、公共土木施設災害復旧費1億3,539万9千円を歳出で追加しております。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。例規データ更新業務委託、学校給食センター調理等業務委託、例規システム使用料を設定しております。

6ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。1、追加の項目で保健体育施設災害復旧事業費ほか2件を追加しております。2、変更で道路橋りょう整備事業費ほか7件の起債限度額を紙面のとおりに変更しております。

それでは、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。14ページをお願いしたいと思います。目3財政管理費、節25積立金で1,800万円を地域振興基金積立分として増額いたしております。特定財源としてふるさと納税1,800万円を計上しているところでございます。

次に、目6企画費、節13委託料で670万円を計上しております。小川駅周辺開発構想策定業務委託料などでございます。

15ページ、節17公有財産購入費で2,100万円を計上しております。小川駅周辺開発関連の用地取得費でございます。目19熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金で4,095万7千円を計上いたしております。共同墓地復旧支援事業費補助金1,500万円、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円、自治公民館等整備費補助金1,695万7千円を計上いたしております。

熊本地震復興基金事業費の特定財源といたしまして、県の補助金の平成28年度熊本地震復興基金交付金2,400万円、総務債、地方債ですけれども、総務債の熊本地震復興基金事業債1,700万円を計上しております。

19ページをお願いいたします。款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節19負担金補助及び交付金で、1,425万6千円を増額しております。障害児保育事業補助金でございます。

22ページをお願いいたします。項8災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費で、災害弔慰金1,250万円を増額しております。災害救助費の特定財源といたしまして、民生費県負担金の災害救助費負担金937万5千円を計上しております。

24ページをお願いいたします。款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金で1,292万6千円を増額しております。宇城広域連合宇城クリーンセンター事業費負担金でございます。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金で、5,940万円を増額しております。耕作放棄地解消事業補助金40万円、台風被害農産物生産復旧支援事業補助金2,700万円、25ページに移りまして、台風被害生産施設復旧対策事業補助金3,200万円でございます。

農業振興費の特定財源といたしまして、県補助金の耕作放棄地解消事業補助金40万円、台風被害農産物生産復旧支援事業費補助金2,700万円、台風被害生産施設復旧対策事業費補助金1,600万円を計上しております。

28ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目4橋りょう維持費、節15工事請負費で4,000万円を増額しております。特定財源として土木債の単独道路橋りょう整備事業債2,070万円を計上しているところでござ

ざいます。

30ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目3災害対策費、次の31ページになります。節13委託料で、7,000万円を計上しております。防災コミュニティ施設基本設計業務委託料になります。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費の、32ページになりますが節15工事請負費で7,520万円を増額しております。平成28年度繰越事業の小学校プール改築事業の増額になります。特定財源として教育債の小学校施設改修事業債7,140万円を計上いたしております。目2教育振興費、節20扶助費の1,200万円と、項3中学校費、目2教育振興費、節20扶助費1,730万円は、要保護及び準要保護生徒援助費になります。平成30年度新入学児童生徒の就学援助費と、従来の就学援助費の増額分になります。

37ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節15工事請負費で1億5,800万円を増額しております。特定財源といたしまして、災害復旧費分担金3,172万円、災害復旧費県補助金5,990万円、災害復旧債の農業用施設災害復旧債6,630万円を計上いたしております。

項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節15工事請負費で1億2,739万9千円を増額しております。特定財源では、災害復旧費国庫負担金7,223万6千円、災害復旧債の公共土木施設災害復旧債5,500万円を充当しているところでございます。

以上で、歳出側を終わります。

続いて、歳入予算を説明します。特定財源につきましては、歳出予算の中で一部説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

9ページをお願いしたいと思います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税で1億7,525万6千円を増額しております。地方交付税の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で、財源調整のため6億8,443万3千円を減額し、補正後の財政調整基金繰入金の総額を7億2,015万3千円といたしております。款20諸収入、項6雑入、目3他団体補助交付金、節1総務費補助金1億825万1千円の主なものは、市町村振興協会交付金、宝くじ交付金ですけれども、1億1,025万1千円でございます。

12ページになります。目5雑入、節1雑入で1億8,411万8千円の主なものにつきましては、宇城広域連合過年度精算返納金でございます。

以上で、平成２９年度一般会計補正予算（第２号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第５３号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５４号平成２９年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）及び議案第５５号平成２９年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、議案第５４号国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の１０１ページをお開きください。今回の補正は、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億１２８万８千円を追加し、それぞれ１０１億４，７４７万５千円とするものでございます。

まず、歳入を説明しますので１０６ページをお開きください。款９繰入金、目１一般会計繰入金、節５その他一般会計繰入金の財政安定化支援基準外繰入金１億３，３８２万７千円の減額は、前年度繰越金等により財源の確保ができたため一般会計からの赤字繰入れを全額減額するものでございます。款１０繰越金３億２，７６３万８千円は、平成２８年度決算による繰越金でございます。

次に歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。款９基金積立金、目１財政調整基金積立金は、ただいま歳入で説明いたしましたように、前年度繰越金が３億円強ございましたので、そのうちの一部を基金に積み立てるものでございます。款１１諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目３一般被保険者分償還金５，８１４万４千円は、平成２８年度療養給付費等負担金及び特定検診負担金の精算に伴い、超過交付額を返還する必要が生じたので、国庫支出金精算返納金として計上したものでございます。

以上で、議案第５４号の説明を終わります。

続きまして、議案第５５号後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

２０１ページをお願いいたします。今回の補正は、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７８万７千円を追加し、それぞれ７億２，９５１万２千円とするものでございます。

それでは、歳入を説明いたしますので、２０６ページをお願いいたします。款５繰越金１７８万７千円は、平成２８年度決算による繰越金でございます。

続いて歳出です。次のページをお願いいたします。款２後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金５７万６千円につきましては、平成２８年度分の保険料として本年４月、５月に歳入したものを、前年度精算金として後期高齢者医療広域連合

に納付するものでございます。款４諸支出金、項２繰出金、目１他会計繰出金１２万１千円につきましては、ただいま御説明しました繰越金１７８万７千円から前年度精算金５７万６千円を差し引きました金額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、議案第５５号の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第５４号及び議案第５５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５６号平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、議案第５６号平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）について詳細説明を申し上げます。

各会計補正予算書の３０１ページをお開きください。今回、歳入歳出予算の補正で、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億８２４万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６９億２１１万２千円とするものでございます。

それでは、歳入から説明申し上げます。３０６ページをお開きください。歳入の主なものは繰越金となります。平成２８年度決算による繰越金４億８２４万１千円でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。次のページ、３０７ページをお開きください。款４基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金、節２５積立金の介護給付費準備基金による積立金として１億２，０１３万２千円を増額するものでございます。款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１第１号被保険者保険料還付金１９２万６千円を増額は、熊本地震減免によります過年度保険料分でございます。目２償還金、過年度国庫支出金等返還金２億３，９８２万２千円を増額は、事業予定額で交付される額を事業確定後、翌年度に精算するものでございます。項３繰出金、目１一般会計繰出金で４，６３６万９千円を増額は介護給付費等の精算額３，４３４万４千円と、事務費精算１，２０２万５千円で、前年度精算に伴う一般会計への返還金となります。

以上で、議案第５６号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第５６号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５７号平成２９年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第５７号平成２９年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の４０１ページをお開き願います。今回の補正は、第１条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，０５１万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，６０２万８千円とするものでございます。

それではまず、歳入予算から御説明いたします。４０６ページをお願いいたします。款３繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１前年度繰越金で１，０５１万８千円を増額しております。これは奨学金貸付金の前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算を御説明いたします。次のページの４０７ページをお願いいたします。款１育英事業費、項１育英事業費、目１育英事業費、節２５積立金で１，０５１万８千円を増額しております。これは歳入で申し上げました前年度繰越金１，０５１万８千円を積み立てるものでございます。

以上で、議案第５７号平成２９年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）についての詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第５７号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第５８号平成２９年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）及び議案第５９号平成２９年度宇城市下水道事業会計補正予算（第２号）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第５８号平成２９年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の５０１ページをお願いいたします。第１条歳入予算の補正となります。

５０２ページをお願いいたします。第１表歳入予算補正です。款５繰入金、項１繰入金１，６６３万８千円を減額し、款６繰越金、項１繰越金を１，６６３万８千円増額するものでございます。歳入予算の総額は補正前の額と同額の２億２，２２９万１千円でございます。

歳入の説明を申し上げます。５０４ページをお願いいたします。款５繰入金、項１繰入金、目１繰入金、節１一般会計繰入金を１，６６３万８千円減額しまして、６，６９１万６千円としております。内訳としまして、高料金対策基準内繰入金２０７万円と、財政安定化支援基準外繰入金１，４５６万８千円を合計した額となっております。

次に、款６繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金において１，６６３万８千円を増額しております。これは、平成２８年度決算額確定によります実質収支額の確定に伴う増加額となっております。よりまして、今回の補正は款、項間の移動で予算額に変更はございません。

続きまして、議案第５９号平成２９年度宇城市下水道事業会計補正予算（第２

号)について説明を申し上げます。

補正予算書の601ページをお願いいたします。第2条資本的収入の第1款既決予定額4億1,081万4千円から補正予定額400万円を減額し、収入予算の総額を4億681万4千円とするものです。また、資本的支出の第1款は、既決予定額8億4,345万1千円から、補正予定額400万円を増額して支出予算の総額を8億4,745万1千円とするものでございます。

602ページをお願いいたします。第3条企業債の減額です。公共下水道の起債限度額をそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。

続きまして、605ページをお願いいたします。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債を400万円減額するもので、内訳としましては、環境長寿命化工事費800万円の減額に伴う起債額の減額となります。

次に、606ページをお願いいたします。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費、節29工事請負費を800万円減額し、目2施設改良費、節26委託料を1,200万円増額しております。委託料の増額に関しましては、今後管路施設の更新計画を基に、改築更新していくこととなりますため、ストックマネジメント計画策定業務を先行する必要があります。今回、工事費を減額して、委託料への組替えを行っています。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第58号及び議案第59号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第32 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第32、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日5日火曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、5日火曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後2時49分

第 2 号

9 月 6 日 (水)

平成29年第3回宇城市議会定例会（第2号）

平成29年9月6日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 高 橋 佳 大 君
3番 大 村 悟 君
5番 福 永 貴 充 君
7番 園 田 幸 雄 君
9番 福 田 良 二 君
11番 渡 邊 裕 生 君
13番 尾 崎 治 彦 君
15番 長 谷 誠 一 君
17番 入 江 学 君
19番 堀 川 三 郎 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 高 本 敬 義 君
4番 星 田 正 弘 君
6番 溝 見 友 一 君
8番 五 嶋 映 司 君
10番 河 野 正 明 君
12番 大 嶋 秀 敏 君
14番 河 野 一 郎 君
16番 永 木 伸 一 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市 民 環 境 部 次 長	上 原 久 幸 君	健 康 福 祉 部 次 長	那 須 聡 英 君
経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不 知 火 支 所 長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市 民 病 院 事 務 長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 久 美 子 君
事 務 局 長			
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１４番、河野一郎君の発言を許します。

○１４番（河野一郎君） うき幸友会の河野一郎でございます。

平成２９年７月、九州北部豪雨が発生し、人的被害、建物被害が甚大でありました。宇城市でもその前日、台風３号が宇土半島に近づき、ハウス被害をもたらしました。被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

台風被害の調査に、７月２１日県議会の農林水産常任委員会が不知火町の浦上地区に視察に訪れました。ＪＡ宇城の組合長や部長などから被害状況と支援要請がなされました。そして現在、台風被害農作物復旧支援事業、ソフト事業であります、と生産施設復旧対策事業（ハード事業）が受付を開始しております。１日も早い復旧・復興を期待をいたします。

熊本地震発生から１年５か月経ちました。家屋の解体も進み、街並みが変わってきております。そこで暮らしておられた方々は、仮設住宅やみなし仮設のアパートなどで住宅確保を願い、日々の生活を送っておられます。熊本県知事は、「住まいの再建なくして熊本の復興はない」と、新たな国の財政支援を求められております。そして、熊本復興基金を活用した住まい再建の新たな支援制度を創設いたしました。私も宇城市の更地になった場所に家が建ち、笑顔が戻るまでが復興と考えます。熊本地震を経験し、多くの課題も出てまいりました。検証しながら危機管理を進めていかなければならないと思います。

４月１４日２１時２６分、震度６弱の地震が発生いたしました。私が議会事務局に駆け付けた時には、災害対策本部は既に設置をされておりました。多くの余震が発生する中、２時間３９分後、夜中の１２時３分、震度６強が発生し、庁舎が壊れるくらいの大きな揺れを体感いたしました。翌日対策本部の指揮の下、被害調査などが実施され、多少の落ち着きを取り戻しつつありましたが、４月１６日の本震で状況は一変いたしました。甚大な被害で市民は恐怖の中、安全な場所を見つけながら一夜を明かしたと思います。

これからが対策本部が昼夜を問わずの状態に入っていました。そして職員も、大変な苦労をされました。議会は災害発生時対応マニュアルについて、平成２６年の議運の研修で必要性を感じ、地震の１年前、平成２７年５月から、災害時議会の

行動マニュアルについて勉強会を開催、議運で３回、全員協議会２回の協議を経て、その年の９月１日、宇城市議会災害時対応マニュアルが決定をされました。このマニュアルがどのようにいかされたのかについては、初動は災害対策本部へ出席する議会事務局長が議員の安否確認を行い、避難所の状況、救援物資などの情報を議員にＦＡＸで伝えながら対応し、本震から１０日後の４月２６日、市の報告会を全議員出席のもと開催をいたしました。その後は週１回ごとに計８回市からの報告を受け、市民への対応に当たりました。

反省点、初動が大切であります。議会事務局長が対策本部の情報を各議員に流し、情報を基に各議員は地域や避難所で奮闘をいたしました。しかし、千変万化、時間ごとによりゆく事態に、議会は対策本部についていけない状況でありました。マニュアルでは執行部の円と、議会の円の交わるところに議会事務局長がいるわけですが、その交わるところに議長、副議長が入り、情報を収集し、議員全員で対応する必要性を感じました。対策本部設置時に議会の参加が必要と思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

熊本地震で、宇城市最大の避難者数、避難所だけでも１万人を超えました。そして、対応と運営に苦労をされました。神戸大学の方が熊本地震避難所運営に関する課題と対応をまとめられております。初期対応から第２期対応として時間の経過が明らかになったとしております。初期は発震直後においてとりあえず被災者は避難所に入ろうとするため、避難所内の居住、区画整理もできない状況で、入所時に入所者の詳細情報受付も対応できないので、強制的な物資の提供に頼らざるを得ない。そして、対応マニュアルが使える状態でないため、職員個々の判断での運営になったとしております。１週間ほど経過すると第２期に入るとしてしております。初期の混乱が落ち着き始め、物資供給も安定し、入所者の情報もとれ始め、健康管理や衛生管理など対応ができたとしております。ただ、必要な物資と供給される物資のミスマッチが生じ、課題があったとしております。

避難所運営の組織運営についても述べております。避難所で住民が求めている物資の品目と数量を把握し、そして発注、輸送、配布など一連の流れを避難所被災者が協力する必要性と、大災害は避難所生活が長期化するため、自治体職員の疲弊にも配慮する必要性がある。職員に全ての負荷を掛けるのではなく、避難所の住民が自主的に運営に参加することで長期間でも安定した組織運営が可能になるとしております。

宇城市も避難所運営の再構築に向けて今年の４月に実施した防災訓練で松橋校区の住民に呼び掛けをし、避難所の運営をシミュレーションいたしました。自助・共助の部分で市民に協力を呼び掛ける必要があると思いますが、見解をお伺いしたい

と思います。

災害時における応援に感謝をしたいと思います。現在、宇城市が災害時応援協定を結んでいるのは、熊本県消防相互応援協定、熊本県14市で結んである熊本都市災害時総合応援に関する協定、熊本県市町村で締結をしている熊本県市町村災害時総合応援に関する協定の3つが柱になっております。

災害時における物資供給、支援活動等に関する協定は山崎パン、フジパン、コカ・コーラ、イオン、宇城建設業組合、福祉避難所になっております5つの特別養護老人ホーム、県トラック協会など19事業所が災害時に物資と支援活動を約束していただいております。熊本地震では、協定を結んでいる事業所などたくさんの支援をいただきました。熊本県下市町村応援協定の中で、芦北町、水上村、天草市、上天草市に自主的に応援をいただき、九州市長会の計らいで鹿児島県の全市が3か月間宇城市に入っていただき、罹災証明発行など行っていただきました。特に鹿児島市の職員3人は、土木部と総務部で今も応援をいただいております、本年度いっぱい支援いただく予定であります。感謝の一言です。

今年の5月23日、宮崎市で開催された陸上自衛隊第8師団主催の防災シンポジウムで、東日本大震災で被災された南三陸町の町長の講演の中に、「災害時応援協定は遠く離れた自治体とも結んでおく必要がある」と話をされました。今後、宇城市の災害時応援協定の考え方をお伺いしたいと思います。

不知火町は平成11年高潮災害の翌年、平成12年に防災無線を設置導入しました。他の町の設置年度は小川町が平成13年度、松橋町が合併後の平成18年度、三角町が平成19年度、豊野町が平成20年度に整備をされております。防災無線は市民の人命に関わる通信を確保するため整備をされ、今後は有事や大規模災害に備えデジタル化を推進し、全国瞬時警報システムとして活用されます。災害時における情報手段として多いに期待されるわけですが、聞こえづらい、聞こえないという世帯に対してどのような対策をとられているのかお尋ねをしたいと思います。

市長の選挙時に、防災コミュニティ施設を松橋町に建設すると約束をされました。公約を守るという意味で、今議会に7千万円の防災コミュニティ施設基本設計業務委託料を計上されております。説明では、松橋町だけでなく5町全部に整備する計画で、素案作りには各町の課長以上でチームを作り、素案を作られております。この事業は正に震災を受けての危機管理であると思います。どのような計画、方針で進められるのかお尋ねをしたいと思います。

ライフラインの機能停止、大きな混乱になります。発震後、松橋町、小川町で断水が続き、生活に支障が出ました。幸いにも不知火町の水道施設は機能しており、

自衛隊の給水車へ水の供給をし、避難所へ届けられました。同時に水が出ないことによるトイレが使用できずに、人々は公園のトイレなど市の管理するトイレに殺到し、詰まりが生じました。都市整備課の職員がその処理に追われております。災害時の水のトイレ確保が市民の生活に必要であります。整備が必要と思いますが、考えをお聞かせください。

以上6つの危機管理、市長の見解を求めます。

○議長（入江 学君） 市長、一括して答弁をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 対策本部設置の件についてお答えいたします。宇城市の災害対策本部の組織として、本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、本部分が議長、総務文教常任委員長、消防団長と定められており、本部長と連携し、市の応急対策活動に協力することになっています。

また、対策本部の議会対策部には議会事務局長が構成されており、議会との連絡調整を行い、議員各位の安否確認や情報収集、提供の対応にあたります。

議員各位におかれましては、災害発生時は被災地域や被災者の情報収集・発信、被災者支援等の取組みも重要となります。昨年の熊本地震においては、議会の意見も重要であるということで、毎週1回全議員参加の報告会を開催させていただいたところです。発災時には1日に数回の災害対策本部を開催しますので、今後もこのような対応を取らせていただき、議会の意見を伺いたいと考えております。

次に、災害時避難場所運営についてお答えいたします。現在、災害時には担当部署において避難所の開設及び運営を行っています。昨年の熊本地震では長期間にわたる避難所運営となりましたが、その教訓として自助・共助がいかに重要であるか、改めて感じたところです。

本年度4月の市総合防災訓練では、住民参加型の避難所運営訓練や救出訓練を実施しました。今後も引き続き避難所の実施運営が円滑に行われるように、地域住民及び自主防災組織と連携体制を確保するとともに、現在進めている地域防災計画の見直しにあたり、自助・共助による対応を反映させたいと考えております。

次に、災害時応援協定についてお答えいたします。本市の災害時の応援協定については、熊本県消防相互応援協定、熊本県都市災害時相互応援協定、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定の自治体3件、事業者等19件の協定を締結しています。協力支援内容は消防相互応援、食料飲料水、生活物資の提供、人的派遣、福祉避難所など多岐にわたっています。

県の平成29年度地域防災計画の応援要請計画では、「近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮する」と記載してあります。本市の地域防災計画では、県及び他市町村への職員

の派遣要請については記載してありますが、災害時の応援協定については記載がありませんので、県の地域防災計画にならい、本市の地域防災計画も見直します。

次に防災無線についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市内全域に防災行政無線が整備されており、主に行政関係のお知らせや災害時の情報提供を行っています。三角町、松橋町、豊野町は既にデジタル化されていますが、不知火町と小川町については現在アナログ方式ですので、合併特例債の期限まではデジタル化に移行する計画です。

放送の形態としては、屋外子局のスピーカーを通して放送を行っていますが、難聴地域には戸別受信機を設置して難聴対策をしています。

次に、防災拠点の整備（防災コミュニティ施設）についてです。防災コミュニティ施設の整備につきましては、第2次宇城市総合計画の施策である新たな安全で安心な街づくりに基づく施設整備として位置づけ、防災体制の強化を図るためのシンボリック的な施設として計画いたします。

また、この施設の整備に際しては、現行の老朽化した施設の廃止も視野に入れたスクラップアンドビルドで施設の複合化などの要素を盛り込み、旧町に最低1か所の建設を計画します。

この整備の基本方針は、第1に「市民の安心・安全が確保される施設であること。」、第2に「市民のコミュニティの場として幅広い年齢層に対して愛着ある施設であること。」、第3に「管理・運営の方法や省エネ対策などのランニングコスト削減対策を講じた施設であること。」など、利用者に優しい作りを意識した施設整備として計画し、進めてまいります。

また、基本的な防災機能として本施設の耐震機能は通常の施設より25%向上した施設となります、強固なものとなります。その他機能としましては、防災倉庫・マンホールトイレ・調理施設・シャワー施設・手動井戸、非常用電源などを備えた施設となります。

次に、災害時の水とトイレの確保についてお答えいたします。

熊本地震においては、市の水道施設が被害を受け、市の備蓄水、自衛隊の給水車、応援物資、他の水道事業者からの応援水などで対応しましたが、十分なものではなかったと感じております。水を通常備蓄として考えた場合は限界があるため、飲料水以外は前段で答弁したとおり、手動の井戸の設置を計画し、また、各家庭での備蓄を推進してまいりたいと考えております。また、トイレについても前震後は市内の業者に問い合わせし、ストックしてある仮設トイレの設置をお願いし、対応にあたりましたが、数や衛生面で避難所の方には不便をおかけしたことを記憶しています。

防災コミュニティ施設の整備については、マンホールトイレの設置を予定しており、下水道が整備された地域においては直接マンホールにトイレを設置する仕組みで、避難総定数に応じた設置数を考えております。下水道が整備されていない地域については浄化槽を設け、同じ仕組みにより処理を考えております。併せて、下水道処理施設や本館が被災した場合は機能しなくなるため、更なる仮設トイレの確保策を考えてまいります。

○14番（河野一郎君） 宇城市の災害対策本部の組織として、議長と総務文教常任委員長、そして消防団長は本部付であり、災害対策本部の中に置かれていると認識をいたしました。

防災無線であります、「風に流されて聞こえない。」、「雨の音で聞こえない。」という声をよく聞きます。今年の不知火町の嘱託員会でも問題提起がなされたと聞きました。現在の戸別受信機1台あたり6万円と高額であります、低廉化の動きもあります。価格を下げることで、多くの戸別受信機を設置できると考えます。

市が発震後一部損壊世帯への支援、3万円、5万円の復興券の事業で5億円の予算を組みました。かなりの残額があると聞いております。是非防災関係で市民の安全・安心のために利用していただきたいと思います。まずは、高齢者のみ世帯であるとか、情報弱者に対して戸別受信機の提供はできないものか、市長にお尋ねをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 災害時における防災情報や気象情報等は、防災行政無線だけではなく、携帯電話やスマートフォンのメール、LINEを活用して配信することで情報伝達が行われており、広く活用されているものと考えています。

また、デジタル型の戸別受信機の価格は、1台6万円程度と単価が高額のため、市内全戸に設置する場合、費用対効果からかなり厳しい状況にあります。

しかし、御指摘のとおり、高齢者のみの世帯等については、様々な情報を得る手段が限られているため、個別受信機あるいは他の通信手段を含め、今後、検討していきたいと考えております。しかしながら、まずは、不知火町、小川町の2町のデジタル化を優先して進めることが喫緊の課題であると考えております。

○14番（河野一郎君） 防災コミュニティ施設に手押し井戸、下水に直接流すトイレを整備する計画は承知をいたしました。しかし、まだ足りません。避難所や防災公園、あるいは新しく建て替える施設などには、手押し井戸、災害用トイレ整備が必要になると思いますが、考えがあるのかお尋ねをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 御指摘のとおり、水がかなり重要であることはおっしゃるとおりです。今、肥後銀行松橋支店ではステンレスの手動井戸、排出ポンプが設置され

ておりまして、大変有効であることが分かってまいりました。

今後、水の確保のため、各施設を今後造るときには、その手動のポンプをつけた
いと考えております。まずは、そちらから進めさせていただきます。

○ 1 4 番（河野一郎君） 地方創生事業に移ります。

平成 2 6 年 9 月 3 日、第 2 次安倍内閣発足時、総理大臣記者会見で東京一極集中
を是正し、地方の人口減少に歯止めをかける政策が打ち出されました。地方創生事
業に地方自治体は大きな期待を持ちました。宇城市でも総合戦略が立てられまし
たが、予算も抑制され、有効な手立てに苦慮している状態であると思います。

平成 2 8 年度から地方創生事業不知火町の松合校区の将来を考える事業がスタート
をしております。モデル地区として、松合が多くのお組みと助け合いながら生活
するコミュニティの再構築を実現し、他の地域にも波及するような事業になること
を期待しているところであります。既に着工している事業でありますので、詳細を
お知らせいただきたいと思います。

平成 2 9 年 7 月 2 1 日、松合校区の区長 8 人と私も同席をしましたが、市長に要
望書が提出されました。6 月に松合校区の区長会がコンビニ誘致ということで、
署名運動をされての要望活動でありました。ここに、署名があります。

「宇城市長様、要望書。宇城市の中で、高齢化率が一番進んでいる松合地区では、
地区住人が生活をするための買物に大変困っているところでございます。車を持っ
ていない生活がとても不便な状態でありますので、コンビニ店を是非誘致して
いただきますよう切に要望いたします。」という要望書が、署名運動がなされました。

5 2 4 人の署名が添えてありました。その時の市長の答えは、非常に前向きであり
ました。その後、どのような動きになっているのかお尋ねをいたします。

松合校区の将来を考える事業に是非取り入れていただきたいことに、地域おこし
協力隊員の誘致があります。協力隊員は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域
に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員
として委嘱、隊員は 1 年以上 3 年以内地域に居住して、地域ブランドや地場産品の
開発・販売、PR 等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援
などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みであり
ます。活力になります。平成 2 8 年度全国で 3, 9 7 8 人隊員として活躍をされてお
りますし、熊本県には 6 5 人、うち最多は菊池市の 1 0 人であります。全国最大の
受入先は大分県竹田市の 4 4 人になっております。隊員の約 8 割が 2 0 代、3 0 代
で、約 4 割が女性ということであります。任期終了後、約 6 割が同じ地域に定住し
ているとのことであります。松合地区の方々と話をしながら、誘致いただければと
思います。考えをお聞かせください。

創生事業と地域おこし協力隊の質問は部長に、コンビニ誘致は市長に前向きな答弁を求めます。

○議長（入江 学君） 企画部長から2つ重ねて答弁をお願いします。その後、市長。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、松合校区の将来をみんなで考える事業について、まず御説明をいたします。

この事業につきましては、平成28年に作成いたしました市の総合戦略に基づき、本年1月から松合校区で地方創生事業の一環として、集落版人口ビジョン、それから集落版総合戦略の策定に向けて取り組んでおります。

これは、地域自らが地域のあるべき将来像を定めまして、その実現のため地域が主体となって取り組む活動を支援するものでございますが、今後、松合地区をモデルとして宇城市全体に展開していくことで、助け合いながら生活するコミュニティの再構築を目指してまいります。

本事業の具体的な支援としましては、専門スタッフによる現地調査でその地域の強み、弱みを分析して提供いたします。また、住民意識の聞き取り調査を行い、現状とのかい離を分析しながら、リーダーや地域のキーマン的人材の育成を支援いたします。

さらに、地域住民などを集めたワークショップの中に入って、運営や地域の将来像を示す総合戦略の取りまとめを支援してまいります。この戦略作成後は、地域全体としてどのように実践していくのか、地域づくり全体をフォローしてまいりたいと思います。

平成28年度は現地調査や地域で様々な活動をされている方に個別ヒアリングを行いまして、その中で見えてきた松合地区の課題を整理いたしました。

2年目となる本年度は、引き続き松合地区の状況や特性、ニーズを把握するための現地調査や住民ヒアリングを実施いたしまして、分析を継続いたします。また、調査の結果及びヒアリング等を踏まえ、松合校区の将来をみんなで考えるワークショップに取り組みます。

ワークショップにつきましては、全6回を予定しておりまして、1回目は8月2日に行いました。校区住民約40人が地域の課題に対して、地域の人ができることを話し合いをいたしました。

こうした話し合いのほか、地域活動の担い手を育成するための勉強会を開催いたします。これらの取組みを踏まえながら、松合地域全体で取り組む総合戦略を来年3月までに作り上げてまいります。

それでは続きまして、地域おこし協力隊の考えを問うということでお答えをいたします。地域おこし協力隊事業につきましては、平成21年度に創設されましたが、

先ほどお話にありましたように、特に近年全国的な広がりが見られ、平成28年度には隊員数も約4,000人にのぼっております。

その背景には、任期の終了後約6割の隊員が地域に定住している実績が評価されているものと考えております。

地方におきましては、少子高齢化や人口減少が進行しており、地域力の維持・強化を図るためには担い手となる人材の確保が重要な課題となっておりますことから、都市部の人材を積極的に受け入れ、その定住・定着を図ることが有効な方策と考えられ、総務省でも地域おこし協力隊事業を推進しております。

松合地区に協力隊の受入れの考えはないかとの質問でございます。地域おこし協力隊の役割は、地域づくりのための協力活動であり、地域づくりの前提となる隊員の受入れやサポート体制が不十分でありますと、地域づくりや定住に結びつかなくなる恐れもございます。松合地域では、松合校区の将来をみんなで考えるワークショップが進められておりまして、その中で外部人材の必要性が課題として抽出されれば、地域おこし協力隊事業の活用も考えられるかと思えます。

その際には、隊員が担う活動分野を明確にするなど、協力隊の趣旨・目的を地域の中で共通認識を持っていただくことが最も重要になります。その上で、地域おこし協力隊員の募集に当たっては、様々な個性を持った隊員と受け入れ地域のマッチングが重要でございます。まずは、松合地域において隊員の活動内容、受け入れたい人材像、人数、活動体制などを十分に議論する必要があると考えております。

○市長（守田憲史君） 松合にコンビニ誘致要望の件でございます。松合地区については、地区内の店舗が少なく、近隣にも店舗がなく、また、高齢化が進み、車を持たないお年寄りも多くいらっしゃるため、食料品や日用雑貨品等の生活物資全般の購入が困難となり、日常生活に支障をきたし始めているということで、松合校区の住民の方524人が署名されたコンビニ誘致の要望書をいただきました。

コンビニ誘致場所の要望として、国道266号沿いにある市が管理する松合漁港の一部、国道から漁港に入ってすぐ右手前側の面積約5,300㎡の区画については、現在、漁村再開発施設用地として土地利用規制がありますが、その規制についても、水産庁、熊本県に確認したところ、規制を外せないことはないとのことで、詳細については、現在調査・調整中でございます。

市といたしましても、コンビニ等の店舗の誘致ができないか思案しているところでございますが、出店されるところも商圈として事業が成り立つかどうか、出店の成否になるところでございます。

去る8月1日には、コンビニチェーン店から、松合地区の出店について御相談があり、店舗として成り立つには、24時間営業で1日50万円程度の売上げが必要

で、今後、商圈としての調査を進めるとのことですので、その調査結果によるコンビニチェーン等の出店動向や、他のコンビニチェーンの意向を確認しながら、その状況に応じて、市として対応してまいります。

また、まちづくり観光課の松合校区の将来をみんなで考える事業と連携しながら、地域主体で店舗を立ち上げることも視野に入れながら議論してまいります。

○14番（河野一郎君） コンビニ誘致ではありますが、コンビニの経営を誰が携わるのかが問題になってきます。松合地区で話をしてもらったり、広く公募をしたり、知恵を出していただきたいと思います。

総務省より本市に7月1日付で就任され、地方創生に取り組まれる総合政策監、まだこれからと思いますが、松合校区の将来を考える事業に対して、地域おこし協力隊の誘致を含め、どのような地域再生のイメージを持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） 松合地域の再生のイメージということでございましたけれども、先ほど企画部長から答弁いたしましたとおり、現在松合校区の将来をみんなで考えるワークショップが進められております。その中で課題の掘り起こし、地域を元気にするための必要な取組みなどについて抽出作業が行われております。

松合地域はこれまで街並み景観整備事業によりまして整備されました白壁土蔵の街並み、あるいはその先の海、あるいは空と併せて人々の心を和ませる美しい景観がございます。

一方で、先に行われました住民ヒアリングによりますと、近くに商店あるいは交流の場が少ない、空き家が増加している、公共交通の利便性が低下している、光ファイバ網が未整備等、住民生活を維持する上での様々な課題もあげられております。

地方におきましては、集落の小規模・高齢化が進むにつれまして、集落内での生活や生産活動、さらには従来から行われてきましたコミュニティの共同活動の継続、これらが困難な状況が拡大しております。

そのため、政府におきましては「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」におきまして、新たな施策としまして、地域資源を活用した「しごと」づくり、空き店舗、古民家等の遊休資産の活用による観光まちづくりの推進、これらを盛り込んでおります。これらの交付金等によって支援し、新展開をさせるということにしております。

松合地域の再生に向けましては、地域の課題の解決に向けました多機能型の取り組みを持続的に行うための地域運営組織、これを確立した上で、これからの制度の活用も検討しながら松合地域の美しい街並みをいかした施策の推進が重要であると考えております。

その際におきまして、地域おこし協力隊のような外部の人材、若者、女性の活用、これらの施策の具体化を図っていくことも有効な手段の一つであると考えております。

○14番（河野一郎君） 健康推進に移ります。6月の議会の施政方針で市長の健康増進のために野菜をより多く、そして最初に摂取する「さしより野菜」を推奨すると述べられました。調べましたところ、さしより野菜の効果、目指すところに3つのポイントがあるようであります。

ポイント1、野菜から先に食べることで血糖値の急上昇を抑え血管を守る。ポイント2、野菜摂取目標量1日350g、野菜をたくさん摂ることによる高血圧の予防、食物繊維でコレステロールの増加を防いだり、便通の改善。ポイント3、野菜をよくかんで食べることによる満腹感で食べすぎ防止など、生活習慣病の予防が期待をされます。そして、大切なことは市民が健康に関心を持ってもらうことが必要であると思います。

市長は9月1日、先日ですが、東京都足立区が取り組んでいる野菜を食べること、野菜から食べることを推進の調査に行かれたと聞きました。市民の健康寿命を延ばすことは宇城市民の幸せにつながります。足立区を視察された感想と、「さしより野菜」推奨に対する思いをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 現在、全て市民が健康で明るく元気で生活できる社会の実現に向け、生活習慣病の予防に重点をおいた「健康宇城市21（第二次）」を策定し、各事業に取り組んでいるところです。

しかしながら、特定検診の結果では、高血圧や糖尿病等の該当者が多くおられ、市としましても、受診勧奨や重症化予防に訪問活動等頑張っているところですが、なかなか減少せず、苦慮している状況です。

このような中、糖尿病の重症化対策に取り組み、全国から注目を浴びております、東京都足立区の糖尿病アクションプラン視察を行ったところです。

足立区は、「健康寿命が都平均より約2歳短い」ことに、健康寿命を脅かす根本原因である糖尿病への対策を集中的に進める方針を決められました。その施策として「まず野菜から」食べることを重要なポイントとして、「足立区で暮らすとなぜか健康で長生きできる」というまちづくりを目指しておられます。

宇城市としましても、これまでの取組みを今一度精査するとともに、足立区における事例等を参考にし、市民が健康で長生きできるよう「さしより野菜」を重要施策として、事業に取り組んでまいります。

○14番（河野一郎君） 市長、自らの野菜の摂取状況はいかがですか。

○市長（守田憲史君） 海東の山にはたくさん野菜がありまして、いっぱい食べている

ところでございます。

○14番（河野一郎君） 足立区まで視察に行かれて、「さしより野菜」に取り組まれる思いは分かりました。具体的にどのような取り組みがなされるのか今から計画を立てられると思いますが、素案があればお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今、市長よりありました「さしより野菜」の取り組みについては、具体的には議員の言われたように今からでございますが、先ほど言われましたように、野菜を食べることは健康にいいことは皆さん分かっていらっしゃる。さらに、食前に野菜を食べることは、先ほどおっしゃられたとおりでございます。これも糖尿病の発病や重症化予防に効果があると実証されております。

今回視察を行った足立区の事例で申し上げますと、飲食店への「ちょいまし野菜」の販売、「ベジ〇〇」というようなメニューを出してもらう、またお店のカウンター等にチラシを置く、それと商店等のくじ引き等があるところに、景品に野菜の詰め合わせを出してもらうというような、いろんなことを実施され、糖尿病を判定する基礎となるヘモグロビンA1C、7.0%以上というのが糖尿病の一番あれですけど、7.0%以上の割合が平成23年の5.31%に対し、平成27年は4.51%と0.8ポイント減少する等の効果が出されております。市の具体的な事業計画は今言われましたようにこれからですが、今職員等により話し合いを進めております。その中で、一例を申し上げますと本事業の趣旨に賛同いただいた事業協力店に対し、健康づくり応援店のぼり・ステッカー等を提供するとともに、そのお店の広報及びホームページ等でも加盟協力店PRを行っていくということです。

また、毎年開催しております健康フェアにおいて、野菜ソムリエによる野菜スープの提供、またJAと協力し、野菜販売等の強化を図るというような意見が出されております。

今後、足立区の糖尿病アクションプラン等を参考にして、より効果のある事業計画を策定し、事業に取り組んでまいります。

○14番（河野一郎君） 更生保護法第1条、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」としてあります。そのお手伝いをする保護司は、保護司法により法務大臣から委嘱をされております。

現在、宇城市の保護司は34人おられ、そのうち市議会議員5人が在籍をしております。対象者6月現在、宇城市で保護観察中の方12人、環境調整、少年院・刑

務所から帰る場所の調整を行っている方が22人であり、担当保護司が従事されております。非常に身近なところで保護司は活動しております。

国の動きは昨年平成28年12月4日、再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行されております。この法律によって、今後市町村も地域の状況に応じた再犯防止策を策定し、実施する責務が出てきております。保護更生に自治体が関わってほしいと宇城市保護司会も願っております。

本年6月6日に会の代表者が赦免推進委員会設置をお願いされております。また、平成20年に豊田議員が一般質問で設置を求められ、当時の総務部長の答弁は「推進委員会を設置しようと考えている。」とされておりますが、動かなかった経緯があります。今回、改めて設置を求めたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 社会を明るくする運動については、青少年育成市民会議の活動の一環で、7月に啓発活動として市内パレードを行っていらっしゃいます。社会を明るくする運動の推進委員会は、今後迎える少子高齢化社会を犯罪や非行のない安全・安心な社会にするためには必要なことではないかと考えます。

保護司推進委員会を設置する方向で、準備していきたいと思います。

○14番（河野一郎君） いつ設置予定なのか、総務部長、お伺いします。

○総務部長（本間健郎君） 現在、保護司会からは、うちの総務課を通じてそういった申し合わせ事項があります。なるべく早い時期に立ち上げてお知らせしたいと思います。

ただし、今構成メンバーが、先ほど市長が申し上げましたように青少年育成会議のメンバーとほぼだぶるような考えをこちらが持っておりますので、その辺の委員のメンバー等も擦り合わせながら、早めの立ち上げに取り組んでいきたいと思います。

○14番（河野一郎君） 7月に会派研修で神奈川県に視察にまいりました。今年の3月まで、宇城市議会事務局に勤務をされた職員が、現在熊本県市長会東京事務所に外向しており、都内で情報交換をいたしました。

宇城市を離れ、まだ4か月しか経っていないのに、窓口業務の民間委託や、防災コミュニティ施設、戸馳の寺島のキャンプ場開発など話を聞かれ、改めて宇城市が動いているということに気付いたと話をしてくれました。

執行部と議会両輪で前に進んでいくことが、私どもに与えられた使命であると再認識をしました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（入江 学君） これで、河野一郎君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

22番、岡本泰章君の発言を許します。

○22番（岡本泰章君） 新志会の岡本泰章でございます。先に通告しておりました3点につきまして質問をいたします。不知火の皆さん方がお帰りになりましたので、少し気合を入れて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

先の未曾有の大地震により甚大なる被害を受け、未だ復旧・復興は道半ばであります。執行部の皆様方の日々の尽力には大変感謝し、私ども議会といたしましては、この御苦勞を共に分かち合い、復興への道を一丸となって進む所存であります。市民の皆様方が一日も早い日常生活が取り戻せるよう、質問をしたいと思っております。

質問に入ります前に、大変恐縮ではございますが、この場をお借りしまして、平岡教育長、教育長就任誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。就任にあたり、まちづくりに対し、教育長の思いはたくさんございましょうが、御承知のとおり、本市は交通アクセスもどこにも負けないところであります。

農業が基幹産業であります。これからの課題はこの地の利をいかして、農業はもとより産業と教育の振興、魅力ある教育のまちづくり、例えば本市の小中学校の児童生徒と、県立松橋高校体育コースの高校生がスポーツを通して交流を深め、技術の向上を図り、松橋高校体育コースが県下のモデル校として位置付けができればなど、このような思いでいっぱいでございます。熊本県教育委員会と宇城市教育委員会が、スポーツを通じて連携を密にされ、魅力ある教育のまちづくりに貢献していただけると願うところであります。

それでは、本題の復興に向けた被災住宅の解体について質問に入ります。未曾有の大地震から早いもので1年4か月が過ぎた今日、未だ被災住宅の公費解体が進んでいない被災者の皆様方に改めてお見舞いを申し上げます。

先般、県のまとめで、県内27市町村、被災家屋の公費解体の進捗率が平成29年2月末日で5割を超えたと発表がございました。本市における公費解体の進捗率は34.9%で、この5割を大幅に下回っております。さらには平成29年4月末の平均進捗率は62%、現状を思う時、市長の所信表明の「復興するまちづくり」で、「住宅応急修理や家屋解体をスピーディに実施することはもとより」とありますが、この家屋解体こそが被災者の方々の今後の住宅確保の基礎になるのではないかと、また生活再建への影響、遅れなどを危惧するところであります。

このようなことを思う時、本市の公費解体が他の市町村より遅れている原因は何か、その遅れに対するその後の対策ができていますのかお伺いします。

○市民環境部長（松本秀幸君） 御質問の損壊家屋の公費解体につきましては、昨年7月から順次着工しているところでございますが、議員御指摘のとおり、今年の1月末時点では県平均を下回っております。このため、仮置場に持ち込む解体残さの搬入基準を緩和するなど、作業の迅速化を図ってきたところでございます。

また、家財道具等の片付けが終わっていないため、解体作業に入れない家屋が多数存在しましたことから、解体時期を明記した通知文書を発送するなど、解体がスムーズに進むよう計画的な片付けをお願いしているところでもあります。

御質問の進捗状況でございますが、最新のデータで、先月8月末時点で解体申請棟数2,422棟に対しまして、公費解体が1,401棟、自主解体624棟、合計2,025棟の解体を終えたところでございます。解体済みの棟数は、熊本市、益城町に次いで多く、進捗率もここ3か月で30ポイント以上伸びた状況でございます。8月末で83.6%という進捗率を示しております。

なお、県の災害廃棄物処理実行計画では、解体終了を来年3月末といたしておりますが、本市では市民の皆様方の一日も早い生活再建のため、今年中には終えたいということで、現在解体終了を目指して鋭意取り組んでいるところでございます。

○22番（岡本泰章君） 家屋の公費解体こそ、復興に向けた基本となります。生活の基盤は何といっても衣食住といわれているように、その一つが住宅の確保でございます。被災者の方々の、気持ちが一日も早く落ち着くように、公費解体のスピードアップに努めると、さらには今年の12月までには解体作業を完了すると、力強い発言をいただきました。部長、ずいぶん議論しましたね、この件につきまして。ありがとうございます。おかげをもちまして、一安心しました。

しかし、復興に向けて気を抜かず、一つ気合を入れて頑張ってくださいことを強く要請しまして、次の質問に入らせていただきます。

災害公営住宅100戸建設にあたって、現状と本市の市営住宅の建て替え計画と絡めた災害公営住宅の建設並びに完成の見通しについてでございますが、災害公営住宅の整備には、東日本大震災に多くの災害公営住宅を整備された実績のあるUR都市再生機構と県内で一番に基本協定を結ばれ、復興の基本である住宅の整備にいち早く取り組まれたことは、市長、被災者にあっては大変ありがたいことでございます。感謝申し上げます。

そこで、協定から早いもので5か月が経過したものの、100戸建設にあたっての進捗の現状と、私が去年同じ1年前の9月議会の質問の答弁で、土木部長から「市営住宅の建て替え計画との関連について、老朽化した市営住宅が多数あります

ので、仮設住宅の譲渡を受けまして、市営住宅への転換、それからこの災害公営住宅の新たな建設等を含めたところで、総合的に計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。」との答えでございました。

そこで、総合的な計画の見直しは、どのようにどこまで見直されたのか、さらには見直された計画が現在のところ具体的にどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 災害公営住宅の建設戸数につきましては、昨年９月に実施しましたアンケート調査結果をもとに１００戸という計画をしたところであります。

現在の進捗状況でございますが、市の所有地であります豊野町響原地区（約２０戸）と、松橋町大野地区（約３０戸）につきましては、ＵＲ都市機構に建築依頼をしており、豊野町響原地区につきましては農振除外や農地転用等の手続が完了し、地質調査を実施中で、樹木伐採業務の発注を今月予定をしております。

松橋町大野地区につきましては埋蔵文化財発掘業務発注を今月中に行う予定としておりまして、両地区とも平成３０年度内完成に向けて今進めております。

残りの戸数につきましては、土地提案と建築を一括して民間業者に行ってもらい公募を現在行っております。

この公募につきましては、応募締切日を９月８日、審査を９月中旬に予定しておりまして、その結果により建築が進められ、建築期限を平成３１年２月と予定しております。

現在、第２回目のアンケート調査を実施しているところで、この結果次第では建設戸数の追加を検討をしなければならないと考えております。

市営住宅の建て替え計画につきましては、基本的には平成２５年に作成しました宇城市市営住宅長寿命化計画により実施することとしておりましたが、今回の熊本地震によりまして見直しをする必要性がでてまいりました。

また、応急仮設住宅の市営住宅への利活用も考えられ、今回建設します災害公営住宅の最終建設戸数が決まり次第、全体の計画見直しをする予定としております。

今後、民間借家経営を圧迫しないような配慮をしながら建設に向けて進めていきたいと考えております。

○**２番（岡本泰章君）** 老朽化した市営住宅の建て替え計画と絡めたところの災害公営住宅の建設にあたっては、大事にやっぱり私も建設場所の決定ではなかろうかと、このように思っております。

実は、本市の公営住宅は一番古いもので昭和三十七、八年の建設で、耐用年数もはるかに経過している木造住宅でございます。本当に皆さん方、見ておられると昔のままの長屋でございます。その後、昭和３８年から昭和４０年に掛けまして建築

された耐火構造の抑焼住宅ですか、小さい住宅でございます。このようなことで、全部とっていいほど経過しております。そういう市営住宅と、一つ老朽化した市営住宅と、それから災害公営住宅を造るにあたり、ここ辺りも場所の選定にどのように取り組まれたのか。また、各町ごとに、特に松橋、小川、この辺りにつきまして、何箇所ぐらいそういう市営住宅を検討されたのか。その経緯について伺いたします。

○**土木部長（成田正博君）** 耐用年数を経過した古い市営住宅も少なからず残っております。岡本議員の質問の趣旨としまして、現在の老朽化した市営住宅の場所に建て替えを含めて考えてみたらいかがかということかと思えます。

確かにその場合、市有地でございますので土地を探す手間、あるいは用地費が節約されるといったメリットがございます。しかしながら、今後の行程を考えますと、現在入居されている方々の御理解を頂き、別の住宅へ転居していただきまして、その後解体、建設着手といった流れになってきます。

転居していただいた方々は、災害公営住宅の入居要件を満たしておられませんので、家賃などの課題も考えられます。

しかし、提案いただきました内容と、今進めております民間提案の公募内容と市の市営住宅長寿命化計画等を総合的に検討したしまして、今後災害公営住宅の建設を進めてまいりたいと考えております。

○**2 2 番（岡本泰章君）** それでは次に入ります。2 番目の企業誘致について3 点ほど質問に入ります。

1 点目は、優遇条例の活用状況についてであります。まずは平成21年4月1日から施行された改正宇城市企業振興促進条例が、企業誘致に現在までどのように活用されたのか、その実態について伺いたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 企業誘致における適用施設については、宇城市企業振興促進条例において、農村地域工業等導入促進法第10条、過疎地域自立促進特別措置法第31条、半島振興法第17条又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条の適用を受ける施設等でございます。それ以外にも、施設等の投下固定資産総額が5,000万円以上、かつ、これを当該事業に供したことに伴って増加する新規雇用者の数が5人以上となる施設等については、奨励措置を適用する施設となります。

奨励措置といたしましては、固定資産税の課税免除又は不均一課税、施設等建設補助金の交付、雇用奨励金の交付、緑化奨励金の交付の4つの奨励措置があります。

平成21年4月の宇城市企業振興促進条例改正以降の活用状況といたしましては、固定資産税の課税免除又は不均一課税については、4社で1,293万8,700円

の減税となっております。用地取得費を除き新たに投下された償却資産については、一番大きな業者は2億8,560万円で、次に大きかった業者は8,680万円で、最少の業者は7,897万円となっております。

雇用奨励金については、23人分460万円の奨励金が交付されています。

○22番（岡本泰章君） 本市における企業誘致の現状は、宇城市誕生の平成17年1社、平成18年に2社、平成19年に1社と、ただいまの答弁にもありましたように、平成21年3月に改正されました宇城市企業振興促進条例の活用は4社とわずかなものでありまして、また、若い方々が振り向くような企業もなかなか見当たりません。

このような現状を思う時、自治体間の競争が激しい時勢には、行政も待ちの姿勢では成果は望めないと、このように思っております。企業誘致は、行政はちょっと企業とは違いますけれども、企業のセンスを持って感覚、積極的に営業活動、特に情報の収集、ここが第一の問題ではないかと感じております。この点、よろしくお願いいたします。

この点を踏まえまして、それでは2番目の質問に入ります。本市産業のさらなる振興と雇用機会の拡大のため、企業振興促進条例の見直しについてであります。

本市の未来と現状を思う時、熊本県の中央に位置し、政令都市熊本市と熊本県第二の都市八代市の中間に位置し、このお隣の八代市には熊本県が力を入れて整備された貨物の港があります。さらには、本市に南北に鉄道が走り、九州新幹線も走っています。しかも、高速道路のインターが本市の中央に2つもあります。それに平行して国道3号も走り、また熊本県の県内90分構想の起点でもあります。正に本市の交通の要衝であります。このように地理的にも、また交通アクセスにも恵まれた本市は、県内どこにも負けない、すばらしい宇城市であります。このすばらしい地理的好条件を企業誘致にいかしきれず、このまま眠らせていいものでございましょうか。執行部も議会も、一丸となって積極的に企業誘致に取り組んでいかねばならないと考えています。この点、力強く要請しておきます。

また、まちづくりの核となる、中心となる人口問題、特に若い方々の流出問題、合併から10年が過ぎた今日、合併当初、6万4,365人の人口が、現在で6万人を割っているのが現状であります。

皆様も御存じのとおり、この流出の大半が若い方々です。この若い方々の流出に歯止めを掛けるのも質の高い企業の誘致ではなかろうかと思っています。人口減少問題は本市だけでなく全国的な問題ですが、若い方々が現在も将来も安心して定着できるよう、宇城市を構築するのが我々政治に携わるものに与えられた使命であります。このようなことを鑑みると、本市経済の活性化と雇用機会の増大を図

るためには、産業の振興だと考えます。

では、産業を振興させるには、1つには地場産業の振興、2つには民間活力をいかす企業誘致ではなかろうかと考えます。未来の本市を思う時、市長の所信表明にもありましたように、持続するまちづくりの中で産業振興についても課題が山積みしており、若年層の流出を食い止める良質な雇用を創出するための抜本的な対策を行うことが必要だと訴えておられます。正に、地場産業の稼ぐ力を高める施策と民間活力をいかす良質な企業誘致が、これぞ産業の振興につながるものだと考えます。

先の3月議会の園田議員の質問の答弁で、企業誘致は質の高い企業の誘致に努めるということでございました。大変ありがたいことだと思っております。そこで、自治体間の競争が激しい中での質の高い企業の誘致には、誘致促進のため誘い水、優遇条例を見直したらと考えますが、さらには本市においてはこの条件整備が不十分ではなかろうかと考えます。と申すのも、皆さん誰しも企業としても他の地域に進出するならば、より良い条件のところを選択されるはずであります。ならば、どうすれば企業の方々が宇城市に進出したいという、思い切った、現状にマッチした誘い水、優遇策をつくるかにかかるわけであるといっても過言ではないと思います。

このようなところを踏まえて、企業誘致促進のため、優遇条例見直しについてお考えをお伺いします。

○経済部長（吉田裕次君） 本年7月31日に、地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦するための企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正及び、促進する産業の業種を拡大するための農村地域工業等導入促進法の一部改正が施行されました。

これに伴い、今定例会にこれらの法律を引用している宇城市企業振興促進条例等について、引用している法律の題名及び条項を改める改正案を上程しております。

改正された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法は、多様化する事業形態に対応しつつ、新たな産業を創出していく観点から、従来型の製造業にとどまらず、地域の特性をいかした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が対象となります。

この法律に基づき、県と市町村で作成する熊本県地域未来投資促進基本計画を作成いたします。それには、国の同意が必要となりますが、8月29日に県から九州経済産業局へ基本計画を提出し、9月末から10月上旬には、国の同意が得られる予定となっております。

この同意が得られた後に、宇城市地域経済構造分析業務調査報告書などを参考にしながら、近隣市町村の動向を踏まえ、宇城市企業振興促進条例の見直しを議論してまいりたいと考えます。

○22番（岡本泰章君） 参考になればと思っておりますが、ここに新潟県の妙高市、人口3万1,112人、この企業振興奨励条例の優遇制度の要について、1つが固定資産税を10年間免除、限度額が3億円、しかも固定資産税相当額の奨励金交付金も選択は可能と、2つ選ばせてあります。

2つ目が、対象業種と日本標準産業分類の枠を大幅に広げて誘致にあたっておられる、このように要として捉えて、企業進出の条件整備を整えておられます。

本市としても、企業誘致での優遇制度の要は、やはりどうしても目玉として取り組むのはこの固定資産税の課税免除、又は不均一課税の大幅な見直し、さらには対象業種は限られておりますので、今後このような対象業種を拡大して優遇する考えはないか、この2点について伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 今回の地域未来投資促進法の改正に伴う熊本県地域未来投資促進基本計画に基づき、他自治体との優遇措置、中でも固定資産税の減免及び対象業種の拡大に重点を置いて、情報収集等を今後行ってまいります。

○22番（岡本泰章君） ありがたい回答をいただきまして、ありがとうございます。

このほかの優遇策につきましては、研究を一つ強く検討、要請しておきます。

次に3点目の質問に入ります。宇城地域への八代工業用水の取水についてでございますが、工業・農業の振興に水は必要不可欠な問題であります。そこで、県の外郭団体の企業局が管理している八代市の郡築一番に設置されています工業用水を宇城市、宇城地域、これに氷川町辺りも含めまして、取水するならと考えたところがあります。と申すのも、この質の高い企業、工場などの企業誘致には不可欠な工業用水の供給や、さらには今般、本市において、国営ほ場整備が約900㍍予定されていますが、この農業にも水は不可欠な問題であります。

また、これからの大規模農業は会社組織での経営になるのは時間の問題ではないでしょうか。現に、施設園芸等においては、会社組織で頑張っておられます。ということで、宇城地域への工業用水導入は産業の振興、農業の振興、なくてはならない大変重要な工業用水であります。この工業用水の導入の取組について、本市のお考えをお伺いします。

○土木部長（成田正博君） 宇城地域へ企業を誘致する際に、工業の振興に大変重要な水を確保、供給できないかということ、また、その用水の確保先を熊本県企業局が所有します八代工業用水道（白島浄水場）でございますが、その余剰水を利用することを仮定した場合の導入の取組についてでございますが、この施設の概要につきまして、若干御説明申し上げます。

この白島浄水場は、昭和52年4月に八代工業用水道としまして、熊本県が供用開始をしております。当初から供給量に余裕が生じていましたため、この余剰水を

飲料水として利用できないものかと、水不足に困惑しておりました宇城・天草地方の各自治体が上天草・宇城水道企業団を立ち上げまして、平成16年2月から県施設に隣接します八代浄水場を建設しまして供給開始をしております。

この施設の取水口は球磨川に設置しておりまして、7kmの導水管により、河川水をこの施設に引水しております。

県との協定の中で、取水量の水利権を県が54.74%、企業団が45.26%で取決めをしております。企業団はこの割合で計画供給日量21,050m³を浄水処理しまして、各配水池へ送水しております。

県は工業用水として、日取水量約30,000m³の水利権を有しておりますが、現在の有収水量が約3割程度ということで、取水量を制限しているとのことでございます。

そこで、この余剰水約20,000m³を宇城地域に工業用水や農業用水として利用できないものかということで検討した際には、今後の企業誘致の動向、建設の場所、あるいは規模等の把握をすると同時に工業用水の必要性を十分に検討しまして、誘致計画の中に盛り込むことが妥当ではないかと考えております。

○22番（岡本泰章君） 私が今般、あえて八代工業用水の取水を取り上げましたのは、農業が基幹産業の宇城市であります。この農業、また質の高い工場などの企業誘致、このように農業・工業の振興には、一番大事なのが、なくてはならないのが水であります。先ほど失礼なことを申しましたが、言ってしまいましたのでお許しを。と申すのは、企業誘致に当たっては条件整備が不十分ではなかろうかと、この不十分が何度も申しますが、農業・工業にも一番大事なこの水であります。

実は地理的にも、交通アクセスにも恵まれた本市、すばらしい宇城地域であります。残念なことにはこの水資源が特に乏しいのが宇城市の要であるこの松橋町と、それからお隣の小川町であります。飲料水にしましても、工業用水にしましても、不十分でございますが、飲料水はおかげを持ちまして八代工業用水を分けてもらって現在やっておりますが、旧町時代には議会において、その対策といたしまして小川は水資源対策調査特別委員会を設置して、水資源開発計画に取り組みました。その当時、松橋町の水資源開発に真剣でありました。

水資源開発ではいろいろ検討され、1つ目は地下水の確保、2つ目は小規模ダム、3つ目は八代工業用水、この小規模ダムでの水資源開発では、釈迦院ダム水道企業団、近隣の議会から数人の議員を選出し、活動を展開しました。平成2年度には釈迦院ダム建設事業採択、さらには平成5年度には釈迦院ダムの事業費2億5,000万円、これには付替道路とか、実施設計並びにダム実施設計、環境問題、試験測量など、ここに至るまでの釈迦院ダムの用水を計画から試算してみますと、2,5

00トで約14億円、小川町負担分、給水原価が1トあたり209円程度になって、非常に高かったわけです。この点について、いろいろ議論が議会においても交わされました。その当時の八代工業用水の試算では、はっきりした資料はございませんでした。概算ですが、小川町の負担額が約15億円、給水原価が1トあたり111円、この試算は松橋町が1万ト、それから小川町が5,000ト必要だという前提で、どういうことかといいますと、八代から海底ケーブルで豊川地区に持ってきて、ここで浄水し、小川中学校にあげると、仮定で試算したところであります。

このように水資源については、松橋町も小川町も時には一緒になり、真剣に給水コストなどにつままして、いろんな角度から検討を加え、現在の八代工業用水に変えまして、釈迦院ダムは議員も解散しましてダム建設は終わったわけで、そういう経緯があります。これに代わるいろいろな水があれば、私はあえてこの八代工業用水を取り上げておりません。現在の上天草・宇城水道企業団の水道水、飲料水であります。

先ほど部長からも説明があつておりました。県の工業用水を2つに分けてある、48%と五十何%という具合に。

八代郡築一番にあります八代工業用水、水道事業の現状は、1日の能力が2万7,300ト、契約が9,000ト、現在の1日の水量は5,500ト、会社22社分。契約の基本料金は1トあたり35円、超過料金はここの契約がありまして、超過した時には倍になって70円になる。このように、1日の能力も20,000ト以上、今八代工業用水は余っております。需要と供給のバランスで、料金もひょっとすると安くなるのではないだろうか、このように思うところでございます。

配水ポンプも5基あるのが4基休止しております。日量20,000ト以上余っているこの工業用水が、県南・宇城市・宇土市・美里町・氷川町の工業・農業の振興を促すように、県南地域の導水について県、企業局と一緒に研究・検討、そのお考えはないか伺いたします。

○土木部長（成田正博君） 熊本県北に比べまして、熊本県南への企業進出を比較した場合、特に宇城地域への進出も含めると、少ないかと思われます。

宇城地域におきましては、高速道路やインフラ整備はある程度進んではいるものの、企業誘致に重要な水問題もその一つの要因かもしれません。

先ほど申し上げましたように、県は工業用水としまして、日取水量約30,000m³の水利権を有しておりますが、現在の有収水量が3割程度ということで、この余剰水を宇城地域に工業用水として導水できないかということでございますが、県の工業用水を分水するにあたりまして、県の認可が必要になりますとともに、新たな導水管の整備、処理施設建設等の事業費が莫大になるかと思われます。

整備費の採算が重要であります。費用対効果も見ることがございます。県と一緒に検討する考えはないかということでございますが、今後この件につきまして、県や企業局にお尋ねをしてみたいと思います。

○22番（岡本泰章君） ありがたい回答をいただきまして、ありがとうございます。本当に県も日量、せっかくつくっているのが20,000ト以上余っておりますので、そういうところで何とかいいようになればいいなと、このように思っておりますから、精力的に一つ頑張ってみていただきたいと、このように思います。

それでは、3番目の松橋駅西側高良地区の開発についてでございますが、この地域一帯の土地の有効利用を考えた時、本市の人口増対策の大きな要因の一つになります。この一帯は今後本市の発展に大いに寄与するものであると確信しているところであります。と申すのも、JR松橋駅も新しく平成28年度に改築され、しかも西側の不知火町高良地区からの乗り降りも新しくでき、さらには市営駐車場も西側の高良地区に間近に完成します。交通の便は、御存じのとおりJR鹿児島本線の在来線が朝夕は20分間隔で、しかも政令都市熊本市まで20分、熊本県第2の都市八代市まで15分から16分、両駅ともさらには新幹線への乗り換えも駅構内ででき、なお電車は時間も正確でございます、乗用車のように狂いません。そういうJRの電車、鉄道が目の前を走っております。通勤、通学では立派な地域であります。

また、この地域は皆さん方も御存じのとおり、一帯が田んぼでありまして、宅地開発ともなれば地権者にとっても田んぼのままよりそれなりのメリットがあるのであるのではなかろうかと考えます。

このように、松橋町西側不知火高良地区の開発は意義あるものであると考えます。左様な意味で、この地域一帯の土地は何度も申しますが、本市のさらなる発展の上からも、さらには土地の有効利用の観点からも、大変重要な地域一帯であります。この地域、土地の有効利用にあたっては、地元の皆様方の御理解と盛り上がりというものが、特に地権者の方々の御理解が大変大事であります。

有効利用の1つといたしまして持ち家の建設・定住促進、2つ目にいたしまして人口増対策、3つ目には地権者は国営ほ場整備ができた農業団地の代替地を求め、農業に不可欠な水などが整備された農場で本格的な農業経営、このほかにもこの一帯の土地のメリットが、考えればたくさんあります。そういうところで、本市としても松橋駅西側一帯の宅地開発について本腰を入れて、地域地権者との懇談会の取組、また推進するお考えはございませんか伺いをいたします。

○土木部長（成田正博君） 松橋駅開発事業につきましては、平成24年度から計画が始まりまして、工事着手が平成27年度、東西自由通路開通が昨年10月1日、こ

れから東側や西側の整備を行いまして、事業完了は平成31年度を予定しております。

駅西側の開発につきましては、市としましても大いに期待するところであります。この田園地帯について宅地開発を行うためには、農地法を遵守する必要がありますし、御意見の松橋駅西側農地につきましては、第1種優良農地になっており、農振除外を行うことは難しいものがございました。

しかしながら、駅の西口が完成することによりまして、駅から約半径300m以内の範囲につきましては除外することが可能とのことでございます。それ以外の区域につきましては都市計画区域内であります、用途指定区域ではございません。農振を除外するには高いハードルがありますが、今後構想、計画、あるいは民間開発といった情報がありました場合には、地権者や地域の御理解が必要となってくるので、地域住民に対しまして、速やかに説明会などを行っていく必要があると思います。

○22番（岡本泰章君） ただいまの答弁に300mの農振除外と、都市計画の中にありますが、都市計画にも11種類ばかりあるでしょう。こういう所を一つ、該当するのはないか真剣に一応やってみてもらいます。

それから、2002年ぐらいには法が改正されまして、民間による特別枠か何かのあれができております。そういうところも併せまして、研究・検討を一つお願いいたしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、民間による松橋駅西側の宅地開発についてでございますが、土地の有効活用の観点から、また定住促進の観点からも本市としては大いに取り組みたい事業の一つであります。財源問題が絡み、行政の事業としては当然不可能であります。このような事業こそ、良識ある事業者の民間活力を大いに取り入れ、開発に取り組めば最高の策だと考えます。

本市としては、その事業の推進に例えば、ただいまありました農振除外の許認可等、インフラなどの整備、スピード感を持って、せっかく新駅辺りもできまして、西側からも乗るようになりまして、新しいうちにできるように頑張ってもらいたいと思います。こう思って取り組んでいただき、進捗に努めていただくなら結構なことではないかなと、このように思っております。

まだまだ、ほかにもたくさんありますが、少し踏み込んだ質問になりましたが、このようなところで民間による宅地開発についてお考えをお伺いします。

○土木部長（成田正博君） 先ほど申しましたが、松橋駅西側開発につきましては、市にとりましても大変重要と認識しております。

民間による宅地開発ということで、宅地化を行うためには、道路・水路をはじめ

とします整備が必要になります。市単独での周辺開発につきましては、体力的に大変厳しいものがありますので、将来を見据え、市が整備すべき部分は市で行い、民間による大規模開発等を期待しますとともに、有効に活用する方法をこれからも考えていきたいと思っております。

○22番（岡本泰章君） 非常に大きな問題で、また地権者、地域、こういう問題が絡みますけれども、やはりやるならば急いでやらなければ、今回900名のは場整備あたりからも外れているし、地域住民の方々の気持ちというものを落ち着かないわけでございます。「どうなるのかな。」と、こういう疑心暗鬼でいつまでも続けていけば、いろいろ「政治は何をしているのか。」と、このような恰好にもなります。一つ気合を入れて頑張ってくださいと、このように思います。

民間による、ただいま大規模開発に期待すると、こういう前向きな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。要望事項でありますので、大規模開発に向けて強く研究・検討なされることを要請しまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、岡本泰章君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

3番、大村悟君の発言を許します。

○3番（大村 悟君） 議席番号3番、うき幸友会、大村悟でございます。

この夏、若者が宇城市のことをしっかり考え、頑張っているんだと感じさせられる2つの催しに参加いたしました。宇城管内の市長や町長が市政や町政について語り合う「地域づくりうきうきフォーラム」と、「宇城市子ども議会」であります。

うきうきフォーラムでは、小川工業高校、松橋高校、宇土高校の代表生徒が市政にどう関わっていくことができるのかの提言をいたしました。

宇城市子ども議会では、学校ごとに市への質問事項を考え、緊張の中にも鋭い質問がなされたのではと思っています。居合わせた私たち大人が、その内容をどう受け止め、どう向き合っていくのかにより、そんな若者の意欲や夢が、今後更に膨らんでいくのか、あるいはしぼんでしまうのかに大きな影響を及ぼすのではと思った次第であります。

特に、うきうきフォーラムで高校生の提言した内容は、市の後押しさえあれば、

市の活性化のために貢献できそうな具体例がいくつもあったような気がいたします。是非、市としてどの部分に応援ができるのか真剣に考え、若者の夢の実現に協力すべきだと考えますので、その場におられました市長あるいは執行部の皆さん方には今後の対応をよろしく願いいたします。

さて、前回6月の一般質問で、就学援助費の入学前支給ができるように制度変更ができないのかお尋ねしましたが、その際、検討するとの答弁をいただいていた。その点につきまして、一昨日の開会日の説明で分かりましたが、来年度入学児童生徒から適用できるように、早速今回提出の補正予算の中に組み入れていただいています。経済的に厳しい御家庭のことを慮り、早急に対応をしていただきましたことに感謝申し上げます、今日の質問に入らせていただきます。

今日の質問は、事前に通告しました大きくは4点であります。まず、大きな1点目は、三角西港を中心とした宇城市観光振興についてであります。三角西港が世界文化遺産に登録され、2年が経過しました。宇城市の観光振興策として、三角西港を中心とした宇城市の主要な場所への集客にも精一杯力を注いでおられることは十分承知しているところであります。

そこで、小さな1点目です。三角西港等、主な観光地の来訪者数の推移についてお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 市内の主な観光施設の直近3年間の来訪者の推移についてお答えいたします。

市では、県の観光統計調査に基づきまして、市内15か所で観光施設等の入込客調査を実施しております。この調査は、三角西港などの観光施設だけでなく、物産館やスポーツ・レクリエーション施設も対象となっておりまして、市全体の入込客数は平成26年が221万人、平成27年が227万人、そして昨年、平成28年が地震の影響もありまして、約190万人となっております。

市内の主な観光施設でございます三角西港、それから不知火温泉ふるさと交流センター、そして戸馳花のがっこうへの入込客数は総計で平成26年が68万人でございましたけれども、平成27年は前年より14万人増の82万人となりました。

これは、三角西港が世界文化遺産に登録されたことにより増加したものと考えられます。しかしながら、平成28年は熊本地震という大きなマイナス要因がございまして、前年より19万人減の63万人余りでございました。

昨年の入込客数を観光地別にみると、三角西港、不知火温泉センターがともに31万人、花のがっこうが7千人でございましたけれども、特に影響が大きかったのが三角西港で、前年比で21万人の減となっております。

一方、市内全体での宿泊客延べ数を見ますと、平成26年、平成27年がともに

約3万人、そして平成28年が約2万人と推移しておりまして、全入込客数の2%にも満たないことから、本市は日帰客が多い典型的な通過型の観光地となっています。

○3番（大村 悟君） 具体的な数値は繰り返しません、三角西港が世界文化遺産に登録された影響で入込客数は平成27年度は大幅に増加し、逆に熊本地震の影響で平成28年度は大きく減少したということでもあります。熊本地震により、来訪者数に影響はあったものの、その後回復してはいると推測していますが、三角西港は登録までに億を超えるお金が投資されている施設でもあります。当然、宇城市の観光拠点の一つとして、さらには三角西港を中心に据えた観光振興を今後も期待するところでもあります。

そこで、小さな2点目ですが、現在の三角西港を中心とした観光振興策についてお尋ねいたします。大型クルーズ船のことも広報誌等で見ましたが、そのことも含めて答弁をお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角西港を中心とした観光振興策についてということでございます。

三角西港が世界文化遺産に登録され、観光振興による経済活性化に大きな期待が寄せられておりますけれども、三角地区にはどのような観光客がどのような目的で来訪されているか不明であり、より実効性の高い計画づくりと体制づくりが急務となっております。

そこで、「宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、平成28年度から稼げる観光を目的とした宇城市版DMOと地域商社による雇用創出実現事業に取り組んでいます。

この事業は観光に関するマーケティング調査を実施し、客観的なデータから観光消費額の増加や雇用創出につながる「稼げる観光」を創り出すこととしておりまして、取組の基盤となる「マーケティング委員会」を立ち上げ、現在、「稼げる観光」の具体的な戦略について検討を進めているところでございます。

一方、1888年（明治20年）に開港いたしました三角西港が、今年築港130周年を迎えますことから、10月を築港130周年記念月間と位置付けまして、市内各地で開催されるイベントや食などの観光商品を大々的にPRしてまいります。

また、期間中については、先ほどお話のとおりクルーズ船「ぱしふいっくびいなす号」と、「にっぽん丸」が三角港に寄港する予定でございまして、市内の観光体験ツアーも組まれております。県外からのお客様をおもてなしの心で歓迎したいと考えております。

それから、来年5月ですけれども、新天門橋が開通する予定でございます。この

ため、来訪者の増加が見込まれ、三角エリアの地域資源を連携させる面的な取組も重要となってまいります。

これらの取組をきっかけとして、宇城市の認知度向上につなげ、観光客の更なる増加と観光消費の拡大及び地域内雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） ちょっと繰り返しになりますが、宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成28年度から稼げる観光を目的とした宇城市版DMOと地域商社による雇用創出実現事業に取り組んでいるとのことであります。

「マーケティング委員会」を立ち上げ、稼げる観光の具体的な戦略について検討を進めている段階のようであります。10月に築港130周年記念月間と位置付けた取組をし、その時にはクルーズ船「ぱしふいっくびいなす」や、「にっぽん丸」が三角に来るとのことです。来年5月には新天門橋が開通する予定であるので、宇城市の認知度向上、観光客の更なる増加と観光消費の拡大、地域内雇用創出につなげていきたいとのことであります。

是非、思っておられるような状況になっていきますよう取組の更なる充実を図っていただきたいと思います。

ここからは、観光振興に関しまして、私の思いを述べさせていただきますので、是非耳を傾けてほしいと思います。

今後の観光振興の在り方として、三角西港と戸馳を一体と考えた観光振興策をもっと強く打ち出してもいいのではないかと私は考えます。私は、戸馳小学校が閉校となった年に校長として戸馳にお世話になっていたこともあり、戸馳の将来を楽しみにしている者の一人です。議員1年目の一般質問でも、似たような質問をしたことを思い出しますが、戸馳では蘭栽培が盛んに行われており、蘭で知られている花のがっこうや、立派な海水浴場があります。さらには閉校となった戸馳小学校の建物、グラウンド、閉鎖されていますが東海大学所有の宿泊施設もあります。

また、戸馳に渡る新しい橋も完成に向けて、現在工事が着々と進んでいるところでもあります。最近では、近くの島を観光地として開発するために企業が購入されたという話もお聞きしています。これらの既存施設等を工夫して活用したり、先ほどの企業との連携を図ったりしていけば、観光で戸馳に人を呼び込む戦略は十分立てることができるのではと私は考えます。

には、夢膨らむような楽しい計画はないのでしょうか。そのことを確認するためのお尋ねであります。それが小さな3点目です。三角西港と戸馳を一体とした、今後の観光振興の在り方についてお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角西港と戸馳を一体とした、観光振興策ということのお尋ねでございます。

戸馳地区は蘭の栽培が盛んに行われておりまして、そのシンボリックな存在でございます戸馳花のがっこうや、全長300mにわたって砂を敷き詰めた若宮海水浴場、それからオートキャンプ場もございます。

また、戸馳島周辺などの海域では試験養殖をはじめたマガキの販売が今年から始まっておりまして、観光と食の資源から観光客を引きつけるという潜在能力は高いものがあると思っております。

それから、この戸馳地域で、何か夢が膨らむような計画はないかという御質問もございましたけれども、現在、戸馳・野崎の南西約1km、三角港の南東約1.5kmに位置します寺島という島がございますけれども、この島で福岡県久留米市にございます「ベストアメニティ」という企業が、リゾート開発の構想を進めております。

この会社は、食品卸売業や旅館業などを手掛けられており、上天草市でもマリン事業などを展開されておられます。寺島の面積は約5㍍で、県内でも認知度が上がっているグランピングなどの宿泊施設を平成31年度中までには整備したいという計画と聞いております。

整備にはいくつかの課題もあるようですが、観光振興、地域活性化に資するものと考え、市としましても可能なことは精一杯支援していきたいと考えております。

また、交通インフラでは先ほどありましたように、戸馳大橋架替工事が平成31年4月の供用開始を目指して事業を進めております。完成後は大型車も自由に通行が可能となりますことから、観光客の増加による地域経済の需要が期待されております。戸馳地域との一体的な観光振興は、三角西港を軸として新たな地域資源を発掘、活用しながら、既存施設との連携と住民が参画した振興策を展開してまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 戸馳に関しては、観光客を引きつけるという潜在能力は高いと判断しておられると理解をいたしました。

現在、寺島でリゾート開発の構想を持っておられる会社があり、高級感のある宿泊施設を平成31年の春までには整備するという計画もつかんでおられ、観光振興、地域活性化に資するものと考え、可能なことは市としても支援したいという思いがあるということも分かりました。

戸馳大橋架け替えにより、観光客増加による地域経済の浮揚も期待されているようです。今の答弁での表現をそのままお借りすれば、結論として戸馳地域との一体的な観光振興は三角西港を軸として、新たな地域資源を発掘・活用しながら、既存施設の連携と住民が参画した振興策を展開していきたいと、非常に前向きな方向性を示してもらえたものと受け止めさせていただきました。

そうであるならば、是非平行して検討していただきたいことがあります。再質問

です。自転車活用推進法という法律が、平成28年12月16日に交付され、平成29年5月1日に施行されました。地方公共団体の責務として、国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施ということになっています。

以下の施策を重点的に検討・実施として、基本方針が示されており、その中には、路外駐車場の整備、シェアサイクル施設の整備、観光来訪の促進などが具体的にあげられています。

三角西港と戸馳を一体化した観光振興策の一つとして、どこかに拠点を設けて自転車の固定駐車場の設置、シェアサイクル施設の整備ができないかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今、議員が申されましたように、本年5月、自転車活用推進法が施行され、路外駐車場の整備やシェアサイクル施設の整備、観光来訪の促進などの施策が定められました。

自転車の路外駐車場とは、自転車置台、いわゆるサイクルラックを設置した駐車場のことで、近年のサイクリング人気で増加する自転車愛好家の休憩所として活用が広がってきております。

また、シェアサイクルは、自転車の短期レンタルのことで、借りた場所ではなく、最寄りの駐車場に返却することが可能でございまして、利用者の回遊性を高めております。

近年は、宇土半島一周や天草方面へ走る自転車愛好家も多く、本市でもおもてなしの一環としまして、三角西港と不知火温泉センターに5台程度の自転車が駐輪可能なサイクルラックをそれぞれ1基ずつ設置いたしております。

レンタルサイクルにつきましては、県内では阿蘇市が市内観光周遊のため、ＪＲ阿蘇駅構内で取組を既に始めておられます。

一方、本市の三角駅前ＪＲと産交バス三角営業所、それから三角港が近接するという公共交通機能の集積地でございまして、レンタルサイクルは、こうした公共交通機関を利用した観光客の新たな移動・回遊性を高める可能性があると考え、今後本市におきましても調査・研究を進めてまいります。

○3番（大村 悟君） シェアサイクル施設については、具体的に場所も想定してお答えいただきました。

三角駅前ＪＲ、産交バス、船など、公共交通機関の集積地であるということ、レンタルサイクルはそうした公共交通機関を利用した観光客の新たな移動・回遊性を高める可能性はあると考え、調査・研究を進めていくということでありまので、実現に向けて早急に調査・研究に入っていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、大きな２点目の市民の健康推進についてに入ります。平成２９年７月７日の新聞に、「厚生労働省、メタボ者数を減らすと報奨金、都道府県と市町村に」という大きな見出しでの記事がありました。国民健康保険の運営主体が来年４月に市町村から都道府県に移るのに合わせ、医療費抑制の成果などに応じて、来年の都道府県と市町村に５００億円ずつ、計１，０００億円を配分して財政支援をする方針を決めたという記事でありました。

事例もあげてありましたが、加入者１人当たりの医療費が低かったり、メタボリック症候群の該当者を減らしたりした自治体に、報奨としてお金を配るということであります。

地震対策等で財政が厳しい折でもあります。そういう制度があるのであれば、是非その報奨金獲得に動いていただきたいという思いから、メタボ関連に絞ってのお尋ねであります。まず、小さな１点目は、宇城市のメタボ者数の推移についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、メタボ者数の推移についてお答えいたします。

メタボ者とは、いわゆる肥満に加えて３つの数値、血圧、血糖値、脂質、脂質については中性脂肪とコレステロールになりますが、この３つの代謝異常の症状のうち、２つ以上の症状を持つ人をいいます。

メタボの人は、それぞれの病気の基準を満たさない予備軍や、軽症の状態であっても、先ほどの数値が２つ、３つと複数重なっている場合は、動脈硬化の進行予防の観点から、すぐに手を打たなければならない状態と捉えられています。自覚症状もなく進行する糖尿病・高血圧・脳梗塞等様々な病気が引き起こされるリスクが高まってまいります。

現在、市が把握しておりますのは、国保加入者で特定健診の受診者の数値でございます。それを報告させていただきます。

平成２５年度からの推移を申し上げますと、平成２５年度が健診受診者４，６２９人に対し、メタボ該当者６９１人、率にしまして１４．９％になります。あと、年度ごとの率を申し上げます。平成２６年度が１５％、平成２７年度が１６．４％、平成２８年度は１６．６％となっており、健診受診者に対する該当者率が年々増加している数値となっております。

○３番（大村 悟君） データは国保加入者で、特定健診の受診者に限るということですが、平成２５年度が健診受診者４，６２９人に対し、メタボ該当者６９１人、率にして１４．９％、平成２８年度が健診受診者４，１７１人に対し、メタボ該当者６９１人で率にして１６．６％ということであります。

ほかの年度につきましても率をあげていただきましたが、該当者の率は年々増加しているとのことであり、年々増加しているということでもありますので、当然該当者率が下がるように対策はとってあると推測いたします。

そこで、小さな2点目は、メタボ者数減少に向けて市が行っている対策についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） その対策についてということですが、先ほどのメタボ該当者の方につきましては、保健師・管理栄養士による複数回の自宅訪問等により、健診結果の説明、メタボの人は動脈硬化になりやすく、心臓病など様々な病気を引き起こすリスクがある旨の危険性等について、生活改善及び栄養指導等でのメタボ者数減少対策に取り組んでおります。

数値的に申しますと、平成27年度、平成28年度を比較して申し上げますと、平成27年度にメタボ該当者に保健指導を行った結果、改善があった方が196人おられます。しかしながら、平成28年度に新たにメタボ該当者になられた方がおられますので、先ほど推移で申し上げましたとおり、健診者に対するメタボ該当者率は、年々増えております。

メタボ改善には、食生活の改善と運動不足の解消が必要であり、食生活改善推進員による、バランスのとれた食生活の定着を目的に、「副菜もう一品運動」の展開等による食の正しい知識の普及啓発、また、健康づくり推進員を中心とした健康教室、栄養教室、運動教室等、健康増進に積極的に取り組んでおります。

メタボ者数減少は、病気になること、生活習慣病ですけど、を未然に防ぐことになりますので、関係部署との連携を行い、メタボ者数減少に取り組んでまいります。

○3番（大村 悟君） 保健師・管理栄養士による生活改善指導や栄養指導、食生活改善推進員による食の正しい知識の普及啓発、健康づくり推進員を中心とした健康教室、栄養教室、運動教室等の開催で、メタボ者数減少に取り組んでいるとのことでもあります。

メタボ者数減少は、病気予防にも直結しますので、引き続きその減少に取り組んでいただきますようお願いいたします。

先ほど触れました国の報奨金についてですが、メタボ者数減少に向けていろいろ取り組んでいる宇城市であります。是非、宇城市もより多くのこの国の報奨金獲得を目指してほしいと願うところであります。

そこで、小さな3点目は、国の報奨金獲得に向けての対応について、市の考えをお聞きます。

○市民環境部長（松本秀幸君） 御質問の報奨金とは、国が実施いたします国保の保険者努力支援制度のことと思いますので、国保を担当しております私からお答えさせ

ていただきます。

この制度は、保険者インセンティブの一環といたしまして、来年度からの国保制度改革に伴い、創設されるものでございます。

実施期間は、平成30年度からとなっておりますが、特別調整交付金の財源を活用いたしまして、昨年度、平成28年度から、まず市町村を対象として既に前倒しで実施されているところでございます。いわゆる医療費の適正化に向けた取組等に対する財政支援というところでございます。

特定健診受診率、特定保健指導の実施率、がん検診受診率、重症化予防の取組状況、また、ジェネリック医薬品促進の取組状況、国保税の収納率、地域包括ケアの推進等、11項目の指標に基づき評価されるものでございまして、本市におきましては、昨年度881万5千円の交付を受けたところでございます。

なお、国の予算額は、昨年度が150億円、本年度が250億円、来年度、平成30年度以降におきましては、先ほど議員から御紹介がありましたように、都道府県も評価対象に加わりまして、都道府県分・市町村分それぞれ500億円規模とされております。

国保財政を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。市といたしましても、少しでもこのような財政支援が受けられるよう、引き続き関係部署と連携を密にし、種々の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 国保の保険者努力支援制度というもので、実施期間は平成30年度からとなっているが、昨年度から既に前倒しで実施されているとのことであります。特定健診受診率、がん検診受診率等、11項目の指標に基づき評価され、昨年度は881万5千円の交付を受けたということであります。

今後、国の予算も増額されていくようでありますので、より多くの報奨金が獲得できますよう各事業の充実を図っていただきたいと思います。

次は大きな3点目、学校施設の整備計画についてです。熊本地震により、宇城市の学校施設も大きな被害を受けました。その復旧・復興のために全力で対応していることは、誰もが認めているところであります。特に被害が大きく、建て替えないと使えないという状況である松橋中学校体育館や、不知火小学校校舎につきましては、新築に向けて大きく動いているところであると理解をしています。

そこで、小さな1点目は、松橋中学校体育館や、不知火小学校校舎も含め、現時点における学校施設の新築・改修予定についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 現時点での各学校施設につきましては、熊本地震で被災した校舎等の復旧工事を実施しており、遅くとも来年2月までには全ての学校において完了する見込みとなっております。

特に被害が大きく、使用の制限をしていました松橋中学校の校舎が１０月、体育館が平成３０年１月、不知火小学校の校舎が９月、当尾小学校校舎が平成３０年２月までに復旧工事を完了し、使用ができるように事業を進めているところでございます。

しかしながら、松橋中学校体育館及び不知火小学校校舎等につきましては、昨年の熊本地震で被災し、老朽化が著しく、先ほど議員が話されたとおり、新築することに決定しているところでございます。

松橋中学校体育館につきましては、基本設計及び実施設計を１０月中には契約を行う予定としており、来年には建設工事に入り、合併特例債期限内に完成するよう目指しているところでございます。

不知火小学校の建設につきましては、既存敷地内の施設を利用しながら新たに建設する計画ですが、基本設計・実施設計を１０月中に契約を行い、来年には建設工事に入り、合併特例債期限内に完成するよう目指しているところでございます。

現時点における学校施設の新築・改修予定については、以上でございます。

○３番（大村 悟君） 現在復旧工事を実施している地震被災の校舎等は遅くとも来年２月までには全て完了見込みということであります。

具体的に説明いただきましたが、松橋中の校舎が１０月、体育館が来年１月、不知火小学校の校舎が９月、当尾小校舎が来年２月の完了で、その後使用ができるということであります。

松橋中学校体育館、不知火小建設につきましては、並行して基本設計・実施設計を１０月中に契約し、来年には建設工事に入り、合併特例債期限内に完成を目指しているとのことであります。

地震被災の学校建築等につきましては、今、詳しく説明いただきましたが、元々老朽化により、順番がやがて来そうだといわれていた学校施設に関しての予定が、今の説明の中には全く入っていない状況であったかと思えます。特に、地元豊福小学校につきましては、児童の安全・安心のために、老朽化して危険になった箇所の修繕を新築も含めた形で要望書を出してあるとも聞いています。

計画が見えないので、危険箇所の応急処置を現場の判断で、自分たちでできるところは自分たちで行っているという話も聞いております。

そこで、小さな２点目ですが、豊福小学校も含めて、今後予定される学校施設の新築・改修計画についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 熊本地震が発生する前には、耐力度調査を実施し、昭和４５年に建築された小川中学校と豊福小学校を大規模改修するように計画をしておりました。特に、小川中学校につきましては、平成２７年度に基本設計まで完了して

いたところでございます。

熊本地震がなければ、従来の新築・改修計画を実施することとしていましたが、老朽化と昨年の熊本地震で著しく被災した松橋中学校体育館と、不知火小学校校舎等を児童生徒が安心して学校生活が送れるように改築することに変更せざるをえなくなったものであります。

また、耐力度調査についても、平成29年度に市町村への周知がなされ、平成30年度から新耐力度調査の適用がなされるとの説明があっており、その動向を踏まえ、新たに学校施設の新築・改修計画を見直すこととしているところでございます。

○3番（大村 悟君） 小川中学校と豊福小学校については、他の学校等の熊本地震の被災状況で大きく計画の変更があったようであります。

さらには、平成30年度からは新耐力度調査の適用がなされるとのことで、その動向を踏まえ、新たに学校施設の新築・改修計画を見直すということですが、少なくとも建築年数が古く、老朽化している学校施設については、大規模改修・新築の計画を早急に示したほうが、校区民の理解も得やすいし、校区民も安心されると思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（守田憲史君） 建築年数が古い学校、例えば昭和45年に建築された小川中学校や豊福小学校などは、熊本地震で被害を受けておりますので、できるだけ早く大規模改修による長寿命化を図ることが妥当かどうかを判断する必要があると考えています。

そのためにも、先ほどの答弁でありましたように新耐力度調査による施設の状況を見極め、今後厳しい財政状況も予想されるため、有利な財源確保を図ることが重要であると考えております。

今後、市議会の議論・動向を見守るところでもあります。

○3番（大村 悟君） 新耐力度調査の結果次第だということのようですので、新耐力度調査が済み次第、小川中学校と豊福小学校2校も含めた形での、今後の新築あるいは大規模改修の計画等を、できるだけ早い時期に示していただきますようお願いをしておきます。

次に、大きな4点目の質問は教員の過重労働についてであります。平成29年4月29日の新聞記事ですが、「多忙を極める県内教育現場、24時間じゃ足りない、残業100時間、現場で改善に限界」という見出しが、目にとまりました。その前日の4月28日に公表された文部科学省の教員勤務実態の調査結果を受けた新聞記事であります。

公表結果の一部を紹介しますと、学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上るということであります。週40時間ま

でとする労働基準法に基づくと、これらの教諭は週 20 時間以上の時間外労働をしていることになり、おおむね月 80 時間が目安の過労死ラインを上回るということです。

そこで、小さな 1 点目ですが、市内教員の過重労働の実態についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 宇城市立小・中学校の教職員の勤務状況実態につきまして、超過勤務状況について、「宇城市立小中学校職員に対する面接指導実施要領」を設け、毎月の超過勤務の状況を把握しているところでございます。

議員が御指摘の過労死ラインといわれる 80 時間を超えて、超過勤務を行っている教職員は、4 月に 31 人、5 月に 56 人、6 月に 60 人、7 月に 32 人いる状況でございます。うち、100 時間を超えて勤務している教職員は、4 月に 9 人、5 月に 23 人、6 月に 23 人、7 月に 13 人いる状況でございます。

80 時間以上の出現率を見ると、5 月、6 月は、12%と一割を超える状況であり、現在、産業医による面接希望はないものの、教職員の健康管理について危惧しているところでございます。

○3 番（大村 悟君） 過労死ラインといわれる 80 時間を超えているのが、4 月 31 人、5 月 56 人、6 月 60 人、7 月 32 人ということであります。さらには、そのうち 100 時間を超えている教職員が、4 月に 9 人、5 月に 23 人、6 月に 23 人、7 月に 13 人という状況のようです。

子どもと向き合うのが、本来の先生方の役目だと考えます。子どもと向き合う余裕をつくり出すためには、教諭の過重労働を少しでも解消していかなければなりません。全国と同様の状況が宇城市にもあるようですので、当然各学校、教育委員会として何らかの対応策をとっておられるかと思います。

そこで、小さな 2 点目です。市内教員の過重労働解消に向けての対策について、あと時間の関係がありますので、簡単にお問い合わせいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 熊本県教育委員会においては、平成 20 年策定の「熊本県教育委員会における学校現場の負担軽減に向けた実行計画」に基づき、事務処理等に係る改善、スクールソーシャルワーカー等の専門的職員の拡充、適正な部活動の推進等が進められています。

これを受け、宇城市教育委員会といたしましても、学校教育活動の充実と学校職員の負担軽減を目的として、各学校に市職員として専門的業務を行う職員を配置しているところでございます。

主な業務といたしまして、図書司書、英会話講師、また、特に特別支援教育においては 6 人を増員し、学習支援員 17 人、生活支援員 16 人、看護師 2 人の総数 3

5人を学校の状況に応じて配置し、各学校の支援体制を強化したところでございます。

また、学校事務の円滑な事務に資するため、教員の全てにパソコンを配付するとともに、学校共有システムを構築し、校務の負担感軽減に努めております。今後は、更に学校日誌等の電子化を推進し、学校現場の事務負担の軽減を図る予定でございます。

○3番（大村 悟君） 詳しく説明をしていただきました。学校がやっていること、教育委員会として行っていること、説明いただきましたが、もう具体的な中身は省略をいたします。

ただ、併せましてやっていただきたいということで、過労死ラインをオーバーしている教職員の心のケアにつきましても十分対応していただきますようお願いをしておきます。

ところで、先ほどの文科省の調査結果では、超過勤務の大きな原因は、部活動も大きく影響しているということでもあります。そのことを念頭においてだと思いますが、部活動といえば、県の方針に合わせ、平成31年度には社会体育への完全移行を表明している宇城市であります。現在、市からの働きかけで校内委員会を立ち上げ、指導者確保等に努力をされている段階とお聞きをしています。

しかしながら、タイムリミットが迫っている中、現在のところ指導者確保が思うように進んでいない状況ではないのか、心配しているところでもあります。

そこで小さな3点目は、部活動の社会体育移行に向けての進捗状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 平成31年度社会体育移行につきましては、市では「小学校運動部活動の社会体育移行に向けての方針」や「学童スポーツクラブ活動指針」などを策定し、小学校運動部活動がスムーズに社会体育に移行できるように全ての学校で校内委員会を立ち上げ、部活動の再編や指導者の確保に向けて、学校と保護者が一体となって取り組んでいるところでございます。

どの学校も指導者の確保が一番の課題であり、そのため、PTA総会や部活動総会において、随時地域を知る保護者に指導者確保に向けて積極的に取り組んでいただくよう説明を行っているところでございます。

教育委員会でも、今後、保護者代表を集めた説明会を開催し、指導者確保に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いをする予定でございます。

○3番（大村 悟君） 再質問させていただきます。移行の期限は迫っております。今後、保護者代表を集めた説明会を開催し、指導者確保に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いする予定ということですが、最初から指導者の確保は

大きな課題であると分かっていたことであります。

校内委員会の中で、あるいは保護者代表を集めて指導者確保をお願いしたところで、そう容易に解決できる問題ではないと考えます。指導者への報酬等を市として補助する、あるいは補助金を県が出すよう、県に働きかけるぐらいの大きな後押しをしていただかないと、最終的には「指導者が確保できませんでした」ということで、宇城市の小学校から今の部活が社会体育への移行ではなく、とうとう無くなってしまったという状況にもなりかねないと考えます。

指導者確保に関する秘策はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 指導者の報酬については、それぞれの学童スポーツクラブにおいて、検討していただくように思っているところでございます。その報酬につきましては、学童スポーツクラブを運営する保護者の負担となりますので、部活動とは違って、負担が確かに増えることはあります。

ただ、市の活動指針に基づいて移行した「学童スポーツクラブ」につきましては、今までどおり、小学校の体育館やグラウンドを利用し、活動できる方向で考えており、保護者の負担をなるべく減らすようにと考えているところでございます。

○3番（大村 悟君） 指導者報酬の基準は、学童スポーツクラブで検討していただくということですが、指導者報酬を負担するのは全額保護者という方針のようであります。「その代わり、保護者の負担軽減のために、体育館やグラウンド使用については配慮しますよ」とのことであつたかと思います。

指導者確保の秘策をお聞きしたかったわけですが、その点については、お答えはないようであります。繰り返しお尋ねしても、今日は多分、何も出てこないと思いますので、移行期限までに必要な指導者確保ができるような議論、これを教育委員会が中心となって、ここが大事だと思います、教育委員会が中心となって引き続き議論を続けていただきますよう強く要望いたしまして、今日の私の質問を終わります。

○議長（入江 学君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中であります、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時10分

第 3 号

9 月 7 日 (木)

平成29年第3回宇城市議会定例会（第3号）

平成29年9月7日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 高 橋 佳 大 君
3番 大 村 悟 君
5番 福 永 貴 充 君
7番 園 田 幸 雄 君
9番 福 田 良 二 君
11番 渡 邊 裕 生 君
13番 尾 崎 治 彦 君
15番 長 谷 誠 一 君
17番 入 江 学 君
19番 堀 川 三 郎 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 高 本 敬 義 君
4番 星 田 正 弘 君
6番 溝 見 友 一 君
8番 五 嶋 映 司 君
10番 河 野 正 明 君
12番 大 嶋 秀 敏 君
14番 河 野 一 郎 君
16番 永 木 伸 一 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市 民 環 境 部 次 長	上 原 久 幸 君	健 康 福 祉 部 次 長	那 須 聡 英 君
経 済 部 次 長	中 村 誠 一 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
不 知 火 支 所 長	辛 川 広 倫 君	小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君
豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君	市 民 病 院 事 務 長	吉 澤 和 弘 君
農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中 村 久 美 子 君
事 務 局 長			
財 政 課 長	天 川 竜 治 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１８番、豊田紀代美君の発言を許します。

○１８番（豊田紀代美君） １８番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、大きくは５点について質問をさせていただきたいと思っております。今回は質問事項が多いので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

大きな１点目、地方創生について、小さな１点目、総務省より７月１日付けで総合政策監として村上理一総合政策監が御就任をされました。そこで、総合政策監に御就任された目的と、地方創生に向けたお考えをお示しいただきたいと存じます。

○総合政策監（村上理一君） それでは、本市の創生と復興についての考え方ということでございますので、お答えさせていただきます。

平成２６年１２月に政府において閣議決定されました「まち・ひと・しごと総合戦略」の基本的な考え方は、地方の平均所得向上による仕事と人の好循環作りでございます。この地方創生は、平成２６年度、平成２７年度の国と地方の戦略策定を得まして、本格的な事業展開の段階に入っております。

平成２９年度は総合戦略の中間年にあたりまして、国では意欲と熱意のある地方公共団体に対しまして、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版３本の矢で強力に支援するなど、地方創生を加速させるための新たな取組を行っております。

本年７月から本市で私が総合政策監として就任させていただきましたが、これは先ほど申し上げました地方創生版３本の矢の人材支援の一つである地方創生人材支援制度、これを本市が活用したものでございます。これは、地方創生に積極的に取り組む市町村に対しまして、意欲のある国家公務員、大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣し、地方創生に関し、市町村の総合戦略の各施策の推進を中核的に担わせるというものでございます。

なお、平成２９年度は３１道府県の市町村に５５人が派遣されております。

さて、本市では、平成２８年１月に「宇城市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、将来にわたって持続的に発展できる地域を創るため、「地域の稼ぐ力を高め、良質な雇用の創出」などの基本目標を定め、全３５項目の施策を展開することとしております。

平成２８年度の進捗については、昨年の熊本地震の影響によりまして、残念ながら

ら一部の施策を除きまして、全体的に重要業績成果指標（K P I）の達成度、度合いが低く、平成 3 1 年度までの目標達成のためには本年度から集中的な取組が必要と考えております。

そのため、本年度から優先的に取り組むべき施策を選定し、次の 4 つの観点から推進してまいります。

第 1 に、「地域産業の稼げる力を高める」ことを目的とする産業振興策を検討・実施するための金融機関、シンクタンク、商工会などと連携した検討会議の創設。

第 2 に、「稼げる観光」推進に向けた早急な取組が必要な施策。具体的には三角西港、東港周辺の観光客の受入れ環境の整備等。

第 3 に、総合戦略の取組を市民に実感していただけるような施策。例えば、移住・企業誘致の推進に向けた空き地・空き家の有効活用、公共交通システムの抜本的な見直しなど。

第 4 に、国の地方創生推進交付金などを活用した現在実施中の施策（DMO や、地域商社設立検討のための市場調査や、実証事業の実施、松合地区をモデルとした地域運営組織設立検討のための課題抽出、将来像を示す総合戦略の策定等）でございます。以上の 4 点でございます。

なお、これらの地方創生施策は、昨年の熊本地震による「被災された皆様の生活再建」、「復旧・復興」、これらを合わせて実施していくことが重要と考えております。そのため、各種施策の推進にあたりましては特に復旧・復興事業との連携の可能性を探りながら実施していきたいと考えております。

○ 1 8 番（豊田紀代美君） 総合政策監の御答弁の中に、「平成 2 9 年度は総合戦略の中間年にあたり、国では意欲と熱意のある地方公共団体に対して地方創生を加速するための新たな取組を行っている」との御答弁でございました。

また、本市が地方創生人材支援制度を活用して、総合政策監が守田市長の補佐役として地方創生に関する本市の総合戦略の各施策の推進を中核的に担っていかれるとの御説明も理解できました。

また、本年度から優先的に取り組みいただく施策を選定され、大きくは 4 点について推進目標を具体的にあげていただきました。さらには、熊本地震の復旧・復興事業との連携の可能性を探りながら実施されるお考えもお示しいただきました。

総合政策監の御指摘の中に、平成 2 8 年度は熊本地震の影響により、残念ながら一部の施策を除き、全体的に K P I の達成度の割合が低いとの御指摘がございました。私も所管より資料をいただき、宇城市人口ビジョン総合策定までの経緯について、目を通させていただきました。

平成 2 6 年 1 1 月 1 日に市長を会長とし、部長級で構成する宇城市地方創生地域

再生対策会議が設置され、地方創生の取組が進められた。これが、平成26年11月14日から平成28年1月22日までの8回開催されております。

また、平成27年4月17日、次長、支所長等で構成した検討委員会が設置され、総合戦略策定に関して詳細検討を取り組んだとあります。有識者会議等の意見を踏まえて、総合戦略等の詳細検討をする場だとあります。これは、平成27年9月10日から平成28年の1月15日までで、5回開催されております。

平成27年1月8日には市役所若手職員による23人による作業部会が設置され、総合戦略の素案策定に向けての取組が平成26年1月8日から平成27年9月17日まで21回開催をされております。

平成27年8月3日、産業界、行政、教育機関、金融機関、労働団体関係、及び市民団体から本市の将来を見据えた街づくりに熱意のある方を推薦していただき、宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議が設置され、人口ビジョンと総合戦略の素案の協議が進められました。構成員は20人で、会長が井田貴志、熊本県立大学の教授でございます。これが、平成27年8月3日から、平成27年12月18日には有識者会議委員代表の井田会長、塚本副会長から、市長へ宇城市総合戦略人口ビジョンの素案提出がなされております。

それと、宇城市総合戦略の策定にあたって、多くの市民から意見や考えを広聴し、計画策定の基礎資料となるために、各町ごとに開催されたことが平成26年6月4日から平成27年7月16日まで5会場で開催されております。

また、市議会でも宇城市まち・ひと・しごと創生勉強会を全員協議会で3回と、市議会定例会の代表質問、あるいは一般質問でも多く取り上げております。平成27年度、それから有識者会議が平成28年度、平成29年度ということで開催をされております。

以上、申し上げますように、相当な時間と人材を投与して宇城市人口ビジョン総合戦略策定がなされております。先ほど総合政策監もおっしゃいましたが、平成28年度は熊本地震のために影響が大であったことは理解できますし、職員の皆さんも市長、副市長を中心に昼夜不眠不休で頑張っていたこともしっかり記憶いたしておりますし、熊本地震による膨大な事務量、あるいは現地の調査、そして避難所運営に対しても職員が頑張っていたいて、厳しい状況下であったということは、深く深く認識をいたしております。

しかしながら、平成28年度宇城市総合戦略実施報告一覧に目をとおしますと、ここには37の事業が掲げてありましたが、重要業績成果指標（KPI）達成度合いが非常に低いと思いました。

先ほど、総合政策監より平成31年までの目標達成のために、本年度から集中的

な取組をすると力強い答弁をいただきましたが、今後、総合政策監の総合戦略の推進にあたって、どのような体制で臨まれるのか、総合政策監のお考えをお示しいただきたいと思います。

○総合政策監（村上理一君） 総合戦略の推進にあたって、今後どのような体制で臨むかということでございますが、これまで総合戦略の推進につきましては、総合戦略の策定業務及び進捗管理は、「まち・ひと・しごと有識者会議」の事務局であります企画部地域振興課、今の企画課にございますけれども、において管理をしておりまして、具体的な施策の執行は担当部署がそれぞれ行っておりました。

今後の推進体制でございますが、各施策の全体的な進捗管理や有識者会議の開催は企画部企画課で行いつつ、具体的な施策の執行に関しましては、全てを担当部署任せではなく、「優先施策の選定」、「個別施策の執行の指揮」、「総合戦略に係る国との連絡調整」などを必要に応じて総合政策監であります私が直接関与したいと考えており、単なる報告待ちのスタンスではなく、より能動的かつ機動的に関与することで、各施策を確実に事業展開できるよう、全庁的体制を構築し、推進してまいります。

○18番（豊田紀代美君） 具体的な施策の執行に関しましては、全てを担当部署に任せるのではなく、優先施策の選定、あるいは個別施策の執行の指揮、総合戦略に係る国との連絡調整については総合政策監が直接関与され、各施策を確実に事業展開されるという全庁的な体制を構築して推進していただくと明言をいただきました。大きな期待をいたしております。どうぞ御尽力をよろしく願いをいたしておきます。

次に、大きな2点目、三角の観光振興についてでございますが、小さな1点目、三角港築港130周年記念事業の内容について担当部長の岩清水部長にお願いをいたしたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角西港の築港130周年記念事業についてということでございます。

三角西港が築港されてから、今年でちょうど130周年を迎えます。市としては、熊本地震で減少した観光客を呼び戻す絶好の機会と捉えております。

今年の10月を築港130周年記念月間と位置付けまして、様々なイベントや企画をこの期間に集中・集約することで、集客効果を高めたいと考えております。

まず、10月1日に記念行事といたしまして、明治日本の産業革命遺産群の23施設共通の記念銘、記念碑みたいなものでございますけれども、これの除幕式、それから10月いっぱい予定しております西港の夜間ライティングの点灯式を同時に開催いたします。なお、この夜間ライティングは、世界的にも著名な空間演出デザイ

ナーである仁木洋子氏、熊本市出身の方でございますけども、この仁木洋子氏の監修によるものでございます。

期間中の毎週土曜日には、ライトアップされた西港を海から眺めるナイト・クルーズも予定されておりまして、また、この夜の西港を満喫していただくため、西港内の店舗におきましては、夜間延長して営業を行う予定でございます。同時に、期間限定メニューも現在考案中でございます。

それから、10月8日には、「ぱしふいっくびいなす号」が西港に、10月21日には、「にっぽん丸」が東港に寄港する予定でございます。また、JR九州とタイアップしたJRウォーキングを10月28日に開催する予定でございます。このほかにも、毎週土曜、日曜日には各種団体が主催する様々なイベントも同時に計画されております。

以上、申しましたように、今年の10月は築港130周年記念イベントで、三角全体が活気にあふれ、ひいては宇城市全体にも波及するものと大いに期待しているところでございます。

○18番（豊田紀代美君） 企画部長より、様々なイベントや企画の御説明をいただきました。

ウキウキ、ワクワクするようなイベントや企画に相当の集客効果が期待できると思っております。あとは発信力だと思います。様々な媒体、新聞、広報うき、ホームページ、それからフェイスブックやインスタ看板等もありますが、これまでにどのような発信をされたのか、また、今後どのような発信をお考えなのかお尋ねいたします。

ちなみに、今お話があった夜間ライティングを担当される世界的にも著名な空間演出デザイナーの仁木洋子さんとは、最近フェイスブックの友達になりました。大変光栄なことだと思っております。

それでは、企画部長に答弁をお願いしたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 130周年記念事業についての周知・PRをどのようにしているのかという御質問でございます。

まず、日帰り観光客の多い熊本市内におきまして、人通りが多く、目の付きやすい場所に懸垂幕を設置いたします。具体的には、JR熊本駅に9月1日から10月末まで、それから鶴屋百貨店では9月13日から10月17日まで設置いたします。集客効果を高めたいと考えております。

次に、市外の方へには、先ほどありましたように市のホームページや観光情報ウェブサイトうきめぐり、それから宇城市の公式ライン、それからインスタグラムなどの媒体を使いまして、広く周知いたしますとともに、市内の市民の方に対しま

しては、広報うき 9 月号で記念事業を予告しておりまし、また 10 月号では、詳細についてお知らせしたいと考えております。

また、現在チラシも作成中ございまして、出来上がり次第、空港や駅、バスターミナルなど観光客の目に触れる場所に配置するなど、大々的に PR を行ってまいります。

付け加えまして、9 月 26 日には市長の記者会見を予定しておりまして、この中でも各メディアに対する情報発信をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○18 番（豊田紀代美君） JR 熊本駅や鶴屋百貨店に懸垂幕や様々な媒体での周知、PR を積極的にやっていただくと御報告で、またチラシも今作成中とのことで、楽しみにいたしております。

中でも、9 月 26 日に実施予定の市長の記者会見については、大きな期待を寄せております。集客に結びつく効果的なプレスリリースの配信を期待いたしております。内閣府の広報官でいらっしゃいました村上総合政策監のプッシュもあったと企画部長からお聞きいたしました。市長、これからも定期的な記者会見を積極的に開いていただきますよう、そしてまた各メディアを通して、宇城市の様々な情報を発信していただきたいと思っております。

市長記者会見頑張ってください。よろしくお願いします。

それでは小さな 2 点目、三角西港の観光客の動向と 4 月から龍驤館の有料化が実施されておりますが、利用状況についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの三角西港の観光客の動向、それから龍驤館の利用状況ということについてお答えいたします。

まず、三角西港の観光客の動向についてでございます。三角西港を訪れた観光客は、世界文化遺産に登録された平成 27 年が約 52 万人、前年の約 33 万人から約 19 万人が世界遺産効果によって増加いたしております。次の年の平成 28 年は世界遺産効果が継続するものと予想しておりましたけれども、4 月に熊本地震がありまして、結果的には 31 万人と登録前の観光客数を割り込んでおります。

平成 29 年、今年に入りましてからは、熊本地震の影響もかなり薄れておりまして、順調に客足も回復してきております。これから 11 月までの観光シーズンに期待しているところでございます。

次に、龍驤館の 8 月末までの入館者数について申し上げます。4 月が 1,138 人、5 月 3,322 人、6 月 6,465 人、7 月 1,053 人、8 月が 1,694 人の合計 1 万 3,672 人で、一月平均になおしますと、2,734 人の入館者という状況でございました。

この内訳としましては、入館者の約 8 割が団体ツアー客でございまして、残り 2

割が個人の入館者となっております。なお、5月、6月は、5月が3,000人、6月が6,000人を超える突出した数値となっておりますけれども、これは特定の企業による大口の団体ツアーが三角西港を観光コースに取り入れたことで、このように大幅に増加したものでございます。

次に「収入について」でございますが、8月までの収入合計が80万4,860円で、1月平均16万972円の収入となっております。これは年間ベースに引き直しますと、約190万円の収入見込みとなりまして、電気料の増加分、あるいは受付分の人件費の増分は十分カバーできるものと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 今後、三角西港130周年記念事業効果等もあり、期待できると思いますが、企画部長の御答弁にありましたように大口の団体ツアー等の組入れもしていただくように、集客になお一層の御努力をお願いいたします。

小さな3点目、三角西港の施設の活用として、レストランやお土産店に関する観光客の満足度が低いとお聞きいたしております。このことにつきまして、今後の対策について企画部長にお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角西港の観光客の満足度が低いということでございます。

三角西港を訪れる観光客へのアンケート調査でも、そのような結果が出ておりまして、まずは西港内の飲食店について公募型プロポーザル方式により、観光客の満足度をより高められるような事業者を募集することといたしました。

まず、旧三角海運倉庫、和蘭館とっておりましたけれども、これにつきましては市が所有する施設でございまして、指定管理者である三角町振興株式会社と連携して、もう既に8月から募集を開始しております。募集期間を11月いっぱいとし、12月には事業者を選定したいと考えております。

資格要件としましては、「現在、飲食店を営んでおり、3年以上の営業実績があること」が主な要件になりますけれども、事業者選定にあたっては、事業者の実績や運営方針のほか、メニュー構成、あるいは地元貢献策、サービス向上策といった企画提案書の内容を総合的な観点から評価し、選定したいと考えております。

次に、「浦島屋」についてでございます。この施設につきましては、県が所有する施設でございますため、県と市が共同で公募を行います。資格要件や選定方法等につきましては、旧三角海運倉庫とほぼ同じでございます。スケジュールとしては、9月からの募集開始、もう始めております。締切りが12月末、事業者の決定は来年1月末を予定しているところでございます。

○18番（豊田紀代美君） 和蘭館については8月から募集を開始され、浦島屋については9月から募集を開始されるとのことで、公募型プロポーザル方式で業者選定を

されるとただいま御報告をいただきました。

プロポーザル方式では、選定委員会の設置をされると思いますが、観光客の満足度をより高めていただくことはもとより、将来の宇城市の発展に大きく貢献ができるような業者選定になるよう選定委員の皆様には期待をいたしております。

まずは、たくさんの応募がありますように、周知・PRをお願いいたしておきます。

そこで、三角観光振興についての今後の展望について、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 三角地域における観光振興の展望についてということでございますが、今、ベストアメニティー株式会社による寺島のリゾート開発構想が進められています。今日、熊日にも載っていたかと思います。

この開発構想は、この寺島にロッジやトレーラーハウス、グランピング（キャンピング）施設などを整備し、同時に200人から300人程度が宿泊できる一大リゾート基地にするという構想です。

しかも、寺島を単にマリンレジャーの宿泊施設としてだけではなく、5㍓の広さがありますので、野外コンサート会場としての活用や、東京オリンピックの正式種目となったスポーツクライミング競技用の施設整備など、島の特性をいかしつつ、ほかには例を見ない特色ある観光拠点にしたいとも聞いております。

私も、三角から上天草市に広がる一帯の海は、内海で波も穏やかなため、マリンレジャーには最も適した海域であり、開発構想が実現すれば、これに伴う経済波及効果も三角町だけにとどまらず、宇城市全体に広がるものと考えており、大きな期待を寄せているところでございます。

○18番（豊田紀代美君） ベストアメニティー株式会社による5㍓の寺島リゾート構想が、他に例を見ない特色のある観光拠点になれば、経済波及効果が大きいと私も思います。三角の活性化のみならず、宇城市の観光振興にも大きな期待を持てると思っております。

ベストアメニティー株式会社は、寺島に年間3万人の集客目標、投資額は6億円、従業員が30人程度を想定していると本日の熊日朝刊にもありました。可能な限り、市としても積極的な支援をしていただき、寺島リゾート開発構想が宇城市の観光拠点の大きな一つになるように期待をいたしております。

続きまして、大きな3点目、水道法改正についてでございます。小さな1点目、本年7月6日の通常国会で、水道法の改正が成立いたしました。民間委託に関する他の自治体の状況と、本市の考え方についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） このたびの法改正は人口減少に伴います受給の減少、水道

施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道に直面する課題に対しまして、水道の基盤の強化を図る趣旨での法改正であります。

内容としましては、広域連携の推進や、水道施設の計画的な更新計画の策定、水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者へ委託できる仕組みの導入、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するといったものでございます。

お尋ねの民間委託に関する他の自治体の状況ということでございますが、現在、熊本県内14市の中で、窓口業務や検針業務、開閉栓業務、料金収納業務に関して民間委託を実施しております市は6自治体あります。熊本、玉名、山鹿、菊池、合志、天草市などがあります。

施設の管理や水道企業全般に関しまして、包括委託を実施しておりますのは荒尾市だけでございます。

また、平成29年度に民間委託の計画をしておりますのが八代市でございます。現在宇城市では、民間委託は検針業務と水質検査を委託しております。今後、他の業務委託に関しては研究していく必要があるかと考えます。

○18番（豊田紀代美君） 土木部長の御答弁で、県内の14市のうち、窓口業務や検針業務等に民間委託を実施している市は6自治体、施設の管理や水道企業全般に関して、包括委託を実施しているのが荒尾市、それから平成29年度に八代市が民間委託を計画していると御報告をいただきました。また、本市では検針業務と水質検査を委託されていることも承知いたしました。

熊日新聞の7月9日付の論壇に国際ジャーナリスト堤未果さんの記事がございました。

水道法改正について、水道施設の所有権は自治体が維持し、運営権を民間企業に売却をするやり方。施設の修繕などは、自治体と企業が分担し、水道料金は企業側が届けを出すので、厚労省の許可なしで自由に変えられる。そのために、民営化後の水道料金はボリビアでは2年後には35%、オーストラリアは4年で2倍、イギリスは25年目に3倍、フランスは24年後に265%上昇したとあります。

利益最大化を目指す企業が、設備投資や人件費を削減し、企業内留保に回すために各地で老朽化した水道管の漏水事故やコレラ菌、寄生虫等の発生など、様々な問題が噴出してきました。2000年から2014年の間に、世界各地の180都市が民営化した水道事業を再び国営に戻したという記事でありました。

私は、生命に関するインフラについては、正確な情報と議論を重ねなければならないと思います。大切なことは常識的な金額で、安定したサービスだと思います。採算性に特化した結果、先に述べたような残念な結果にならないように、外資企業に委託することは安全保障の上でも問題があります。取り返しのつかないことにな

らないように、民間企業に委託する場合は他の条件に加えて外資規制など、視野に入れることが必要だと判断いたしております。

以上、述べました件につきまして、土木部長のお考えをお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 水道事業を民間に開放します「水道法改正案」につきましては、民間に委託した場合の水道料金や水質といった課題もあり、新聞記事にもありました外国で民営化した水道事業を再び国営に戻したといったことや、それを買戻したときのばく大な費用が掛かった、それが市民にのしかかったといった外国の経緯などが熊日新聞に載っておりました。

いずれにしても、市としましては、安全・安心な水の提供が生命インフラとして守る責任が自治体としてありますので、民営化に関しましては、今後慎重な協議、研究が必要ではないかと考えます。

○18番（豊田紀代美君） 私も土木部長の御答弁のとおりだと思います。水道法改正の民間委託につきましては、共通理解ができていないのではないかと思います。

小さな2点目、上天草宇城水道企業団の構成市の水道料金体系についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 現在、上天草宇城水道企業団の構成市としましては、宇城市・宇土市・天草市・上天草市の4市で構成されております。

その料金体系につきまして、一般的な家庭で水道管の口径13ミリで月平均使用量20トンの場合で御説明をしたいと思います。

なお、上天草市と宇城市は市全体の統一料金ではなく、地区別ごとの料金体系で申し上げます。

1番高額なのが上天草市大矢野地区の6,264円、その次、2番目が同じく上天草市姫戸・龍ヶ岳地区で5,616円、3番目が同じく上天草市の松島地区で5,454円、4番目が上天草市の大矢野・湯島地区で4,752円、5番目が天草市の4,622円、6番目が宇城市の松橋・小川地区の4,490円、次に7番目が宇土市の3,340円となっております。

このように、構成市でもそれぞれの自治体の料金設定にバラつきが見られます。料金設定には、合併前、水道事業へ投資しました事業費の違いが大きく料金体系に影響していると考えられます。

○18番（豊田紀代美君） 今、御答弁で一番高い上天草市大矢野地区では6,264円、一番安い宇土市が3,340円と、約2倍の料金に格差がありますが、要因は合併前に水道事業への投資をされた事業費の違いが大きく料金体系に影響するとの御答弁でした。

そこで、本市と宇土市の料金の差の要因についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 宇城市は合併前の各町、事業水道を展開しまして施設等への整備のため、多額の投資を行っており、それを合併継承によりまして償還額を返済しているといった状況であります。

合併当初は、上水道と簡易水道併せて起債総額が１００億円を上回っておりまして。現在の未償還残高は、約５０億７，０００万円まで下がってきております。

宇土市との比較で大きな要因といたしまして、起債償還額が水道事業で宇城市は約６倍となっております。

また、減価償却費も現在まで整備してきました施設等が多い関係で、宇城市が３．５倍ほど高くなっております。このような条件で算出しますと、１㎡当たり約９０円ほど宇城市が高くなっている状況にあります。

このように、水道料金の格差は、起債償還金が最も大きな要因だと考えられます。ちなみに、宇土市は健全な状態で、現在基準外繰入を行っていないとのことでございます。

○１８番（豊田紀代美君） 本市と宇土市の水道料金の設定の格差は、水道事業の起債償還額が本市は宇土市の６倍であること、また、合併前の旧町の施設整備の多額の投資の継承等が主な要因であると理解いたしました。

この際、宇城市民の皆様にも広く知っていただき、御理解をいただく努力も必要だと思います。是非御一考願いたい。

それから、小さな３点目、老朽化した配水管・給水管の更新計画についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） お尋ねの老朽化した配水管・給水管の更新計画についてお答えします。

現在の水道施設は合併前に整備された施設で、合併継承によりまして上水道・簡易水道とも一元化して維持管理を行っておりますが、経年劣化による老朽化が進んでいます管路、また、昨年の熊本地震によります損傷等の影響もありまして、漏水が頻繁に発生している状況でございます。現時点では、漏水箇所への迅速な修繕を施し対処しておりますが、管路のみではなく、水中ポンプ等の機器類も耐用年数を過ぎており、近年修繕件数が増加している状況でございます。

このような緊急修繕には随時対処しているところではありますが、水道施設自体が老朽化しておりますため、今後は施設全体の更新計画を策定するために、現在整備中の水道台帳を早急に整えて、順次計画性を持った更新整備の展開が必要であろうと考えております。

○１８番（豊田紀代美君） 経年劣化や熊本地震による管路の損傷等で漏水が頻繁に発生している状況と、さらには水中ポンプ等の機器類も耐用年数が過ぎており、水道

施設自体が老朽化をしているとのこと、また、まずは水道台帳を早急に整えて、順次計画に則って更新・整備を展開するとの御答弁ですが、肝心の合併前の旧町の水道台帳がきちんと整備をされていないために、更新整備計画がスムーズに進捗できていないと思われます。

今後の対策について、部長にお尋ねいたしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） この更新整備を実行する上で、より正確な現状把握をした台帳整備を行い、効率的な維持管理計画をしていく必要があります。

考慮すべき点は、新たな投資額で水道事業会計の経営を圧迫しないように、現在の起債償還との兼ね合いを十分に精査しまして、収支のバランスがとれた経営、安全安心な水道水を安定供給できる体制を構築できる事業の展開を研究してまいります。

○18番（豊田紀代美君） まずは正確な水道台帳を早急に整備をされ、土木部長御指摘のとおり、新たな起債償還で事業会計を圧迫することのないように、十二分に精査をされ、安全安心な水道水の安定供給ができる体制づくりをしっかりと構築していただくように強く要望いたしておきます。

続きまして4点目、障がい児福祉計画についてでございますが、小さな1点目、障がい児福祉計画を策定するに至った経緯についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 本計画については、増加する支援を必要とする障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動目標を盛り込み、障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう地域社会への参加・包容を推進するために、児童福祉法の一部改正により計画の策定が義務付けられました。

計画の期間については、第1期が平成30年から平成32年度までとなっております。

現在、第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画と併せて策定しているところでございます。

○18番（豊田紀代美君） 今、御説明いただきました。時間の都合もありますので、小さな2点目に移りたいと思います。

乳幼児から就労に至るまで、障がい児の将来の自立に向けた支援について、健康福祉部長、そして教育部長に簡潔にお願いいたしたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今の質問については、健康福祉部と教育部に関係しますので、まず、健康福祉部からお答えいたします。

乳幼児期から高等部卒業までに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の目的に、児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問

支援等のサービスを提供しており、家庭の支援も併せて行っているところです。

高校卒業後は、就労移行支援・就労継続支援A・B型等の就労系のサービスや、グループホームなどの移住系のサービスを提供し、障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、各事業所や相談支援事業所と連携し、支援を行っているところでございます。

また、ハローワークや障がい者就業生活支援センター、宇城市障がい者自立支援センター等の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労の支援も行っております。

これらの障がい福祉サービスや就労等に関することは、教育部が主催する「宇城市特別支援教育連携協議会」にも参加し、情報提供に努めているところでございます。

○**教育部長（緒方昭二君）** 教育委員会としましては、心身に障がいのある児童生徒に対し、適正な就学指導を行うとともに、早期から一貫した教育支援を充実させるため、教育支援委員会を年2回開催し、障がいのある児童生徒等が就学する前から保育園、私立小中学校、県などと連携を図りながら支援を行っております。

また、市内中学校校区で地区連絡協議会を年4回程度開催し、障がいのある児童生徒のフォローアップを行っているところでございます。

しかしながら、中学までの支援については実施しておりますが、中学校卒業後にしましては、市内の高等学校や支援学校との連携が図れているものの、それ以外の進路先に対しては、フォローアップができていない状況でございます。

○**18番（豊田紀代美君）** 健康福祉部長、それから教育部長にそれぞれ御答弁をいただきました。

次に、相談支援事業の取組状況について、さらには8月24日から県がヘルプカードの1万枚無料配布をスタートいたしました。この2点につきまして、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

○**健康福祉部長（清成晃正君）** 障がいのある人が地域で安心して生活するためには、相談支援業務が重要であるため、うきうき地域生活支援センター、これは宇土市にございます、また、相談支援センターコスモス、これは宇城市にございます、に相談業務を委託して実施しております。

うきうき地域生活支援センターでは、精神に障がいのある人、相談支援センターコスモスでは、身体や知的に障がいのある人をより専門的な知識を持った相談支援専門医が相談業務にあたっております。

昨年の実績では、うきうき地域生活支援センターには、3,064件の相談、実人員としまして169人、相談支援センターコスモスには1,113件、実人員と

しまして126人の相談がっております。

そのほかにも、市内には5か所の指定特定相談支援事業所もあり、主に障がい福祉サービス等の利用に関する相談支援を行っているところでございます。

また、今議員が話されましたように、ヘルプカードを県が策定しました。議長のお許しを頂きまして、チラシ、ヘルプカードという大きい文字の十字があるのが県です。裏面が市が発行しているヘルプカードのチラシとなります。それと、カードの実物大のコピーということで、表裏、これが県のヘルプカード、あと一つが市が作成しているヘルプカードになります。

チラシの県の方ですけど、ここに「ヘルプカードとは」ということで書いてあると思います。これは読みますと、「内部障がいや発達障がい、難病の方など外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです」ということであります。

また、裏面の市が発行している中の真ん中のほうですけど、「障がいのある人の中には自分が困っていることを他人にうまく伝えることができない人がいます。そのためにも、周囲から誤解を受けたり、場合によっては犯罪者のように扱われることがあります」ということで、このようにヘルプカードの配布をしたわけでございます。

市では、平成26年度に宇城市手をつなぐ育成会が中心になって、今御説明しましたヘルプカードを作成しております。現在、51の方が配布を活用しているところでございます。裏面には、自分の支援していただきたいことを書くようになっております。

今後は、ヘルプカードの普及啓発に努め、ヘルプカードが地域で根付き、支援の輪が広まるとともに、「障がい」や「障がいのある人」への理解が深まるよう努めたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 時間がありませんので、私の思い、ここで大変ヘルプカードについて伝えたかったんです、実は。県がヘルプカードをお作りになったその1万枚、県庁と保健所、あるいは市町村の自治体の窓口に置いてあるわけなんですけども、1万枚という数ではどうしようもない。だから、自分でダウンロードもできるんですけど、そういうことではなくて、やはり行政が中に入って、より多くの方に啓発をしていただきたい。そして、自然に市民全体がそういう必要な手助けができる優しい福祉のまちづくり日本一の宇城市を目指したい。そうっております。

あと申し上げたいこともあるんですけど、割愛させていただきたいと思います。教育部長に、「よかところファイル」のところを少しだけ御説明を願えたらと思います。簡潔にお願いします。

○教育部長（緒方昭二君） 本市では、障がいのある児童生徒の保護者に対し、その児童生徒の特性や、必要な支援を記録していく「よかこファイル」の交付を行っているところでございます。

そのファイルを進学や就労時に進路先に提示することにより、必要な支援を共有し、連携を図っていくことができると考えております。

○18番（豊田紀代美君） 今、教育部長からよかこファイルのことがありました。この「よかこファイル」と「コミュニケーションボード」、それから「ヘルプカード」、これは宇城市がほかの自治体に先駆けて取組をやっている、非常に優れた事業の一つでございます。

このことを広く発信をしていただきたいと思いますし、他の自治体も宇城市のことを参考に作った事例もあります。そういうことで、今後、啓発活動には、なお一層の御努力をお願いしたいと思っております。

最後の子ども議会について、他の自治体での子ども議会の状況、また、本市の子ども議会実施の継続についてでございますが、実は7月28日に宇城市の中学生24人、それから私は宇土市の子ども議会にも行ってまいりました。これは、8月9日にあったんですが、その時に、議場で教育長より11人の子どもの議員に認定証交付式がありました。それから、議員の紹介、そして議長は前半と後半で交代をいたしました。非常に宇城市の子どもたちも宇土市の子どもたちも、宇土市は小学生と中学生だったんですけども、素晴らしい質問をしておいででございました。講評は教育長によってされておりました。

こういうことで、是非継続していただきたいと思います。教育部長に端的に答弁を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 他自治体の状況につきましては、一部の自治体では実施していない状況がありますが、中学生だけでなく、小学生も取り込んで、子ども議会を実施している自治体や、10年以上続けている自治体など、各自治体において様々な取組がなされております。

本市においては、子どもたちに政治に興味を持ってもらい、市政運営に子どもの観点からの意見を取り入れることは、市の発展に寄与するものであると思ひ、今後も他の自治体の取組も研究しながら続けていく必要があると考えております。

○18番（豊田紀代美君） 教育部長、御協力ありがとうございます。

子ども議会を経験した児童生徒の中から、本市の市長や、あるいは市議、さらには総理大臣も出る可能性もゼロではありません。政治に興味を持ってもらいたと思いますが、もっともっとたくさんの市民の方に傍聴をお願いしたいなという思いと、それから子ども議員の中に障がい児の議員が1人もいなかったことは、少し残

念な思いがいたしました。障がい児福祉計画を策定する中で、教育部長からもさっき答弁もございましたし、健康福祉部長からもございます。

この子ども議会で障がい児の議員を登用する、そういう発想がなかったものか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいま、豊田議員が言われましたように、現在の共生社会におきまして、その形成にはインクルーシブ教育、こういったものにおける合理的配慮の観点からも、障がいを持つ子どもたちの意見を幅広く聞く機会をつくることは、非常に大切なことだと考えております。

そして、この子ども議会におきまして、可能な限り多くの子どもたちからの多様な意見を聞ける場にしていくことが、これから有意義なことになることを確信しております。

今後は、さまざまな児童生徒がこの子ども議会に参加できるように、学校現場と協議を重ねながら丁寧に対応していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の観点からも、教育長御指摘のように、障がいのある児童生徒の意見を聞くことの大切さも御認識いただいておりますし、学校現場と協議をしながら対応していただくという御答弁を頂戴いたしました。来年の子ども議会の開催を楽しみにいたしております。

以上、大きくは5点につきまして質問をさせていただきました。執行部の皆様方につきましては、非常に熱心に御答弁を頂戴し、よりこれから宇城市の発展を心から信じて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

11番、渡邊裕生君の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 11番、うき未来21の渡邊です。

今朝、早朝から松橋駅前に行って、あいさつ運動をしました。守田市長も一緒でございました。どうも早朝からお疲れ様でした。朝から、通勤・通学の皆さん方に「おはようございます。」と声を掛けて、今日一日がスタートしたわけですけど、大変心地良いというか、良い一日になりそうだなと思いつつ質問をさせていただきます。今回の質問とはちょっと関係ないんですが、前段でちょっとだけお話をさせ

ていただきたいと思います。

今年の夏も大変暑い夏で、やっと9月に入って何とか過ごしやすくなったかなという気がしておりますけども、実は高齢者の方の熱中症で救急搬送された数というのをちょっとお聞きしまして、これ宇城市内です、広域連合の消防から話を聞いたんですが、7月で宇城市内で17人、それから8月は18日までで18人、計35人の方が65歳以上で救急搬送されたということを聞きまして、やはり7月、8月の猛暑は今年だけではなく、もうここ数年、おそらく今後もずっと続くであろうと思いました。

それで、やはりこの高齢者の方の熱中症対策という部分においても、今後私も調査・研究しながら、やっぱり取り組んでいかないといけない課題になるかなという思いがしておりますので、どうぞ議員の皆様方もこういう問題に関して、何かいいアイデアだとか、対策があったら是非考えていただいて、その地域、若しくはこの宇城市で取り組める部分があったら、皆で取り組んでいくという体制ができればいいと思ひまして、今日はちょっとお話をさせていただきました。

まず、第一に今日の1番目の質問なんですけども、子どもの貧困対策、私の個人的なテーマでありまして、もう今日で3回目の質問になりますが、前回就学援助の状況ということをお聞きしました、それは平成28年度。今年平成29年度では、宇城市の現在就学援助を受けている児童生徒が現在どれくらいなんだろうということを、まずお尋ねしたいと思います。

○**教育部長（緒方昭二君）** 就学援助は経済的理由により、就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資するために行っております。

また、近年の不況から、年間収入が減少された方につきましても、一定基準以下の方につきましては対象として援助しているところでございます。

総数では、平成25年度631人、平成26年度729人、平成27年度812人、平成28年度872人、平成29年度8月途中までで917人と、毎年度増加しているところでございます。

小学校では、平成25年度408人、平成26年度473人、平成27年度524人、平成28年度580人、平成29年度591人となっております。

中学校では、平成25年度223人、平成26年度256人、平成27年度288人、平成28年度292人、平成29年度326人となっており、いずれも年々増加傾向であります。

○**11番（渡邊裕生君）** 今現在、宇城市の児童生徒数が約4,700人程度だったかと思うんですが、そのうちの900人を超えている子どもたちが就学援助を受けて

いるというこの事実は、非常に私は驚くべき数字だと思います。もう20%近くといってもおかしくないんじゃないかと思うんですが、この就学援助が年々増加している、学校地域によっても様々だとは思いますが、今回900人を超えたということに関して、何らかの原因等が考えられるとすれば何かというお尋ねをすると、教育部長はどう考えられますか。何か、そういう観点から、この数字の増を思うときに、見解があればお答えいただきたいと思います。

○教育部長（緒方昭二君） 就学援助受給者について、学校・地域ごとに分析は行っておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、年々増加していることは間違いありません。

その原因として、正確な分析ではございませんが、全体的にひとり親世帯の増加、一部の世帯では同一生計内での世帯分離、核家族化などにより、世帯収入の動向が影響しているのではないかと考えております。

また、昨年の熊本地震により、市町村民税や固定資産税の減免などにより、受給者が増えたのも一因ではないかと考えているところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 税の減免うんぬんの関係はちょっと私にも分かりかねますが、ただ、昨年の震災がもしこの数字に反映しているとしたら、かなり、おそらく生活が例えば、震災によって会社が、勤め先が壊れたとか、営業できなくなって、失業をやむなくされたというような話も確かに聞いたことがありますし、そういう部分が子どもたちに影響しているとしたら、子どもたちの心のケアとかいう部分に関しても、私たちは考えていかなきゃいけないような状況にひょっとしたらあるんじゃないか。

そういった観点からすると、もう少し、できるならば状況の分析をしていただいて、あとは個々に対応できるような、そういうシステムをつくっていただいたほうが、より子どもたちの生育に関して宇城市として、何らかの支援ができるんじゃないかと思うわけですが、よかったら是非そういう分析調査も行っていたいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（緒方昭二君） 今後、分析につきましては、やはり子どもたちの心のケアとか、そういったところに必要と思っておりますので、そういったところで、分析できるところにつきましては分析を行っていきたいと思っておりますのでございます。

○11番（渡邊裕生君） ありがとうございます。是非、よろしくお願いします。

続きまして、副教材費の支給ということで書いておりますけども、現在、就学援助の中身について、少し内容を、支給時期・支給内容について説明をしていただければと思います。

○教育部長（緒方昭二君） 児童・生徒への支援につきましては、就学援助という形で金銭の支援を行うことにより、学用品及び通学用品、給食費、修学旅行費、医療費等に充てることで、他の子どもと変わらぬ学校生活を送れるものと考えます。

援助額につきましては、国の要保護児童生徒援助費を基に援助しております。

市内の小学校の状況では、学年によって多少異なりますが、授業で使用するプリントやテキストなどの副教材費は、年間平均約8,000円となっております。

小学校の就学援助は、学用品費1万1,420円、通学用品費2,230円、新入学児童学用品費4万600円、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費などを対象に支給しております。

市内の中学校の状況は、授業で使用するプリントやテキストなどの副教材費が年額平均約1万3,500円となっております。中学校の修学援助費は、学用品費2万2,320円、通学用品費2,230円、新入学生徒学用品費4万7,400円、給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費などの対象支給を行っております。

なお、支給時期につきましては、3回に分かれまして、7月、12月、そして3月に支給を行っているところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 昨日、大村議員の質問の中で大村議員もおっしゃっていただきましたが、新入学用品の支給が今回の補正予算であげられて3月支給と、今3月とおっしゃいましたけど。それは、以前から私、それから五嶋議員、そして大村議員もずっとこの制度の中で、やっぱり「新入学に対して支給時期を考えてほしい」という要望をずっとしてまいりました。その結果、来年度というか、今年度末になるかと思いますが、新入学に対する支給がそこで支給される、そしてその支給額についても約倍増、これまで2万円程度だったのが、4万円までに増額されると、大変、私も大村議員共々、大変ありがたいということで、今回お礼を申し上げさせていただきたいと思います。

やっぱり、今まで一番困っていらしかったのは、新入学の後、7月にしかその新入学の部分がこないというところで、何とかこの制度はやっぱり改めてほしいというところで、みんなでこうやって訴えてきた結果が、このようなことにつながったということは、1人がどうこうという話じゃなくて、皆で言っていけば変わるんだということが実証されたような事例かなと思いますので、是非今後とも、いろいろな制度に関しては、議員各位、声を大にして、いろいろ要望をしていただければ、私もその中の1人として頑張っていきたいと思います。

そこで、問題の副教材費についてなんですが、先ほど部長がおっしゃられました、学校ではプリント、テキストとおっしゃいましたけども、ワークとかドリル、子どもたちが学校の授業等で使用する副教材です。前回私が言ったのは、習字セットだ

とか、彫刻刀だとか、裁縫セットだとか、そういった部分が副教材にあたるから、「それに対して支援はできませんか。」とお尋ねしたら、「いや、できたらお下がりとか、そういうもので対応していただきたい。」という答弁がありました。

しかし、今日私が言うのは、そのプリントやテキスト、ワークやドリル、これは全ての学校、全ての学年、全ての子どもたちが今実費で買っているものです。その金額が答弁でありましたように、一番低いところで5,110円、一番高いところで、小学校で1万290円、これが年間に全ての子どもたちが買っているものの金額です。

これが、学用品費、現在1万1,420円なんですが、先ほどいった習字セットや裁縫セット、彫刻刀とか、いろいろいっぱい買わなきゃいけないものがあります。それプラス、絶対買わなきゃいけないのが、ワークやドリルというものなんです。

ちょっとここで、それがどういうものか、ちょっとお知らせしたいと思います。

これはある小学校の1年生が1年間に支払う金額の、じゃあ、何を買っているかという、国語ワークテストN880円、算数ワークテストN860円、ひらがな・数字370円、カタカナのおけいこ360円、あかねこ漢字スキル720円、あかねこ計算スキル1,080円、国語形成プリント920円、算数形成プリント920円、朝顔の栽培740円、言葉のきまり800円。これが、ある小学校の1年生が買わなきゃいけないもので、合計7,630円。

これに準じて、いろんな学校、各学年でさっきいった最高1万290円、これ絶対買わなきゃいけないものです。これが、学用品費で全て賄えるかということを私は今回言いたい。

先ほど、新入学用品が倍増になりました。できるならば、熊本市は副教材費として別立てで支給をされております。ですが、もし、わざわざ別立ての項目をつくって支給できないというのであれば、この学用品費をもう少し増額して、今言ったワークやドリル、テスト関係の補助をしていただけるならばと思うわけですが、いかがでしょうか。

○教育部長（緒方昭二君） 学用品費は、学習や学校生活などに使用する文房具のほか、靴、衣類、かばん、楽器など、多岐にわたります。

そして、副教材は教科書に対し補助的に用いられる教材で、一般的には教科書に掲載されていない問題や、教科書の補足として用いられる説明用の教材等になり、学用品費、副教材とも学習する上では欠かせないものだとして認識しております。

議員の御質問にありました熊本市は、副教材費として小学校で4,000円から4,400円、中学校では4,400円から7,000円を支給しているところでございます。

しかしながら、新入学児童生徒の学用品費の支給は、今年度につきましては本市の支給額の約半分となっているようでございます。なお、熊本市以外の県内のほとんどの市では、本市同様、国の要保護児童生徒援助費を基に援助しているところでございます。

このようなことから、今後も国の基準や他市の動向に合わせて対応していきたいと考えているところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 私が熊本市の例をあげたのは、別立てでそういう支給をされているという例としてあげたわけです。

先ほど言いましたように、今回言ったワークとかテストは、本来ならばこの義務教育下で無償で提供されるべきもの、絶対授業で使うものだとは思っております。だから、全員が絶対には買わなきゃいけないものだ。

本来だったら、義務教育は無償なんですから、ここら辺は無償で提供されるべきじゃないかなとは思いますが、そうではない現実を踏まえて、この辺の増額をできませんかと言っているんです。

ですから、先ほどおっしゃったように、学用品費はノートだったり、筆記具だったり、かばんだったり、そういうものに使うお金として1万1,420円が支給されるわけでありまして、このワークとか、ドリルとか、テストとか、こういった部分に関しての支給というのは、今どこにも対象になってないんです。だから、もう少しここは考えられませんかと言っているわけで、全額を補助しなくても、熊本市並みに4,000円とか5,000円とかの増額で、私は済む話かなと思いますので、是非、この件に関しては御一考いただきたいと思います。

続いて、給食費に関して質問します。まず、宇城市の給食費の滞納状況についてお願いいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 平成28年度の給食費未納額については、小学校13校で給食費総額1億4,250万円のうち、16万6,512円、中学校5校で給食費総額7,950万円のうち、21万1,100円、合計で給食費総額2億2,200万円のうち、未納額37万7,612円となっております。

未納のある学校は、小学校4校、中学校3校で、うち一番未納額が多いところで16万円となっているところでございます。

なお、過年度分と合わせると、小学校332万3,704円、中学校310万8,155円、合計で未納額643万1,859円となっているところでございます。

○11番（渡邊裕生君） この就学援助を受けている皆さん方は給食費は支給されますので、まず滞納はないと、これ前提にお話をします。

今おっしゃったような滞納がこれだけあるという現実は、就学援助を受けられない

というか、ぎりぎりのボーダーのライン辺りの生活をされているところの方たち、非常に一番そこが私は苦しいんじゃないかなと察するわけですけども、いろんな事情があるでしょう。ネグレクトとかいう話で滞納になっている部分もあるかもしれません。しかし、貧困という問題も、これには私はついてまわるんじゃないかと思っています。

そこでなんですが、給食の無料化についてということで、質問というか、まず私の考え方をちょっと述べさせていただきます。この給食の無料化について、今いくつかの視点で、意義とメリットを少し述べさせていただきます。

まず、1番に経済的理由で生じる子どもの食生活、この格差は大変大きなもので、学校給食にはその格差を縮める、若しくは埋める機能があり、給食は子どもの食のセーフティネットだと断言して間違いないと思います。

就学援助を受けている世帯は、先ほど言いましたように給食費が支給されますけども、ボーダー付近の家庭が一番苦しいのではないかなと思うわけで、子どもの貧困そのものは、なかなか実態がつかめません。全ての保護者の負担軽減が一番平等だと私は考えます。

無料化については、様々な意見があると思いますが、お隣韓国での話ですが、かつて韓国でもこの無料化についていろんな議論があったようで、金持ちの子も無料にするのかという批判もあったそうです。

しかし、貧しい子どもだけが無料の給食を申し込む方式は、貧困のレッテル貼りにつながり、子どもの自尊心を傷つけます。全員が参加することで、レッテル貼りを避けられるという、そういう意義に社会そのものが賛同し、韓国の無償化が広がったそうです。

今、全国で55の自治体が無料化しており、362の自治体の一部補助を行っていることを私は知りました。

メリットとしては、先ほどから言っていますように、まず保護者の経済的負担軽減、それから学校職員、事務の先生を含めてです。それと、地域で徴収にあたっておられる方等の、その方たちに掛かる負担の軽減というか、負担が無くなります。さらに、今回一番言いたいことなんですが、人口減少対策があげられると思います。住民の流出を食い止め、新住民を呼び込む、その方策の一つとして、この給食の無料化というのは、その効果に多いに期待するからです。

数年前に視察に行きました兵庫県の相生市、これは6万人ほどいた人口が3万人ぐらまで減って、何とかこの人口減少に歯止めを掛けなきゃいけないということで給食の無料化に踏み切られ、そしてそのほかのいろんな充実した子育て支援策をもって、成果を上げたということを学びました。

宇城市は合併から１２年、人口減少には歯止めが掛からず、既に６万人を切っているということはもう既に皆さん御存じのとおりです。充実した子育て支援で、宇城市は人口減少に歯止めを掛けて、特に若年層の人口増を図る政策を実施すべきと思います。既に待機児童ゼロを目指して、中心部にまた新たな保育園を建てようとか、医療費の無料化は既にできています。これに加えて、この給食費の無料化ということで、人口増を何とか実現できはしないかと思って、今回質問をしているわけですが、この財源につきましては、今積み立てた地域振興基金が３４億円、それから財政調整基金が約７６億円あります。

とりあえず、この１０年間無料化にしますということを打ち出して、その１０年間で人口減少に歯止めを掛け、兵庫県の明石市は、出生率の増までこぎ着けたということも知りました。

トータルな子育て支援、もっともつとあると思います。アピールし、外部からの人口、人を呼び込み、人口減少に歯止めを掛けて、何とか人口増に転じるような、そんな宇城市にならないかなと思ひまして、この給食の無料化について質問をします。いかがでしょう。

○教育部長（緒方昭二君） 憲法で義務教育を無償としていることから、学校給食の経費負担については学校給食法第１１条で、学校給食の実施に必要な施設及び整備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすると規定されており、食材費を保護者が、それ以外を自治体が負担することと明確に規定されているところでございます。

また、給食費は生活保護の教育扶助や就学援助制度の支給対象経費となっており、経済的に困窮している世帯については全額を支援している状況でございます。

議員が申されます無料化に係る経費でございますが、仮に、宇城市が助成制度を創設し、全額助成した場合は、約２億２，２００万円の一般財源が恒久的に必要となります。

なお、就学援助において支給しております給食費援助を除きますと、約１億７，９００万円の一般財源が必要となり、１０年を無償化するとなりますと、約１８億円程度の一般財源が必要となります。本市の財政状況を考えますと、実施には厳しい状況にあると考えております。

○１１番（渡邊裕生君） 一般財源でいうとそうでしょう。確かに、大変な額になります。

しかし、私が言ったのは基金をとりあえず使いましょうと。そして、財政の仕組みとしては、片一方で使ったら片一方で毎年また積立てをしていますから、実質的

に10年後、この18億円を使ったときに、じゃあ、基金が最終的にいくら減ったのかというのは10年経ってみないと分かりませんが、十分投資する、これは投資です。宇城市の人口減少に歯止めを掛けるための投資と考えて基金を使うという、この考え方でいけば、私は十分やっていけるだろうと思います。

相生市のことですが、どうやって無料化したかという、ここに交付金要綱をちょっと持っているのですが、各学校から申請を出してもらって、その学校に対して給食のその保護者の負担を軽減するということでの補助、そういう仕組みで無償化になっております。そういう仕組みが他市の事例であるわけですから、無償化できないという話ではないと思いますので、あとは財源の問題と子育てのトータルプランで、どうやって宇城市に人を呼び込むかという、その部分はしっかり皆で知恵を出し合ってプランをつくれればいいのではないかなと思うんですが、その核になるものとしてこの給食費の無料化というのは非常に大きな効果があると私は考えます。

市長にお伺いしますが、結局こういうことをやって、最後に手柄になるのはやっぱり市長だと思うんです。誰が言ったからうんぬんじゃない。結果、宇城市の人口に歯止めを掛けた、それを全て市長のお手柄になるわけですから、今回この部分に関しては御一考いただければと思うのですが、市長いかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 今、教育部長が申しましたように、年間一般財源予算が2億2,000万円でございます。

今日、渡邊議員が5人目の一般質問の議員でございますが、皆様方の御意見は、信任を得て市議になられた方々の御意見ですので、最大限に尊重する必要があるかと思いますが、今の財政状況の中で皆さん、議員の御要望にお応えすることはかなり厳しい状況であります。

年間予算2億2,000万円の一般財源、これも市議会の皆様方の御意見、議論を待つところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 前々回、この貧困問題に関して質問をした時に、市長は「教育によって貧困の連鎖を断ち切る」とお答えになりました。

学校にはクーラーも入りました。そして、医療費も無料化になりました。こういういろんなことの組合せで、教育の力で貧困の連鎖を断ち切るというのが市長の考えであれば、是非この給食の無料化、そして子育て支援策の充実というのを考えられて、決して悪いことではないと私は思いますので、是非御一考をお願いしたいと思います。

次にスポーツ振興についてであります。地域のスポーツ振興に対する市の考え方についてお尋ねをします。よろしくお願いします。

○**教育部長（緒方昭二君）** 私たちを取り巻く社会環境は日々変化し、個々の市民が健康で明るく活力ある生活を送るため、スポーツの目的や内容も多様化し、行政やスポーツ団体に求められる内容も変化してきているところでございます。

このような状況の中、市では「地域のスポーツ」、「子どものスポーツ」、「競技スポーツ」などの振興施策をより計画的に推進することにより、市民一人ひとりが、性別や年齢、障がいの有無に関わらず自らスポーツに親しみ、実践し、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を営むことができるようにと考えているところでございます。

また、体育施設の管理に関しましては、平成27年3月に施設別管理運営方針が出され、体育館、グラウンド及びプールなどの体育施設は、「指定管理者制度の導入を検討する」となっており、まず、平成22年度に不知火温泉プールの指定管理者制度を導入し、本年度からは、不知火地区全域の体育施設について指定管理者制度を導入したところでございます。

それに伴い、不知火スポーツ振興係は廃止しております。しかし、不知火スポーツ振興係で協力しておりました体育団体の事務につきましては、スムーズな移行ができるまで本庁スポーツ振興係で協力する予定であります。

今後、旧町ごとに各体育団体で開催しておられましたイベントにおいては、実施主体が内容を見直したり、市民のニーズに沿った企画・運営を行うことにより、多くの皆さんがスポーツに親しむ場の提供ができるように行いたいと考えているところでございます。

○**11番（渡邊裕生君）** 私は現在、市の体育協会の副会長であり、不知火の支部長でもありますので、今、このスポーツを取り巻く環境については十分理解をしているつもりであります。

体育協会についてなんですが、市の体育協会は、構成の中身は、各副会長は各旧町の支部長であり、会長もその中の一人でありますけども、それ以外、多くは種目協会の代表で構成をされます。年間に事業としましては、県民体育祭の派遣、応援、それから熊日駅伝、女子駅伝の選手選考から実施まで、全て体育協会携わりながら陸連と協力しながらやっております。

旧町時代、各旧町の体育協会も同じでした。県体と熊日駅伝、各体育協会はそれを仕事としてやっていたわけですが、合併しまして、市の体育協会が今言ったようなことで、旧町ごとの支部は今までやってきたその熊日駅伝や県体という部分が、その主な事業がなくなってしまいました。じゃあ、ということで考えながら、支部で支部主催の行事を行っている支部と、例えば松橋のように、校区体協を中心にしながら地域のスポーツ活動をやっている支部と、いろいろあります。

これは、旧町時代ずっと培ってきた伝統がそのまま今にいかされている部分もあるし、そうでないものもあるかと思いますが、私が今回なぜ質問をするかという
と、支部の体育協会の構成は、ほぼ地区の体育委員であります。不知火の場合は4
6人評議員がいるわけですが、そのうちの28人は地区の体育委員です。種目
協会が11人いらっしゃる。中心になってくるのは、どちらかということその地区の
体育委員、地区の体育行事を我々は支援していつているというのが現状であります。

今回、その前に言っておきたいことは、ずっと以前からその地区のスポーツレク
レーション、体育行事に関して支部の体協が体育委員と一緒にになりながら、若しく
は支援をしながら地域のコミュニティというのを作り上げてきた。これは間違いな
いことだと思います。

今、自助・共助という言葉がでてきますが、例えば「地域で見守り活動をやりま
しょう。」と、「いろんなお年寄りを皆で支えましょう」とか、そういうコミュニ
ティの基本をつくってきたのは、過去からずっとそういうスポーツ活動をやってき
た、そういうコミュニティがあればこそだと私は思っています。

今回、この総合計画の中で、プロジェクトの基本方針とその中に書かれているの
は、各種イベントの実施形態の見直しを行い、現在市が委託開催しているイベント
を補助金化し、事業を実施しますとか、総合型スポーツクラブとの連携とか、少し
確かに時代の変化とともに変わってくる部分もありましょう。ただ、今まで脈々と
続いてきたその地域のコミュニティを育てる、つくってきている、そういう地区の
体育委員との関係が今後薄れてしまうことがあってはいけないと思うんです。

どうも、今回この総合計画の文章を読むと、その地域のここの一番右下に、地域
コミュニティの活性化につなげるためと書いてはあるんですが、じゃあ、具体的に
地域コミュニティの活性化という部分に関しては、記述はないように見受けられま
す。今まで、支部体協が果たしてきた役割が、大変私はこういった部分につながっ
ているわけで、ここの部分が空洞化もしくは衰退していくと、地域のコミュニティ
が崩れていく。それを私は大変懸念をしております。

ですから、こういうその補助金化とかいう話の、どこからそういう考え方で、今
後のこの地域のスポーツ活動を変えていこうと思っていられるのか。そういう
部分に関しての考え方、見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（緒方昭二君） 以前、市民の皆様からとりましたアンケートの結果で、
「あなたは社会生活の中で、スポーツや運動にどのような役割を期待しますか。」
の問いに対し、健康づくりが一番で全体の31.3%を占め、次に生きがいづくり、
3番目に地域コミュニティ形成という結果が出ております。スポーツが地域のコミ
ュニティ形成づくりに期待されるところが大きいと思われるところでございます。

第2次総合計画の基本目標にも、生涯スポーツの推進と、指導者の育成を掲げております。体育団体と連携し、市民が生涯スポーツとして気軽に参加し、楽しむことができるイベントの企画・立案を行い、目標年度には現在の7,000人から1万人を目指したいと考えているところでございます。

また、小学校部活動が社会体育へ移行することも含め、地域スポーツクラブの円滑な運営を行うための経営ノウハウと、事務的支援などのための研修を行いたいと考えております。これにより、団体の経営力の向上と人材の確保を行っていただき、将来的に指定管理者との施設の運営、自主事業の実施によりまして生涯スポーツの推進の一翼を担っていただきたいと考えているところでございます。

今後は、市が委託して開催しているイベントを補助金化することにより、主催する団体が市民のニーズに沿った企画の導入や、事業内容の変更を行い、多くの皆様が参加できるスポーツイベントを開催できるようになり、ひいては地域のコミュニティの活性化につながればと考えているところでございます。

また、私事ではございますが、町の体育協会と校区の体育会とは違いますが、私も豊川校区体育会で4年間ボランティアとして事務局を務めてまいりました。1年間の行事といたしましては、体育祭をはじめ、ソフトボール大会、本バレー、ミニバレー、ソフトバレーボール大会、グラウンドゴルフ大会の6大会を開催し、企画から準備、運営、会計まで行ってまいりました。その間、多くの人と知り合い、多くの人に助けられ、多くの人と楽しく過ごすことができましたことは、私の財産と思っているところでございます。

そういったところで、人材づくりを積極的に行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 緒方部長が地域の中での貢献をしていらっしゃるの私もよく知っていますし、そうありたいと思います。

ところが、各旧町ごとには、今松橋の校区体協のような形をとれていない地域のほうが逆に多いのかな、そういった意味で今おっしゃるように、人材の確保が必要だと、私もまさにそのとおりだと思いますが、なかなかそれが非常に難しい。先ほどおっしゃられましたように、いろんなことをやるにして、じゃあ、誰が主体としてやるのかという、そのところになったときに、じゃあ、支部の体育協会が果たして今後、そういった部分が担っていけるのか。後の質問にそれが実はメインではあるんですが、そのスポーツ振興係が各支所から今後撤退していくという計画であります。

今まで事務局を担っていただいていたスポーツ振興係がいなくなるという、これは各支部体協にとっては大変痛い、おそらくなかなかその代わりをしていただくよ

うな人材が見つかるかどうかは、なかなか分からないんですが、今不知火は先ほどおっしゃいましたように、撤退した中で事務局がいない状態で、やっとのこと、今何とか探してお願いをしているところではありますが、1人で1年間の事務量を考えたときに、とてもボランティアでできるような量ではありません。それが今後、各旧町でスポーツ振興係が撤退するというと、支部のスポーツ活動の根幹がしぼむというか、縮小する可能性が出てきはしないか。それを大変私は心配をしておりますので、その点について、今後のスポーツ振興係の撤退について、とりあえず今後の方針等をお聞かせいただきたいと思います。

○**教育部長（緒方昭二君）** 市では、民間活力を導入したサービスの向上と効率的な施設管理・運営を図るため、社会体育施設の指定管理者制度を計画的に導入しております。先ほど申し上げましたように、平成29年度に不知火地区の指定管理者制度の導入とともに、不知火支所のスポーツ振興係を廃止しております。

今後の計画といたしましては、平成32年度に市内全ての社会体育施設について、指定管理者制度を導入する予定であり、それと同時に三角、小川、豊野のスポーツ振興係も廃止する予定としております。

現在、三角、小川、豊野のスポーツ振興係で協力しております体育団体のイベント開催におきましては、指定管理者制度導入予定の平成32年度に向けてスムーズな移行ができるよう、これから各種団体に説明を行ってまいりたいと思っております。

○**11番（渡邊裕生君）** 数年後には無くなると。それで、私が言っているのは、支部体協がスムーズに、今までどおりに地域のコミュニティをつくるような活動ができていくのかというところに視点を置いてさっきから言っているわけですが、その指定管理者制度がそのまま地域のコミュニティを醸成していくのかという話とは、少し何か視点、土俵が違うような気がしてなりません。

指定管理者制度によって、例えばNPOスポーツクラブが地域の中まで入って行って、今まで地域の体育委員がやられていたようなことをまとめあげながら、果たしてやっていけるのかと。それは今までずっと支部体協がやってきたことではありますので、それに代わるような指定管理者制度になっていくのかどうかというのは非常に不透明であります。

ですから、その辺のところをどう考えていらっしゃるのかなと思うんですが、もう時間がないので、この議論はまたの機会にしたいと思いますが、不知火で私個人的な思いとしては、このNPOのスポーツクラブと支部体育協会が融合・合体みたいな形になって、支部活動をその指定管理者団体と一緒にやっていくという形ができればいいのではないかと今考えています。

今後、ほかの小川・三角・豊野の皆さん方も、この辺のところを考えていかなければいけない時代が目の前にきていると思いますので、不知火は不知火支部として、いろんな方向性を模索しながら何とかこの地域のコミュニティだけは守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、小学校の運動部活動廃止についてなんですが、まず1番に、放課後の過ごし方、子どもが小学校、授業を終えて今まではそのまま運動部活動に行っていたという状況ではあったんですが、これが果たしてスムーズに移行するかどうかというのは、昨日の大村議員の質問に対して明確な答弁がどうもなかったようで、今まだこの運動部活動から社会体育への移行という部分に関しては、非常に厳しいものがあるのかなと思っております。

その状況は状況として置いておいて、基本的な考え方として、放課後の児童の過ごし方に関して、教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるのか、そのことに関しては、是非教育長にお答えいただきたいと思っております。

○教育長（平岡和徳君） 宇城市の小学校運動部活動の社会体育移行に対する基本的な方針としましては、指導者を除きまして、現在の小学校の運動部活動をできる限り変えることなく、社会体育へ移行することを目標に現在取り組んでいるところでございます。

市内全ての学校で校内委員会を立ち上げ、部活動の再編や指導者の確保に向けて、学校と保護者が一体となって取り組んでおられます。また、PTA総会や部活動総会の中でも、運動部活動が社会体育へ移行する説明について随時丁寧に行われている状況であります。

仮に指導者が見つからなかった場合につきましては、その種目は部活動ができなくなるという状態になりますけれども、放課後子ども教室や健康福祉部と連携いたしまして、学童保育所などを活用する中で、関わる大人一人ひとりが子どもたちの未来に触れているという深い自覚を持ちながら、子どもたち一人ひとりの安心・安全な居場所を提供していかなければならないと考えております。

○11番（渡邊裕生君） 今、教育長にお答えいただきましたが、基本的に市もしくは学校が子どもたちの居場所を責任を持って確保するというところで理解してよろしいですか、今の考え方として。

○教育長（平岡和徳君） はい。

○11番（渡邊裕生君） 分かりました。それでは、この2番目と3番目、今教育長が答えられた放課後子ども教室、学童保育、この2つについてなんですけども、社会体育移行がスムーズに行われなかった場合のいわば受皿として、当然この2つをやっぱ充実させていって、子どもの居場所づくりを考えていかなければならないと

思うわけですが、そこら辺の部分に関しての取組について2つ合わせてお答えください。

○教育部長（緒方昭二君） 平成27年12月に中央教育審議会より答申が出され、地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題に社会総掛かりで対応することが求められており、従来の地域が学校活動を支援する体制から、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」が提言されております。

この活動は、子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、教員の地域・社会への理解の推進など、子ども、学校、地域それぞれに連携・協働していくものでございます。

社会体育への移行に伴い、子どもたちの安心・安全な活動拠点として放課後子ども教室は、大きな取組の一つであると考えております。

現在、松合小学校、小野部田小学校、小川小学校の3校で実施しております。今後、実施校の拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

○健康福祉部長（清成晃正君） 議員御承知のとおり、平成27年度から新たな制度としまして、学童保育入所対象年齢が6年生まで拡大されました。

その利用者の増大が心配されましたが、現状においては従前と変わりなく、ほとんどの学童保育所において待機児童は発生していない状況でございます。

しかしながら、今、小学校部活動がスムーズにいかなかった場合ということになりますと、利用希望が増える可能性があるかと認識しております。仮に4年生以上の利用希望が多数あった場合は、現状では受入れが困難な状況となります。

健康福祉部としましても、今後の利用者ニーズの動向を踏まえ、受入れ拡大の必要性が生じた場合は、学校及び教育部と連携を取り、学校施設の有効活用等を視野に入れながら、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保していかなければならないと考えております。

○11番（渡邊裕生君） 当然、この2つの取組、放課後子ども教室と学童保育については、先ほど教育長がおっしゃったように、受皿としての拡充がどうしてもやっぱり不可欠だと私も思っておりますので、是非この点に関しては十分頑張ってくださいと思います。

それと、あとは民間で子ども居場所の一つとして、最近子ども食堂という言葉も聞かれます。今後、子どもの放課後に対して寺子屋だったり、子ども食堂だったりという動きが民間で起こった場合、そういった部分に関しては市はどうですか。援助とかいう話はありでしょうか。

○教育部長（緒方昭二君） いろんな事業があると思います。そういったところで、

国・県の補助金等があればそういったところを利用していきたいと思っております。

○11番（渡邊裕生君） ありがとうございます。是非、今後の民間、地域ボランティアの動きにも着目をしていただいて、十分な支援体制をとっていただきますことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時14分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

7番、園田幸雄君の発言を許します。

○7番（園田幸雄君） 7番、うき幸友会、園田幸雄でございます。通告に従い、一般質問を行います。

さて、近年では、毎年地震、津波、豪雨などの自然災害が数多く発生しています。地域住民はもちろん、国や自治体の想定をはるかに超えた大災害が続いております。頻発するゲリラ豪雨、また、最近では線状降水帯豪雨という聞き慣れない言葉の時間雨量100ミリの記録する豪雨が発生しております。それから、台風、竜巻、そして猛暑など、自然の猛威にさらされております。

我々人類は、これまで自然の恩恵を受け、命をつないで進化してきました。しかし、現在では自然の前になすすべもなく、それぞれの災害では多くの尊い命が失われております。発災時の初期対応や、救助活動、被災者支援などの検証も必要であります。

私たちは昨年、未曾有の大地震を経験いたしました。あれから約1年半が経ちました。街並み、家並みが一変し、地域の風景が大きく変わりました。現在は復旧・復興なくして宇城市の未来はないとの思いで、力強く復旧・復興が進行中であります。

そこで、本市の現在の施設の復旧・復興の現状についてお伺いいたします。

○総務部長（本間健郎君） 公共施設の復旧・復興状況とのことですが、私からは経済、土木、教育施設以外の庁舎などの公共施設の建物についての復旧状況を御説明いたします。

工事の発注は本庁舎など11件がございます。全体の被害総額が1億5,800万円となっております。

工事の進捗状況では、総数11件に対しまして10件の工事が完了しており、未

完了の施設は、この本庁舎だけとなっております。おおむね平成31年3月頃を完了予定としております。

また、内部で行っております事務事業等につきましては、平常どおりの事務事業を遂行しているという状況になっております。

○経済部長（吉田裕次君） 経済部所管の農地及び農業用施設等の復旧状況を説明いたします。

工事発注は24件、被害総額1億8,483万6,000円に上っております。その中でも被害が大きかった箇所は、豊野町の水口農道で1,357万1,000円と松橋町の御船地区用水路施設1億1,076万3,000円であります。進捗状況につきましては23件が完了し、1件がしゅん工検査待ちの状況であります。

また、県営事業の鍍ヶ鼻ため池災害復旧工事については、現在施工中であります。7月6日から大雨により、仮設道路の崩壊等の手戻り工事が発生しております。今月中には県と農政局が計画変更協議を行い、速やかに再着工できるように進めている状況でございます。

また、工期につきましても、本年12月の完成予定を目指しておりましたが、計画変更協議等の手続きもあり、来年3月まで延伸となる可能性があるとのことでございます。

次に、水産施設では、松合漁港において被害総額1億1,916万1,000円に上り、漁港内施設で1億1,443万5,000円、松合水門が472万6,000円の2件でございます。松合水門はしゅん工しておりますが、漁港内施設の工事は現在施工中でございます。来年2月中旬には完了予定でございます。

最後に、農政課被災農業者向け経営体育成事業の進捗状況ですが、事業件数で752件、事業費で27億4,010万4,000円となっており、進捗率としましては、6月末時点で約40％となっております。

○土木部長（成田正博君） 土木部所管の熊本地震の復旧・復興についてお答えします。

まず、土木課所管からでございます。熊本地震におきましては、松橋町曲野の国道266号を跨ぐ跨道橋の「徳助3号線」や路面災などの道路災害が93件、浅井出川などの河川の災害が47件、橋りょうが永代橋の1件、計の141件で被害が発生しております。

被害総額としまして、11億4,582万8,000円であります。

進捗といたしまして、141件のうち103件がしゅん工検査まで終えております。工事完了率が73.0％、発注率は99.3％で、あと道路災1路線の発注を残すのみでございます。

各施設の完了の見込みであります。橋りょうの永代橋は6月にしゅん工してお

ります。

道路災につきましては、年度内の完了の予定でございますが、8月に契約いたしました「古屋敷線」ほか1件が年度未完了の見込みです。

また、河川につきましては、平成29年度中の完了を目指して、契約中の22件の工事を進めているところです。

続きまして、都市整備課所管でございますが、公営住宅における災害復旧工事の状況といたしまして、上巢林小集落団地ほか6団地がありまして、全体の被害総額が約4,300万円となります。

工事の進捗状況は総数7件に対しまして3件が完了しており、岡岳団地を最後に今年度末の完了を予定しております。

公園における災害復旧工事の状況としましては、大塚公園ほか5件あります。全体の被害総額が約6,800万円となっております。

進捗状況としまして、6件に対し4件が完了しております。天の平公園を最後に平成29年11月頃の完了を予定しております。

最後に、上下水道課分になります。上水道は松橋・小川で配水管27件、給水管26件、配水池1件の合計の1,367万3,000円となりまして、調査費が346万6,000円の合計の2,060万5,000円でございます。

簡易水道につきましては、豊野巢林で配水管2件、給水管1件、電気設備1件で100万4,000円でございます。

上水道、簡水に関しましては、平成29年3月31日で100%完了をしております。下水道につきましてはでございますが、小川地区下水道施設災害復旧工事ほか2件、被害総額が6,376万8,000円となり、現在1件が完了しておりますが、2件が工事進行中のため全体の進捗率は47%で、完了予定を平成30年3月末としております。以上で、土木部所管の説明を終わります。

○教育部長（緒方昭二君） 学校とその他教育施設における災害復旧工事の状況としましては、松橋中学校ほか35件があり、全体の被害総額が約6億2,400万円になっております。

工事の進捗状況といたしましては、総数36件に対し、現在22件が完了しており、主なものとして松橋中学校体育館は、おおむね平成30年1月頃を完了予定としており、教育関係の災害復旧工事は当尾小学校校舎を最後に平成30年2月末頃の予定でございます。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、全体的にかなり進んでいるように思います。引き続きスピード感を持って復旧・復興を是非お願いしたいと思います。

次に、空き家の公費解体について質問いたします。先の地震により、被災した半

壊以上の住家は順次公費解体されています。また、生活環境保全や景観上、空き家の公費解体も併せて進んでいます。

しかし、危険度が高く、客観的に見て解体すべきと思われる空き家がまだ数多く残っています。そういう地代においても、所有者からの申請がなければ公費解体ができないのかをお伺いしたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 空き家に係る公費解体についてお答えいたします。

熊本地震により被災し、半壊以上かつ生活環境保全上解体が必要であると判断された空き家につきましては、公費解体の対象として申請を受け付け、住家に準じ解体作業を実施しているところでございまして、先月8月末時点で396棟の解体申請に対しまして、294棟の解体を既に終えたところでございます。

「所有者から解体申請がない場合は解体できないのか。」との御質問ですが、既に倒壊している場合や傾いて危険な状態の建物でありましても、個人の財産ですので、市が勝手に処分することはできません。あくまでも所有者からの申請に基づき解体するものでございまして、所有者の同意がない申請を受理する訳にはまいりませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、空き家担当部署が把握している案件につきましては、昨年7月、解体・撤去に係る支援制度のお知らせを所有者の方々にお送りしてきたところでございます。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁で、あくまでも所有者から申請・同意がなければ解体できないとのことですが、今後何らかの対策や法整備が必要だと考えます。

次に、関連死について質問いたします。先の地震では、熊本県で50人の方が亡くなりました。本市では幸いにして1人の犠牲者もありませんでした。しかし、その後の震災関連死の方が出ておられます。熊本県で189人、本市で9人の方が認定されているとお聞きしています。

そこで、どのようにして認定されるのか、また、申請者数についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 認定方法と申請人数という御質問ですので、まず認定方法について説明申し上げます。

まず、申請については、御遺族から申立書と死亡原因についての資料（診療記録）等を提出していただきます。

また、御家族及び施設、病院等の関係機関から、地震前から死亡までの経緯の調査聞き取りを行い、熊本県合同審査会に諮ります。合同審査会の委員は5人で、弁護士3人、医師2人となっております。

その合同審査会は、「宇城市災害弔慰金支給審査委員会設置要綱」に基づき行われ、「平成28年宇城市熊本地震関連死認定基準」により地震と死亡との間に因果

関係の有無について審議をされます。その審議の答申を受けて、市が決定いたします。

申請人数については、今熊本県全体では議員おっしゃられましたように189人が認定されておりまして、宇城市では23人の申請が今行われております。今、18人の審査が終了いたしまして、9人の方が認定されております。

○7番（園田幸雄君） この関連死につきましては、死因を検証し、分析することは関連死予防の観点から重要だと思います。

次に、原因などの情報提供についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 情報提供についてですけど、報道機関等への情報提供については、御家族の同意を得て、情報提供を行っております。

基本的には、年代、性別、死亡年月ということで、何十代、男女、それと何年の何月ということで基本的にはしておりますが、今、議員御指摘のように情報提供の今後のこともありますので、御遺族の同意があれば死亡原因と個人が特定できない程度の死亡までの経緯を情報提供しております。

今後も、御家族の同意を得ながら、情報提供を行ってまいります。

○7番（園田幸雄君） 御家族への配慮を怠らず、これからも情報提供をお願いしたいと思います。関連死という、二重の悲劇を生まないために、熊本地震から得られる教訓をいかし、救える命を救う手立てとしていくことが肝要であると考えます。

次の質問に入ります。緊急時対応について質問いたします。災害発生時の初動体制の流れについて、また、災害時の用語が多く分かりにくいという声があります。併せてお伺いいたします。

○総務部長（本間健郎君） 初動体制からのことということですが、本市では災害時の効率的な対策を迅速に実施できるよう、職員の初動体制を次のように配備しております。

「第2配備体制」は、災害に関する警報が1つ以上発表された場合、本庁と各支所に災害待機班が参集し、災害情報等の収集、伝達を行っております。

また、その次の段階で「第3配備体制」というのがございます。これは、台風の進路等により、警戒態勢が必要になったときや土砂災害警戒情報が発表になったとき、また、震度5強の地震が発生したとき、津波警報が発表されたときに災害警戒本部を設置し、避難勧告の発表、避難所開設を行います。

その次の段階といたしまして、「第4配備体制」というのがございます。局地的な災害が発生し、またはその恐れがあるとき、大津波警報が発表されたときなどに本部を設置し、職員の約2分の1が参集いたします。

その次の段階といたしまして、「第5配備体制」がございます。大規模な災害が

発生し、またはその恐れがあるとき、また、震度6弱以上の地震が発生したときに、職員全員が参集のもと市の組織及び機能の全てによる応急対策活動を行うことといたしております。

また、災害予報といいますか、気象情報等がいろいろありますが、気象情報や避難勧告、避難指示、避難所開設などの各種情報を市民の皆様に情報メール、エリアメール、防災行政無線、ホームページ等で提供しながら行っているところですけども、用語等いろいろ出ておりますので、その辺について御説明いたします。

「避難準備・高齢者等避難開始」というのがございます。この用語につきましては、高齢者など避難に時間を要する方々に対して、人的被害が発生する可能性が高まったら発表いたします。

その次の段階といたしまして、「避難勧告」を行います。人的被害が発生する可能性が高まった場合、居住者に避難を勧め、促す情報でございます。

その次の段階といたしまして、「避難指示」を発令いたします。人的被害の危険性が非常に高まった場合は、より拘束力がある避難指示を発令いたします。

気象庁からの気象情報は次のようになっております。

「大雨・洪水警報」とは、大雨により重大な浸水災害や土砂災害の発生の恐れがあると予想されたときに発表されます。

「大雨特別警報」とは、台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨や、強度の台風により大雨となることが予想されたときに発表されます。

「土砂災害警戒情報」というのがございます。これは、大雨警報の発令中に、土砂災害の危険性が高まったとき、熊本県と熊本気象台が共同で発表する情報でございます。この場合は、市では第3配備体制となり、「避難勧告」と「避難所開設」をいたします。

○7番（園田幸雄君） 次に、危機管理の観点から、連日マスコミで報道されています北朝鮮問題について質問いたします。

先月、8月29日の早朝に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射して、北海道上空を通過しました。また、今月3日に6回目の核実験を行いました。そして、グアム島を射程とした弾道ミサイルの発射を予告しております。その影響で、国内の高校生のグアムへの修学旅行のキャンセルが相次いでいます。

このミサイルは、九州上空を通過する可能性があります。その場合の本市の対応策についてお伺いいたします。

○総務部長（本間健郎君） 北朝鮮が弾道ミサイルを発射したときということですがけれども、北朝鮮が予告なく弾道ミサイルを発射した場合は、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達を行います。先般8月29日早朝には、北朝鮮か

ら弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過いたしました。その時、北海道を中心とした対象地域にはＪアラートが使用されておりました。

国がＪアラートを使用いたしますと、防災行政無線が自動的に起動し、屋外スピーカーから警報が流れるほか、携帯電話にエリアメールや緊急速報メールが配信されます。なお、Ｊアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に幅広く行われます。

日本に落下する可能性があるとは判断された場合の情報内容は、まず、弾道ミサイルが発射された旨の情報を伝達し、避難を呼び掛けます。その後は直ちに頑丈な建物や地下に避難を呼び掛けます。その後、日本の領土・領海に落下したと推定される場合には、落下場所等についてのお知らせがございます。このほか、日本上空を通過した場合や領海外の海域に落下した場合も、その旨お知らせすることとなっております。

武力攻撃事態等におけます対応といたしましては、防災行政無線で屋内避難の指示の伝達を行い、災害対策本部を設置し、情報の収集にあたります。救援や避難所の開設、消火・被災者の救助、警戒区域の設定等を行いながら、国・県・市指定公共機関等が相互に連携し、対策を実施することといたしております。

○7番（園田幸雄君） 北朝鮮とアメリカのトップリーダーは、予見不可能であります。軍事力の行使を避けるためにも、北朝鮮が暴走しないことを祈りたいと思います。

次に、防災・減災について質問いたします。災害発生時には、まず自分を守る自助、自助を支える住民同士による助け合いが共助であると思います。災害発生に対して、住民一人ひとりが自分たちの地域は自分たちで守るという共同意識の活動が自主防災組織だといえます。

そこで、本市の結成数と取組状況について伺いいたします。

○総務部長（本間健郎君） 自主防災組織の本市の組織の状況ということでございますが、平成29年4月1日現在の組織数は122でございます。組織率が72.2％となっております。

平成28年度は熊本地震の影響で新たな結成はありませんでしたが、平成27年4月1日現在の組織率では64.8％で、2年前に比較いたしますと7.4％増加しているということになります。ちなみに、平成28年度の県の組織率は81.8％で、本市は県平均より若干低いという状況となっております。

近年の災害の教訓を踏まえまして、防災教育、避難行動支援者対策、避難所運営など、自主防災組織に期待される役割は全国的に高まってきております。

しかし、課題といたしまして、住民の自主防災活動に対する理解の不足や防災に関する担い手の確保の困難などがあり、抱える課題を克服していくためには、一つ

の防災組織では難しい状況にあり、今後は、相互に連携協力する体制を構築することが必要となってきております。

そこで、本市では、市内全域の自主防災組織の代表者が集まる「宇城市自主防災組織連絡会議」を開催し、近隣自主防災組織との連携を深め、市内全域への連携体制を構築したいと考えております。

取組といたしましては、地域住民や自主防災組織を対象に各地域へ訪問し防災教育を行い、また防災分野の専門家によります「防災カレッジ」といった講演会を開催いたします。また、防災訓練等におきましては、地域住民及び自主防災組織による参加型の訓練などを実施してまいります。

本年度も市内の自主防災組織の育成と資機材等の充実を図る目的で、「自主防災組織資機材等購入補助金交付要綱」を制定いたしまして、結成初期の財政支援を行い、自主防災組織の組織率向上と育成に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、本年度に入りまして、3つの組織の結成届が提出されているという状況でございます。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、本市の結成数で122団体、組織率72.2%で、県の81%を下回っています。せめて、県の数値のクリアを目指して、最終的には100%の達成を要望したいと思います。

次に、ハザードマップについて質問いたします。現在のハザードマップは、平成27年に作成されています。しかし、最近では、毎年想定不可能な大災害が発生しています。ハザードマップの内容については、地震の情報が少ないように感じます。熊本地震の検証などの後に、見直し改訂の計画はあるのかをお伺いいたします。

○総務部長（本間健郎君） ハザードマップについてですけれども、議員が話されたように平成20年3月に洪水・高潮・津波・土砂災害について作成し、その後、平成22年4月に災害ごとの防災マップを町ごとに集約いたしまして、地震編を作成しているという状況でございます。

現在、活用中のハザードマップについては、平成27年4月に作成し、宇城市全域及び各災害を1冊にまとめた保存版となっております。災害時に地域住民の皆様がすばやく安全に避難していただき、被害を最小限に抑えていただくことを目的として、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所の情報を掲載しているところでございます。

この中で、地震につきましては、地震が起きたときとるべき行動、家具などの対策、震度分布、液状化の危険度、震度と揺れの状況を記載してございます。

今回、熊本地震を受けまして、その検証等を行っておりまして、現在のハザード

マップ等につきましては、次回の見直し時にそれらの課題を盛り込んで作ることと考えております。

○7番（園田幸雄君） このハザードマップは、市民の命を守る手引であると思います。近年では、大きな災害が短いサイクルで発生していますので、数年感覚での改訂を要望して次の質問に入ります。

J R各駅の乗車数について質問いたします。現在、松橋駅前の整備が行われています。駅舎は昨年完成しました。そこで、松橋駅をはじめとして、本市管内の各駅の乗車数についてお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、J R各駅の乗車数についての御質問ですのでお答えいたします。

今年7月、J R九州が平成28年度の駅別の乗車人員を発表いたしました。これは1日当たりの乗車人員のみで、降車する人員は含まれておりません。以前は乗降客数ということで、乗り降りの客数で表示されておりましたけれども、従来の数値の約半分ということで考えていただければと思います。

このJ Rの公表結果によりますと、松橋駅の乗車人員が1,764人、小川駅が1,213人、三角駅が404人となっております。5年前の平成23年度の乗車人員と比較いたしますと、松橋駅が1,708人から56人の増加、それから小川駅が1,121人から92人の増加、三角駅が440人から36人の減少となっております。

なお、三角線の石打ダム駅と波多浦駅は、上位300位の圏外でございますため、J R九州では公表していないということでございます。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁で、乗車数は松橋駅で1,764人、小川駅で1,213人と利用者が多いようです。

特に、松橋駅西側地域は自由通路の整備により、各段に利便性は向上しました。本市の人口減少対策や、定住化促進のためにも必要な地域であります。

また、小川駅周辺は現在人口増加が続いています。小川駅の整備も計画され、今回の定例会で予算が計上されています。早期の整備を要望して、次の質問に入ります。

前の質問と関連しますが、新駅について質問いたします。駅の設置により、駅周辺の活性化、利便性の向上、そして交流人口の増加による経済波及効果も期待されます。そこで、豊川地区に無人駅の設置を提案したいと思います。この請願駅については、昨年の第4回定例会で河野一郎議員からも提案がっております。

松橋駅から小川駅間の距離は6.2キロあります。ちなみに、宇土駅・富合駅間は2.2キロ、富合駅・川尻駅間は3.4キロで、三角線の各区間はほとんどが3キロ前後で

す。仮に、豊川駅ができて約3km[※]区間になります。

利用者については、豊川・豊福両区の住民が考えられます。そして、エリア人口は両地区合わせて約1万1,000人です。熊本都市圏への通勤・通学が見込まれ、採算性はあると考えます。

そこで、担当部局の見解をお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 新駅の誘致についてでございます。新たに駅を誘致する場合、請願駅とよばれておりまして、駅舎建設費や周辺整備など、原則請願した地元自治体が全額負担いたします。

近年の県内の事例では、平成18年に光の森駅、昨年3月に開業いたしました西熊本駅がございます。直近の西熊本駅を例にしますと、駅舎建設費に約10億7千万円、周辺整備に約1億8千万円、合計12億5千万円の事業費を全額、熊本市が負担しております。さらに新駅設置に伴う運賃システムや案内板の改修等に1億数千万円掛かるといわれています。

JR九州は、この運賃システムの保守費用に加え、新駅の保守管理、維持費などの経費を運賃収入で賄えると見込める場合のみ、請願駅の建設に同意するとのことでございます。

西熊本駅も国鉄時代の昭和59年から構想が浮上いたしまして、平成4年から平成15年にかけて都市計画の決定、用地確保と行ってきましたが、採算が合わないとしてJR九州が建設に同意せず、周辺の都市化が進んだ平成25年に覚書、平成26年に基本協定書を締結し、昨年3月に無人駅として開業した経緯がございます。

また、乗車人員の見込みにつきましては、西熊本駅では熊本市が交通体系調査を行いまして、その結果、駅周辺の半径2km[※]で定期的に駅を利用する人の割合が3.01%、不定期に利用する割合が0.29%という結果を基に算出しております。

仮にこれを新駅希望がございます豊川地区に当てはめてみますと、豊川校区、それから豊福校区に加えまして、一部小川町を加えた人口が10,183人となります。定期利用予想者が1日当たり307人、不定期利用の予想者30人、合計337人となります。

西熊本駅と違い、豊川校区には高校や商業施設等、多くの利用者が見込める施設もなく、路線バスの本数も少ないことから、現実的にはこの数字より厳しくなることが予想されております。

このようなことから、現状では新駅建設は非常に困難と言わざるを得ない状況にございます。

○7番（園田幸雄君） 次に、市長に見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 新駅誘致の件でございますが、JR九州の建設同意がかなり難

しい状況でございます。その中にありまして、昨年度末に策定しました「第2次宇城市総合計画」におきまして、市の交通結節の拠点である松橋駅、小川駅周辺について、誰もが訪れやすい交通環境の整備や交流の場の創出、また定住の場としても魅力ある都市環境の整備を行うこととしています。

このような観点から、現在、両駅周辺の整備を順次進めており、松橋駅は平成31年度までに、東西の駅前広場や駐輪場等の整備が完成予定です。

小川駅についても平成27年に県道の跨線橋が開通し、交通アクセスが各段に向上したことから住宅地としての将来可能性も高まってきているため、今後、駅周辺の開発構想に取り組みたいと考えております。

現時点では既存の駅の充実を図りながら、ＪＲの利用だけではなく市の公共交通体系全体を精査し、誰もが利用しやすい公共交通体系を目指してまいりたいと考えています。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁は、ある程度想定していた厳しい答弁です。

しかし、私は諦めません。地域の活性化、振興のため、研究を重ねてまいりたいと考えています。これからも、中長期的展望の中で、機会を捉えて提案してまいります。その節はどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入ります。本市の農業の現状について質問いたします。本市の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化、そして後継者不足など、厳しい局面にあると考えます。そこで、5年ごとの農林業センサスに示された本市の現状についてお伺ひいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市の農業の現状について、平成27年と平成22年の農林業センサスにより比較してみますと、農業従事者数は平成27年が3,995人、平成22年は4,327人で332人の減少、農業従事者の年齢層については、平成27年は60歳以上の農業従事者数は全体の65.7%、平成22年の60歳以上の割合は57.6%で、8.1%高くなっており、依然として高齢化が進んでいるといえます。

農業後継者につきましては、平成27年の後継者数は752人であり、平成22年の910人と比較しますと、158人の減少となっており、後継者のいない農家数も平成27年は1,352戸となっております。

次に新規就農者数ですが、平成28年の新規学卒就農者は4人、Ｕターン就農者が4人、新規参入者が4人、計12人が新規に就農されております。また、近年の新規就農者の推移を見てみますと、平成27年が9人、平成26年が22人、平成25年が14人であり、過去4年間平均しますと、14.3人が新規に農業を開始されております。新規に就農された方の取り組む作物は、主に施設野菜、露地野菜、

果樹の生産が多い状況になっております。

また、販売農家数につきましては、平成27年は2,104戸であり、平成22年の2,377戸に比べると273戸の減少となっております。販売農家の中で、専業農家数は平成27年が1,027戸、平成22年は1,080戸で53戸の減少となっております。

宇城市の農業の現状を整理してみますと、農業従事者の高齢化、後継者不足など依然厳しい状況下にあると思われまます。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁のとおり、依然として全てに減少傾向が続いています。この傾向に歯止めを掛けるためにも、足腰の強い稼げる農業の展開が必要だと思います。

そこで、農産物の生産量、販売額についてお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 九州農政局の生産農業所得統計により主な生産物の生産量につきまして申し上げます。

議長に許可を得て、関係資料を配布しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、生産量が減少している作物としましては、米は平成27年の生産量は8,910㌧、平成22年が9,450㌧であり、6%の減少、トマトが6,640㌧で2%の減少、メロンが1,600㌧で55%の減少、みかんが12,122㌧で2%の減少、不知火（デコポン）が3,560㌧で30%の減少となっております。

逆に生産量が増えている作物としましては、ナスが2,275㌧で8%の上昇、レンコンが240㌧で20%の上昇、かきが274㌧で29%の上昇、切り花が4,518㌧で11%の上昇となっております。

販売額については、農家の方の農作物の出荷先は、JAや市場、生協、個人販売等多岐にわたっており、販売額に対するデータがないのが現状であります。

○7番（園田幸雄君） 生産量が増加している品目、逆に減少している品目とまちまちですが、生産量の増減が価格に反映して、比例傾向にあると思います。

次に、国営基盤整備事業についてお伺いいたします。この事業は、本市の農業の未来を開く一大事業です。現在、地区集落座談会が開催されています。座談会での状況は、課題についてお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 国営緊急農地再編整備事業については、昨年12月に地区調査の採択を受け、平成29年度より地区の集落座談会を開始いたしました。

第1回の集落座談会は、関係24集落を10ブロックに分け、延べ18回の説明会を開催いたしました。現在、9月中旬までの予定で第2回目の集落座談会を開催中であります。

座談会の状況ですが、各集落とも土地持ち非農家の出席率が低く、また集落によ

って参加率も開きがある状況でございます。

それぞれの参加者から質問等や要望も出されておりますが、やはり、配水不良や用水等の水問題が多く出されております。

○7番（園田幸雄君） ただいまの答弁では、課題として排水などの水問題が多く出ているようです。

そこで、排水対策はどうするのか、また、今後の手続の流れはどうなるのかをお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 今年度は、あと2回集落座談会の開催を予定しております。また、営農部会、換地部会、施設計画部会などの専門部会の開催も予定しており、具体的な計画策定に向け進めてまいります。

排水対策といたしましては、本地区の排水解析調査結果に基づき排水機場の改修や新設等を行い、排水能力を高める計画もされる予定でございます。

具体的な事業計画が定まる平成30年度には、地権者から仮同意の聴取を予定しており、最短では平成31年度末に本同意の聴取を行い、平成32年度に事業着手できればと思っております。

対象地区が広い範囲に及ぶため、工事についても工区を定め営農への影響を最小限にとどめるよう、順序よく進めていく計画でございます。

○7番（園田幸雄君） 平成31年度には100%近い同意率が必要だと思います。これから大事な時期に入ります。

今年度から、国営事業推進室が推進課になりました。担当課の皆さんも事務量が増えますが、それぞれの地区の推進委員と一緒に足並みをそろえて、是非完了させていただきたいと思います。完成すれば、稼げる農業の実現はもちろん、後継者の確保もできます。私も豊川南部ほ場整備事業に関わった一人として、側面からエールを送りたいと思います。

次の質問に入ります。部活の社会体育移行について質問いたします。平成31年4月から、社会体育がスタートします。約1年半となりました。

まず、本市の13小学校の部活の種目についてと、昨日の大村議員の質問の中で特に指導者確保に苦慮しているとの答弁がありました。担当部局におかれましては、鋭意社会体育に向けて御尽力されています。しかし、現在の状況では指導者の確保はかなり厳しいと思います。そこで、想定外のことも考えなければなりません。

もしも、指導者が確保できなかったときはどうするのかをお伺いいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 平成31年度の社会体育移行後につきましては、指導者確保ができた種目は今までどおり、小学校の体育館やグラウンドを利用し、活動ができるようにと考えております。

なお、指導者確保ができなかった場合は、その種目は活動できなくなりますので、クラブチームや総合型地域スポーツクラブなどに加入して、活動していただくこととなります。

教育委員会では、そのようなことがないように、地域を知る保護者の皆さんへ指導者確保に向けて積極的に取り組んでいただくとともに、議員の皆様にも指導のできる議員もおられますので、是非御協力をお願いしたいと考えております。

○7番（園田幸雄君） 指導者がいないので活動ができないということは、絶対に避けなければなりません。活動停止にならないためには、昨日の大村議員提案の何らかの報酬が私も必要だと思います。

また、事故やけがなどのときの責任所在の明確化も必要だと思います。指導者確保に向けて、これからも市体育協会、種目別協会、そして総合型スポーツなどの連携を密にして協議を重ねてほしいと思います。そして子どもたちにスポーツの持つ力を与えなければなりません。

時間が迫ってまいりましたが、最後の質問に入ります。次に、総合スポーツ公園について質問いたします。市民一人ひとりが性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、自らスポーツを楽しみ、実践することで生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送ることは、市民共通の願いであります。スポーツの持つ力、スポーツの素晴らしさは、万人が認めるところでもあります。

市民がスポーツに親しむ施設は旧町ごとにありますが、しかし、市としての総合スポーツ公園はありません。県南では八代市に素晴らしい県営のスポーツ公園があります。そこで、本市の中長期的構想の中での総合スポーツ公園構想を提案したいと思います。

時間がありますので、教育部長の答弁は割愛させて、平岡教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 宇城市教育大綱の中に「社会教育、スポーツの推進」というのがありますが、市民一人ひとりの生涯を通じた生きがいくりとスポーツを通しての心身ともに健康で暮らせる街づくりへの取組があげられております。

議員話された総合運動公園の建設につきましては、今後、高齢者の健康寿命の延長であるとか、子どもたちの体力の向上、そして地域スポーツ文化の活性化等、「生きる力」への積極的なアプローチが実現できる空間づくりと、魅力ある街づくり構想の一環としまして、その具現化に向けて、今後さらに夢とロマンを語り合いながら、多角的な協議、そして研究が必要とされと考えています。

○7番（園田幸雄君） 市長に答弁を求める予定でありましたが時間がありますので、最後に青少年の夢を育む場として、生涯スポーツを楽しむ場として総合スポーツ公

園は必要だと考えます。

スポーツ文化の拠点として、また、子どもたちにスポーツの素晴らしさ、大切さを、そして市民に健康を提供することは行政の責務であると考えます。本市の財政・財源を鑑みて、中長期的で県中央地域でのスポーツ公園のメッカとして、県営での、ここが大事であります、県営での検討を強くお願いしまして、私の一般質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、園田幸雄君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後２時１４分

第 4 号

9 月 8 日 (金)

平成29年第3回宇城市議会定例会（第4号）

平成29年9月8日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 高 橋 佳 大 君
3番 大 村 悟 君
5番 福 永 貴 充 君
7番 園 田 幸 雄 君
9番 福 田 良 二 君
11番 渡 邊 裕 生 君
13番 尾 崎 治 彦 君
15番 長 谷 誠 一 君
17番 入 江 学 君
19番 堀 川 三 郎 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 高 本 敬 義 君
4番 星 田 正 弘 君
6番 溝 見 友 一 君
8番 五 嶋 映 司 君
10番 河 野 正 明 君
12番 大 嶋 秀 敏 君
14番 河 野 一 郎 君
16番 永 木 伸 一 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木 村 和 弘 君 書 記 横 山 悦 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	本 間 健 郎 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	松 本 秀 幸 君	健 康 福 祉 部 長	清 成 晃 正 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	緒 方 昭 二 君	会 計 管 理 者	戸 田 博 俊 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	企 画 部 次 長	木 下 堅 君
市民環境部次長	上 原 久 幸 君	健康福祉部次長	那 須 聡 英 君
土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君	教 育 部 次 長	蛇 島 浩 治 君
三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君	不知火支所長	辛 川 広 倫 君
小 川 支 所 長	園 田 敏 行 君	豊 野 支 所 長	木 村 隆 之 君
市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君	農 業 委 員 会 長	重 田 公 介 君
監査委員事務局長	中 村 久美子 君	農 事 務 局 長	
		財 政 課 長	天 川 竜 治 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、５番、福永貴充君の発言を許します。

○５番（福永貴充君） ５番、清風会、福永貴充です。それでは早速、通告に従いまして質問に入らせていただきたいと思います。

昨年の熊本地震、そしてその後６月の集中豪雨、今年は台風と災害が続いております。また、記憶に新しいところでありますけれども、今年の７月は福岡県、大分県を中心とした九州北部豪雨という災害がおき、甚大な被害を出しております。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

近年、集中豪雨、ゲリラ豪雨といわれます雨が多発しております。市民の安心・安全のためにも、河川改修の未整備区間の早期実施が望まれます。宇城市には市の管理河川、また、県の管理河川というのがありますけれども、その中でも今回は県の管理河川の大野川につきまして、改修の現状と今後の取組及び計画についてお聞きしたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 県が管理します大野川は、萩尾神社近くの市道橋が上流端となっております、明神川、浅川などの支川と合流して不知火海に注ぎます、流域面積２５平方^{キロ}メートル、流路延長は約７^{キロ}メートルの二級河川であります。

大野川の治水事業は、昭和２９年から昭和４７年にかけて局部改良事業が行われ、その後、昭和４７年７月梅雨前線によります水害により、家屋全壊が１棟、床上浸水２９７棟、床下浸水が６１０棟などの大きな被害が生じ、昭和４８年から支川を含めた大野川水系広域河川改修事業に着手されております。

また、平成１１年９月の台風１８号におきまして、高潮により甚大な被害を受け、防潮水門の整備や高潮対策事業による護岸整備事業等が進められたところでございます。

「大野川水系の広域河川改修事業」の全体計画は本川が松橋町の浦川内の高速道路高架の下から河口までと、明神川などの支川４．６^{キロ}メートルを含みます合計１１．１^{キロ}メートルが整備区間の計画延長でございます。

事業費が１５億５，３００万円で、完了予定は平成４５年度となっております。進捗率としまして、金額ベースでございますが７７％、河口から国道３号約２００メートル上流までが、護岸整備が完了しております。

現在の取組状況でございますが、大野川水系として支川明神川改修に重点的に取り組んでおられるところです。また、大野川におきましても昨年の豪雨で災害が発生しております。既に被災箇所は3か所完了はしておりますが、残りの4か所が年内のしゅん工を目指しまして進められているところでございます。

大野川は松橋地域における治水と利水の重要な基盤であります。未改修区間の整備、並びに地域から出ました要望につきまして、県へ強く働きかけをしております。

○5番（福永貴充君） まずはこの大野川水系の中で、明神川を重点的に行っているということでもありますけれども、この明神川の改修につきましては、3月行われました第1回定例会で詳しく聞いておりますので、その点についてはここで止めておきますけれども、昭和47年7月におきました大水害を受け、翌年の昭和48年から大野川水系広域河川改修事業に着手したということですが、この水害が発生しました昭和47年というのは私が生まれた年になります。そして、完了予定の平成45年というのは、私が還暦を超える年になってまいります。いかに長い期間が掛かっているかということになるかと思えますけれども、もちろんこの大野川水系は県の管理河川でありますので、市にできることが限られているということは私も十分承知しております、そこは。

答弁の中に、県に強く働きかけてまいりたいということでありましたので、粘り強く、1年でも早くこの改修が、市民の安心・安全のためにできるようにしていただくことを期待しまして、次の質問に入りたいと思います。

水害といいますと、海岸に近い低地ですとか、大きな河川の近くとか、こういったイメージを持たれる方々もいらっしゃるかと思いますけれども、内陸部におけます水路があふれて起きる水害というのもあります。

現在の集落内、あるいは住宅内の水路は大分古くつくられたものが多いと思います。当時できた時は、田んぼがあり、そこが調整機能・貯水機能を果たしていたんだろうと思いますけれども、その後宅地化が進み、また一方先ほども申しましたけれども、集中豪雨とかゲリラ豪雨とかいわれる雨の降り方が頻発する中で、内陸部でも水路から水があふれておきる水害の常習地点、こういったものが発生してきております。

もう少しこの水路の幅が広げればとか、水路の直角に曲がっているのがもう少し流れがスムーズにいけば、こういった水害もなくなるんじゃないか、こういった局所的な改修を行っていけばいいんじゃないか、こういった場所もあるかと思いますけれども、このような水路から水があふれておきる水害についての対応の考え方をお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 近年の雨の降り方は、局地化、集中化、激甚化をしております。

排水先の河川水位の影響のほか、宅地化が進んだことで、水田の貯水機能が低下し、すぐに水路に流れ出し、ひとたび排水能力を超過しますと、道路や住宅に一気に流れ込み、道路冠水や家屋の浸水被害を引き起こしております。

特に、昨年6月、そして今年の梅雨前線豪雨では、水がはけずに、わずかな時間で内水氾濫による被害が発生しております。曲野や萩尾、浦川内など河川の上流部や内陸部の想定外のところで被害がでております。

地域からの対策要望もいくつかいただいておりますが、時間雨量が100ミリの超えるような大雨には、これまで行ってきましたハード整備の手法では、困難な面もございます。

しかしながら、浸水実績としてたびたび御報告いただいている箇所もございますので、下流域に支障がなく、大規模な工事を必要としない局所的な浸水対策については、地域の状況を把握しながら、計画的な対策に努めていきます。

なお、計画規模を超える洪水対策や、費用が過大となります整備箇所につきましては、ソフト対策等により浸水被害軽減も今後研究してまいりたいと思います。

○5番（福永貴充君） 広範囲にわたらなくても、局所的に起きる水害、常習地点がありますけれども、こういった地域の方々にとりましては、これは非常に大きな問題となっております。

ハードの面から、あるいは今出ましたけれどもソフトの面からでも、とにかく早急な対応を地域と話し合いをしながらやっていただければと思います。

さらにもう1点お聞きしたいと思いますけれども、今河川、そして水路等お聞きしてきましたけれども、もう少し規模を小さくしまして、道路の側溝について今度はお聞きしたいと思います。

少しごみがあるとか、少し土砂がたまっている、こういったものであれば地域住民の方々の手でも可能な部分もあろうかと思いますけれども、コンクリートの蓋があり、土砂で完全に埋まってしまっている、そんな側溝も今あります。そうなりますと、高齢化した地域社会におきましては、なかなか対応が困難な部分も出てきております。こういったことに関しまして、市としての対応をお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 道路側溝につきまして、6月の一斉環境美化運動や、地域の奉仕作業で、泥上げや清掃などの維持管理を、地域の皆様方の御協力を得まして行っております。

また、市では毎週水曜日にパトロール、そのほかの日は道路の維持補修に努めているところでございます。

道路の側溝や集水桝、暗きょの部分に、土砂やごみがたまりますと、大雨が降ったときに側溝からあふれ、浸水被害を拡大させる要因ともなります。

本市における市道の総延長は約1,000kmあります。側溝等の体積状況について、すべて把握することは難しい面もありますので、横断暗きょや堆積が著しく地元でお困りの箇所につきまして、囑託員を通じて御相談いただければと思います。

軽度なものにつきましては、現場作業員ですぐ対応できる場合もありますし、少し大きな大規模になりますと、事業化の必要がでてまいります。

相談・要望を伺ったうえで、実情に応じ、対応していきたいと考えております。

○5番（福永貴充君） そのケースに応じて、実情に応じて対応していきたいということですので、よろしくお願いしております。

それでは2番目、鳥獣対策についてお聞きしたいと思います。6月宇城市松橋町曲野におきまして、アライグマが1頭捕獲されております。熊本県内では、7頭目の捕獲ということになってまいります。

九州では福岡、大分、佐賀、長崎など北部に多く広く侵入しておりまして、熊本県内でも県北、こちらのほうで捕獲の例があがっております。いつか宇城市の方にも来るんだろうなと思っておりましてけれども、とうとうアライグマが入ってきたということになります。

発見場所はメロンやスイカなどを作っておられるハウスの中ということでありましたけれども、捕獲後どのような対応をとってこられたのかお聞きしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） 6月9日、松橋町曲野地区内において、アライグマの幼獣1頭が捕獲されました。

宇城市では、同日付で、熊本県に有害鳥獣捕獲許可申請を行い、松橋猟友会のわな免許取得者3人が、捕獲許可を受けております。その後、捕獲許可を受けた3人は、6月13日に専門の講師によるアライグマの生態・捕獲に関する研修会を受講されております。

市民の皆様方に対しては、市の回覧板によりアライグマの情報提供の呼び掛けを行い、情報提供があるたびに現地に出向きまして、足跡の確認やカメラ・わなの設置等を行ってきたところでございます。

しかし、捕獲以降はアライグマがいた痕跡は確認できていないというのが現状でございます。

○5番（福永貴充君） 速やかな対応をしていただいているなと思いますけれども、アライグマが一旦侵入しますと、その強い繁殖力、そして環境適応能力、これらによりまして、急速に個体数を増加させ、農業ですとか生態系あるいは住環境に甚大

な被害を起こす可能性があるといわれております。

例えばミカン、イチゴ、ブドウ、ナシ、メロン、ほかにもありますけれども、こういった農作物への食害も報告されております。今言いましたのは、宇城市で広く栽培されている作物になってまいります。

また、畜産関係の飼料であったり、養牛場、養鶏場、こんなところの被害もあっているようでありまして、やっかいなのが、イノシシとかで使うような防護柵、防護ネット、こんなものを設置しましても、アライグマは登って入ってくると、こういった状況でありますので、新しい対応を考えていかなければならないといわれております。

また、生活環境におきましても、民家の屋根裏に進み、糞尿による臭いだとか、騒音とか、こういった被害もあるそうですし、神社・仏閣に住みついて傷をつけてしまうとか、いろんなことが報告されているようであります。ほかにも、感染症の媒介も心配されているようであります。

宇城市としましても、速やかな対応をとっていただいていると思いますけれども、一方で宇城市だけでどうなる問題でもないだろうと私は思っております。隣接する自治体、あるいは熊本県といかに協力していくか。そして、市民の方々もまだアライグマに関してはあまり詳しくないのが実情だと思っております。

そういう意味でも、市民の方々にアライグマの生態、あるいは被害の状況、こういったものを啓発していくことが今後も重要ではないかと思っておりますけれども、こういった今後の対応についてお聞かせください。

○経済部長（吉田裕次君） アライグマは特定外来生物法により、特定外来生物に指定され、防除の対象となっております。環境適応能力や繁殖力が高く、また雑食性であるため、農産物や畜産物への被害、生活環境、生態系への影響や被害が懸念されているところでございます。

また、アライグマは行動範囲が広く、宇城市だけの対応は困難でありますので、現在は隣接する宇土市、熊本市にも呼び掛けを行い、アライグマの情報共有を図るようにしているところでございます。

今後、市民の皆様方に対しても引き続き情報提供を呼び掛け、情報提供があれば現地確認やカメラ、わなの設置、足跡の確認等を行ってまいります。

○5番（福永貴充君） アライグマ対策に関しましては、早期発見、早期対応が重要だといわれております。継続的な対応をよろしくお願いしておきます。

次に、3番目の市営住宅についてお聞きしたいと思います。宇城市全域に、今市営住宅がありますけれども、その中でも入居者の募集を停止している団地というのがあります。今回はその中で具体的に、南田団地・橋川団地・長谷川団地について

お聞きしたいと思いますけれども、これらの団地は昭和30年代、40年代に建設されたものでありまして、老朽化が進んでおります。

合併する以前は、行政による建て替えの話などもあったと伺っておりますけれども合併後は具体的な話もなく、入居者の募集が止められた状態が続いている、こういった状況でありますけれども、市営住宅にとりましても、入居者は減っていく。そうなりますと、住民の方々も高齢化をし、地域コミュニティの維持が難しくなっている、こんなお話も聞きます。数年前、市としましても長寿命化の判断を行ったと聞いておりますけれども、ただ、今回熊本地震が発生しまして、その影響も出ていることと思います。

現在、入居されている方々からは、市営住宅が今後どうなるんだろうといった不安の声、心配の声といたしますか、そういった相談もあります。今後の住宅の方向性についてお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 市営住宅の現在の管理状況につきまして、市全体で47団地1,042戸を管理しております。各団地の今後の計画につきましては、平成25年に作成しました宇城市市営住宅長寿命化計画に基づき行っているところであります。

御質問の曲野南田団地・曲野橋川団地・曲野長谷川団地につきましては、昭和37年から昭和44年に建設された団地でありまして、長谷川団地が昭和37年建設、5棟5戸、南田団地が昭和38年建設で9棟11戸、橋川団地が昭和40年から昭和44年に建設されまして、26棟75戸という団地でございます。

この3団地の長寿命化計画での判定が、南田団地が廃止、長谷川と橋川団地が建て替えという結果でありましたので、入居者募集につきましては、現在行っていない状況でございます。

ちなみに、長谷川団地につきましては、入居者の移転や退去の協力が得られましたことから解体の後、現在、熊本地震によります応急仮設住宅13戸が建設されている状況です。

熊本地震によりまして、市内の各団地が被害を受けていますので、長寿命化計画については、見直す必要があると考えております。

この3団地の今後につきましては、災害公営住宅建設や応急仮設住宅の市営住宅への利活用が決まり次第、全体計画の見直しとともに方向性を決めていきたいと思っております。

○5番（福永貴充君） 災害公営住宅の建設、応急仮設住宅の市営住宅への利活用、これが決まり次第、市営住宅の方向性を決めたいということでありまして、住民の方々のいろんな思い、不安等解消するためにも、早め早めの説明、住民の方々

に対する説明もよろしく願いしておきます。

今の市営住宅等も関連してまいりますけれども、災害公営住宅についてですけれども、安定した住居の確保こそが生活再建の第一歩といえるのではないかと思いますけれども、現在、仮設住宅やアパートなどのみなし仮設に入居されている方々からも、災害公営住宅の建設を待ち望む声が聞こえてまいります。

また、ただいま質問しました市営住宅の今後とも関係してくるのかなと思いますけれども、松橋町におけます災害公営住宅の建設、こちらの進捗状況をお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 災害公営住宅の建設につきましては、昨年9月に実施しましたアンケート調査を参考に、市内に合計100戸予定しているところであります。

そのうち、松橋町で約30戸予定しております大野地区の進捗状況につきまして、以前実施しました埋蔵文化財試掘調査で文化財の存在が判明したことに伴います、埋蔵文化財発掘業務の発注を今月に予定しております。

その後、測量設計業務を経まして、平成30年度内の建物完成を目標に進めているところでございます。

災害公営住宅建設予定につきましては、現在のところ松橋地区50戸、不知火地区10戸、小川地区20戸、豊野地区20戸の合計100戸を予定しておりますが、今後、増加する可能性も十分にございます。

建設場所の選定につきましては、アンケート調査結果を参考にするとともに、引き続き市が所有する土地が利用できないか、また、現在実施しています民間業者への公募の結果を踏まえまして検討していきたいと考えております。

○5番（福永貴充君） 現在、宇城市全体で100戸を予定しておられるということで、そのうち松橋に50戸建設予定ということですが、今後増加する可能性もあるということですが、必要とする方々がおられるのであれば、戸数を増やすことに對しまして、私はもちろん賛成ですし、早急にやっていくべきだと思います。

また、今答弁の中に、現在、民間業者への公募を行っているということがありましたけれども、こちらについて、内容をお聞かせいただけますでしょうか。

○土木部長（成田正博君） 今、民間業者へ公募を行っております、公募の周知につきましては、ホームページに記載しまして、県内外の業者に対して募集を行っております。

公募方法につきましては、まず、市が建設戸数・建設対象区域・建物形式等を指定しまして、民間業者に建設可能な土地と建物、一体とした物件を提案していただき、その内容について市が規定した選定基準に基づいて評価を行い、選定委員会で決定するというものでございます。

○5番（福永貴充君） 市所有の土地に関しましては、URをとおして委託で急いでやっていると。そのほかの方法として、民間業者へ公募をかけているということで、市としても早くやらなきゃいけないという思いが伝わってまいりますけれども、市長、通告しておりませんが、傍聴席の中には災害公営住宅を待っている方もいらっしゃると思います。この思いを、何か一言でもお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（守田憲史君） 災害公営住宅、今100戸を希望をあげておりますが、認められればもっとたくさん造りたいと考えております。

URに関しましては、早そうであり早くもありませんで、その意味も含めて公募をしながら、今土木部も手一杯でございますので公募し、民間の力を借りて、土地の選定というか、案件までその公募の内容に入れながら、急いでいるところでございます。国の補助が4分の3でございますので、今回もできる限り公営住宅を造り、災害を受けられた方々にはそこに入っただき、将来はやはり市営住宅としての利用も考えなければならないと考えております。

先ほど福永議員がおっしゃいました、かなり現在の市営住宅が老朽化しておりますので、この公営住宅ができあがった分に関しましては、かなり古くなった市営住宅は、少しずつ減少し、またアパート経営者の方々に対しても決して迷惑の掛からない形で長期的な計画を考えているところでございます。

○5番（福永貴充君） 様々な方法を使って、早急に災害公営住宅を造っていききたいという市長の思いであろうと思います。よろしくお願いしておきます。

それでは、4番目、避難所の整備についてお聞きしたいと思います。熊本地震では避難所に関しまして、運営のソフト面、施設整備のハード面で様々な課題があったことと思いますが、それらを今後どういかしていくのが重要なことだと考えております。今回は、このハード面の整備につきまして6点お聞きしたいと思います。

まず、トイレについてですけれども、避難所のトイレ、こちらにつきましては洋式化が必要だということは地震の以前から提案させていただいておりますけれども、この点につきましてどう考えておられるのか、また、今回の熊本地震では水が出ず、水洗トイレが使えなかった避難所もあります。こういった場合のトイレについてはどう対応していくのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） まず、避難所の全体的なあり方ですけども、災害対策基本法の基本理念にありますとおり、「被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること」とされています。

本市においても、その理念を尊重しながら、物理的にできる範囲で整備・運営にあたってきておりますし、これからもそのような方向で進めていきたいと思っております。

避難所におけるトイレの整備についてですけれども、災害時のトイレ利用についてはトイレが使えなかったり、環境が劣悪であったりした場合、避難者の方が飲み水を控えたり、食事を控えたりして、その結果体力や免疫力の低下を招き、健康障害や災害関連死に至るなどが想定されます。トイレの重要性はかなり高いといえると思います。

現在、熊本県において地域防災力の向上にむけた支援の一環につきまして、指定避難所等の機能強化といたしまして、トイレの洋式化などの取組が進められております。この取組の推移を見ながら、改善が必要な施設につきましては検討してまいりたいと思っております。

また、現在構想中の防災コミュニティ施設のトイレ整備につきましては、内閣府が打ち出した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインなどを参考にいたしまして、マンホールトイレ等の設置を進めてまいります。

また、さらに支援物資でいただいた使い捨てタイプの携帯トイレが748個、それと排泄物を紙袋で処理するタイプのポータブルトイレが50個、マンホールトイレとして利用できる仮設トイレ組立式タイプのものが2セット現在保管しているような状況でございます。

このような支援物資を有効に活用しながら、今後進めていきたいと考えております。

○5番（福永貴充君） 今回の地震では、一時的にトイレが不足したところもあると聞いておりますけれども、マンホールトイレの設置ですとか、携帯トイレ、こういったものの使用を計画されているということでもありますけれども、視察などで、例えば東京消防庁の防災施設など行ってみますと、ありとあらゆる簡易トイレ、こういったものの展示がしてありますけれども、非常に有効的なものじゃないかなと思います。既に前回、熊本地震の時も使われたという話ですけれども、こういったものの備蓄、あるいは支援物資の利用、是非進めていっていただきたいと思います。

続きまして、ガラスの耐震化についてお聞きしたいと思いますけれども、これにつきましては3月議会でも少し触れたんですけれども、地震の際、これだけではなく普段の利用の際、特に学校生活におきまして、ガラスの耐震化、割れないということは重要なんだろうと思いますけれども、割れたとしましても鋭利な形で、あるいは尖った形で割れないということが重要になってまいります。

避難所におけますガラスの耐震化についてお聞きしたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 避難所等におけますガラスの耐震化ということでございますけれども、地震に限らずですが、ガラスの破損、落下による、避難する際にガラスの破片を踏んだりすることでけがをされる方も少なくありません。

窓ガラスの地震対策として、割れた破片の形状が粒状になる強化ガラス、または破片の落下が少ない合わせガラス、網入りガラスなどが有効となります。

避難所に限らず、今後の公共施設の改修等を実施する場合には、必須条件として取り組むことと考えております。

○5番（福永貴充君） 避難所に限らず、今後施設等の改修する際は必須条件だということではありますが、ということは現状まだそういったガラスになっていない施設があるのかなという気がしますけれども、こういった点については今後、改修については何か考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいですけれども。

○総務部長（本間健郎君） 実際に調査したわけではございませんが、伝聞で聞いたところによりますと、ほとんどが強化ガラス等のガラスになっているという状況で、現在、基本的にあるとすれば老朽化した施設になろうかと思いますので、その辺の改修もスクラップアンドビルドの中で、そういった点も含めて進めてまいりたいと考えます。

○5番（福永貴充君） よろしく願いしておきます。

次に、空調についてお聞きしたいと思いますけれども、熊本地震が発災したのは4月でありました。もしこれが7月から8月の猛暑の時期であったら、あるいは1月から2月の雪の舞うような寒い時期であったら、避難所はどうなっていたんだろうなという私は思いがあります。

文部科学省から出ております「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」という資料があります。あくまでも学校施設に限定でありますけれども、その中に、学校施設に備えられていなかったため困った機能というのがあります。地震直後は多目的トイレ、自家発電装置、こういうものが上位にきておりますが、1週間経ちますと多目的トイレ、シャワー、テレビなどの情報伝達物資、そして4番目に空調施設となっております。これが1か月経ちますと、空調設備が28%となり1位になりまして、そしてプライバシー配慮のスペース、次にシャワーとなっております。

4月の発災から、気候的に暑くなってきたからだろうなという思いがありますけれども、現在の指定避難所、こちらを考えますと空調設備が整っている施設もあります。ただ、小中学校の体育館を中心に、空調設備がない避難所というものもあります。一番いいのは小中学校の体育館にエアコンを設置することなんだろうと思えますけれども、私も全国の例を調べてみましたら、現状はそこまでちょっと申しませんけれども、大変厳しいのかなという思いも正直します、そこは。

避難所におけます空調に対する考え方をお聞かせください。

○総務部長（本間健郎君） 避難所に対します空調設備の考え方ですけれども、空調の

整備状況は指定避難所となっております体育館以外の公共施設についてはおおむね整備されている状況です。

しかし、熊本地震のような大規模な災害により、避難所生活が長期化するような事態になった場合、特に夏場の体育館はかなりの温度上昇が考えられ、熱中症、脱水症状などにより、体調不良を訴える方が増加すると思われます。

現在、指定避難所の収容可能数は約1万7,300人であり、うち空調が整った施設での収容可能数は約6,600人と試算しております。

しかし6,600人以上の避難が発生する災害が生じた場合は一定の期間はかかりますが、体育館等のリース等で対応を考えているところでございます。

○5番（福永貴充君） 空調がない避難所につきましてはリースで対応したいということとありますけれども、熊本地震の際、この時はサンアビなどでは実際空調設備を発災後、後付けで取り付けていると思いますけれども、その時の経緯、流れ、そういったものについてお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部長（本間健郎君） 今回の熊本地震においての空調設備の流れということですが、避難所における空調設備につきましては、議員が話されましたとおり、サンアビと不知火地区の武道館に設置されました。

設置された経緯につきましては、国から避難所の設備に関する調査が5月初旬にありました。当時6か所の避難所のうち、設置がない2か所を回答したところでございます。

回答後の対応につきましては、翌週には現地立ち合いとなり、その翌週には設置作業に入るなど、スピーディに対応され、完了までの5月末においての二、三週間での設置に至ったと記憶しているところでございます。

設置については国が行いましたが、設置費用は県が救助費として負担し、電気代を市が負担するというところでございました。電気代につきましても、救助費により措置がなされたところでございます。

○5番（福永貴充君） 当時の流れは理解できましたけれども、先ほどの答弁によりますと、全ての避難所に空調があるわけではない、だからリースで対応したいということとありますけれども、広域的な大規模災害が発生した場合、空調の問題といたしますのは、避難者の体調不良だったり、衛生環境だったり、こういったものにもつながってまいります。時には命にも関わってくることになるかなという思いがありますけれども、二、三週間、確かにその期間で来てくれればありがたいと思いますけれども、その間、どう対応するのが私は問題になってくるのかなという思いもあります。

例えば、あちらの避難所にはエアコンがある、でも自分たちが避難しているところ

ろにはないんだと、そういった場合の対応、あるいは今小中学校の教室には市長の御英断によりましてエアコンがついております。ちょっと話が変わりますけれども、夏休み明けて、小学校に通った子どもたちからは「涼しかったよ。」、「気持ち良かったよ。」と、そういった声もいただいております。大変喜んでいたと思いますけれども、そうやって小学校の教室にエアコンはありますけれども、避難している体育館には空調がない。であれば、「体育館ではなくてエアコンのついた教室に避難すればいいじゃないか。」と、こんな声が出てくるんじゃないかと私は思います。そういった場合、誰が判断するのか。学校を管理する教育委員会なのか、健康を管理する健康福祉部なのか、そういったところも私は協議しておかなきゃいけないんじゃないのかなという思いがありますけれども、国の支援があり、県の支援があり、エアコンのリースについては可能だということでもありますので、こういったリースが速やかにできるよう、対応を協議しておいていただきたいと思います。

続きまして、シャワーについてお聞きしたいと思いますけれども、ただいまの空調の質問の中でも少し触れましたけれども、避難生活が長期化していきますと、生活環境の課題が出てまいります。入浴施設、ここまでいなくても、シャワーがあれば随分と違ってくるんじゃないかと思っておりますけれども、シャワー設備の現状と今後の計画についてお聞かせください。

○総務部長（本間健郎君） それでは、シャワー設備について説明いたします。

現在のシャワー設備につきましては、ウイングまつばせ、松橋勤労身体障害者教養文化体育施設（サンアビ）、松橋老人福祉センター、不知火温水プール、豊野トレーニングセンター、このほか入浴施設があります不知火の老人福祉センター、小川の老人福祉センター等がございますけれども、熊本地震の時はちょっと被災しております、使用できないという状況でございました。

そういったところに設置されておりますが、小規模な設備となっております。被災当時は、シャワー設備の故障もあり、早期に修繕した上で開放し、かなりの利用があった状況でございました。こういった中におきましても、支援物資といたしましてウェットタイプの体拭きがたくさん送られてまいりましたので、避難者の方々への配布を実施してきたところでございます。

有事の際には、衛生上必要な設備と考えております。現在計画している防災コミュニティ施設につきましては、シャワー設備を全施設完備する予定で考えております。

○5番（福永貴充君） 現状の整備と今後の計画については理解いたしましたけれども、ただこれ、トイレと一緒に水が止まると使用できないということになってくるんだろうと思いますけれども、熊本地震の際はウェットタイプの体拭き、ウェットティ

ッシュかなと思いますけれども、こういったものを配られたということですので、そういったものの備蓄を含め、支援物資としての要望など、こういった時の対応を是非よろしく願いしておきます。

またもう一つ、避難所に併設されていればいいんですけれども、そうでない避難所もあります。そうなってくると、今度交通手段のない方々の課題もでてくるのかなと思いますので、こういったことにつきましても今後協議をしていっていただきたいと思います。

次に、5番目のバリアフリー化についてお聞きしたいと思いますけれども、高齢化が進んでまいりますし、また、障がいを持たれている方々もおられます。そういったことを考えますと、避難所のバリアフリー化というのは必要なことと考えております。

実際、私も避難所を回る中で、熊本地震の際は、トイレまで階段があり、市役所の職員の方々がこうやって手を添えて、トイレまで案内している、こういった姿を何人か見ましたけれども、また、避難所に届いた物資を運ぶという点におきましても段差がありますと物資を運ぶことが大変になってくるかと思えます。

避難される方々、あるいは避難所を運営する側、こちらにとりましても施設のバリアフリー化は必要だと考えておりますけれども、この点についてお聞かせください。

○総務部長（本間健郎君） 本市におきましては、高齢者の方々が増加しているにも関わらず、避難所の多くはバリアフリー化がなされていないといえますか、ちょっと使用し難いという状況にあります。

安全に避難生活を送るには十分でないというところがございます。それは避難所の多くが学校の体育館などの大きな空間施設が大半を占めておりまして、スロープ、段差、トイレ、耐震化など避難所としての設備仕様が異なるためでございます。

体育館を避難所とした場合の難点といたしまして、大きな空間でございますので、中を居住スペースと通路に区分することになりますが、そういった通路には手すり等は設置はできませんという状況もあります。また、施設内トイレが少ないため、屋外の仮設トイレ等を使用しなければならないということもあります。

そんなこともありまして、高齢者や障がい者に対するバリアフリー化には限界が生じているという状況でございます。そのため、福祉避難所の必要性がかなり重要となってきているところです。

今回、整備計画を進めております防災コミュニティ施設の整備にあたっては、バリアフリーはもとより、熊本地震で経験したことをいかしまして、物や人の流れを意識した部屋の配置を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○5番（福永貴充君） 福祉避難所が必要ということでありますけれども、私ももちろんそれには同意いたします。

ただ、市民の方々の中に、まだこの福祉避難所という言葉に関しまして、あまり聞いたことのない方もいらっしゃるんじゃないかと思いますので、福祉避難所へ入る基準といたしますか、目安といたしますかこういったもの、またどういった福祉避難所想定されておられるのかお聞かせください。

○総務部長（本間健郎君） 福祉避難所に関しましては、平成20年3月に策定いたしました「宇城市福祉避難所マニュアル」に基づきまして、高齢者や障がい者等、通常の避難生活に困難を来す災害時要援護者を対象とするとしております。

この場合の災害時要援護者でございますけれども、身体等の状況で医療面でのケアの必要性から、介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度であり、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要介護3以上の介護保険認定者、重度の身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者などを示しています。

また、福祉避難所につきましては、地域防災計画において指定されておりました、公共施設につきましては、宇城市保健福祉センターをはじめといたしまして、旧町ごとに1か所ですから、全部で5か所指定してございます。

しかしながら、一般の指定避難所と共用されているという状況で、今回の地震では福祉スペースを確保しながら対応してきたという状況でございます。

また、特別養護老人ホームや短期入所生活介護事業所などの社会福祉施設で7か所、それと指定障害者支援施設など3か所も指定されておりますけれども、この民間の施設の使用につきましては、その都度施設管理者との協議が必要になるという状況でございます。

○5番（福永貴充君） 災害の程度によりまして、どれだけ多くの方々がそういう福祉避難所を要望されるのか、その都度判断になってくるんだろうと思いますけれども、よろしく願いしておきます。

最後の質問、車両の進入路についてお聞きしたいと思いますけれども、大規模災害が発生した場合は、災害直後の緊急時には早急に大量の支援物資が必要となってまいります。そういった場合、全国各地からトレーラーなどを使って送っていただくということになってくるんだろうと思いますけれども、送っていただいた物資をいかに効率よく施設の中に入れ込み、それを種類ごと、あるいは避難所ごとに仕分けをしていくか、こういったことが重要になってくるんだろうと思いますけれども、そのためにも、全国から送っていただく物資を積んだトレーラーが、まず敷地内にスムーズに入ってくること、そして施設に横付けすること、そういったことが重要になってくるとは思いますけれども、物資の受入態勢についてお聞きしたいと思います。

す。

○総務部長（本間健郎君） 今回の熊本地震での物資の受入れですけれども、政府からのプッシュ方式でありますとか、全国各地からの支援物資が多く的大型トレーラー等で運ばれてまいりました。発災から10日後には支援物資も大量となりまして、受入れには大変苦慮したところでございます。

まず、大型トレーラーが保管場所に横付けすることができなかったため、直接荷卸しができずに一旦本庁ロビーに仮置きしてそれからまた仕分けをし、所定の保管場所や避難場所に配布をしたという状況がございいます。

この教訓から、防災コミュニティ施設の整備にあたりましては、防災倉庫や物資集配所、ちょっと大きな集積場所を設けまして、そこから各必要なところに配達するというようなハブ的な集配所の整備も視野に入れ、また大型車両の進入や、荷卸しが可能になるような施設を整備したいと考えております。

○5番（福永貴充君） 全国から送っていただきます物資の搬入、仕分けをするための受入れ体制につきましては、今後予定しております防災コミュニティ施設の整備の中で行っていきたいということだろうと思いますけれども、大変良いことだろうと思いますので、よろしくお願いしておきます。

その先、今度は全国からの物資を受け入れて仕分けをして、今度は避難所に配送するということになってくるかと思っておりますけれども、この場合、トラックに積んでの避難所への配送になると思っておりますけれども、その避難所での今度は受入態勢、こちらがどうなっているかというのをお聞きしたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 先ほど申し上げましたとおり、今回の地震における物資の輸送、保管方法については大変苦労した経験がございいます。

こちらがジタバタしている関係で、避難者の方々にも十分な機能が果たせなかったという反省から、輸送システムの合理化や保管スペースの確保などを考慮いたしました防災倉庫や物資集積所のあり方を検討する必要があるとございいます。

検討の中では、集積所に外部からの物資を受け入れ、個数管理についてはシステム的に行い、避難所への中型クラスのトラックで配送する流れになろうかと思っております。

集積所には、大型トレーラーが横付けできるプラットホームと集積所内では、フォークリフトなどが使用できる構造など、作業者の負担にならない仕組みなどを考えているところでございます。

しかし、配送先となります避難所の物資等の受入れにつきましては、荷卸しから運搬までの通路などに段差がある場合は、スロープ等の設置も考えながらバリアフリー化の検討が必要であると考えております。

○5番（福永貴充君） 熊本地震の際、トレーラーで送っていただいた物資を受け入れる際、あるいは避難所へ配送した時の積み下ろしなど、重たい物などもあって市役所の職員の方々、あるいはボランティアの方々、市民の方々に大分負担がかかったという話も聞いております。

また、今後避難所の運営を考えていく上でも、今答弁いただいたように、物資の搬入・搬出に関わる箇所の整備は非常に重要なことかなと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、避難所の整備に関しまして、6つの視点から質問させていただきましたけれども、もちろんほかにも、例えば自家発電施設の必要性など、様々な視点があるかと思えますけれども、今後新設、あるいは改修する施設は様々な防災設備をもったものになっていくんだろーと思えます。それはそれで、例えば防災コミュニティなど大変いいことだと私は思えますので、どんどん進めていただきたいと思えますけれども、ただ、今後改修の予定のない施設、あるいはもう既に改修が終わっている施設、こういったものと最新の施設とを比べた場合、設備に違いがでてくるということになります。その違いを、先ほど答弁いただいたエアコンのリースですか、シャワーはこちらにあるからこっちの施設を使ってくださいとか、そういったことでカバーしていくということになるんだろーと思えますけれども、避難所というのはあくまでも地区ごとの指定避難所になってくるんだと思えますので、本来であれば、長期的に見れば、施設の平準化、これをいかにしていくかということが必要になってくるんだろーと思えます。すぐすぐ、全てをどうというのは、現実的には難しい話でありますけれども、長期的にはそういった視点で今後の施設整備計画、地域防災計画の中で協議をしていただければと思います。

時間が少々残りましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（入江 学君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。通告に従いまして早速質問に入りますが、あらかじめお断りいたしますけれども、質問の順序を入れ替えまして3番を最後に回し、後を繰り上げさせていただきます。

まずは、済生会みすみ病院の移転計画につきまして、これまでもこの質問を行ってききましたが、これまでの答弁と変わったところがあれば説明を求めます。

また、済生会病院の計画が現在どの程度進んでいるのか、その点をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの済生会みすみ病院の計画についてという御質問でございます。

済生会みすみ病院の移転計画につきまして状況は変わっているのかという御質問でございますけれども、昨年12月の議会で移転・開業が当初計画の平成32年から、ずれ込む見通しであること、また、移転の最終判断は済生会熊本支部に委ねられており、まだ結論が出ていない状況であると答弁をいたしました。

その後も、支部会議で議論が続いているとのことですが、まだ結論まで至っていないという報告を受けております。そのようなことで、計画の進展はなく、状況に変化はございません。

○20番（中山弘幸君） 実は私も、直接済生会みすみ病院の意向を自分で確かめる必要があると考え、病院の事務長とお会いし、現在の状況を聞いてまいりました。

私はその前提として、「自分は東港地区に移転されることは大歓迎です。おそらく地域の方々も同じ気持ちだと思います。ただ、場所については今後検討する必要があると思います。」と伝えました。「現状として、将来的に移転の計画はあるものの、病院の経営状況も踏まえ、病院の今後のあり方、地域での役割など熊本支部で検討しているところ。」ということでした。

それから、「地域に対する説明会など予定はありますか。」という質問には、「そういう段階ではありません。」ということでした。私の感触では、10段階でいえば、1か2段階ではないかと感じたところでございます。それでも私は、個人的な考えとして、「是非、東港地区に移転をしていただきたい。」と伝えてきました。

そこで、関係者並びに地域に対する説明についてですが、これまではその予定はないという趣旨の答弁をいただいております。しかし、ラグール関係者に問い合わせてみましたら、「以前そういう計画があることは、宇城市から話があっている。」ということでした。私に市民から問い合わせはあるものの、ラグールの関係者も今後どうなるのだろうと困惑しておられると思います。少なくとも、ラグールの関係者には現段階の状況の説明は必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○企画部長（岩清水伸二君） 地元の説明すべきではないかという御質問でございますけれども、済生会みすみ病院としましては、移転問題の結論が出ていない現状での地元や関係者への説明については、非常にデリケートな部分もございまして、不要

な混乱を招くおそれもあるということから、控えさせていただきたいということでございます。

少なくともラガールの関係者には、現段階の状況は説明すべきとの御意見でございますけれども、あくまでも事業者でございます済生会みすみ病院の方針ですので、市としましても、病院の方針を尊重したいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 病院の対応は理解できます。不要な混乱を招かないように、また、今後快く協力をしていただくために、宇城市としてタウンミーティングで取り上げた以上は、現状を報告しておくことは必要だと思いますけれども、市長はいかがお考えですか。

○市長（守田憲史君） あくまでも済生会みすみ病院の方針ですので、市としましても病院の方針を尊重したいと思います。

○20番（中山弘幸君） これまで、何回となくこの問題については質問をしてきましたが、私の感想としては、宇城市として済生会みすみ病院の結論が出ていない状況で、タウンミーティングで取り上げるべきではなかったという結論に達しましたので、この件はしばらくは済生会みすみ病院の議論の行方を見守りたいと思います。

では、次に移ります。金桁温泉の復活について質問いたします。守田市長が、先の市長選挙において三角町が目玉政策として打ち出されました金桁温泉の復活が、6月議会に基本設計の予算が計上されたことにより、いよいよ現実味を帯びてまいりました。

そこで、市長は金桁温泉の復活を機に、三角地区の振興についてどのようなビジョンを持っておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 三角町金桁地区の観光資源である金桁温泉の復活のため、過疎計画に則り早期建設を目指して事業計画を進めているところです。

金桁温泉復活の基本方針としましては、①地区老人会や地域住民の利用だけでなく、宇城市民の寛ぎと癒しの空間の場とし、併せて三角町を訪れる観光客も利用できる観光拠点の一つとした温泉施設の整備、②世代間の交流を目的とした地域のコミュニティの役割を担う施設として整備する予定でございます。

三角地区の振興につきましては、大正時代から昭和初期に公衆浴場として賑わった歴史ある「金桁温泉」を復活させることで、更なる宇城市三角町の認知度向上を図るとともに、宇城市内を訪れる観光客の回遊性や滞在時間を高めることができると考えています。

併せて、民間事業者において計画されている三角東港地区における様々な計画と世界文化遺産「三角西港」を軸として、新たな地域資源を掘り起こし、三角地区に

点在する既存の観光施設との連携を図ることで、三角地区の振興へつながると考えています。

○20番（中山弘幸君） ただいまの答弁では、地域のコミュニティの拠点に加えて、観光資源としての整備をしたいというお考えでございますけども、御承知のとおり、現在計画されている老人センターの場所は、国道からかなり中に入りこんでおり、観光施設とするにはかなりの投資といえますか、それなりの設備が必要になってくると思いますので、その点です。

そしてまた、よほどの特色、あるいは個性がなければ、観光客を呼び込むにはかなり厳しいと考えるので、その点、どの程度の姿勢といえますか、考えておられるのか。それと、これまで地域の方々の意見集約、それはどの程度行われてきたのか、その点を2点お尋ねいたします。

○三角支所長（内田公彦君） 規模につきましては、男女浴場及び足湯、更衣室、休憩室、トイレ、事務所等を整備する計画でございます。

施設の概要等については、金桁地区の景観に調和した木造平屋建てで、平成26年に改築した芦北町の湯浦温泉センターを参考に建物を検討しているところです。

詳細な計画は、今後の基本・実施設計業務等において「提案型プロポーザル」を活用し、事業計画を決定していきたいと考えております。現在、「提案型プロポーザル」に関わる仕様書及び実施要領等を作成中で、早期の発注を目指してまいります。

○議長（入江 学君） 意見集約はありましたか。三角支所長、分かったら答弁をお願いします。

○副市長（浅井正文君） 意見集約はというところですので、地震で約1年遅れました。ですから、基本設計・実施設計を平成29年度に一緒に発注をしております。

ですから、たたき台ができてから郡浦地区網川区長が代表だったかと思います。金桁は岡本区長かな、確か2人の代表がおられますので、そのたたき台ができてから説明をしたいと思っています。

○20番（中山弘幸君） 今後、その提案型プロポーザルで基本設計を行うということですけども、副市長はたたき台ができてから地域におろしたい、それは分かります。

しかし、提案型をする前に、ある程度の宇城市としての方向性を決めるにあたって、やはり地域に対する説明、そして意見を聞くことが私は必要ではなかったかと思っております。やはり今後、この施設を成功させるためには地域から愛される施設でなければならないと思っているわけでございますので、今後、是非とも今言われましたように、たたき台ができた上で十分にその地域におろして、意見を集約して、それを基に実施設計に移っていただきたいと思います。

そこで、今後どのような方法で意見を集約されるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○副市長（浅井正文君） 意見集約については、先ほど申しましたとおり、基本設計、そして実施設計ができて、先ほど内田支所長からありましたように、湯浦の温泉センターをまず参考にさせてもらおうというところで行ってもらいました。そういうところでの、最低限の造りはこうで、どうでというお話をしにあげようかと思っています。

それと、宇土半島の不知火のゴルフ場から、以前言ったかと思いますが、不知火のゴルフ場、そして大見の石畳、郡浦の天神樟、金桁鉱泉、戸馳大橋、東港、西港、天翔台、三角岳、高野山というところで、10か所ぐらいのマップを作ったらどうかと思っています。

泊まり客が少ない宇城市です。ですから、流れの中でもこの中で、私たちは3時間とか、2時間とか来られる方がそのポイントを選んでもらって、帰っていただくという施設になればというところの思いです。

○20番（中山弘幸君） 御存じのとおり、あそこの場所は金桁の地区並びに消防署付近の国道は、大雨が降れば冠水が常態化しております。この対策につきましては、本年度予算で調査が計画されておりますので、速やかな調査が行われ、排水機設置などの対策がとられることも強く要望しておきます。

そして今後ですけれども、今芦北の湯浦の温泉の例を挙げられましたけれども、実は私も現地を見に行きました。規模的には、あれくらいといたらあれですけれども、しかし、湯浦はあそこは元々地域に銭湯に入るという文化のあるところでございます。それプラスの、今回新しくなって、観光客も増えたという話でございますので、やはり今回、金桁の温泉がどういう施設であったほうがよりその地域に愛され、そしてその観光客にも来てもらえるような施設になるかということも大事でございますので、繰り返しになりますけれども、今後、地域の方々、特に女性にも来てもらえるような、そういった施設になるために十分地域の意見を集約されまして、計画を進めてもらえるように是非市長に重ねてお願い申し上げまして、次に移ります。

次に、スポーツ施設の充実と健康づくりについて質問いたします。現在、宇城市における旧町ごとの昼間に利用できるスポーツ施設の設置状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 昼間に利用できるスポーツ施設につきましては、旧町ごとに体育館の設置状況で御説明いたします。

まず、三角町は、B&G海洋センター、三角北、三角東、郡浦、大岳、戸馳の6施設、B&G海洋センターを除く5施設は旧小学校の体育館であります。

次に不知火町は不知火体育館と松合体育館の２施設、松橋町はウイングまつばせとサンアビリティーズの２施設、豊野町は農業者トレーニングセンターの１施設、小川町には体育館がない状況でございます。

○２０番（中山弘幸君） 答弁によりますと、小川町だけが昼間に利用できるスポーツ施設がないことが分かります。

今後の課題でございますけども、現在、小川町の方々は松橋や不知火町の施設を利用しておられます。健康づくりの観点からも、身近にスポーツ施設があり、いつでも手軽にスポーツに親しめる環境整備が必要であると考えます。

そこで、小川町にも昼間に利用できるスポーツ施設が必要であると考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） スポーツ施設につきましては、体育施設の大半が老朽化しており、維持費が年々増加傾向にあります。今後の適正な施設運営を目的として、利用状況等を勘案しながら管理計画を策定していきたいと思っております。

さらに、震災復旧・耐震構造化工事によるスポーツ環境の整備に取り組み、利用者が安全に安心して利用できる施設の開放を行うことを目的に、現在行っているところでございます。

そのため、小川町においても将来屋内でスポーツを楽しめる施設の整備を進めなければならないと思っているところでございます。

○２０番（中山弘幸君） 今、将来、小川にもつくらなければならないという答弁がありましたけども、具体的にいつ頃という計画はございますか。

○教育部長（緒方昭二君） 総合計画に基づいて今後計画する予定でございます。今のところ時期については未定ということでございます。

○２０番（中山弘幸君） 守田市長にお尋ねしますけども、今の現状、小川町だけが昼間に利用できるスポーツ施設がないということでございますので、その点、今将来は、という話がありましたけども、守田市長としては、その点どのようにお考えでしょうか。

○市長（守田憲史君） 教育部長の答弁のとおりでございます。部長と市長の意見が違ふことはありません。

○２０番（中山弘幸君） では、次に移ります。小川町福祉センターの講堂の計画変更についてをお尋ねいたします。

当初は、耐震補強の予定で、利用者の方々も楽しみにしておられました。私も実は変更になったことを知りませんでした。小川町の利用者から尋ねられて、担当部署に問い合わせ、初めて計画の変更を知りました。変更されました経緯の説明をお願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 小川総合福祉センターの計画の変更についてということでございます。

先ほどありましたように、当初、小川総合福祉センター内の講堂部分につきましては耐震性に問題があったため、改修工事を施すことによりまして、施設を存続させる計画でございました。しかし、熊本地震により施設が甚大な被害を受けまして、耐震改修では到底対応できない状況となったため、耐震改修計画を断念し、解体を余儀なくされたところでございます。

このため、解体後の地域福祉センターの講堂部分と、当初から解体予定であった本館部分の跡地利用について、庁内関係部署においてゼロベースから利活用を検討いたしております。

この結果、地域経済の活性化や雇用の創出を目的とした地方創生事業の一つとして、コミュニティビジネス創出拠点施設を整備するに至ったものでございます。

○20番（中山弘幸君） 計画変更の経緯は理解をいたします。計画変更にあたっては、当然利用者の意見を聞くべきと考えますが、説明はなされたのかを答弁をお願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 計画に対する説明ということでございます。コミュニティビジネス拠点整備施設への計画変更につきましては、今御説明したとおりですけれども、本年4月に総合型スポーツクラブ等、関係団体の代表者を集め、事業概要の説明を行っております。

また、8月には地元江頭区からの要請がありまして、役員会議において同様の説明を行ったところでございます。

今後とも、この事業計画について、地域住民の皆様方の理解が得られるよう積極的に情報を発信していきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 関係団体に説明を行ったと言われますが、いつ、どこで、どの団体に説明が行われたのかをお聞きます。

私が知る限りでは、いくつかの団体には説明がなされていないということでしたので、またその周知はどうされたのか、その2点をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 関係者への説明についてですけれども、4月28日にラポートで関係者を集めて開催しております。幅広く呼び掛けてはございましたけれども、参加されたのは総合型スポーツクラブの代表、それから商工会、それから商店街振興会、企業主集いの会、小川風保存会などの皆様でございました。

○20番（中山弘幸君） それでは、あそこの利用団体、いわゆるスポーツ関係者、利用団体は総合型スポーツクラブだけで、他の個々の利用団体には説明しないということじゃないかと思いますので、もしその利用団体に説明が終わっていないのであ

れば、これからでも改めて説明する必要があると思いますけども、その点はいかがですか。

○企画部長（岩清水伸二君） この計画の策定までには、かなり期間が短く、その辺十分でなかったものと考えておりますけども、新しい施設につきましては、広く市民のその目的や趣旨、利用方法などについてはこれから市民に広く周知していきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 私の質問の出し方が悪かったと思っておりますけども、新しい事業ではなくて、その体育館が解体され体育館が無くなり、利用者が不便を被ると、そのことに対して利用者に説明はしたのかという、私の趣旨でした。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいま答弁しましたとおり、結果的には時間的な余裕がなく、利用者に事前の説明、計画を変更する段階においては説明は行っておりません。

○20番（中山弘幸君） 私は、その事前の説明が必要であったと感じておりまして、そういう趣旨の質問でございました。利用団体に説明をしていなければ、これからでも説明されることを指摘しておきます。

次に、学童保育の充実について質問いたします。現在、宇城市における学童保育の待機児童の現状説明を求めます。

○健康福祉部長（清成晃正君） 学童保育所における待機児童数の現状ということでお答えします。

昨日、渡邊議員の答弁に申しましたとおり、ほとんどの学童保育所で待機児童がないということでお答えしております。そのほとんどについて、詳細について説明申し上げます。

現在、学童保育所は15か所を開設しております。そのうちの14か所においては待機児童は発生しておりません。ただ、1か所青海学童保育所において3人の待機児童が発生している状況となっております。

○20番（中山弘幸君） 今後、学校部活動が社会体育に移行されます。平成31年度から移行されるわけですが、その準備が進められております。

しかし、昨日、一昨日と部活動の社会体育への移行について質問がありましたが、指導者につきましては、まだほとんど進展がないように感じられました。例えば指導者が見つかり、スムーズに社会体育に移行ができたとしても、様々な事情で学童保育の利用者が増えることが考えられます。そのことについて、教育委員会はどう考えておられるかというのが1点、また、青海学童の現在の施設は地区の公民館の跡地を利用しており、駐車場もなく、狭く危険な場所にあり、これまでも事故が起きております。

そこで、青海小学校の敷地に設置することが望ましいと考えます。もし、具体的な改善策をお考えであれば、併せて答弁をお願いいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 現在、青海小学校にはソフトボール、女子バスケットの２つの部があり、２２人の部員が活動しております。

基本的な方針としましては、小学校運動部活動が廃止になりましても、現在の運動部活動ができる限り変えることなく社会体育へ移行したいと考えているところでございます。しかし、クラブチーム等への移行される児童もおられる方も想定されますし、学童保育所の利用希望者も増大する可能性は十分あると認識しております。

先般、青海小学校のＰＴＡからの要望もあり、現在の学童保育所の状況もお伺いしたところでございます。学校や保護者の意見を十分聞きながら、児童が安全で安心して放課後過ごすことができるよう、学校施設の活用等を視野に入れ、健康福祉部と連携を取り、議論してまいりたいと考えているところでございます。

○健康福祉部長（清成晃正君） 青海の学童保育所につきましては、まずは施設の敷地及び施設ともに十分なスペースが取れず、傾斜地でもあり、安全面に不安があると認識しております。改善策が必要とも思っております。

しかしながら、立地条件等が悪いことから、今教育部もありました、また中山議員おっしゃいましたように、学校施設等への代替施設を検討していかなければならないと考えております。

国の「放課後子ども総合プラン」の通知にもありますように、まずは学校施設の有効活用を念頭において、教育委員会や学校とも連携をとりながら十分協議・検討を重ねてまいりたいと思っております。

○２０番（中山弘幸君） 今の小学校の空き教室の利用も考えているという答弁でございました。現状を改善するための緊急の措置としては仕方がないかと思います。

しかし、学校長にもＰＴＡ役員と利用者として要望に行ったわけでございますけども、学校としての考えもあり、空き教室の利用は厳しいように感じるわけでありませう。学校長も学校敷地内に新設するまでの応急的な措置であれば、喜んで協力しますと言われました。やはり学校施設内に新設できれば、新設の方が望ましいと考えますけども、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 学校施設の空き教室等を今、教育部と一緒に協議しているところでございますが、難しい面があるから新設した方がいいんじゃないかという御意見ですけど、建設にあたっては国の補助があります。国３分の１、県３分の１、市の一般財源としまして３分の１の財源等が必要となります。

ただ、先ほど申しました国の放課後総合プランでは、「新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合は、学校内を徹底的に活用すること。また、

既に実施している場合でも小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。」とあります。宇城市としましても、その国の放課後子ども総合プランに沿って計画的な整備を進めてまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 今の答弁では、財政的にはさほど問題はないと理解しました。国の方針で、「空き教室を徹底的に利用下さい。」ということも分かりました。

今後、学校との協議もあると思いますので、是非前向きな検討をお願いいたします。

そこで、おそらく市長は現地をまだ見ておられないと思いますので、是非現地を視察していただいて、できれば新設を前向きに検討していただきたいと思います。市長、答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 健康福祉部長答弁のとおりでございます。

○20番（中山弘幸君） それでは、次に移ります。次に、リバーサイドロードについて質問いたします。

守田市長の先の選挙での目玉政策でありましたリバーサイドロードが先の6月議会で3,700万円の調査費を含む概略設計が計上されました。しかし私は、この計画の実現性、また費用対効果など多くの疑問を持っております。

そこで、この計画立案に伴い、どれだけの事前調査がなされ、どれだけの議論がされたのかという観点から何点か質問いたします。

1つ目、リバーサイドロードの位置付けについて、どのように考えているのか。

2つ目、概算の事業費、完成まで何年ぐらいを見込んでいるのか。

3つ目、橋の架替え、拡張など、どの程度の整備を考えているのか。

4つ目、現時点で市民がどのような不利益を受けているのか。

5つ目、県との協議について。

最後に、ルートとなる地域住民にはどのような説明がなされたのか。

以上、6点の答弁を求めます。

○土木部長（成田正博君） 今、何点かまとめて質問されましたことにつきまして、総合的にお答えしたいと思います。

本市におきまして、市街地の慢性的な渋滞解消が道路整備の課題であります。平成25年に国土交通省から公表がありました「熊本県の主要渋滞箇所」の中にも選定されているところでございます。

したがって、かねてより都市機能向上のため、長崎久具線の開通後を念頭に置きながら、既存の道路ネットワーク等を活用した渋滞緩和対策の取組を検討していたところであります。

リバーサイドロードの目的は、市内中心部の交通渋滞の緩和と、交通拠点へのア

クセス向上であります。そして幹線道路網整備の一環であります。

事業費や工期、整備内容につきましてお尋ねがありましたが、これからでございます。

現状といたしましては、この路線の整備計画に必要な将来の交通量の検討、及び予備設計の基となります道路計画の検討作業に入っていく予定としています。

○20番（中山弘幸君） いくつか無い部分もありましたけども、やはり私は、もう少し事前の、ある程度の概算の事業費であるとか、何年ぐらい掛かるとか、そういったことはある程度やはり事前に検討すべきと思います。

そしてまた、今現在、住民がどのような不利益を受けているか。政策は住民の不利益の解消でございますから、こういった不利益があるのか。そういったことは明確にする必要があると私は思います。

今、市内中心部の慢性的な交通渋滞と言われましたけども、実際、どこがどの程度渋滞しているのか。またそれが、どの程度改善が見込んでおられるのか。そしてまた、現在、交通量の調査とかをされるということでございますけども、交通量調査その他今後こういったスケジュールになっているのか、その点をお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 今後、ルートのご検討、それと将来交通量の推計、費用対効果も含めまして、そして予備設計、決定する予定のルートが事業として可能なのかとか、あと現地の測量、現地の高さや座標などを測量します現地測量などに入っていきます。その後、方針が決定次第実施設計、次年度になりますけども実施設計へと移っていく予定でございます。

○20番（中山弘幸君） 議長、渋滞場所がなかったです。

○議長（入江 学君） 総括して土木部長は答弁しておりますので、分かる範囲で土木部長があれば答弁を願います。分からなければ、次の質問に移ってください。

○土木部長（成田正博君） 渋滞、不利益を市民が受けているかということでございますが、その内容は渋滞しているのでその緩和をしていくということでございますが、その調査も今、今後含めて委託業務として進めていく予定でございます。

○20番（中山弘幸君） いや、どこが渋滞をしているのか。今3回目になりますので、それを今度、場所です。場所は改めて部長から答弁をお願いします。

多分、今の交通量調査、ルートもろもろの調査ができた時点で、事業の継続が可能かどうか十分に検討する必要があると考えます。過去に、概略設計後に事業費が要因で道路改良事業の継続を断念した経緯もあります。

そこで、交通量調査など検討されて、検討した結果次第では事業断念ということもあり得るのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 現在、その点も含めまして今後事業として可能かも含めて、設計の中で答えが出ました中で、今後検討していきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） それから、今後の課題のところに移っていきますけども、私は現段階でいくつかの課題があると考えております。

まず、リバーサイドロードの入り口は橋の付け根であるために、右折ラインの設置が困難じゃないかと思われ、新たな渋滞を招く恐れもあります。

2点目は、財源的に合併特例債が利用できる期間があと2年半しか残っておりません。特例債の期限の延長がなければ、財政的にも圧迫する恐れもあります。

3点目は、渋滞の緩和という考えからすれば、別のルートが検討できるのではありませんか。また、リバーサイドロードには狭い橋が少なくとも2か所あり、また、拡張困難な場所も多くあります。その点、どう見解をもっておられるのか。そしてまた、予定のコースとなる地元に対して、これまでどのような説明を行ってこられたのか、その点も併せてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） このリバーサイドロード、今道路計画の検討業務に入り始めたばかりでございます。大まかなルートとしましては、リバーサイド、河川堤防沿いは主になるかと思えます。その点も含めまして、今議員話されましたいろんな課題が出てきますので、そういった問題も含めまして、今後検討業務に入っていくわけですが、問題点といたしましては、通常道路整備にあたります際には関係管理者との協議、合意形成ですが、それとその後用地が決まり次第用地交渉、及び保障、物件の交渉などが今後の課題となってくると思っております。

すみません、地元の説明会はまだなのかということですが、今の段階では地元の皆様方に説明する段階ではありません。今後、時期を見てお知らせする段階にきましたら早めに地元の方々にもおろしていきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 私は、早めにやっぱり地元の理解を得るためには、早めにやはり説明をすべきだと思います。今後、地域の方々の意見を聞き、費用対効果また宇城市全体の道路整備を踏まえ、実現性を十分に検討されることを指摘をしておきまして、次に移ります。

最後になりますが、宇城市並びに外郭団体における職員の採用についてお尋ねをいたします。

宇城市並びに外郭団体の職員の採用にあたっては、市民から疑念を持たれぬよう公正・公平であるべきと考えております。また、外部団体におきましても、宇城市に準ずるべきと考えますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） 職員の採用にあたって、市では基本的には試験採用、選考という段取りになります。

あと、外郭団体についてはその団体の基準に基づいて任用等はなされているかと思いますが。団体につきましては、基本的には自主性の尊重もしくは同等団体間との均衡等が考えられますので、そういった面では団体の基準等に基づくと考えております。

○20番（中山弘幸君） 宇城市の職員採用についてお尋ねをいたします。一般職員の採用におきましては、今ありましたように一般試験採用と選考採用があると思いますが、それ以外に何か一般職員の採用の方法はありますか。あれば、御答弁願います。

○総務部長（本間健郎君） 今、議員話されましたように、本市では試験採用と選考です。基本的に、合併後はほとんど一般試験採用ということになっています。

例外的に平成25年度に任期付きで市民病院の薬剤師、それから平成17年度に技能労務職の運転手について、規則に基づいて選考採用している事実がありますが、選考と試験採用以外にはありません。

○20番（中山弘幸君） 私はこれまで、宇城市社会福祉協議会における不適切な職員採用について質問してきました。

実は、その時に採用された方が、このたび4月年度途中で正職員になりました。私は社会福祉協議会の事務局長に、電話で直接事情を聞きました。事務局長の話によれば、「臨時職員になって2年間勤務態度が良好で、課長の推薦があれば、その個人だけを対象とする採用試験を実施できる新たな制度をつくった。」ということでありました。そこで私は、「それは選考採用ですか。」と聞くと、「いや、選考採用ではない。」ということでした。私は「何と都合のいい制度をつくったものですね。」と答えました。

そこで、お尋ねをしますが、宇城市でもこのような都合のいい制度で一般職員を採用することが可能かどうかお尋ねをいたします。

○総務部長（本間健郎君） 社協は外郭団体でございます。外郭団体における職員の採用についてということですが、これは以前の議会で前の総務部長がお答えしているとおりでございます。

こちらといたしましては、その団体の基準に基づき採用されていると思っています。

○20番（中山弘幸君） 私が聞いたのは、宇城市ではそういった方法がありますかという質問で、それはまたお答えいただいて、3回目になりますので、それと併せて答弁願います。

宇城市の社会福祉協議会は民間といえども市長が会長を務め、宇城市から多額の補助金を受け取ります。職員の採用においても、宇城市に準ずるべきであって、こ

のような採用は、私は不適切だと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 宇城市においても選考採用は合法的であると考えておりますが、宇城市については選考はないところでございます。

社協に関しましては、社協の基準において採用がなされているものと理解しております。

○総務部長（本間健郎君） 社協については本市から補助金を支出して、その運営にあたられているところです。

まず、この件につきましては、補助金が適正に使われているかどうかの判断でありまして、法人が規則等で行う自らの行為については市の関与の範囲外と考えております。

○20番（中山弘幸君） 先ほど私が聞きました宇城市でもそういった臨時職員になって2年間過ぎて、課長の推薦があれば、特別に職員になれる試験を受けることができるというそういった制度は、宇城市でも可能ですかという質問ですが、なかなかはっきり答弁がいただけませんので、市長、聞いていいですか。

○議長（入江 学君） 先ほど、市長はそういうことはないという答弁でした。

○20番（中山弘幸君） そうですか、分かりました。

では、次に移ります。外郭団体における職員の採用につきまして、少し前、国会で大きな議論になりました。学校法人森友学園や、加計学園の問題で私たちは何を学んだのでしょうか。権力のある者は自らを正し、国民・市民から疑念を持たれるような行いは厳に慎まなければならないということではなかったのかと思います。

結局、このような都合のいい制度がまかりとおれば、とりあえず臨時職員で入れておいて、2年間したら正規の職員になれるということになり、権力者の都合のいい人を職員にすることができるようになります。

もし、そういった優秀な人材がいれば、一般の採用試験を受けるように勧めればいいのであって、今回のような疑念を持たれるような採用は、私は慎むべきと思います。ここで市長に聞きたいところですが、市長は多分また答えられないと思いますので、今後、この件は私自身の議会活動の中で市民の皆様にこういうことは許されるかどうかを問うていきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（入江 学君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

10番、河野正明君の発言を許します。

○10番（河野正明君） 会派公明党の河野正明です。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目、水道事業についてということで質問をさせていただきます。

国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を、地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しています。平成29年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策・耐震化対策として、355億円が計上されています。日本の水インフラは高度経済成長期の1970年代に急速に進んだため、今後一気に老朽化の波が押し寄せてまいります。

しかし、全国の管路更新率は0.76%であり、このままのペースでは全てを更新するまでに130年掛かる見通しといわれております。そこで、本市の管路更新率についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 宇城市の管路施設の整備状況から御説明申し上げます。現施設は旧町時代に整備されたものを合併により引き継ぎましたものが大部分でございます。布設後30年以上経過するものも多く存在いたします。

本市の全体の配水管路の延長は、約453kmでございますが、布設年度に使用されている管種も様々でありますため、耐用年数も違います。経年劣化によります管の老朽化は否めませんので、設置年度の古い管路の更新が必要な時期にきているものと考えます。

お尋ねの管路の更新率でございますが、市の事業で更新事業として実施しましたのが平成22年、平成23年に三角地区で石綿セメント管更新事業を2.4km、1億4,800万円を投資しまして整備をしておりますので、更新事業ということでは、この2.4km、453kmからしますと0.53%という率になってまいります。

そのほか、下水道工事あるいはその他の工事などで水道管の工事に伴います布設替えが必要になった場合は、随時全て新管に更新をしております。

なお、水道台帳整備におきまして、平成29年度に更新作業を今行っておりますので、完了後に管路の施設等の更新計画を立案しまして、年次計画に則り管の布設替えを実施し、管路の更新率向上を目指してまいりたいと思っております。

○10番（河野正明君） 管の更新率についてお伺いをいたしました。布設後30年以上経過するもの、大変多く存在するというところで、また、市全体の配水管路の延長が約453km程度あるということです。更新率についてのお答えが、0.53%で

す、宇城市においては、全体の。理解いたしました。

それでは、次の質問に移ります。次の質問の小さい2番ですが、水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換は終えてあるのかどうかと、残っているならば、どこにどれぐらいあるのか、また更新状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 市が管理します水道管につきまして、現在鉛管の使用はございません。石綿管につきましては、市内で約3,000mほど残されております。

場所はどこかといいますと、松橋町旧図書館方面から岡岳方面へ向かった管路と認識しております。

日本水道協会及び厚生労働省が出している標準耐用年数が石綿管ですと40年とされております。更新の時期がきているものと察します。

水道台帳の更新、整備作業を早急に完了しまして、管路の詳細な状況を把握しますとともに、耐用年数のきております石綿管の更新計画を立てて、布設替えを行わなければいけないと考えております。

○10番（河野正明君） 2番目の鉛管とアスベスト管の更新状況と、残っているならばどこにあるかということで答弁いただきました。

鉛管は今現在、宇城市においては無いということで安心いたしまして、アスベスト管については、場所としては松橋町だけということで理解してよろしいですか。

○土木部長（成田正博君） 今現在、大まかな3,000mと言いましたのが松橋町でございますが、延長が短い石綿管につきましては、小川にも少し残っております。まだ若干残っている地域はありますが、主に長い延長としましては、先ほど申しました松橋の3,000mとなっております。まだ、ほかにも若干アスベスト管があるところはございます。

○10番（河野正明君） 今の答弁を聞きまして、正確には場所的には今分かっているのが松橋町と小川に一部ということで、まだほかにもある可能性があるわけですね。それについては、いろいろ台帳の整備をしながら更新計画に基づいてやっていくというような答弁であると思います。

アスベスト管というのは、先ほど私も質問の中で申しましたが、やはり水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要ではないかと思います。どうか、しっかりと把握をされて、早急なる更新をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、3番目の、去年の熊本地震では耐震化の必要性が表面化をいたしました。管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化をどのように進めるのか、また、耐震化率はどうなっているのか分かればお答え願いたいと思います。

○土木部長（成田正博君） 宇城市では、現在水道工事の管布設におきまして、耐震性を考慮し、管種、継手材等の選定を行っております。

管施設では、継手部分からの漏水が多くなりますので、硬質塩化ビニール管を使用する場合の継手は、接着剤ではなく、離脱防止金具付のメカニカル継手を使用しまして、耐震性に優れたハイポリエチレン管を使用する場合は、パイプを溶かして継手と一体化させる電気融着継手を採用することで強度を出し、耐震化を図っております。

耐震化率でございますが、合併前の旧町におけます工事で使用された継手等の材質にも違いがありますため、市内全域におけます継手材の使用状況を把握することは少し困難であります。そういうことから、継手の耐震化率を数字で表すことは現在できない状況でございます。しかし、合併以降、耐震性を考慮しました資材を選定しまして、今現在はそのような状況で工事の施行を行っております。今後も災害に強い、継手に強い水道水施設を目指して、研究していきたいと思っております。

○10番（河野正明君） 継ぎ目の耐震化については、耐震性をしっかりと測っておられるということで理解いたしました。

しかし、耐震率については、今のところ把握するのが困難であるということで、まだ厳しいものがあって、数値に表せないという答弁いただきましたけれども、私は今回の質問に対しまして、水道事業に対してですけど、3点の質問に対して通告前に執行部にお尋ねをしました。まずもって、一番の基本である「水道台帳の整備はできていますか。」ということで、できていなければ私はこういった質問はしなかったと思います。できているという確認がとれまして、しかし、今「更新も行わなければいけません。」という状況であったと。

正確に、現状の把握ですね。私はこれは大切なことであります。先ほど「数字に表せない、難しい点がある。」というのも理解しております。旧町が合併をいたしまして、町ごとに資料・データがしっかりあれば、それはすぐ台帳として整備できますけれども、しかし無いところもあるとお伺いいたしました。しかし、この水道台帳の整備ができなければ、いつまでも実際の把握ができないということです。

今、再質問になりますけれども、本市において水道台帳がどのくらいまで今できているのか。私は完璧では絶対ないと、今答弁においても、皆さん思われたと思います。どのくらいまでできているのか、しっかり水道台帳として整備されるまで根気強く頑張って調査研究をしていただいて、やっていただきたい。そういった点で、再質問として質問させていただきます。

○土木部長（成田正博君） 水道台帳につきまして、現在の整備状況を申し上げます。

まず、整備内容といたしまして、台帳に反映させます項目が設置年度、それと管

種、口径、延長、そして平面図に布設路線網図といいますか、地図上におとしまして、そしてバルブ弁、給水管取り出しの位置を明記をしております。

現在までの水道台帳の整備の経緯を申しますと、平成16年と平成17年で豊野西部簡易水道と不知火全域の簡水の現地調査を終えて完了しております。平成25年度には松橋町の現地調査、平成28年度には三角町の現地調査を終えて台帳に反映をしております。また、今年度は小川町を調査中でございます。よりまして、本年度で水道台帳の整備は完了する予定ではございますが、若干詳細につきまして旧町時代からの不備な点もありました。過去の工事台帳や、給水申込等を精査することで今後の台帳の精度を高めていきたいと思っております。

○10番（河野正明君） 今の答弁で、大体今年度中には完成に向けて頑張っていってしゃるということが分かりました。

私は今回水道台帳がある程度できているものと思っていたものですから、数字も出せるかなと思って質問させていただきましたけれども、今後、完成に向けて、これを住民の生活の安全、これを確保する上で重要でありますので、そしてまた安定的な水の供給を確保するという観点から、本当に今年度できるならば来年度、無理は言っていないと思いますけど、今答弁を聞いていて、いろいろと厳しい状況が多々ありましたもので、完全にある程度の現実に把握できるようなそういった水道台帳を目指して、大変だと思います、4月から地震がありまして、そういった職員も皆さん大変な労苦をされて頑張ってきておりますので、その点は私も重々承知をしておりますのでしっかり調査されて、本当に漏れがないような、そういった水道台帳の整備というのを作成していただきたいと望みまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい項目の2番目の食品ロス削減に向けての取組についてということで、小さい1番目、昨年の12月の定例会におきまして質問させていただきました。執行部より取り組んでいきますとの答弁をいただきました。その後、8か月経ちまして、啓発、またそして取組状況を、具体的な取組についてお伺いをしたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 1点目の、市民事業者への啓発、それから2点目の具体的な取組ということで、併せてお答え申し上げたいと思います。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が、日本では年間約632万トンを発生いたしております。これを日本人一人当たりで換算いたしますと、毎日茶碗約一杯分の御飯の量を捨てているということになります。

日本の食糧自給率は約39%で、大半を輸入に頼っておりますけれども、一方ではこのように大量に捨てているという現実がございます。この食品ロスは、食品メーカーや卸・小売店、飲食店などの事業者から330万トン、家庭から302万トンな

ど様々な場所で発生いたしております。家庭から出される生ごみの中には、手つかずの食品が2割もあり、そのうちの4分の1は賞味期限前であるにも関わらず捨てられております。

このようなことから、家庭においては、

- ・まず食材を買い過ぎず、使い切る。食べ切る。残った食材は、別の料理に活用するなど「食品ロス」を削減する。

また、飲食店や宿泊施設では、乾杯後の30分、終宴前の10分間は料理を楽しむ。

- ・お皿に料理が一つ残る「肥後のいっちょ残し」はしない。
- ・苦手な料理は食べられる人に譲る
- ・心を込めて料理を作った人たちに感謝して食べる。

など、熊本県でも「くまもと食べ残しゼロキャンペーン」に取り組んでいるところです。

市といたしましても、昨年の河野議員からの一般質問を受けまして、食べ物を無駄なく大切に消費するための取組を広げていく必要があると考え、ホームページに掲載するなど啓発してまいったところでございます。また、宴席におきましても、3010運動を呼び掛けてきたところでもございます。

今後はさらに、広報誌への効果的な記事掲載について検討を加え、継続した啓発を図っていくとともに、食品ロスに特化したチラシやポスター等の飲食店への掲示等により、食品ロスの現状や取組について情報発信してまいりたいと考えております。

○10番（河野正明君） 具体的に取り組んでこられたことといたしまして答弁いただきまして、ホームページに掲載をしていただいたということ、また、宴席において3010運動を呼び掛けていただいたということ、この宴席において呼び掛けをしていただいたところ、具体的にどういった方法で呼び掛けて、呼び掛けられた方々、市民に対してか、いろんな方法をお尋ねします。

○市民環境部長（松本秀幸君） 宴席での3010運動の呼び掛けについての御質問ですけれども、まずは、私ども職員がこの3010運動を理解することが必要・重要と考えまして、庁内の宴席あるいは先般も部長会議の中で、この3010運動の重要性等を説明して、職員が広告塔となって市民の皆さん方に今後呼び掛けていこうということを進めているところでございます。

○10番（河野正明君） 大変、職員の方自らが率先して呼び掛けをやっていただいているということで感謝いたします。

まずもって、私が8か月間いろいろと宇城市内の3010運動、または食品ロス

に対してのそういった市民の方々に対して、呼び掛けもしましたけれど、「御存じですか。」ということで尋ねましたところ、「あまり知らない。」という方がほとんどでありましたので、今後として、部長が話されましたとおり、広報誌の効果的な記事掲載について検討をしていくと、また継続した啓発を行っていく。これは、私もそれは望みます。

ホームページに掲載していただいておりますが、やはり幅がありますから、見られる方、お年寄り・年配の方というのはやはりパソコン等はあまり見られない方が多いんじゃないかと。広報誌になれば、ある程度の方は目を通されるということで、具体的な内容掲載については、やはり効果があるような、話されたとおり、掲載していただきたい。やっぱりこの3010運動という意味が分からないと、やっぱりどうなるか、漠然となります。中身を、内容をやはり市民一人ひとりが理解できるような、と言いますのは先ほど話されました、この食品ロスが大きなごみの要因になっている。またはいろんな家庭のこと、また世界においては本当に食糧が無くて亡くなっている子どもたちもいっぱいおられるということ、そういった意味合いで、このことも載せていただければと思います。

私の子どもも、今高校生の子どものがいます。もったいないということに対しては、今の子どもたちはあまりピンときません。私はそういったことも話しますと、昔と今は違うと、いろんなことに対してです。「昔はこうだった。」と、「もう少し大切に使わないといけないぞ。」とか、いろんなことを申しますと、「昔と今は違う。」と、それはそうでしょう。今、現在はやはりいろいろあまり言う子どもに嫌われますけれども、そういった子どもたちにも分かっていただけるようなそういった内容というのも必要だと思います。学校関係でも、そういったことに対して、食品ロスということに対して、またいろんな意味合いで子どもたちに対する教育もお願いしていかないといけないんじゃないかと思います。答弁は要りません。

次の、ごみ問題に対する本市の考えを伺います。

○市民環境部長（松本秀幸君） ごみ問題に対します市の考えということでお答え申し上げます。

今年3月に策定いたしました第2次宇城市総合計画では、基本目標・「住み続ける」まちづくりの中で、環境にやさしい循環社会の構築と掲げております。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムをこれまで構築してきました結果、天然資源の枯渇、自然破壊、廃棄物の大量発生の問題など、環境に対する様々な悪影響が生じてきております。このような社会経済システムから脱却し、よりよい生活を送るためには、環境への負荷を減らし、持続的な発展を目指す循環型社会の形成が重要となってまいります。

環境にやさしい循環型社会を構築するためには、第一に発生するごみの量をできる限り少なくすることが必要となってまいります。このようなことから、市民・事業者が無駄をなくし、環境に配慮した意識をもって環境志民として行動することで、排出ごみの量を一層減らすまちづくりをめざしているところです。

具体的には、廃棄物の減量化とリサイクルの推進を引き続き進めることにいたしております。家庭から出るごみの減量化を図るため、マイバッグ持参運動の推進や生ごみの堆肥化普及、各種リサイクルの取組など、ごみをできる限り廃棄しないよう「分別収集」の徹底やごみになる物を断る・買わない・持ち込まないという発生抑制の「リフューズ」、ごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、修理して使う「リペア」、再び資源として利用する「リサイクル」の5Rを推進する施策を展開することといたしております。

また、市民・事業者・行政の連携により、分別の質を高め、再資源化の向上を図りますとともに、一般家庭や飲食店への食べ切り推進などにより、食品ロスの削減にも取り組むことといたしております。

いずれにいたしましても、このごみの減量・削減というのは一朝一夕に実現できることではございません。今後とも、総合計画や環境基本計画に沿い、ごみの排出量やリサイクル率の目標値等を年度ごと確実に達成していくことはもちろんのこと、市民の皆様への啓発活動やごみ減量に向けた取組をこれまで以上に強化し、日々の実践をお願いしてまいりたいと考えております。

○10番（河野正明君） 御答弁ありがとうございます。今、部長が話されたとおり、私もごみの減量・削減というのは一朝一夕に実現できるものではないと理解しております。

最後に話されましたとおり、総合計画・環境基本計画に沿って、目標値に対して、確実に達成をしていっていただきますようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい3番目、観光振興についてということで、小さい1番目、おもてなし事業について質問をいたします。

ばしふいっくびいなす号とにつぼん丸が寄港いたします、今年の10月21日に。10月8日がばしふいっくびいなす号、そしてまた10月21日ににつぼん丸が寄港いたします。この寄港するにあたってのおもてなしについて、お伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまのばしふいっくびいなす号とにつぼん丸が寄港するにあたってのおもてなしという御質問でございます。

ただいまありましたように、今年の10月8日三角西港にクルーズ船ばしふいっくびいなす号が、また10月21日にはにつぼん丸が東港に寄港いたします。

まず、おもてなしの内容についてでございます。ぱしふいっくびいなす号は、今年で2年連続の寄港で、昨年のおもてなしが高い評価を得たことで、今年も実現したものだと思っております。

昨年は、船内において歓迎セレモニーや観光物産協会による観光案内と、それから特産品PRを行っております。

また、西港に上陸されたお客様には三角特産のみかんを提供し、大変な御好評をいただいております。

本年は昨年同様のおもてなしに加えまして、西港地区の皆さんによる地元の旬な食材をふんだんに使いました郷土料理でお客様を歓迎したいと考えております。

一方、につぼん丸につきましては、2万2,472ト、全長167m、定員524人という客船でございまして、ぱしふいっくびいなす号より若干小さめとなりますけれども、九州全県の港を周遊するクルーズツアーとして計画され、熊本県では唯一この三角東港が寄港先に選定されております。

当日は東港広場で歓迎セレモニーを実施するほか、観光案内ブースを設置いたしまして、特産のみかんの提供、あるいは特産品をそろえたマルシェでお客様をおもてなししたいと考えております。

次にオプションツアーの提案についてでございます。2つのクルーズ船とも、寄港後、県内をバスや列車で巡る日帰りツアーが企画されておりますけれども、市では昨年から市内の観光スポットを目的地とするツアーの企画を提案してまいりました。その結果、今年におきましてはぱしふいっくびいなす号が三角町にあります食と農の体験塾を、それからにつぼん丸につきましては、世界文化遺産三角西港をオプションツアーのコースに組み込んでいただきました。

一方、ツアーに参加されないお客様につきましては、当日市内観光のおすすめコースを紹介するなど、宇城市を満喫していただきたいと考えているところでございます。

○10番（河野正明君） 今回、おもてなしの件に対して、新たに西港地区の皆さんによく地元の旬な食材を使った郷土料理で、お客様を歓迎されるということ、大変これは素晴らしいことであると思います。

また、地元の方々がそういった一緒になってやるということは、もう一番のやはり成果だと私は思っております。そしてまた、ツアー企画を提案してこられて、今回は今まで願っていたオプションツアーのコースに、今回ぱしふいっくびいなす号が三角「食と農の体験塾」を入れていただいたと。そしてまた、につぼん丸が三角西港をオプションツアーに加えていただいたということは画期的なことじゃないかと、一歩も二歩も前進した成果ではないかと私は思います。

もう皆さん方大変な中、昨年は1隻でした、ぱしふいっくびいなす号が。今年は2隻、にっぽん丸もということで、よければ東港につけて、これが課題だったんですけど、にっぽん丸は東港に岸壁に着くということで、またおもてなしも大変やりやすいのじゃないかと思います。

それでは続いて小さい2点目のポートセールスについて、現状と今後の目標をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ポートセールスについての現状と今後の目標についてでございます。

まず、ポートセールスについてでございます。

クルーズ客船のポートセールス、誘致のことでございますけれども、これにつきましては、九州クルーズ協会などが主催いたしますセミナーなどを通して、船会社を訪問し、三角港への寄港を働きかけております。

また、三角町出身で船の水先案内をしておられます高濱さんにも、御相談をしながら、お力添えをいただいているところでございます。

昨年10月に「ぱしふいっくびいなす号」が三角西港に寄港いたしましたことが、こうしたセールスが実を結び、三角港を選んでいただいたものと思っております。

今年度は、鹿児島でセミナーが開催される予定となっております。市としても積極的に参加し、クルーズ客船に関する情報収集を行うとともに、同時に開催されます船会社との個別相談会をとおしてクルーズ船の誘致に努力したいと考えております。

次に、今後の目標についてということでございます。クルーズ船の誘致拡大に向けては、船会社などが企画するクルーズ計画の情報収集がポイントとなります。この上で、具体的なターゲットと戦略を絞り込むことが重要と考えております。

「世界遺産・三角西港」を有する三角港は、観光の軸が確立されている点が大きな強みでございます。また、西港以外の観光資源も豊富でございます。

こうした本市の強みをいかしながら、先ほど申したターゲットと戦略を定めて三角港への寄港客船を増やしたいと考えております。

寄港客船の明確な目標を立てるべきとの御意見でございますけれども、今年度寄港の2隻の船会社には継続した寄港を働きかけ、加えまして、新たなクルーズ船の誘致に取り組むことで、来年度の目標を3隻に設定しまして、その実現に向けて努力してまいりたいと思います。

○10番（河野正明君） ポートセールスの現状について答弁いただきました。

今現在、誘致については九州クルーズ協会が主催するセミナーをとおして船会社を訪問し、三角港への寄港を働きかけていらっしゃるということ。今年度は鹿児島

でセミナーが開催される予定となっていて、それにも市として積極的に参加をして、情報収集をしていくという答弁をいただきました。

そしてまた、クルーズ船の目標としては、昨年目標を聞きましたけれど、とうとう答えていただけませんでした。やはりここは、企画部長に答えていただくべきだと思ひまして、今回あえて部長から先ほど話されましたけど、今年で2隻、来年は1隻増やして3隻にするといった目標を掲げていただきました。大変私たちも、やはり積極的に観光、また誘致に対して執行部として取り組んでいただいていると、大変評価をいたしたいと思ひます。

やっぱり、西港は世界遺産であります。大きな観光の、先ほど話されましたとおり、軸が確立されている点というのは大変大きなものがあります。また、いろんな観光資源も豊富でありますので、いろんな面で来年3隻を目指して、またそれが実現したならば4隻を目指すというような、一遍には、段階を上っていくようなそういった風になればいいなと私は思っております。どうか今後とも、ポートセールスまたは誘致に向けて、今回は10月に2隻入りますので、どうかしっかりとおもてなしをやっていただいて、今後とも頑張ってくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。次の質問であります。

大きい4番目の西港公園施設についてで、小さい1番のバリアフリーについて、これは龍驤館、またはムルドルに車いす使用のスロープが無い。利用者が大変不便であるということで、これは要望がありまして、そういった点で今回質問をさせていただきました。答弁よろしく願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） バリアフリーについての質問でございます。三角西港施設のバリアフリー化につきましては、来訪者の満足度を高める観点から、トイレの洋式化・多様化などのバリアフリー化に取り組んできているところでございます。

しかしながら、スロープについては整備が遅れているのが実情で、御意見にありました龍驤館やムルドルハウスには設置されてございません。

現在、両施設とも階段を利用させていただいており、車いす利用者の方には、大変御不便をおかけしておりますけれども、付添の方や施設職員のサポートにより、車いすを持ち上げるなど、ソフト的な対応をさせていただいております。

スロープは、車いす利用者にとりましては上り下りが容易になり、またサポートする人の負担も軽減できますが、スムーズに利用するためには一定の角度（勾配）で設置する必要がございます。

龍驤館・ムルドルハウスとも敷地からの高低差が約70cmほどございまして、基準の勾配にするには、スロープの長さが確保できないことも考えられまして、バリアフリー化につきましては、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○10番（河野正明君） 今、車いす利用者の方に対しては、対応として付添の方、また施設職員のサポートによって対応させていただいているという現状であります。スロープに対しては、先ほど話されましたとおり、現段階では基準の勾配にするためには、スロープの長さが確保できないといった点があって、難しいという答弁であったと思います。

今後は調査・研究していかれるということで期待をいたしますが、やはりこの車いす利用者の方も立ち寄りやすい、またやっぱり世界遺産でありますので、いろいろな龍驤館であったり、ムルドルであったり、やはり入りたい気持ちは皆さんと一緒になんです。ですから、そういった方々のために、環境づくりをできるならばそういった方向でなるべく取り組んでいただければと思います。今のところは難しいということであります。今後期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。小さい2番のトイレ環境についてということで質問をいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 西港公園内にあるトイレについてということでございます。観光地における公衆トイレの快適さや清潔感はとても重要なものと認識いたしております。

現状を申しますと、龍驤館のトイレでございます。男子トイレのスペースが狭いという御意見をいただいております。これは西港が世界文化遺産に登録される前の年の平成26年に、和式便器から洋式便器へリフォームを行っておりますものでございます。

和式トイレと洋式トイレでは、洋式トイレの方が広いスペースが必要になります。特に座った時の前の空間が狭くなりまして、腰を掛けたり立ち上がったりの動作がしづらくなってしまいます。

対策としましては、便器の位置を変えるか、それともトイレスペースの拡張工事などといったものを検討したいと思いますが、まずは、専門業者の意見を踏まえて今後の対応を考えたいと思います。

それから一つ、清掃についての意見も市民からあっております。同公園につきましては、指定管理事業者でございます三角町振興（株）に管理を委託しております。

事業者を確認いたしましたところ、トイレについては毎日1回、朝、職員による点検・清掃を行っているところでございますが、不十分な点もあるかと思います。

今後、先ほど申しました公衆トイレの清潔さを実感いただくように、トイレの清掃あたりはしっかり指導していきたいと思います。

○10番（河野正明君） まずもって、龍驤館の男子トイレ、これは大使用ですね。正しく非常に狭くて、窮屈であるということは私も体験をいたしました。

女子トイレは確認できませんので、女子トイレもやはり同じような状態でしょうか。

○企画部長（岩清水伸二君） 申し訳ございません。私も女子トイレには入っておりませんので、確認できておりません。

すみません、私は確認しておりませんが、女子便所につきましては、最初から洋式トイレでございまして、途中から変更したわけではございませんので、元々のスペースは確保できていると。男子トイレのみが、和式から洋式に変更した際に、その影響で若干狭くなっているということでございます。

ちなみに、両方ともウォシュレット式に変えております。

○10番（河野正明君） 対策として答弁いただきましたけれど、便器の位置を変えるか、そういった工夫をするか、トイレスペースの拡張工事等が考えられると。まずは、専門業者の意見を踏まえて対応していきたいという答弁でありました。

ここは、男子トイレに入りまして、清掃はしてあります、しっかり下の方はしてありますけど、上を向いたら天井に蜘蛛の巣がいっぱい張ってありました。蜘蛛も何匹かおまして、やっぱり目につかないんでしょうね、清掃される方々も。だから、その担当者の方にそういった点、点検をしっかりとやっていただいて、目に付いたところはやっぱりそういった気づいて、清掃もしっかり確認をしていただきたいということは申し上げました。

本当に世界遺産のトイレであります。利用する皆さんに気持ちよく使っていただけるように、しかし今の段階では、やはり年配の方はああいう狭いトイレに入ったら大変だろうと、私は体験した人間ですから思いました。だから、これは必ず改善していかなければいけないと私は思っております。早めにこういったところを改善されていただきたいなと私は思いますが、最後にそれに対しての答弁をいただければと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） トイレの改修についてとのことですが、先ほど申しましたように、公衆トイレの快適さ・清潔感というものは観光地にとっては重要な部分でございますので、先ほどの繰り返しになりますけども、まずは専門業者の意見を踏まえて、どうすれば改善できるかというものを踏まえまして、その先に改修工事も視野に入れたところで検討したいと思っております。

○10番（河野正明君） 分かりました。今後、公園のトイレ、スロープ等も今後しっかりと検討していただいて、実現に向けてお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（入江 学君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後２時０５分

第 5 号

9 月 1 1 日 (月)

平成 29 年第 3 回宇城市議会定例会（第 5 号）

平成 29 年 9 月 11 日（月）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 報告第 12 号 | 平成 28 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 13 号 | 平成 28 年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 14 号 | 平成 28 年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 15 号 | 平成 28 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第 6 | 承認第 5 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 1 号） |
| 日程第 7 | 認定第 1 号 | 平成 28 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 2 号 | 平成 28 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 3 号 | 平成 28 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 4 号 | 平成 28 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 5 号 | 平成 28 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 6 号 | 平成 28 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 7 号 | 平成 28 年度宇城市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 8 号 | 平成 28 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 9 号 | 平成 28 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 16 | | 決算審査特別委員会の設置について |
| 日程第 17 | 議案第 47 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |

- 日程第 18 議案第 48 号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 49 号 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 50 号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)
- 日程第 21 議案第 51 号 工事請負契約の締結について(豊川小学校プール改築工事)
- 日程第 22 議案第 52 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 23 議案第 53 号 平成 29 年度宇城市一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 24 議案第 54 号 平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 25 議案第 55 号 平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 26 議案第 56 号 平成 29 年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 27 議案第 57 号 平成 29 年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 28 議案第 58 号 平成 29 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 29 議案第 59 号 平成 29 年度宇城市下水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 30 議案第 60 号 平成 29 年度宇城市一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 31 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 高 橋 佳 大 君	2 番 高 本 敬 義 君
3 番 大 村 悟 君	4 番 星 田 正 弘 君
5 番 福 永 貴 充 君	6 番 溝 見 友 一 君
7 番 園 田 幸 雄 君	8 番 五 嶋 映 司 君
9 番 福 田 良 二 君	10 番 河 野 正 明 君
11 番 渡 邊 裕 生 君	12 番 大 嶋 秀 敏 君
13 番 尾 崎 治 彦 君	14 番 河 野 一 郎 君
15 番 長 谷 誠 一 君	16 番 永 木 伸 一 君

17番 入江 学 君
 19番 堀川 三郎 君
 21番 石川 洋一 君

18番 豊田 紀代美 君
 20番 中山 弘幸 君
 22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村 和弘 君 書 記 横山 悦子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守田 憲史 君	副 市 長	浅井 正文 君
教 育 長	平岡 和徳 君	総 務 部 長	本間 健郎 君
総合政策監	村上 理一 君	企 画 部 長	岩清水 伸二 君
市民環境部長	松本 秀幸 君	健康福祉部長	清成 晃正 君
経 済 部 長	吉田 裕次 君	土 木 部 長	成田 正博 君
教 育 部 長	緒方 昭二 君	会 計 管 理 者	戸田 博俊 君
総務部次長	成松 英隆 君	企画部次長	木下 堅 君
市民環境部次長	上原 久幸 君	健康福祉部次長	那須 聡英 君
土木部次長	坂園 昭年 君	教育部次長	蛇島 浩治 君
三角支所長	内田 公彦 君	不知火支所長	辛川 広倫 君
小川支所長	園田 敏行 君	豊野支所長	木村 隆之 君
市民病院事務長	吉澤 和弘 君	農業委員会 事務局 長	重田 公介 君
監査委員事務局長	中村 久美子 君		

開議 午前１０時０２分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております議事日程記載の日程第３０、議案第６０号であります。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第１、一般質問を行います。

順番に発言を許します。まず、８番、五嶋映司君の発言を許します。

○８番（五嶋映司君） ８番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受けて一般質問いたします。

昨今、森友学園や加計学園問題をはじめ、政務活動費の使い方や果ては不倫問題など、政治家の不祥事が相次ぎ、皆さんの税金での活動にも関わらず、そのモラルの欠如に国民の批判が広がっています。このような政治のスキャンダルは、国民の声がなかなか届きにくい今の政治と相まって、なお一層の国民の政治離れを助長する危険をはらんでいます。国民に一番近い、地方自治体の議員として市民の声を行政に反映させ、行政をしっかりチェックし、政治は市民のためにあることが実感できる議会活動を展開することの大事さを強く感じています。

もう一つ、内外を問わず今大きな問題になっているのが北朝鮮の問題です。北朝鮮の核実験は、今年だけでも１３回にもわたって行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安全にとっての重大な脅威です。国連安保理決議や、６か国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙でもあります。また、国際社会が追求している核兵器のない世界を求める世界の流れに逆らうものであって、許せない行為です。この北朝鮮の暴挙に対して戦争の危機が大きく取り上げられ、戦前の竹槍訓練を思い出させるとコメントした人もいるような避難訓練が行われ、多くのメディアで危機感をあおっているようでありませぬ。軍事的脅し合いの応酬をエスカレートさせることは大変に危険であり、当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算による軍事衝突につながりかねません。

昨日の熊日の論壇で、国際ジャーナリストの堤未香さんが言っているように、日本政府は軍事強化の方向ではなく、国際社会と連携を強め、アメリカにも物を言い、和平調停交渉を進めるべきではないかと思います。歴史的に見ても、武力の対立は更なる混乱と想像を絶する被害をもたらすだけだと思います。

それでは、通告いたしました質問に入ります。

いよいよ、来年度からは国保の運営主体が県に移ります。本会議に提出された昨年度の国民健康保険決算では、３億２，７６３万円の黒字決算となっています。来年度からの国保税は県から示された標準税率によるところが大きいとも聞いております。宇城市の国保税の展望はどのようになりそうでしょうか。

また、剰余金についてはどのような使い道をお考えになっているのかを、まず伺いたいと思います。

第１項目で２項目掲げておりますが、答弁の都合上２項目一緒に質問をする状況になると思います。改めて質問の中に２項目以降は申し上げますが、答弁については２項目にわたっての答弁でも構わないと思います。簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、来年度以降の国保税額の展望についてお答えいたします。

県から先日３回目の試算結果が示されましたのを受け、税率検討のため行いました本市の試算結果を、まずもってお知らせしたいと思います。

納付金見込み額に対します標準保険料率の試算によりますと、医療分・支援金分・介護分合計で、本市の現在の税率と比較して、所得割で０．８５％の増、一方、均等割・平等割はそれぞれ５，９７８円、５，１８１円の減となり、１人当たりの税額は、１，６６３円減額となったところでございます。

また、納付金試算額約１７億円に対しまして、本市の現行税率によります試算では３，０００万円弱超過しておりますので、現在の税率を引き上げる可能性は低いと考えております。

なお、今回示されました試算には、現在検討されております激変緩和措置や基盤安定等反映されていない要素もまだ含まれておりますので、ただいまお答えしました税額より更に減額になると考えております。

今後も、国・県からの情報収集に努めまして、試算結果を更に分析しますとともに、納付金の財源となります国保税の収入額、医療費適正化の状況などを踏まえ、熟議していく所存でございます。

また、２点目、決算剰余金の関係ですけれども、「決算剰余金分で国保税額を引き下げられないか」という御主旨かと思いますが、平成２８年度決算におきましては、公費負担の増や歳出面での保険給付費の減等により、議員から御紹介ありましたように、３億２，０００万円強の決算剰余となりました。議員御提案の趣旨は理解するところですが、財政調整基金が枯渇しております中、都道府県化による事業費納付金の見通しがつくまでは、決算剰余金については可能な限り基金に積み立てておきたいと考え、今回の補正予算で剰余金の一部を積立金として予算計上し

ているところです。

なお、平成28年度決算では、ここ数年伸び続けておりました保険給付費が57億5,000万円と、前年度に比べ1億8,000万円の減額になりました。加えて、熊本地震被災者に係る一部負担金免除額、2億円も保険給付費に含んでいますので、実際は3億8,000万円の減額といえます。これまで取り組んでまいりました重症化予防策等の効果が、少しずつ出だしたのかなということで期待したところでしたが、本年度平成29年度、これまでの医療費を見ますと、平成28年度に比べ4.6%、平成27年度に比べましても1.5%の伸びを示しており、このまま推移いたしますと、初めて60億円台に突入するおそれもあり、依然として厳しい財政状況にあります。

このような状況も踏まえましてうえて、今後、運営協議会等で議論を重ねていただき、慎重に判断していきたいと考えております。

○8番（五嶋映司君） 大体、説明分かりましたけども、細かい数字の説明ですから、なかなか皆さんに御理解いただけなかったのかと思いますけれども、まず、いえることは今おっしゃったように、標準税率が、多分これでほぼ決定だろうと思いますけれども、これが一番大きな問題でした。いくらになるのかと、他の市町村、戦々恐々でいくらになるんだと非常にあれでしたけども、宇城市の場合には、前回の質問でも申し上げたとおり、宇城市は県下で一番国保税が高い、平成28年度の段階で。ということで、税率にしても、均等割りにしても、この今おっしゃった報告を見ると、どれもやっぱり高いという事実がはっきりする。それを直すと、今おっしゃったように、5,980円程度の均等割りなんかでもそれくらいの違いが出てくるという話ですから、是非これは、この財源をどうするのかということを考えていただきたいと思いますけれども、例えば今申し上げたように、本年度の今回の補正にも出されている国保会計の執行状況を見てみると、先ほどおっしゃったように、基準外繰入1億3,000万円予定したものをそっくり返す。なおかつ、その上に1億3,800万円の基金積立を行う。ということは、今回の国保会計でいくと、トータルで2億7,000万円ぐらい最初の見込みよりも余計あるんだという状況を見ると、それと今の報告いただいた標準税率からの計算でいくと、「上げる要素はない」というのはもうおっしゃるとおりです。

ただそれと、例えば今後のことについては、これは2番の剰余金の処理方法についても一緒にやっていきますけれども、今の報告でいきますと、上げる状況はないと。しかもこれは財政調整基金で入ってくる国のやつもあんまり計算に入れていないんだと、今おっしゃっている。例えば合計3,800億円ですか。そうすると、明らかにこれは、この剰余金は使い道が何とかかなりそうという気がしますけれども、今、

基金に積み立てたいとおっしゃる。ただ、ほかの国保財政の中でも、基金ゼロのところがたくさんある。確かに今回の１億３，０００万円の基金積立はやっていただきたい部分は分かりますけども、この３億２，０００万円は今のチャンスで国保税を何とか下げないと、県に移管した後では非常にこの国保税を単独にその地域でいじるということは非常にやりにくくなる。ある意味では、最後のチャンスみたいな気がするんですけど、ちょっと僕の取り方が違うかもしれませんが、最後のチャンスだと思いますけども、引き下げることにはできない理由、その辺をちょっと、今おっしゃった財政調整基金のことも分かります。けれども、それを抜きにしても、それはある意味では非常に贅沢な望みであって、ぎりぎりの今負担にたえない県下で一番高い国保税、これを何とか下げる方法にならないか。それをできない理由というのがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 剰余金を基に引下げができないかという御質問ですけども、仮に今年の基金積立金分１億３，８００万円を次年度繰り入れて、その分を税額で引き下げるとするのは、手法としては可能なことだと思います。ただ、その翌年度、平成３１年度につきましては基金から繰り入れた分の１億３，０００万円というのが、財源としてなくなってまいりますので、またそのときには不足するような状況で、元に戻さなければならないという事態が想定されますので、現状としては３年間程度はある程度固定していきたいということで、３年後の見直しを今進めているところです。

あと、３，４００億円の話もありました。１，７００億円は基盤安定等で投入されておりますので、この分については市の国保といたしましても歳入に見込んでおります。ただ、平成３０年度からのプラス１，７００億円については、大村議員の一般質問でもちょっとお答えしましたけれども、保険者インセンティブの一環として保険者努力支援制度等で交付される分でございます。まだ基盤安定等に比べると不確定な部分というのがどれだけ入ってくるかというのが予想できないような部分が多うございますので、当面は交付状況を見守りながら、引下げというのを検討していきたいと思っています。

ただ、先ほどの御答弁で冒頭申し上げましたように、激変緩和措置等について、低いところ、安かったところが極端に上がらないように、そういった激変緩和措置も県の方で十分検討されておりますので、そこが示された段階で標準保険料率というのをベースにして、可能な限り検討を加えたいと思っています。

○８番（五嶋映司君） 今担当部長が説明されたのはやっぱりそういう説明で、何とかやっぱりというのはよく分かります。しかし、県下で一番高くなっちゃった国保税、しかも今の数字で見ると、例えば今年の基金１億３，０００万円は引き上げるのも

可能とおっしゃったけど、今回、余剰金として出ている3億2,000万円を、これ今宇城市の国保世帯数は9,300ぐらい、これで割ると3万5,000円ぐらいなんです、1世帯当たり。だから、これを全部とはいわないけども、ここを少し頑張って上げてあげれば、市民の人も「この高い国保税何とか今やってくれた」と市民の人は非常に感謝できるし、負担感も少しは変わる。そういうことを含めて総合的に考えると、できないことではないと思います。

そこで、今担当部長は一生懸命そう考えて、何とか基金を貯めて、何かあったときにはまた一般会計から繰入れなんかしてもらわなくていいようにしておきたいというのは重々分かりますが、それも一案でしょうが、市民の一番今の負担感の大きい、苦しい状況を考えると、これは何とかしてやるということも一つの案だろうと思います。

そこで、市長に是非伺いたいのは、今こういう状況です。今言ったように、今回の国保運営も約2億7,000万円ぐらいの黒字になるというわけじゃないですけど、何とかうまくやれそうと。そうすると、後は国の国保に対する助成金のトータル3,400億円も何とかもう少し続きそう、調整基金の分もありそう。ただ、移行してしまうとこれどこに入るのかというのが非常に問題になるので、市町村で自由にできない部分が出てきたりすると、今がチャンスみたいな気がして、3億2,000万円は1世帯当たり3万5,000円ぐらいになる。即答はできないにしても、この問題、真剣に考えていただくということはどうか。是非、御検討いただいて、御答弁をいただければと思います。

○市長（守田憲史君） 議員提案の趣旨は十分に理解するところですが、私も政治家としては下げたいです。しかしながら、今回宇城市始まって以来、硬直化しております変更が、8年間で1回、私で1回ですか。やっぱり毎年自動的に上がるものならばその方がいいんですが、ある程度硬直化する中、本当に申し訳ないんですが、残念ながら熊本県下14市で1位になってしまいました。これは、1つには硬直化もあるだろうと。その中で、今下げたらよろしいんじゃないかということですが、60億円を突破する勢いであること、そして下げたなら下げたで、その分また上げなければならぬ点も出てまいります。

それと、県に移行したからといっても、私は今の制度の中ではちゃんと帳尻は宇城市内でとらなければなりませんので、累積的には変わらないものがあるだろうと、その中で、私も下げたいですが、やはり今後の将来を考えたときに、やはり慎重になりたいと考えてところです。

○8番（五嶋映司君） 運営者としては、確かにおっしゃるようには慎重になりたい、だけど政治家としてはやっぱり下げたいとおっしゃるのはそのとおりだと思います。

僕らも政治家の端くれですから、市民の皆さんの御要望がどうしても聞こえてくる。すると、これは何とかならないのかと考える。それが市民の要望ならば、それを何とかしてやる。それから先の問題で、すぐ上げなきゃいけない、何とかという話になりますけども、これは国保税の問題に関しては今県に統合することによって、確かに末端最後は、帳尻はその自治体が合わせるというのも事実。もしこれを、向こうにやるとなると、なおさら僕は問題があるので、帳尻を合わせるとその方が僕はいいと思うし、そうあるべきだと思いますけども、こういう時だからこそ、僕はしっかり検討して、下げることを考えていただきたいことを強く要望して、次の質問に移ります。

介護保険の問題についてに移ります。介護保険、平成12年に施行されて18年です。3年ごとの見直しですから、来年は10回目になるのかな。3年ごとの見直しで、来年の4月からは新しい見直しで介護保険を運用されるということになっていますが、平成18年度から今年までの介護保険料の標準額がどのように変わってきたのか、まずお示しをいただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） 介護保険料の推移ということで、平成18年度からということでは言われましたけど、一応当初から資料として持っていますので、今言われましたように介護保険料は3年を1期として定められております。それでは、当初からの保険料の基準額の推移を月額で申し上げます。

まず、合併前第1期、平成12年度から平成14年度までの1期、低いところで2,600円、高いところで3,000円です。それと第2期、平成15年度から平成17年度、低いところで3,333円、高いところで4,333円。それと合併後第3期、平成18年度から平成20年度ですけど、これは4,450円、第4期、平成21年度から平成23年度、4,800円。第5期、平成24年度から平成26年度、5,300円。それと現在ですけど、第6期、平成27年度から平成29年度、これは6,000円です。次期平成30年度からが第7期となりますけど、これは今現在検討中でございます。

○8番（五嶋映司君） 議長のお許しを得ておりますので、フリップで介護保険の推移を示します。

御覧のとおり、今おっしゃたように、平成12年はこれは実は、松橋町の例をとりました。合併前だから平成12年の発足当時は2,800円、高いところは三角町かどこかが高くて、不知火町が安かったんですか、そういうところがありましたけれども、松橋町が2,800円でしたから。2期目が平成15年から平成17年が3,945円、ずっといって、2,800円が6,000円になっています、18年間に、6期目ですね。結局、倍以上になっているということをまず示しておきた

いと思います。

それでは、次に介護保険発足から、制度がどんどん、どんどん変わってきています。当初は利用者にあんまり直接影響を与える変化はなかったように思いますが、直接利用者に大きく関係するような変化が起こった部分などを中心に、制度がどのように変更されてきたのかをちょっと教えていただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、平成12年4月に施行された介護保険法の主な改正点をお答えいたします。

介護保険は、5年後を目途に、必要な見直しを行うとされていきました。社会保障審議会介護保険部会で、3つの基本的な視点、「制度の持続可能性」、「明るく活力のある超高齢社会の構築」、「社会保障の総合化」、この3つを基本的視点で検討を重ね、開催されております。

まず、平成17年改正では、当初はそう関係するはありませんけど、「予防重視型システムへの転換」ということになっております。介護給付と分けて、要支援者への給付を「予防給付」として新たに創設されました。

また、「施設給付の見直し」ということで、施設の食費・居住費を対象外「全額自己負担」、その一方で所得の低い利用者への補足給付を設けました。

平成23年改正では、主なもの3つを申し上げます。

1つ目は、「地域包括ケアの推進」、これは24時間対応の定期巡回等サービスの創設、それと2番目に「医療と介護の連携の強化等」、3番目に「認知症対策の推進」ということが改正されております。

それと、平成26年の改正では、5つの関係する主な点を申し上げます。

1つ目に「在宅医療・介護連携の推進」、2番目に「認知症施策の推進」、この2つは平成29年度末までに全市町村で実施することとなっております。3つ目に「低所得者の保険料軽減を拡充」ということで、市町村民税非課税世帯の方の軽減割合、これを今通常0.5でしたのを、0.45、保険料基準額にこの軽減額を掛けたのが月額となります。0.05引き下げたということになります。それと、4番目に特別養護老人ホーム、これの新規入所者を、要介護3以上の高齢者に限定という改正になっております。それと5番目に、「一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げ」、これは一定以上といいますと、単身の年金で申しますと、大体280万円以上ということになります。

以上が主な改正点でございます。

○8番（五嶋映司君） 介護保険は、今部長も御説明いただいたとおり、介護保険が一番大きく変わったのは、平成27年2年前の4月、宇城市はこの時点で総合事業に移行しました。この時に、今おっしゃったように、要支援1、2を介護保険から外

して、総合事業に移すという法律。

2つ目は、今もおっしゃったように、特別養護老人ホームに要介護3以上しか入れない。

3つ目がある一定所得以上の人が2割負担の導入、そして4つ目に280万円以上の所得のある人が2割負担となされて、ここで、介護保険が今まで要支援1、2も介護保険の中に入っていたのが、介護保険から出されたという1つ問題。それと、所得の多い人の負担が増えた問題。特別養護老人ホームに入る人の制限ができた問題。

これで今、説明では非常にここに厚労省が出した資料だと思いますけども、これには非常に、この文章だけ読むと非常にいいようなことが書いてあるんだけど、現実的にはかなりの改悪になったのがこの平成27年4月の問題だと思います。

次の小さい項の3と4は入れ替えて、4番目を先にやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

というようなことが行われているということです。それでは、今後、この介護保険、どのように変わるのか。今年の5月の国会で、法案が成立しております。来年4月からの第7期の介護保険がどう変わるのかを、まず、分かっている範囲でお知らせいただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、今後予定されている制度の変更ということで、平成29年度介護保険制度の改正の概要ということで説明申し上げます。

まず、大きく項目が2つあります。1つ目が地域包括ケアシステムの深化・推進、もう1つが介護保険制度の持続可能性への確保という、2点が大きいものでございます。まず、地域包括ケアシステムの深化・推進につきまして、3項目ほど申し上げます。

まず、1点目に財政的交付金の導入、介護予防・重度化防止等の目標を設定し、その達成に応じて、交付金を増額するというものです。

それと2番目に、新たな施設が創設される医療と介護の連携推進、これは新しい介護保険施設「介護医療院」ということで、その創設です。介護医療院は、平成30年4月から導入が可能で、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設として位置付けられています。

3つ目に「共生型サービス」の創設で、地域共生社会を実現ということで、既に介護保険サービスを提供している介護事業者が、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として、障がい福祉サービス事業等の指定を受けやすくするための基準緩和等を行うものでございます。

続きまして、大きい2点目、介護保険制度の持続可能性の確保ということで、1

点、高所得者の3割負担に引上げ、これは、平成30年8月から特に所得が高い層について、2割負担から3割負担に引上げということになっております。

その一方で、高額介護サービスの自己負担の上限額、これが3万7,200円から、月額4万4,400円に引き上げられますが、そのことによって、居宅サービスであればほぼ当該金額が上限となり、自己負担額は変わらないことで混乱は少ないと予想されております。

現時点で想定される3割負担となる対象者数は、全国で約12万人、利用者全体の2.4%ほどとなる見込みでございます。

○8番（五嶋映司君） 来年度から介護保険がまた変わるんですね。今回の変わり方は、かなり大きな変わり方。今おっしゃったように、今までは医療介護一体改革という言い方をされましたが、今回は医療・介護・福祉を含めて一体改革をする、そういう状況です。

例えば、端的にいうと、要介護3しか特養に入れない、その辺の救済措置もあるのかどうかあれですけども、今度は介護院をつくって、医療から介護に移すような状況が出てくる。これは、医療・介護・福祉一体改革の一つだという言い方をされている。

さっきもおっしゃったように、いわゆるインセンティブというか、頑張ったところには余計予算やる、頑張らなかったところには予算やらないというような、要するに競争原理をこの福祉の中に持ち込む、そういう状況。言われたように、高所得者は3割負担、これを見ると、今回の介護保険の改革は負担増と給付抑制が一緒になって出てきている。ところが、実をいうとこのことは一生懸命勉強はしたけども、あまりにも複雑すぎて分かりにくくて、私もまだ理解できません。これで、本当はここではこうなんだから、行政としてどういう施策を打ち出すんだというような議論をしたかったんだけど、私の理解もそこまでいけておりません。

ですから、介護保険の実情と今後効果あるということを含めて、少し議論しておきたい中に、今言ったように介護保険の基本料はこの18年間今度は2021年になりますけども、18年間の間に基本料は2倍になっているから、介護保険料はうんと高くなっている。これは、基本料は上がっているわけですから、そして前回の時にもありましたが、下の方は少し安くしました。しかし上の方は高くなっている。前回、今おっしゃったように、280万円という金額の年金の人は、「そのくらいなら、その人が負担してもらってもいいね」という考え方になるかもしれませんが、これはNHKの解説員の解説資料がありましたから見てみると、280万円とはどんな金額かという、280万円からいわゆる介護保険は天引きされる、国保も天引きされる。そして、これは2人になると三百何十万円になりますからあれですけ

ども、そして引かれると、月20万円ぐらいしかない、生活費が。ところが、それから今までの1割が倍、2割になるわけですから、例えば仮に5千円掛かっていたやつが1万円になる。しかも、介護保険というのは長い時間掛かるから、1万円掛かり始めると、ずっと定期的に掛かって、もうこれは天引きと同じような状況になってくる。そうすると、この収入200万円という人たちにとっても、介護のサービスを自ら負担しきれなくてあきらめる、そういう状況もでてきているんじゃないかと思います。

例えば、ここにもう1つ用意したのは、老齢基礎年金、年寄りの皆さん65歳以上の人たちの年金はどう減ったかという、平成11年が一番高かったんです、80万4,200円。それが、ちょっとど忘れしましたが、選定の仕方の導入を変えましたね、国保税。今までは、年金スライドでしたけども、マクロスライド方式とか何とかいう、はっきり僕は意味が分かりませんが、そういうのを導入して、先にわたって年金は上がる可能性は全然なくなりました。下がる方向はあります。

例えば、仮に平成25年は77万8,000円から、平成27年は増えている部分がありますが、こういう部分は多少ありますが、基本的に年金が増えることはないという状況で、結局年金は減るのに負担は増え、しかもそこにきて介護サービスの選択肢も減ってしまう。そういうのが今の介護保険、そしてこれが、来年度の改訂ではインセンティブの導入、介護保険から卒業した人を何人出したか、その施設は「何人出したらあなたのところにはこれだけ余計にあげます」という状況になります。ほとんど民間の施設です。競争です。そうすると、無理して卒業させる状況がでてくるんじゃないかという危惧があります。だから今回の介護保険がこんな状況にありますが、私もまだ大局的な方針はうまく出し切れませんが、行政として、この介護保険、介護保険は行政が運営者です。一応、広域連合になっていますが、基本的には行政が、今度の国保と一緒にようなものです。

国保については、基準外繰入をやったり、いろいろなことをやっていますが、介護保険についてはまだ一切、ほかの市町村も少ない、確かに。この介護保険に対して、行政で考えなきゃいけないような問題、何かあるような気がしますが、今の段階で行政としてはどういう方策を考えているのか。何か方策はないのか。それをお伺いしたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） 保険料が年々、3年ごとに改正がありますけど、それが今現在6,000円ということで上がっているということです。

宇城市としましても、介護保険料制度自体が予防に重視をして、やはり健康寿命を延ばす、また、今言われましたように、介護認定の方が日常生活に支障ないようになるようにということで、今予防を重視しております。

それと、保険料については、条例で独自に保険料率や軽減措置を講じることができるとされておりますので、宇城市としましても保険料の引上げ等に負担が厳しくなる低所得者層の保険料を軽減するため、保険料の段階を10段階に分けて、また、所得の一番低い第一段階においても公費を投入して軽減を行っているところでございます。

また、世帯の生計を主とする人が、昨年の熊本地震等の災害を受けた場合には軽減措置、また、異常気象等により農作物不作等により、収入が減少した場合には、保険料の軽減を行っているところでございます。

ちなみに、昨年の熊本地震により被災された介護保険の被保険者に対しては、免除または半額免除ということで実施しております。期間としては、今月平成29年9月までということで、延長をしております。

○8番（五嶋映司君） 是非、独自の減免措置なども考えていただいてと思います。現段階では、大体普通の市町村9段階ですから、だから10段階というのは、宇城市はそこそこのかなという感じがしますが、やっぱり非常に介護保険の人たちは年寄りが今一番元気なんですけども、一番困っているから、是非この辺を助けていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。災害についてということですが、高齢者の災害対策の問題で、住居の問題を中心にちょっと伺いたいと思います。

まず、一人暮らしの高齢者の数及び仮設やみなし仮設に入居している高齢者の数を簡単に御説明をいただければありがたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） それでは、一人暮らしの高齢者の数と、応急仮設やみなし仮設に入居されている高齢者の数、世帯ということで、2点お答えいたします。

一人暮らしの高齢者数は、平成29年3月31日現在のものですが、4,074人（世帯）、全体の17.1%となっております。

また、震災関係では7月31日現在です、応急仮設住宅に入居されている65歳以上の一人暮らしの人数ですけど29人（世帯）、それとみなし仮設住宅が81人（世帯）で合計110人（世帯）14.6%となっております。

○8番（五嶋映司君） 高齢者は、今言われたとおり、高齢者の一人暮らし世帯は、ちょっと違いますけども、10年前は2,516人だったのに、去年は3,992人で1.5倍になっているんです。ものすごく増えています。言われたとおり、今宇城市の世帯数2万3,700ちょっとぐらいで、約17%が高齢者の一人暮らし世帯になっています。

それと、公営住宅のやつは今おっしゃったように、いわゆるみなし仮設・仮設に入居される高齢者は110人ということになっています。

それでは、このみなし仮設に入っている人たちの中で、災害公営住宅に入りたいと答えられている方はどのくらいおいでになるのかも、数字だけで結構ですから是非教えてください。

○健康福祉部長（清成晃正君） 健康福祉部のほうで総合的なアンケート調査の中で、公営住宅入居希望欄がありますので、その数字をお答えいたします。

8月末現在で、災害公営住宅入居希望の方は、110世帯のうち、26世帯でございます。

○8番（五嶋映司君） 今、一人暮らしの公営住宅の入居希望の数がありました。

まずは、100人のうち26人で、一人暮らしの人たちの災害公営住宅をどのくらいお造りになるのかまだはっきりしておりませんが、この一人暮らし用の災害公営住宅、造るようにお考えになっているかどうか。その辺があつたらお答えいただきたい。

○土木部長（成田正博君） 一人暮らし用の災害公営住宅ということでございますが、今、土木部の方で検討しておりますのは、一人暮らしが何人のアンケートがあつたというのは、今現在把握はしておりません。

ただ、今、何人世帯、一人暮らし、5人世帯、いろいろありますけども、今建設戸数、予定戸数としましては、滅失戸数を基に算出して、最大建設可能戸数の範囲内となっておりますので、今後、応急仮設住宅の利活用も含めまして、災害公営住宅の建設も一緒に考えていきたいと思っております。

○8番（五嶋映司君） 今回の一般質問の中で、何人かこの公営住宅に関しては、岡本議員とか福永議員も質問なさいまして、大体このくらいの数というのは、話はチラッと出ていましたが、正確には出ていませんが、高齢者のことだけでなく、災害公営住宅全体に関して移りますが、今が一番どうしようか、造ろうか、造るまいかというのは、迷っている一番の時期。

頂いた資料の中では、出入りも結構あるんですね。例えば、仮設にお入りになったうちの15世帯の人たちは、自宅を再建してもう出ておられる。これはいつの時点ですか、頂いた資料ではそうなっています。だから、もうどんどん、自宅再建して出ていく方は出ていく。

そうすると、一方では、もうどうしようもないと。一方では何とか再建できるかと思ったら、再建できないとかという話が出てきて、住民の間に非常に不安が広がっています。

まずはみなし仮設や応急仮設の運用期間、いつ頃まで、基本的に2年といわれますが、もう迫っていますよね。この終了期間はいつごろまでにしようとお考えになっているのかを答えていただきたい。

○健康福祉部長（清成晃正君） 含めまして、仮設住宅ということで申し上げます。

仮設住宅の供与期間は原則２年、県で決めてあります。その２年ですけど、応急仮設住宅、これは建設され、入居可能になった日、入居された日じゃなくて、可能になった日が起算日です。早いところでは６月ですので、もし今年の４月に入られても、次の可能になった日になります。それと、みなし仮設住宅の場合は、これはそれぞれの賃貸借アパートと県の契約でありますので、入居された日、今年の４月１日に入れば、それから２年。そういう起算日の違いはあります。

しかし、今災害公営住宅の建設もありましたけど、その建設や自宅再建、なかなか今スムーズに建設が進んでいないという事情もありますので、どうしても間に合わない世帯に対しては、県の方で国に供与期間の延長を申し入れるということでございました。

○８番（五嶋映司君） 皆さんが不安に思っているわけです。今の説明だと原則２年、例えば仮にいうと、当尾のグラウンドのやつは割と早かったですものね。だからいつ頃、ちょっと僕も記憶はありませんが、あれもあと半年ぐらいで一斉に出ていただくという形になりそうと、いわゆる規則上は。ところが、そうはいかないだろうというのが、例えば東日本大震災にしても、阪神淡路大震災にしても、阪神淡路大震災なんか１０年ぐらい続いているという話があったり、東日本大震災にしても６年経っているのに、まだ仮設住宅が生きているという状況があるので、皆さんは非常にそういう意味では、何とかなるだろうという雰囲気でお受けになっているけども、是非、これは住んでいる人たちに、明らかな展望を示していただきたい。こういってこうなります、例えばこういう状況というのを説明して、そうしないと非常に不安にされている。こうなると、結局今の時期は、さっきも言ったように、情緒不安定になって、自殺者も増えるというのですね。だから、そういうことがないように、是非お計らいをいただきたい。

公営住宅のことは、もっといろいろ聞きたかったんですけども、建設戸数にしても１００戸といわれているけども、この前全協だったか、一般質問だったか、ちょっと覚えていませんが、１５０戸ぐらいは必要なんじゃないかというのは執行部の発言があったりする。本当に今から調べると、いくつあるのかははっきりしないような状況です。

早急に災害公営住宅の必要数を割り出して、早くしないと例えばＵＲの対応もちょっと心配だと市長は昨日答弁の中でおっしゃっている。響原と大野は来年の３月末、もう一つの民間委託しようと考えているやつは１年遅れということで、１００戸については見通しがある程度ははっきりしていますが、それでも足りない、どうなんだという話がありますから、是非この辺は早急に、もう答弁は要りませんから、

早急に見通しをつけてやっていただくことを強く要望しておきます。そうしないと、皆さんが非常に不安に思っています。是非、よろしくお願いしたいと思います。

最後の水道の問題に移ります。水道の問題は、私もずっとやってきました。ところが、ちょっと一番びっくりしたのは、水道料金は出典が公益財団法人日本水道協会が出している水道料金表というのがあるんです。これ、ネットで調べたら6,000円ぐらいするから買えないなと思って担当課に行ったら、担当課にありました。それはただ、バラバラに書いてありましたけども、その資料によると、こんな数字がありました。

九州で174の事業体があるそうです。これは九州の中での位置付けです。宇城市には7つの事業体があります。その中で九州で、宇城市の郡浦簡水は8,940円、これただいっておきます、口径が20ミリの20トを使った場合です。ところが、この水道協会の資料では、それで比較していますから、多少違うところがありますけども、こんな状況、数字があります。2番目が三角です。全国で2番目。そして、この中に、宇城市に6つある中の4つが、この九州のこの一覧表だから、16位の中に入っているんです。まず、これを覚えておいていただきたいです。

そして、この水道料金、こんな状態ではやっぱりあまりにもかawaiiそうという気がします。そして、水道料金の議論をするときに、企業団の議論をしていました。しかし今度は、企業団が来年ぐらいから水路の補修が入ってきて、約五十何億円ぐらいの計画をしていますね。70億、ああそうですか、僕の資料では56億円か57億円だと思ったけど、とにかくそのぐらいの計画をしていますから、水道企業団に余剰金がうんぬんという話をしていました。これは、もうあてにしちゃいけないという話になります。

ですから、あとは、もう理由は分かるんです。理由は原水代もあれば、遅くやったから水道債の負担もある。いろいろあるから、もうどうにもなりませんというのは耳にタコができるほど聞いています。それもよく知っています。しかし、これはおい、どうなんだという議論です。ですから、非常に難しい議論ですけれども、このことについてどうお考えになっているか。こうしろ、ああしろ、ではありません。どう考えているかしか、言いようがありません。僕はあまりにもひどいなということを考えています。その辺を是非、御答弁いただきたい。

○土木部長（成田正博君） 先ほど、一番水道料金が高い郡浦地区の簡水のことでございますが、20ミリの口径の管でございまして、これは基本水量が50トになっておりますため、高額となっております。

ちなみに、松橋・小川の地区につきましては、20ミリの口径でしましたときに基本料金が2,230円で、基本水量は10トとなっております。その10トに5倍

しますと、50ℓを使うということになりますと、まだ1万1,390円となりますので、その場合は、郡浦簡易水道よりも高額になります。

しかし、今、一般家庭で約96%の家庭では、13ℓの口径で配管されておりますので、基本料金はまだそれからかなり下がってきます。豊田議員の時に御説明いたしました地区ごとの基本料金で、上天草市が上位を占めておりますけれども、一般家庭の13ℓで比較しました場合は、もうちょっと順位的には下がってくると思います。

○議長（入江 学君） 五嶋議員、時間がきています。

○8番（五嶋映司君） 時間がありませんね。おっしゃるように、そういう計算の仕方もあるというのはよく分かります。ただ、高いということは事実です。今言ったのは、「こうしたら違いますよ」というけども、こういう資料が全国でちゃんと流れているのは事実です。

これをやっぱり何とか解消する方法を、是非考えることを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

15番、長谷誠一君の発言を許します。

○15番（長谷誠一君） うき幸友会、長谷誠一でございます。議席番号15番でございます。

人、自然、文化きらめく未来都市、宇城市誕生から12年と241日、通算4,606日でございます。熊本地震からは、514日目でございます。守田市長、2期目就任から197日、通算1,657日、そのようなことで、今から質問に移らせていただきます。

まず、1番目に地方創生の実現に向けてということでございます。地方創生の実現に向けて、平成28年1月に策定された、まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現すべく、各所管課において日々奮闘されていることに、まずは敬意を表したいと思います。

さて、時は金なりといいますが、その地方創生も現段階では5年間という、時間的戦略という性質上、国の交付金を活用した事業展開は正に時間との勝負だと私は

認識をしております。その中で、この度、国の地方創生人材支援制度を活用して、総務省より村上理一氏が招へいされ、7月1日より総合政策監として着任をされました。

広報うき8月号巻頭に記載された記事によりますと、「まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、人を呼び込み、稼ぐ力を高めて雇用を創出することで地域経済を活性化させるべく各種施策を展開するもの。私の使命はこれらの取組みを確実に前進させるとともに、市民の皆様に積極的に情報発信をすることだと考えている。昨年4月の熊本地震による被災された皆様の再建と、復旧・復興も重要課題であり、この車の両輪である二つの事業をいかにバランス良く進めていくかが大切。」と述べられています。

また、昨年の第3回定例会でも発言をさせていただきましたが、2060年には宇城市の人口3万1,892人と推計されており、現状のままでは、今年6月末現在の人口5万9,889人と比較すると、約半分にあたる3万人弱の人口減となる見込みです。その過疎化を最小限に止めるための施策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略があり、その結果が宇城市人口ビジョンに示された目標値4万760人であると認識をしています。

前回の答弁では、「若年層の流出を抑制し、持続的に発展できる地域をつくるために、良質な雇用を作る稼ぐ力を高めるという観点のもとに、本市独自の取組を積極的に進めている。また、これまでの枠組みでは対応できない新しい課題に対して、集落ごと、地域ごと、その特性をいかした将来ビジョン、将来像の作成に取り組むなど、人口減少に合わせた地域システムへの構築に努めてまいりたい」とのことでした。

そこで、次の3点について、一括して答弁をお願いできればと思います。

まずは、前回答弁いただいた「人口減少に合わせた地域システム」の構築についてでございますが、具体的にどのような内容で、いつまでに構築していくかを問います。

2点目には、「良質な雇用を作る稼ぐ力を高める。」という観点の基に取り組まれている内容と、今後の見通しについてお伺いいたします。この2点については、企画部長にお尋ねをいたします。

3点目は、この度着任された村上総合政策監にお尋ねをします。以前、赴任されていた上天草市での取組とその成果。そして、広報うき8月号巻頭に記載されました内容の詳細と、宇城市への抱負をお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは2点の質問にお答えします。まず、1点目の人口減少と合わせた地域システムの内容、それからいつまで構築するのかという御質

問でございます。

平成17年の合併以降の本市の人口推移の動向を見ますと、松橋町を除く4町全体では人口が減少しておりますけれども、各町の中心部付近では増加しているところもございます。

一方で、高齢化や人口減少が進んでいる地域においては、地域活動の担い手不足、店舗の減少や交通手段の確保など、従来の枠組みでは対応できない課題も山積しております。

これらの課題を解決するため、地域住民と行政が一体となり、地域づくりのPDCAサイクルの確立、PDCAと申しますのは、PLAN（計画）、DO（実行）、それからCHECK（評価・検証）、ACTION（改善）でございますけれども、このPDCAサイクルの確立、つまり地域の課題や強みを認識し、その上で何をどのように取り組んでいくのかを議論しながら、まず目標を定める必要がございます。そしてこれを実行に移し、取組の成果をきちんと検証した上で改善するというサイクルを確立することとしております。

一例といたしましては、現在、松合地区におきまして、住民自らが地域の現状分析を行いまして、集落独自の「人口ビジョン」、それから「総合戦略」を策定し、地域の課題解決に向け取り組んでいくこととしております。

また、一つの行政区では解決できない課題につきましては、小学校区などを単位とした自治振興区制度の導入を検討するとともに、地域の新たな担い手育成を図り、地域活動や買い物支援など、社会システムの抜本的な対策にも取り組んでまいります。

先ほどありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、このような人口減少に合わせた地域システムの構築を通じまして、平成31年度までをめどとして、地域住民が主体的、かつ継続的に取り組むことのできる仕組みの構築を目指してまいります。

次に、2点目の答弁になります。「良質な雇用を作る稼ぐ力を高める。」という観点の基に取り組むことの内容と今後の見通しということでございます。

先ほどありましたように、本市の人口につきましては、合併時の約6万3,000人から、昨年6万人の大台を割り込んだところでございます。今後は、より急激に減少し、先ほどありましたように、2060年には約3万1,000人になると推計されております。

これから更に人口減少が進んだ場合、雇用の減少や地域活動の担い手不足、行政サービスの低下など、市民生活への様々な悪影響が懸念されます。

そこで、昨年1月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、

人口減少の大きな要因となっている若年層の流出を抑制するため、「地域の稼ぐ力を高め、良質な雇用を創出する」ということを第一の基本目標としております。地場産業の成長による新たな雇用の創出、あるいは労働生産性を高め、賃金水準や雇用条件の向上を図ることで、本市で生まれ育った若者にとって、魅力のある雇用環境の整備を進めていくこととしております。

今後、地方創生の取組において、市が包括連携協定を締結している金融機関をはじめ、産官学金労といった団体等との連携によりまして、地場産業の付加価値の向上や販路拡大、創業支援を更に進め、魅力ある雇用環境の創出を図ってまいります。

○総合政策監（村上理一君） それでは、3点目の質問についてお答えさせていただきます。上天草市での取組とその成果、それと広報うきの記載しておりました内容と、宇城市への抱負ということでございます。

平成21年4月からの私は約3年4か月の間、上天草市に出向しておりまして、企画政策課長、市長公室兼総務課長を務めておりました。

その間、4町合併後の課題の対応を含めまして、多くの事務事業に携わらせていただきました。いくつか御紹介させていただきますと、1つ目が4町合併の市でございましたので、最重要課題がございまして、松島庁舎建設に関しまして、検討委員会を立ち上げました。約半年間の議論を経て答申をまとめ、その後建設に至りました。

2点目でございますが、公共交通機関を活用して訪れる観光客の2次交通アクセスの確保のために、市内に観光循環バスの導入を検討しまして、運行をさせました。

3点目ですが、市内の情報化、遅れておりましたのでこれを推進するために、市内全域に光ファイバ網を構築するための地域公共ネットワーク整備計画というものを策定しました。その後に、民間事業者による光ファイバ網の整備を実現いたしました。

4つ目でございますが、行財政改革を推進するために、2庁舎及び2支所の窓口業務の民間委託を検討し、報告書を取りまとめの上、郵便局への業務委託と併せまして県内で初めて民間事業者への包括委託を実現いたしました。

5つ目でございますが、東日本大震災が当時発生いたしましたので、津波対策や避難勧告・指示の発令基準、これを抜本的に見直す必要がありましたので、地域防災計画見直し検討委員会を立ち上げまして、見直し案をとりまとめました。

そのほか、係長制の導入を含めます組織の改正、勤務評定による給与の昇格基準の見直し、新規採用職員や中堅職員等向けに政策・立案等に関する研修講義等を行いまして、その結果として組織全体の活性化につながったものと考えております。

また、宇城市広報誌の8月号に記載させていただきました地方創生の実現に向け

た取組でございますが、昨年の熊本地震の影響によりまして、全体的に遅れておりますので、集中的に取り組む施策を決めた上で、確実に前に進めていきたいと考えております。

特に、三角西港・東港周辺の観光客の受入環境の整備、移住や企業誘致の推進、公共交通システムの抜本的な見直し等につきましては、早急に関係機関との協議を進めながら取り組んでまいります。

これら各種施策の推進にあたりましては、熊本地震における被災者の生活再建、復旧・復興事業との連携方策、これらの可能性を探りながら取り組んでまいります。

また、これらの取組を市民はもとより、一人でも多くの全国の皆様にPRし、また御理解いただけますよう、これまでの広報誌・ホームページの掲載等に加えまして、今後は報道発表、市長記者会見、これらを積極的に行うことで、情報発信の強化に努めてまいります。

本市は、緑豊かな自然と大地により、多彩な農水産物に恵まれております。また、世界文化遺産の三角西港など、観光資源や県の中央に位置しており、JR、九州自動車道が走り、九州各地へのアクセス性も優れております。地方創生を推進するためには、これらの優位性を最大限に活かした取組が求められます。

大変重要な使命でございますが、市民や議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、全庁一丸となって一歩ずつ確実に前に進めてまいりたいと思っております。

○15番（長谷誠一君） それでは、1番目の企画部長答弁の、具体的なことをお尋ねしたいわけですが、「人口減少に合わせた地域システムの構築」につきまして、具体的に答弁をお願いします。どういう政策をもっていच्छるか。

○企画部長（岩清水伸二君） 地域システムの構築についてもっと詳しくということですが、地域が抱える課題の多くは既存の地域システムが地域の実情と整合していないことが、その主な要因であると考えられます。

地域も行政もこれまでのやり方をこのまま続けるのではなく、人口減少に合わせた地域システムに変えていくことが必要となっております。

先ほど申しましたように、松合地区モデル事業における取組を参考にしながら、この取組を他の地域にも広げていきまして、地域もそれぞれ事情が違いますので、地域独自の人口ビジョン、それから総合戦略を策定することで人口減少化においても地域の運営、それから生活サービスを維持していく仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

また、先ほどもちょっと触れましたけども、1つの行政区ではどうしても難しい課題につきましては、将来的に自治振興区制度の導入も視野に入れながら、新たな地域システムの構築について調査・研究してまいりたいと考えております。

○15番（長谷誠一君） 総合政策監にちょっとお尋ねをいたしますけども、宇城市には2つの高速インターチェンジがあります。

まず、小川のスマートインターなんですけども、完成までには15年ほどかかっております。当初は並行作業の中で、工業団地の交渉もございました。そのような中で、開通後バイパス的なこと、意味は分かるんですけども、インターを活用した企業誘致についてのお考えは、どのような考えをお持ちでしょうか、それについてお尋ねいたします。

○総合政策監（村上理一君） 企業誘致の推進方策等についてという御質問でございましたが、先ほどの答弁でも触れましたけども、本市は九州自動車道が走っておりまして、松橋インターチェンジと宇城氷川スマートインターチェンジが設置されております。九州各地へのアクセス面が非常に優れているというところでございます。

そのため、合併前からこれまでの間、この地域においては工業団地の構想、計画等もあったと伺っておりますが、実現までには至らなかったと聞いております。

現段階において、具体的な推進方策を申し上げることはできませんけども、地方創生の基本的な考え方である、地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立という観点から申し上げますと、本年度末にはベンチャー企業等の誘致や地域住民がビジネス創出に向けた検討の場ということで活用できるコミュニティビジネスセンター、これらが整備されることとなりますので、地域内の空き家・空き店舗の活用を含めてサテライトオフィスの誘致に取り組むということも考えられるかと思います。

また、一般論として申し上げますと、小川町にはJFAアカデミー、観音山総合運動公園などございます。こういったスポーツ施設、あるいは古民家などの伝統的建造物、伝統工芸や特産物の体験施設等がございまして、学生・社会人向けのスポーツ合宿の誘致や体験型旅行プログラムを企画旅行に盛り込むということによりまして、着地型観光を推進するということも考えられると思います。

いずれにしても、御指摘のありました企業誘致の可能性も含めまして、地域内の歴史的資源、観光資源を最大限活用した地方創生のための具体的な施策を検討し、活力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（長谷誠一君） やはり、答弁を聞かせていただく中で、上天草市での実績を踏まえた中、宇城市の思いでもやはり総合政策監の汗を流される姿勢が答弁の中に現れております。宇城市を思う気持ちは誰よりも負けない、国からの総務省からの出向の方ですので、よろしくお願いをいたしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。災害公営住宅建設についてでございます。

平成21年6月の議会におきまして、私は一般質問で申し上げました市民定住促進のために、小川町小野部田地区の子育て支援住宅建設を取り上げました。理由は平成元年、小野部田小学校の児童数は166人でありましたが、現在の児童数は85人です。このままの状況では、小学校の存続も危ぶまれる状況であり、地域住民におかれても不安の種でありました。学校は地域にとってはかけがえのない、歴史的・文化的拠点であり、地域住民の心の拠り所です。学校の存続・衰退は地域の活力を左右する大きな問題です。

この打開策として、若者世帯の定住促進を図るために、子育て支援公営住宅の建設を求めました。当時の2代目市長篠崎市長の答弁は、忘れもしません。「学童数の減少は、学校教育の根幹であり、地域住民にとっても深刻な問題です。本市においても、均衡ある発展を踏まえ、立地条件等の選定を踏まえ、住宅の整備には積極的に取り組む。」と答弁をいただきました。

また、12月の議会においても、定住公営住宅小野部田地区について確認をいたしました。市長答弁は、「子育て支援公営住宅建設については、既に小野部田地区区長会から強い要望が寄せられ、地域の熱意を十分受け止めた。」と、真摯な答弁をいただきました。具体的には、宇城市総合基本計画の後期に平成22年度から平成26年度に盛り込まれ、本計画書も51ページに盛り込まれております。

当時、小野部田地区人口1,909人、世帯数589戸に大きな期待が寄せられました。しかし、熊本地震災害により、状況は一変いたしました。小川町の仮設住宅戸数は59戸、今もって不便な生活を強いられておられます。幸いに、小野部田地区の子育て支援住宅候補地はJA小野部田支所跡地6,000㎡であり、小野部田小学校に隣接し、好条件の候補地です。宇城市の災害公営住宅建設目標は、全戸数、今現在で100戸、不知火が10戸、松橋が50戸、豊野が20戸、小川が20戸です。

このことを踏まえ、構想及び用地取得交渉等の諸問題について、仮設住宅入居者の思いに答えるためにも、前向きな御答弁をいただきたいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○土木部長（成田正博君） 災害公営住宅の建設場所と戸数につきまして、昨年9月に実施しました被災者へのアンケート調査結果を参考に検討しているところでございます。

アンケート調査の中で、各町の各校区ごとにつきまして、建設希望場所を聞いた結果によりますと、御意見の小川町の小野部田地区にも希望される方がいらっしゃいます。確かに、人口減少地域に建設することは、減少の歯止めに対する効果があるものと考えられます。

建設場所につきましては、ある程度まとまった広さが必要であり、その点では御提案の場所は魅力ある場所と考えられます。

現在、2回目のアンケート調査を実施中でございます。その中でも、建設の希望場所につきまして聞いておりますので、その結果も参考に進めていきたいと考えています。

また、御提案の場所につきましても、貴重な御意見といたしまして是非参考にさせていただきたいと思っております。

○15番（長谷誠一君） 今から、いろんな諸問題も出てくるんじゃないかと思いますが、お互いに自治体とJAとキャッチボールをしながら、最大限前向きな答弁を期待いたしまして、この件につきましては了解させていただきました。よろしく願いをいたしておきます。

次、3番目に、上水道設置についてでございます。海東小学校に上水道を設置していただきたいとの質問でございます。

人間の体内水分は60％といわれています。地球に住む生物全てが水のおかげで生きています。御承知のとおり、地球上の水は97％が海水であり、淡水・真水は3％であります。いかに水が生物にとって大切かが分かります。

私の地域では、今もって水に感謝の心を捧げる川祭り、水神さん祭りが行われています。先祖がいかに水を大切にされたかという文化遺産であります。海東地区は、通称黒山や寺原山を水源とした緑豊かな砂川の水源地帯であります。しかし良質な土砂があり、里山に変化が見られる、自然を守る、地下水を守る、地域住民の反対運動の看板やのぼり旗を立て、命の水を守る運動が今現在続いております。

私は、平成27年第2回定例会において、水道の安定供給と子どもの命を守る視点から、海東小学校へ上水道整備を求めましたが、「整備区域ではない」、「区域拡張申請時に加入率100％が必要」、「地方公営企業法に基づく事業運営で国・県の補助は見込めない」、「現在の水道事業の財政状況から見ると、大変厳しい」との答弁でありました。海東地区の飲料水の実態は、100％が地下水、井戸水であります。今もって、豊富な地下水ではありますが、近年、原水の水質悪化が見られるようになりました。

平成25年、井戸水に不安を感じた地域住民は、個人負担による水質の検査を依頼、3割近くが飲料水としては不適格の検査結果が出されました。お分かりいただけますか。環境省パンフレット「未来へつなごう、私たちの地下水」に目をとおしてみますと、「地下水汚染の原因は硝酸性窒素であり、硝酸性窒素の主な原因は、農地で用いられる肥料、農薬、家畜の糞尿、生活排水であり、中山間地の硝酸性窒素は植物に吸収されたり、ガス化して大気中に放出されるが、吸収されなかった分

は地下へと浸透し、地下水を汚染しています」と書いてあります。

宇城市の基幹産業は、農業であります。中山間地、海東地域も主体産業は農業であります。肥料と農薬は農業の生命線であります。汚染された地下水、また、汚染される地下水の解決策は、声を大にして、上水道の設置が一番であります。

これが、海東地区の大きな現在の課題です。答弁、よろしくお願いします。

○土木部長（成田正博君） 海東小学校に上水道を設置することはできないかということでございますが、これまで小川地区の上水道の経緯についてでございます。若干御説明申し上げますと、平成17年度、平成18年度に、国からの補助事業として小川地区の水道施設の整備を実施しております。

上水道事業の区域拡張を行う場合は、先ほど議員話されましたとおり、事業変更認可申請等の国への手続きが必要でございます。100%近い加入率が条件となっております。

当時整備区域の拡張を検討する際に、西海東地区、西と宮園地区の2つの行政区に対しまして、水道整備のアンケート調査を実施しましたところ、水道加入希望率が30%と低かったため、整備が見送られた経緯がございます。

今回、海東小学校に新たに上水道を整備するためには、次のような課題がございます。

まず、1点目としまして、先ほど申しました当該整備区域ではございませんので、本管の整備が必要となってきます。ルートとして、2つのルートが考えられます。1つは日岳地区を起点として市道小川・日岳線を利用する案と、2つ目は蓮仏を起点とします県道小川嘉島線を利用する案が考えられます。

2つのルートどちらにしましても距離が2.5*程ございますので、本管工事の概算事業費におきましても、約2億円程度の費用を要します。

小学校だけの上水道設置工事としては、明らかに費用対効果が見込めませんので、仮に海東の中心区域を給水区域とするための、配水管拡張工事を併せて想定した場合、更に概算事業費で約3億円程度を要することになりますので、多額の費用を必要となってきます。

2点目に、本市の上水道事業の状況でございますが、地方公営企業法に基づきます事業運営を展開しておりますことから、国・県の補助がなく、単独の財源の確保が必要となってきます。

このように上水道事業を実施するには、これらの条件を満足する必要がございます。現在の水道事業の財政状況からしますと、大変厳しいものがございます。海東地区におきましては、重要な問題として認識はしておりますけども、100%近くの加入率も必要でございます。

今後、水道事業運営の効率化、健全化に向けまして、研究を重ねていく必要があると思っております。

○15番（長谷誠一君） 今日では地元からの傍聴者もいらっしゃいます。やはり、これは何かというと、非常にやっぱりこの砂川の源流の海東地区の今現在汚染されている地下水、そして今後また汚染されるであろう地下水に対することの、執行部の答弁がいかげんなものかということをして直に耳にしたいということなんです。

大体、上水道と簡易水道が71%ぐらいです、宇城。残りが地下水であるわけです。そのようなことで、冒頭申し上げましたように、この水問題については、熊本県では1978年熊本県地下水条例を制定しておりますし、また同じ施行規則と県地下水条例に基づく指定地域の指定も講じております。

また、1988年、昭和63年ですけども、熊本県地下水質保全要綱というものを出しております。そのようなことで、この水問題については執行部もさることながら、私たち議員も一緒になって、この問題については取り組んでいかなければならないんじゃないかと、私は先ほど声を大にいいましたが、これも声を大にして求めたいと思います。今後の課題として、入江議長もよろしくお願いしております。

結論的にというか、今現在では上水道設置はできないということです。それでは、汚染された水をまた今後も飲まないといけないということにつながってまいります。その解決策は環境に回っていくんじゃないかと思いますが、市民環境部長、どうなさいますか。

○市民環境部長（松本秀幸君） 水質検査等のことだと思いますけれども、現在宇城市におきましては、市で実施いたしておりますのは、廃棄物の埋立処分場跡地、あるいはごみ処理施設跡地周辺の地下水等について、市の負担で検査を実施しているところございまして、その他個人の井戸等については全て自己負担でお願いしているところです。

また、浄水器設置というような方法もあるかと思いますが、その費用につきましても、現在宇城市では補助は実施いたしておりません。ただ、県内ではそういった補助制度を設けている自治体もあるようでございますので、市民生活において安心安全な水の確保というのは大変重要な問題でございますので、補助制度を設けている自治体の内容を確認の上、補助の必要性等についても、今後協議・検討させていただきますと考えています。

○15番（長谷誠一君） 浄水器設置の前に水質検査というのは、当然そうでしょう。ですからやっぱり、水質検査はこれは海東地区だけの問題じゃない、宇城市全体の問題につながってまいりたいと思います。宇城市の現在の戸数は、2万3,724戸、上水道加入が1万4,214戸、簡易水道加入が2,817戸、残りの分、要するに

6,693戸が地下水でポンプアップしながら飲料水として使っているわけです。

そのようなことで、やはり検査をしていただき、その費用の問題、それと浄水器の設置の費用の問題、その辺のことを含めた中で、近隣の自治体にもあります、全国でもこの浄水器の設置する自治体がかかなり多うございます。いくなれば、何を言いたいかといいますと、各地下水を上げて飲んでいる、飲料水として使っているところの負担にならないような検査であり、浄水器の設置をお願いいたしておきます。これは、今後の大きな課題と思いますけども、よろしくお願いをいたしておきます。

それと、もう1点ですけども、ちょっとタイムスリップするかもしれませんが、もう別にこれは答弁は要りません。小川町に日岳という地区がございます。そこに第4配水池がございます。水源は小川町の水源です。そこに、日岳地区に冒頭申し上げました海東小学校に送水する水槽がございます。大きな水槽です。そこは、海東小学校よりも40メートル高いところから、海東小学校へ落差をもって、4気圧の気圧で送水する計画が出されておりました。それが、このままの状態ではこれは無駄になってしまう。ということは、やっぱり計画性が無かったということにつながってまいりますし、どうしてアンケート調査をとる前にその水槽を取った、設置が先か、設置してからアンケートだったのか、それがさっき答弁の中にあつた接続率、加入率30%、3割なんです。こんなことの無いよう、よろしくお願いをいたしておきます。

それでは、次の地震を知って明日に備える、議長をお願いをし、執行部、議員の席にも配布しておりますけども、チリ沖地震でマグニチュード8.1ですか、新聞掲載をスクラップして隣同士で張り合わせた資料ですけども、非常にまた最近本震か、余震か回数が増えている記事があります。

まず、南海トラフの本市に対する影響、また、日奈久断層に対する本市の今後の対応・対策についてをお尋ねいたします。熊本地震で被災された宇城市民の皆様におかけする言葉が見つかりません。住み慣れた我が家が重機の音とともに崩され、更地の中に立つ思いは、何ゆえ胸が、憤りと無念さでいっぱいございましょう。将来への不安、それに加えて対応・対策の遅れ、仮設住宅で頭を抱えていらっしゃる様子に、言葉をかけることができませんでした。いつ起こるか分からない地震に、明日は我が身と覚悟しなければならない日々であります。お互いに助け合いながら、不慮の災害に備えたいと真剣に考えるようになりました。予知される対策に対して、不十分な人災であってはならないからであります。

当時、地域防災の対策は不十分であり、県は急ぎ平成16年12月20日、市町村防災担当課長会議を開き、災害予防応急復興・復旧に対する報告を求めたのが事

実であります。

私は、平成18年9月議会におきまして、起こるべき大地震、布田川・日奈久断層による予告を申し上げました。あつてはならぬ熊本地震、恐怖の世界から1年を過ぎ、恐怖の思いは今もって体が覚えています。しかし、私はこれまで学んだ知識の上にたって、この不安は一向に消えることはありません。理由は、通称布田川・日奈久断層はそれぞれ独立していたことであります。

平成29年2月22日、主要活断層全国で16追加、全国で113か所、それはまさに地震王国であります。しかも、マグニチュード7以上の激震、強震であります。加えて余震4,000回以上、それに新しく緑川断層が加わりました。宇城市全域を範囲とする日奈久断層は、今回動いていないという解析もあります。その証拠として、日奈久断層、小川町南部田地点でトレンチ調査、産業技術総合研究所活断層・火山研究部門が行っております。それが皆様に配布している中に記載しているわけですが、一目見ていただいて、やっぱりそういう宇城市だけではありませんし、国自体が活断層の上で生活を強いられているのが現状でございます。

南海トラフ、そしてまた日奈久断層についての今後の対策・対応についての答弁をよろしくお願いいたします。

○総務部長（本間健郎君） 南海トラフ地震の影響ということでございますけれども、南海トラフ地震につきましては、ここ30年以内での発生確率が70％程度といわれております。

万が一、南海トラフ地震が発生した場合、本市の影響については震度6弱と想定される、熊本地震のような地震が予想されております。被害についても、同等な被害が発生すると推測しております。

また、海での地震ということでございますので、津波対策を今度の地震よりもちょっと考えたところで対策を立てていかなくちゃならないのかなと考えております。基本的には、命を守ることを基本とし、住民避難を中心に一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動ができるよう、自助、共助の取組を啓発しながら、市の体制を強化していきたいと考えております。

また、日奈久断層についてですけれども、今回の熊本地震の教訓を踏まえまして、ハードの対策といたしまして、市民の安心・安全を高めるため、避難施設となります防災コミュニティ施設及び備蓄倉庫を各町に最低で1か所の建設を計画しているところでございます。

また、地域防災計画においては、県の防災計画が熊本地震を受けまして、市町村の責務であったり、県民の責務を見直されております。その辺を合わせて、本年度に本市の防災計画の見直しを行いますけれども、主に地域防災力強化計画において

は、先ほど申し上げましたように、自助・共助の啓発、また自主防災組織育成計画では、自主防災組織の結成及び活動の活性化、また、庁舎内での業務継続計画または受援計画、それと併せまして応援要請計画、避難所収容対策計画など、多岐にわたる見直しを行うことといたしております。

市民の皆様も、熊本地震を契機に防災意識は高まっていると思われかもしれませんが、食糧や水の確保、家屋の耐震補強や家具等の転倒防止装置の取付け、また、ハザードマップの活用など、日頃からできる防災対策を行っていただきたいと考えております。

○議長（入江 学君） 長谷議員、時間がきました。

○15番（長谷誠一君） これは、明治時代以降の全国で起きた地震のいろいろ活断層を表した図ですから。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、長谷誠一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時17分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど一般質問の件で、五嶋議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○8番（五嶋映司君） 先ほどフリップを使って説明をいたしました水道料金の部分で、説明とフリップの間違いがございました。使ったフリップは174九州全県の事業体数の中での宇城市の関係の水道料金の比較表だったのに、説明では1,203、全国と申し上げました。正しくは174事業体、九州県内が正解でありました。

大変申し訳ありませんでした。間違っていました。どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第2 報告第12号 平成28年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（入江 学君） 日程第2、報告第12号平成28年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めま

す。これで報告第12号を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第13号 平成28年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

○議長（入江 学君） 日程第3、報告第13号平成28年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、三角町振興株式会社の経営状況の報告について質疑をいたします。

この比較損益計算書その他決算表一覧を見ますと、三角町振興株式会社は赤字が続いている状況で、非常に危惧されるのは損益計算書の中の2ページの一番下の当期純利益になる部分がマイナスになったり、基本的な指標であります株主資本等変動計算書の中の純資産合計が資本金約1,500万円に対して390万円ぐらいしかない。現実的に、普通の会社ならば運営がほとんどできないような状況ではないかと思いますが、この経営状況をどういう具合にお考えになっているかと同時に、今後の運営方針並びに今運転資金をどういう形で調達されたのかも含めて質疑をいたします。

○副市長（浅井正文君） 一昨年と同じ質問で、ありがとうございます。平成28年度の経営状況は本当に大変厳しい状況でした。理由としましては熊本地震により来訪者が激減したことが一番の要因です。

オランダカフェに4月14日、16日が過ぎて連休の初っ端、1日に3人しか来ないということもありました。来訪していただくこと、何が不足するかということで真剣に考えています。名案まではいかずということでこの結果になっています。平成29年の今年の4月から7月までの来訪者数と計上利益、平成28年度を比較した場合、来訪者は1万9,023人増加をしています。計上利益につきましても167万2,643円の増加となっています。

増加の主なものとしては、来訪者の復活、物産館の売上の伸び、そして龍驤館の入館料の収入というのがあります。66万3,960円ということで、予想外に伸びています。営業努力もしております。ムルドルハウスをコンビニ化したり、検討はしましたけどもこれは断念をいたしております。それとイベントを二、三週間に1回ぐらいして、常にこの西港ではイベントがあっているという、そういう施設であつたらいいのかなという思いがしておりますけども、これも形ばかりで話はしましたけれども終わっております。

ただ、一番功を奏したのが昨年宮崎方面、そして今年はいく先日福岡方面、天神・博多方面に営業活動を行っております。観光バス会社、それと旅行会社のメニューに西港、そして不知火温泉センターをルート上にお願ひしますということでPRをしてきております。その甲斐あってか、今、言いましたように平成29年度は改善の兆しが出てまいりましたので、今一度状況を注視しながら売上の向上に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。トイレとか、駐車場が不足するとか、トイレに蜘蛛の巣が張っているとか色々ありましたけれども、精一杯努力をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（五嶋映司君） 運転資金はどうしたんですか。

○副市長（浅井正文君） 運転資金は指定管理料の前借りというか、一応回転はさせております。一応そういうところで、精一杯の努力はしております。

○8番（五嶋映司君） 今回の一般質問でもたくさん三角西港の問題は出ました。何とか皆さんと一緒に盛上げていこうという話でした。それに対するイベントの企画も色々提案されたりしておりますが、市長もこの前の地域フォーラムの中で、数億円投資して、それがいわゆる心の財産として残りそうだというお話も宇城新聞の記事を見ますと、そういう発言もあったみたいです。

そういう意味では、皆さんが注目しているにも関わらず、あそこの経済効果を受入れる基本となるべき三角町振興株式会社がこんな状態では、もし今の状態でいくと、普通の一般の会社なら完全な倒産状態です。もし、そういうことになるとするならば、いわゆる三角西港の世界遺産登録自体も非常に問題になる。だから、そういう意味では今おっしゃったように今度の決算では明るい兆しがあるというのは、それはよく認めますが、今の段階で、例えば一般質問の中で出されていましたが、200円の龍驤館の入場料というのが取られたことがかえってプラスなのかマイナスなのか、その辺の検討も必要だろう。逆に、取ることで今まで黒字になったとおっしゃっているけども、現実にあの部分だけをとってみますと管理費その他も入れると、多分160万円、平均の数字を出されていましたが、その数字の入場料ではどうも足りないんじゃないかと。入場料取るならば、それだけの企画が必要だからその企画費なんかも含めるとそういうの足りないんじゃないかというのが非常に懸念があります。

この中には、この今回の平成29年度予算書の中でもかなり一応数字合わせはしてありますが、かなり厳しい状況です。ですから、ある意味ではこの部分については素人の役場の職員が一生懸命考えるのもいいですけど、商売のプロないしはそういうところにしっかり頼んで経営計画なり、ここの三角町振興のことを考えないと、結果的には市民の税金をつぎ込んでしまうという形になるんじゃないかと非常に危

惧されますが、その辺の意見を聞いて質疑を終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（浅井正文君） 御指摘ありがとうございます。一応経営につきましては、経理については地元の税理士にお任せをして、統一様式ということでしております。

ただ、今おっしゃるような起爆剤といいますか、そういうことについては地元、それとムルドル、それにオランダカフェ、浦島屋というところで話しております。ただし、今8月号、9月号で経営者を募集していますよというところで再チャレンジをしたいと思っています。ですから、今までの流れとは少し変えるといいますか、そういう方向で進ませていただいております。

○8番（五嶋映司君） まず、しっかり検討されて、来年にはちゃんとした報告ができるような形にしないと、もう本当に限界だと思いますからどうかよろしくお願いして、私のこの質疑をおわります。

○議長（入江 学君） これで、報告第13号の質疑を終結します。これで報告第13号を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第14号 平成28年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について

日程第5 報告第15号 平成28年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

○議長（入江 学君） 日程第4、報告第14号平成28年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について及び日程第5、報告第15号平成28年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。これで報告第14号及び報告第15号を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）

○議長（入江 学君） 日程第6、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第5号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 認定第1号 平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（入江 学君） 日程第7、認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

まず、20番中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） ただいま議題になっております、認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について、3点質疑をいたします。

1点目、平成28年度主要施策の成果説明書の中で、中長期財政計画が策定されることになっていましたが、策定されておりません。その理由の説明をお願いします。

また、中長期財政計画は作成しなければならないのか、それとも作成しなくてよいのか、どちらなのか。国の指導はどうなっているのかも説明をお願いいたします。

2点目、各行政区からの要望事項の採択ですが、平成26年度51%、平成27年度34%に比べ、平成28年度は75%と突出して高くなっております。ちなみに、平成29年度は32.5%となっています。その説明をお願いします。

最後に3点目、平成28年度決算で経常収支比率が5.4ポイントも急激に上昇しております。説明では、地方交付税の一本算定分約5億円のマイナスが原因であったと記憶しています。地方交付税全体では約1億5,000万円のマイナスですが、その分かりやすい説明をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 総務部長、一括してお願いいたします。

○総務部長（本間健郎君） それでは、成果説明書の中で財政の方で中長期財政計画が

ゼロ表示であったということですのでけれども、策定に至らなかった理由といたしましては、主に熊本地震による影響でございます。

地震関連の事務量の増加による部分もありますが、中長期事業計画の策定にあたっては従来、夏場に実施しております市長サマーレビューの際の各部局の中長期事業計画を基に事業費算定を行いますが、昨年度については熊本地震対応関連の業務を優先したため、サマーレビューを実施しませんでした。

また、過去の実績をベースに事業費を推計することも多く、地震については復旧から復興に係る将来的な事業費が想定できない状況であったこと、また、熊本地震に係る国・県の支援の今後の動向が見えない状況であったことが大きな要因でございます。

それと合わせまして、昨年度は市長改選期ということもあり、改選後の市政方針の反映や同じく昨年度末策定の宇城市総合計画における事業を反映させる必要があること、加えて社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業を活用し、復興まちづくり計画及びその計画に基づく事業の実施に取り組むという方向性もございましたので、昨年度における策定は見送り、これらの計画を踏まえた中長期財政計画の策定を現在やっているところでございます。

今後、復興まちづくり計画の進捗状況や、県の熊本県地震復興基金の活用事業及び国の補正などの動向を注視しながら本市の将来を見据えた実効的な計画策定に向け取り組んでまいります。

市町村の中長期財政計画については、法律的な義務はございません。本市については毎年度見直しというやり方をとっておりますので、政策の評価の中では毎年やったか、やらなかったかという報告が上がってまいります。一般的に公表されている部分につきましては、5年若しくは10年の計画が5年に1度であったり、10年に1度公表されている自治体もあろうかと思いますが、本市はローリング方式で毎年度見直しをやっているという状況で、昨年度はちょっと地震の影響で策定していないという状況でございます。

それと、次の質問ですけれども、行政区要望の採択率が平成28年度で突出している要因は何かということでございます。平成28年第1回定例会におきまして、予定していた普通交付税の一本算定による縮減額が縮小されたことが少し見えたため、今まで土木維持的なところを我慢していただいていたことを考慮して、道路橋りょう費に充てるという形で予算編成になっていると説明があったかと思えます。地域に密着した道路の維持事業について、老朽化した道路施設等を緊急に整備する予算といたしまして、平成28年度の採択については道路維持費を1億4,300万円増加し、総額で4億9,000万円とし、地区要望箇所の大多数に事業着手が

できる額を確保したことによります。

次に、平成28年度決算で、経常収支比率が急激に上昇している要因は何かということでございます。経常収支比率につきましては普通会計を対象としました地方財政状況報告書、決算統計において平成28年度は94.9%という結果になっております。経常収支比率は財政の構造の弾力性を測定する比率として使われまして、経常経費充当一般財源、これは歳出側で経常的に使われる経費に充当した一般財源の額ですけれども、それを経常一般財源、これは収入側ですけれども、経常的に入ってくる一般財源で割った数値で表されます。そういった関係上、経常一般財源となる地方交付税とか市税、後は譲与税、そういったもろもろがございますが、交付税の特別交付税につきましては、臨時一般財源扱いになりますので、普通交付税だけが経常一般財源となります。この比率が高いほど自由に使えるお金がないということでございます。

歳出側の経常経費充当一般財源については、ほとんど前年と比較して費目ごとの増減はありませんでしたが、歳入側の経常一般財源、分母になるわけですけれども前年度と比較いたしまして、地方税がマイナス1億3,800万円余、それと地方消費税交付金が1億4,000万円程度、地方交付税が5億4,000万円程度、臨時財政対策債が2億4,000万円程度の減になっておりまして、全体として10億9,400万円余の減となりまして、それが大きく影響しているという状況でございます。

経常収支比率の悪化は全国的にも見られるところではありますが、合併特例債特例期間終了を見据えまして、収入の減少に合わせた歳出改革を急務とし、経常的経費の削減を図っていく必要があると考えております。

〇20番（中山弘幸君） まず1点目は法的には何の拘束もないということでございますけれども、去年がいろんな地震とかあったことも理解できます。

ただ、これまで阿曾田政権、篠崎政権時代は中長期の財政計画を示してありました。これまで、守田政権の中では中長期財政計画は示してなかったと思います。そこで、やはり我々議員もいろんな端的な指標だけでは見えない部分がありますので、やはり全体的な流れを見るためには中長期財政計画を示していただきたいと思います。そしてまた、執行部はある程度作っておられるという話でしたけども、やはり総合計画の根拠となる財政計画も併せて示していただきたい、そう私は思います。その点です。

それから、2点目ですけれども、確かに地方交付税の一本算定の削減がついていなかったという説明はありました。そうであるならば、平成29年度も昨年並みにやっていいのでなかったのかなと、そう思いました。平成28年度が75%で、本

年度は32%、本年度も縮減幅が小さくなって、余裕ができたならば本年度ももっとやっていいのではなかったのかと、そう思っの質問であります。

3点目、全体的には10億円の収入減でという説明がありました。本年度の地方交付税は約97億円で、昨年からしたら約13億円の減となります。その中で、一本算定分がどれぐらいか分かりませんが、ということはまた今年度もかなり厳しくなると予想できるわけですか。その点の答弁をお願いします。

○総務部長（本間健郎君） まず、財政計画の話ですけれども、基本的に表向きに財政計画が出てくるのは大きな事業計画、例えば総合計画等の実施計画の段階でその裏付けとして財政計画は出すことになります。今度の成果の指標の中のやっていなかったという部分については、うちの財政課の内部資料といいますか、今後の見通しを立てるための内部資料の財政計画になります。

先ほど、議員が話されましたように基本的に総合計画等の実施計画の裏の資料としてついてきます。ですから、今度総合計画の実施計画が出される時には、財政計画として裏資料として付いてくることになります。

それと、地方要望の事業の件ですけれども、御存じのとおり25億円が18億円に交付税の一本算定の額がちょっと緩和されたというところで、胸襟を開いて地区要望を広げたという状況はございますけれども、現実的にかんりの部分が事業繰り越しされたり、震災分も事業繰り越しされております。そういった状況下にあつて、実質的に事業が消化できる範囲の予算付けということで平成29年度はなったかと思ひます。

それと、今後の交付税の動向ですけれども、18億円が5年間かけて段階的に減らされてまいりますわけですので、当然平成29年度においても平成28年度とあまり変わらないぐらひの減額がなされてくるのかなと考えています。状況的には段々苦しくなる一方かと思ひます。

ちなみに、申し添えておきますけれども、基準外繰入金等は臨時一般財源になりますので、この経常収支比率の計算上は相当数字になりますので、これを経常的に考えるとかんりのものになるのかなと考えています。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。ここに篠崎政権の時におられた2つの配つてあります、10年間の。これを見れば大体分かりますし、今見れば当時の計画と変わっている部分もかんりあります。だから、あんまりこういった分かりやすいのは、平成21年度と平成23年度に2回配られています。できればこういったものを配布していただければ、我々も全体的な流れが見えますので、その点要望してこれで質疑を終わります。

○議長（入江 学君） 次に、8番五嶋映司君の発言を許します。

○ 8 番（五嶋映司君） ただいま議題になっております、認定第 1 号平成 2 8 年度宇城市一般会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

まず、第 1 点、決算状況は歳出が約 3 2 8 億 7, 5 0 0 万円、繰越しが約 1 1 6 億 4, 1 7 8 万円となりますが、平成 2 8 年度に執行される総予算は総計で約 4 4 5 億 3, 4 1 6 万円となります。地震災害等執行できなかった理由はいろいろあると思いますが、主な執行できなかった理由と、人員を含め、執行体制に問題はなかったのか、見解を伺います。

それでは次に、歳入の部分です。款 1 5 県支出金、項 2 県補助金、4 3 ページです。県から 1 0 0 % の補助金があります。名目は緑の森再生事業と癒しの森整備支援事業費補助金ということになっています。これは、去年は森支援事業補助金は全額残ったような記憶があります。緑の再生事業、森の支援事業補助金、どんなところにどう使われたのかをお知らせいただきたい。

款 1 6 財産収入、項 1 財産運用収入、これは 4 9 ページ、社会福祉振興基金の部分です。基金そのものには前年と変化はないんですが、どう運用されたのかということですけども、これは決算の方法を伺いました。事前に説明いただきまして、決算の方法が私どもが理解している方法と違う、いわゆる財産調書への記入の仕方が我々の理解と違う方法で記帳されていることを理解しましたので、この分は答弁は要りません。

歳出の部分です。款 2 総務費、項 1 総務管理費、この部分も基金の部分ですから、宇城地域振興基金の積立金が 1 億 3, 0 0 0 万円を債権として積み立てて、債権だけで 4 1 5 ページの財産調書を見ますと、1 億 3, 0 0 0 万円積立てで 1, 5 0 0 万円の損失を出したような見方になります。これも説明を受けました。これも、会計処理というか、書類処理の仕方が違うので理解はできましたが、この地域振興基金、私の理解ではソフト事業にしか使えない資金であった説明だったような気がします。どういう使い方ができる資金なのか、使い方が限定されるとすると 1 億 3, 0 0 0 万円今年積み立てた部分は、原資は何で積み立てられたのかということをお伺いしたいです。

あと、次に 1 0 3 ページ、この部分は地域交付金事業の不用額の部分と聞いております。4 1 % 不用額が出ているんですが、これは県の都合で締め切りの時期が違ったということで説明を受けましたので、理解をいたしました。答弁は要りません。

款 5 農林水産業費、1 7 5 ページ、項 1 農業費、目 5 農業振興費 5 億 5, 8 0 0 万円の不用額が生じています。決算に関する附属調書に説明があります。しかし、なかなかうまく理解できません。できれば分かるような御説明をいただきたい。

2 3 7 ページから 2 4 3 ページの教育費です。小学校、中学校に対するクーラー

設置予算だそうですが、23%とか、25%の不用額が出ています。これも入札残ということが理解できましたので答弁は要りませんが、ただ、問題なのは今、工事費用が非常に高騰しております。それにも関わらずこれだけ余るとするのは、積算基礎が問題なかったのか、その辺は内部での御検討をお願いしておきたいと思います。これも答弁要りません。

227ページ、総務費の保健体育費、これも地震によって各体育大会が開催できなかったということで、40%の不用額が出たと御説明いただきました。これも理解をいたしました。

財産に関する調書についてです。財政調整基金の項で、債権で16億円の不足という数字があります。これも前申し上げた地域振興基金の、基金の積立ての場合の積立金の表記の仕方が非常にいろいろあるみたいです。この部分については、今の段階で、この段階で答弁いただいてもなかなか分かりづらい点がありますから、基金の調書の書き方については、一度私どもが理解できるような文書などで理解できるような説明をいただければと思います。

最後に、監査委員会の決算審査意見書にある土木の予算が流用されてという指摘があります。この詳細をお伺いしたいと思います。多岐にわたりますが、かなりの部分は答弁は要りませんので一つよろしく願いいたします。

○議長（入江 学君） 総務部長より順次発言をお願いいたします。

○総務部長（本間健郎君） それでは、一般会計の決算認定について、翌年度繰越額の件ですけれども、繰越明許費として補正予算等で議会議決をいただいているものです。

基本的に繰越明許費というのは、会計年度の単年度原則というのがその年度の歳出はその年度の収入をもって充てなければならないという原則がございますが、その例外として、当該年度中に予算執行ができないものについては議会の議決を経て、翌年度に繰り越してよいということになっている部分のものでございます。

この繰越しの内容ですけれども、ほとんどが災害関連に関するものです。公共工事では災害発生から災害査定を受け、工事を発注しますが、査定が年末までかかり、発注から年度末まででは適正工期が取れなかったもの、また、市内の工事業者の発注体制が整わなかったり、工事の単価等の高騰により入札の不調・不落で適正工期がとれなくなったものなどについて平成29年度へ繰り越したものでございます。

このほか、被災家屋の解体についてもできるだけ年度内での完了で取り組みましたけれども、解体が完了できる件数ではなかったということが大きな要因となっております。

執行体制といたしましては、鹿児島県の各市から職員を派遣していただき、対応

してまいりました。全般的に職員や業者にしても、もっと多くの人員が確保できればとの思いはありますけれども、最大限の努力をしていただいたものと思っております。

次に、宇城地域振興基金積立金等のお話ですけれども、決算書の76ページ、77ページの款1総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、節20元金積立金、宇城地域振興基金元金積立金で1億3,071万円余が決算されております。これにつきましては、歳入側の50ページ、51ページ、款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のふるさと応援寄附金の同額になっております。ふるさと応援寄附金を積み立てているということでございます。

415ページの財産に関する調書を御覧いただきたいと思います。415ページの一番下に地域振興基金がございます。区分の下に債権とありますけれども、債権につきましては基金が3月31日現在で決算いたします。出納整理期間4月1日から5月31日に積み立て取り崩しを行ったものを債権として掲げております。増加高1億3,071万3,000円は、その元金の積立金、先ほど申し上げました元金の積立て分になります。要は、一般会計上は5月31日までで決算します。基金については3月31日締めになります。ですから、現金の部分とか有価証券の部分については、3月31日までの分がこの表では記載され、4月1日から5月31日までの動きについては債権といった形で増減が表示されているという状況になります。五嶋議員の御指摘の1,500万円の損失と読み取れる部分は債権の前年度末現在高の19万円と、減少高1,589万円の合計1,570万円は、地域振興基金の繰入金になります。

50ページをちょっと見ていただきたいと思います。款18繰入金、項2基金繰入金、目3その他特定目的基金繰入金、節1地域振興基金繰入金に1,570万円があります。この支出先として、歳出側のすみません、280ページから281ページをお願いします。款9教育費、項7保健体育費、目3グラウンド費、節13委託料の測量設計業務委託料73万9,800円と節15工事請負費の防球ネット改修工事費1,496万991円の合計で1,570万791円に充当しているという状況でございます。

宇城地域振興基金は、宇城市の振興及び地域の活性化事業の費用に充てられます。ソフト、ハード関係がなく充てられることになります。ふるさと納税分、合併基金分、三角地域振興基金分、宇城市全体の振興基金に分かれており、それぞれの目的に充当されるという状況でございます。

○経済部長（吉田裕次君） まず、癒しの森です。歳入の43ページと歳出の189ページになります。これは、県からの100%の事業ということで、内容的には東屋

があります、西港に。それに行くための遊歩道があります。遊歩道の階段分です。遊歩道の階段分に木材を使って施工するという事で、本年度平成29年度で最後という事業です。予算も当初予算でははっきりしませんので、毎年途中で補正で対応してきております。

続きまして、農林水産業費の農業費、農業振興費5億5,800万円の不用額についてでございますが、附属資料の12ページ、それと決算書は177ページになります。被災農業者向け経営体育成支援事業での不用額でございますが、主な理由としましては、平成28年度の予算編成時期には次年度の事業申請の有無、繰越しと国、県の方針が決まっていなかったため、どちらでも対応できるよう平成29年度申請予定も含め、予算計上していましたが、新年度予算で対応できるとの国、県の方針が決定したため、平成28年度に計上していました平成29年度申請分が不用額となりました。

○土木部長（成田正博君） 監査委員会の決算審査の意見書にあります土木部の予算流用の詳細ということでございます。

まず、流用額の合計総額が2,435万円でございます。このうち平成27年度からの繰越し分が2,404万5千円、現年度分が30万5千円でございます。

繰越予算につきましては、地方自治法施行令148条におきまして、予算は会計年度計画においてはこれを補正することができないと規定されております。業務といたしましては、長崎久具線、戸馳大橋、橋りょう点検業務、権現前島線、御船豊福線でございます、社会資本整備総合交付金事業に伴うものでございます。目の道路新設改良費の節15工事請負費から委託料への節間の流用で9件、2,271万8千円。それと、橋梁維持費の節15の工事請負費から、節13委託料へ1件、132万7千円、合計の10件の2,404万5千円となっております。現年分が災害復旧事業に伴います特別旅費や県工事負担金の変更増によります流用で4件、30万5千円でございます。

本来、予算は議決が成立したときの目的に従いまして執行するのが当然でありますし、特別な理由がある場合に必要最小限に行うべきものと思っております。平成28年度は、多くが繰越明許予算で補正ができませんので、繰越明許事業内の同じ事業内での予算の流用対応となったところでございます。

今後は事業予算の内容を十分精査いたしまして、適正な予算執行に努めてまいりたいと思っております。

○8番（五嶋映司君） ありがとうございます。ほぼ分かりましたが、ただもう一つ、癒しの森の問題ですけれども、予算書を見ると、癒しの森とあると、これは良さそうな所だから行きたくなるなという雰囲気があって、それを聞いたらどうも西港と

いう話だと、ひょっとすればこれは西港に本当にそういう癒しの森があったら、今の売りの一つのセールスポイントになるような気がします。ところが、今回の予算で終わりだと、ところがこの場所が西港だけれども、あそこに僕らのように西港に行きたい人たちが行けるような状況じゃないような気がします。だから、どうも予算の使い方が、あその見晴らし台があるのは良いことなんだけど、この問題、西港とうまい具合につなげて、一つのあのエリアとしてここの売りのポイント、今はいわゆるグリーンツーリズムじゃないですけども、森のセラピーじゃないですけど、そういうのもあって、売りの目標としては非常に面白い。だからこれは、ひょっとしたらこれで終わりかもしれないけども、今後も何か予算をつけてしっかりここは、整備するのはあんまりお金かけてもしょうがないかもしれませんが、整備することは面白いのかなと思います。ですから、もう少し位置付けがもうとにかく予算がこのくらいあったから、木道の道をちょっと直せばいいということではなくて、ちょっと計画的に整備を御検討いただけたらということ进行を思いました。

あと、財産調書その他の件については分かりました。ただ、地域振興基金は、基本的には特例債で去年、一昨年だったですか、要するに特例債が基本になって、30億円ぐらい積み立てました。そして、その時の説明がどうもソフト事業にしか使えないという説明であった。だから、これに何でその寄附金を持ってくるんだと。寄附金はいろいろ何でも使えるような、財調に入れた方がいいんじゃないかという気がしていましたが、今の総務部長の話では、ほぼ何でも使えるということであれば、どうも財調とほとんど同じような捉え方になるんですけども、この辺はちょっと財調との違いだけを教えておいていただきたい。

○総務部長（本間健郎君）　ちょっと何でもと申し上げましたが、五嶋議員のおっしゃるとおり、合併特例債でかつつくり上げている合併基金分、約30億円あるんですけども、についてはソフト事業に限ります。合併特例債でつくった基金についてはソフト事業に限ります。

その他、ふるさと納税や寄附金等で積み立てた部分については、一応その寄附の目的に応じて使うということでございます。

どんなふうに分かれているかといいますと、環境循環社会の構築に関する事業という感じで寄附された方の積み立てた額、健康づくりをしてくださいといわれた額、教育に充ててくださいといわれた額、それとか企業誘致等に使ってくださいといわれた額とか、観光振興に使ってください、多岐にわたって寄附の目的といいますか、そういったところでできていますので、そういった部分についてはそういった目的の使途に使っていくという話で、財政調整基金のように何でも使いますという感じではございません。

○ 8 番（五嶋映司君） 分かりましたけども、中に入っている金には何も名前が書いてないから、どっちに使っても分からなくなるような感じがして、だからその辺はもし僕らにも分かるように、例えば福祉基金はこれしか使えない、僕らがいろいろな議論をするときに、財政的にどうなんだと、金はどこにどうなんだという議論をするわけですから、僕らにも分かるような形で基金の整理をしていただければ。例えば、地域振興基金なら地域振興基金でいいけども、その中で例えばソフト事業にしか使えない部分とか何とかを分けていただくとか、そういうことを是非お願いをしたいと思います。

それと、土木部長に説明していただいた監査委員会の審査意見書にある部分、これは細かくいろいろ説明していただきましたけども、分かったような分からないことで、説明されればそうかなという話なんですけども、監査委員会の決算意見書に書かれている部分は、事前の説明の時にどうしても気になるわけですから、質問しなくてもいいように、最初の詳細説明の時に、このことについては是非事前に議員に周知していただきたい。監査委員会で指摘されたなら何かあるんじゃないかと思うわけですから、是非最初の詳細説明の時に説明していただくと、この質問の必要性はない気がいたします。

是非、そのことをお願いして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、認定第 1 号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第 8 認定第 2 号 平成 28 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 28 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 28 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 28 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 6 号 平成 28 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 28 年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 28 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 28 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（入江 学君） 日程第 8、認定第 2 号平成 28 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 9 号平成 28 年度宇城市

民病院事業会計決算の認定についてまでを議題とします。

これから、質疑に入りますが通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 16 決算審査特別委員会の設置について

○議長（入江 学君） 日程第 16、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。認定第 1 号平成 28 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 9 号平成 28 年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第 6 条及び会議規則第 36 条第 1 項の規定に基づき、20 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 9 号までについては、20 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第 98 条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで書記に名簿を配布させますのでしばらくお待ちください。

（名簿配布）

○議長（入江 学君） ただいま、決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、御手元に配布いたしましたとおり、私議長並びに議会選出監査委員の 16 番永木伸一君を除く 20 人を指名します。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 16 分

再開 午後 2 時 30 分

-----○-----

日程第 17 議案第 47 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 17、議案第 47 号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

議案第４７号は、先議の申し出がっておりますので採決まで行います。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第４７号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第４７号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４７号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第４７号は可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４７号は可決しました。

—————○—————

日程第１８ 議案第４８号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１９ 議案第４９号 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第２０ 議案第５０号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）

日程第２１ 議案第５１号 工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）

日程第２２ 議案第５２号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（入江 学君） 日程第１８、議案第４８号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第２２、議案第５２号損害賠償の額を定めることについてまでを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

す。

—————○—————

日程第 2 3 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（入江 学君） 日程第 2 3、議案第 5 3 号平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

まず、1 1 番渡邊裕生君の発言を許します。

○1 1 番（渡邊裕生君） ただいま議題になっております宇城市一般会計補正予算（第 2 号）の 3 3 ページ、款 9 教育費、項 5 社会教育費の目 2 公民館費の節 1 3 委託料の中の解体工事費業務委託料の詳細説明をお願いします。

○教育部長（緒方昭二君） 款 9 教育費、項 5 社会教育費、目 2 公民館費、節 1 3 委託料のうち、解体工事費業務委託料 6 0 0 万円につきましては、中央公民館、不知火老人福祉センター及び中央公民館と不知火庁舎をつなぐ渡り廊下を解体するための工事設計業務委託料となります。

○1 1 番（渡邊裕生君） 今、不知火にあります中央公民館並びに老人福祉センターの解体業務委託料という説明がありました。

現在、この施設はこの前震災の修理が終わった後で、非常に今使用頻度が高い施設であります。会議、それから各教室、それから土曜日もありましたけど宇城の童話発表会とか、いろんな催し関係、それから老人福祉センターは高齢者福祉の拠点として、入浴とかいろんなものが社協で行われています。

それが、今後解体されるということで、その解体の施設の面積的なもので、その間おそらく解体から新しく防災コミュニティという説明があらうかと思いますが、それができあがるまでの代替、代わる部屋とか施設、そういったものが非常に危惧されるわけですが、その辺については現在どのようにお考えになっているか、よかったら答弁いただきたいと思います。

○教育部長（緒方昭二君） 利用状況といたしましては、平成 2 7 年度の実績で申し上げますと、市関係外の俳句会や書道愛好会、また N P O 法人不知火クラブなど約 1 0 0 団体が利用されており、延べ 2 万人ほどが現在利用されているところでございます。

そのため、利用者に不便をかけないよう現在解体・建設工事期間中の会議等の確保に向けて努力しているところでございます。

○1 1 番（渡邊裕生君） この今おっしゃられたような利用状況でありますので、この施設がなくなるということは非常に今後不便が生じるからだと、それに代わるものがきちんとできていけばそれでよいかと思うんですけれども、ただ、これが解体さ

れた後に新しい施設ができた時に、今現在の機能、老人福祉センターを含めて、同等若しくはそれ以上のものであることが望まれるのかなと。今の機能が損なわれるようであると、果たしてこの公民館、老人福祉センターを解体する意味があるのかと、別に新たな防災コミュニティを建てたほうがいいんじゃないかと、そういう議論が出てくるんじゃないかと思います。

今から委員会があるわけですので、この場でそのことをいろいろ質疑、質問するまでには及ばないというか、これは質疑ですので、ですから細かい内容については是非委員会の中で十分な検討をしていただければと思います。おそらく建設にあたっての設計については教育部から離れる可能性もありますし、公共施設マネジメント課あたりが担当されるようになるのか、後はまた防災で総務に移るかとなってくるかだと思いますので、ただ老人福祉センターがもしその機能もなくなると、それと中央公民館の2階、前は大会議室とっていましたが、今は小ホールという言い方をします。それもなくなるとなったら、いろんなイベント関係に非常に大きな影響が出る可能性も出てきますので、設計の方針といいますか、それに当たっては十分今の機能が損なわれないようなそういうものであってほしいというか、そうでないといけないんじゃないかなと思います。もし、損なわれるようであれば、別の場所に防災コミュニティを建てるといふ、そういうちょっと柔軟な考え方もありはないかと思うので、十分な議論、検討をお願いしまして質疑を終わります。

○議長（入江 学君） 次に20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） ただいま議題となっております議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）につきまして、2点お尋ねいたします。

1点目は、款2総務費の企画費で、小川駅周辺開発構想策定業務委託料600万円につきまして、説明では基本構想策定ということでございましたけども、これに伴って事前でどれだけの調査が行われたのか、また、概略の全体計画、概略の事業費、JRとの協議等状況について説明を願います。また、土地購入費2,100万円についても場所など詳しい説明を求めます。

2点目、款8消防費で、防災コミュニティ施設基本設計委託業務7,000万円につきまして、予算の詳しい内容の説明、説明では旧5町に最低1か所は造るということですが、全体計画はどうなっているのか、また、どこまで話が進んでいるのか、旧町ごとに説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 補正予算書の14ページの企画費で、小川駅周辺開発構想策定業務600万円を計上いたしておりますが、この説明ということでこの業務につきましては、小川駅西側に県道の跨線橋が開通しまして、交通アクセスが各段に向上している状況を踏まえまして、駅西口に改札口の設置、それからパークア

ンドライドを推進するための駐車場や駐輪場の整備等を検討しております。

事前調査の状況についてでございますけれども、同じような施設、平成23年度に駅の南口に改札口が新設されました肥後大津駅の状況を視察調査いたしております。

次に、事業費についてでございます。これにつきましては、構想がこれからという段階ですので、まだつかめておりません。

次に、JRとの協議についてということでございます。新たな改札口を設置する可能性について協議を行っております。その設置に伴う整備費用や維持管理の費用は地元負担と聞いております。なお、公有財産購入費の2,100万円についてでございますけれども、これも駅周辺開発の関連の土地購入費でございます。現時点で用地を特定しているわけではございません。今後、開発構想を進める段階でその根幹をなす部分が固まり次第、すぐに関連用地の確保に動けるよう予算を計上したところでございます。

○総務部長（本間健郎君） 補正予算書の31ページの消防費の中にあります防災コミュニティ施設基本設計業務委託料7,000万円についてです。

一般質問の中でも、最低旧町に1か所計画をしているという答弁をしてきたところでございます。現在考えている予定地につきましては、小川は小川支所の跡を計画しているところです。その他については、現公民館の跡を基本的には考えているところでございます。規模的なものといたしまして、大体1,000平方メートルから2,500平方メートルぐらいのものをそこの地域の人口等に合わせて考えているところで、平均的なところでいいますと1,600平方メートルぐらいになりまして、今の豊野の公民館ぐらいの平均的な規模になろうかと思えます。

7,000万円の内訳については、もう一応平米辺りで出しておりまして、国土交通省大臣官房官長官営繕部監修の算定資料がありますので、それに基づきましてトータルで8,000㎡で考えていますので、それで計算いたしますと7,000万円になったという状況でございます。

○20番（中山弘幸君） 小川駅周辺ですけれども、土地代については事業が固まり次第という話でした。今後のJRの協議等をかなりの時間を要するとも予想されますし、その協議次第では事業断念ということもあると思いますので、私はこの土地購入費の計上はちょっとこれは時期尚早かなと思っております。十分検討されて、事業が決まってからでもよかったのかなと、そういう思いで質問をいたしました。

それと防災コミュニティにつきましては、もう旧5町分のということで理解していいですね。

あと、小川は小川支所、松橋は公民館の跡地、不知火は今質問がありましたと

ころということで、あと豊野と三角に関してはその辺の予定というか、それはある程度決まっているのか、その点をお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） 豊野も一応公民館の跡を考えています。

それと、三角については公民館の跡という三角センターになるんですけども、ちょっと津波の心配等もありますので、旧三角中学校の跡も視野に入れて、いずれかの場所でという計画を考えているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。私は三角を見渡して、郡浦、大岳は公民館も新しくなっておりますし、戸馳の改善センターが古いから、戸馳かなとも予想していたわけですけども、それは今後協議されていくと思いますので、あとその規模とか、中身に関しては十分検討されるように指摘をして、質疑を終わります。

○議長（入江 学君） 次に8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） ただいま議題になっております議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）についての質疑をいたします。

最初に総務費の企画費の、今中山議員が質問されました部分を質問あげておりますが、ほぼ内容は分かりましたが、総予算はどのくらいを見込んで企画を委託されるのかということと、もう一つはこれはどちらかというと当初予算で組んでよさそうな感じがするんですけども、どうして補正で出されたのか、その辺のことをまず伺いたいと思います。

2番目に、款2総務費、目19熊本地震復興基金事業の節19補助金及び交付金、これは公民館の補修費ですけども、昨年度1,780万円使っております。そして今回の補正で1,690万円で補正がでております。公民館の改修ないしは補修は非常に大事なことで、今回の災害コミュニティの問題に関しても、地域に公民館の必要性というのを私も盛んに感じましたが、それがあつた程度予算が付いてきてこれでできてきた感じがしますが、何か所の公民館分で、どの程度の補修ができたのかをお答えいただきたい。

もう一つは、款2総務費の総務管理費の部分なんですけども、これはいくつかあります各項目に人件費の移動が今回の補正ではかなり部分があります。例えば、戸籍基本台帳の部分だとか、統計調査費の総務費だとか、社会福祉総務費とか、民生費の保育園運営費だとか、保健衛生総務費、農業総務費、商工総務費、住宅管理費、教育部の事務局費、給食総務費、給食センター費などに例年はこの今の時期に出てくる補正は例えば産休で休んだとか、病気で何かあったとかいう方たちの人件費が出てきて、大体二、三百万円が普通のような感じがします、一つの項目で。今回はところが、給料の増減が600万円から3,600万円と非常に幅の広い補正が増減を含めてなされています。ということを見ると、どうも全体でかなりの機構変

革、人のやり繰りが随分変わったのかなということがこの補正の中では読み取れるんですが、どういう具合なのか、その辺を教えてください。これは今日の冒頭に訂正されましたが、職員数が12人ほど増えるから、これは12人この分で増やしたのかなということを想定して考えました。できればもう少しこの質疑を出す前ぐらいに間違いに気付いていただければよかったんですけども、私が出した後にだったものですから、ちょっと私もどうなのかと分からない部分がありますから、是非この辺を人員の削減については理解しましたが、説明をいただきたい。

3つ目は款4衛生費、23ページです。ここで水道費の問題です。高料金対策操出金が207万円と、財政安定基準外の操出金が1,456万円減額になっております。今、水道代が高いのを非常に気にしております。これは何かの基準でこういう形にされたと思うんですが、これが例えば高料金対策操出金、これを返さなければならぬシステムになっているならばやむを得ないんですが、これを使って少しでも水道会計の改善ができないのかという疑問をもったので質問をいたします。

最後に、款5農林水産費、項1農業費、目5農業振興費で、台風被害に対する対策がでています。今回、初めて農作物の生育回復に係る費用を支援しますというのがあります。ですから、項目が2つあって、施設の部分は分かりますが、私も長年百姓をやっておりますが、初めて作物の被害を回復するための消毒の費用だとか、土壌消毒の費用だとか、剪定の費用だとか出てきたのは初めてのような気がします。そして今回の補正ですから、もう予算執行、申込みがかなり進んでいる部分だろうと思いますが、こういう場合には周知が非常に大変だろうということを思います。どういう形で周知をされて、どの程度の利用があったのか。ところが、金額が3,200万円ですから結構大きい金額になっています。その辺のことを教えてください。

○総務部長（本間健郎君） それでは、人件費のお話から説明させていただきたいと思います。その前に、給与費明細書については非常に失礼いたしました。お詫びいたします。

あと、御指摘の給料の増減ですけれども、3,600万円というお話があったんですが、我々が確認したところでは多いところで900万円の増額から700万円の減額という感じになっていると思います。これは、当初予算を作成する時、1月に当初予算をつくるんですけれども、新年度の組織体制がまだ確定しておりませんので、予算を計上する際は平成28年度の体制で計算し、計上いたしております。その後、3月に新年度に向けての組織の見直しを行い、人事異動を行いますので、各課係の人数はもちろんのこと、個人も変わってきます。今回は人事異動後に再計算を行い、予算の補正をお願いするものでございます。

主なものを申し上げますと、補正予算書の２４ページを御覧いただきたいと思います。目４農業総務費の給料のところ、９４６万１千円の増額補正となっております。平成２８年度は農林水産課の職員が国営事業推進室の業務を兼務しておりましたけれども、今年度は課長も配置し、国営事業推進課といたしました結果、２人が増になってこれぐらいの補正増額ということになっております。

それと、次に２６ページをお願いいたします。目１商工総務費の給料の部分で、マイナス７３２万４千円の減額ということでございますが、これは商工観光課観光物産係の中の観光の部分企画部のまちづくり推進課内に移管し、観光業務をまちづくり観光課ということで一元化いたしました。その結果、商工総務費では２人の減としています。このほか、人員調整のため係の統合や、その他の係からの異動を行った結果、それぞれに数百万円の補正の増減になっているという状況でございます。

○企画部長（岩清水伸二君） 小川駅周辺開発構想に関しまして、総事業費がどれくらいになるのかという御質問だったと思います。

先ほどもちょっと答えておりますけれども、これから構想を練っていくという段階で、先ほど申しましたように、駐車場を設けたいということですが、じゃあ、どれくらい利用が見込まれるか、じゃあ、どれくらいの規模がいるか、アクセス道路はどうしたら一番いいのかといった、もろもろの条件とかが今から輪郭が構想を進めるにあたってははっきりしてきますので、その段階で事業費が出てくると思います。いろんなプランを、Ａプラン、Ｂプラン、Ｃプラン、いくつかある、それに一つ一つでもまた金額が変わるものと思っております。

それと、「当初予算になぜあげなかったんですか」という質問だったと思います。当初は６月議会でも考えておりましたけれども、ちょうど今年度国土交通省からＰＦＲを使った国補助、１０分の１０の事業がございました。先導的官民連携支援事業という事業を、この構想も一応提案して、できれば１０分の１０の補助金が使えればということで、そのあかつきに待って予算化したいと思っておりましたけれども、結果的には採択はできませんでした。いろいろ考えましたけれども、不採択となりましたけれども、市としてはどうしてもスピード感をもって小川駅周辺の開発に取り組む必要があると再確認したところでございまして、今回の９月議会で提案をした次第でございます。

○経済部長（吉田裕次君） 補正予算書の２４、２５ページをお開きください。台風被害農産物生産復旧支援事業は、７月３日の台風３号により被害を受けた農産物の生育回復等に係る経費に対する補助事業でございます。７月４日以降の分が一応対象となります。

内容としましては、薬剤防除等により土壌消毒を実施するための土壌病害対策が補助率3分の1以内で、上限10㌦あたり10万5千円の補助、破損した防虫ネット、防腐ネット、果樹マルチシートの復旧と病害まん延防止対策が補助率3分の1以内で上限10㌦あたり20万円の補助、病害防止に必要な葉面散布等の経費として2回分、10㌦あたり1,400円を定額補助する内容となっております。

台風被害生産施設復旧対策事業は、ハウスの再建、修繕等の復旧に対する補助事業でございます。再建に係る上限事業費は10㌦あたり税抜きで800万円で、共済加入が義務となっております。

あと、申請は今のところまだちょっと変わりますので、予算計上している件数で申し上げます。土壌病害対策が30か所、これは主な作物としましてトマトです。それと、病害まん延防止対策、これは防虫ネット、防腐ネット、防潮ネット、果樹シートマルチの普及ということで、これが160か所、柑橘とトマトになっています。それと規制回復、これは生育回復、病害防止に必要な葉面散布剤の補助経費です。これは戸数で100戸、柑橘と野菜類です。

それと、今度はハード面でハウスの施設、これが105か所、主な作物がブドウとイチゴとなっております。ソフト事業は事業費で7,960万円、ハード事業で8,000万円、合計1億5,960万円を予定しております。

○土木部長（成田正博君） 決算書の23ページになります。款4衛生費、項1保健衛生費、目6上水道費の減額の理由についてでございますが、今回の上水道費、簡易水道です。操出金の減額が平成28年度の簡易水道特別会計予算の決算に伴います余剰金1,663万8千円を平成29年度に繰り越しましたため、平成29年度の一般会計から操出金を減額するものでございます。

簡易水道は、水道事業等の企業会計と異なりまして、企業会計ならそのまま繰り入れたままでよいのですが、一般会計と同じく歳入歳出を合わせる必要がございますので、基準外操出金からと高料金対策費からその分を減額したという結果でございます。

○教育部長（緒方昭二君） 15ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目19熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金のうち、自治公民館等整備費補助金1,695万7千円の補正と、認定第1号の103ページにあります同じ節の1,782万円の支出済額について御説明をいたします。

市内には、自治公民館は173館あり、そのうち平成28年熊本地震により被災し、平成28年度に修復できた公民館は32館で、熊本地震復興基金交付金の補助率75%を活用した建物は25館でございました。一般財源だけの自治公民館等整備費補助金の補助率40%で修繕した建物が7館となっているところでございます。

平成28年中に修復できなかった14の自治公民館につきましては、本年6月の補正で3,889万3千円を予算計上しているところでございます。今回の9月補正で計上しております1,695万7千円につきましては、小川町の亀之町公民館が修繕から建て替え、また、不知火町の西公民館は、中古の建物購入から建て替えに要望が変更されたことによるものでございます。

昨年より、各行政区に対し、要望箇所の調査を随時行っており、今後も囑託員と連携をとってまいりたいと考えているところでございます。

○8番（五嶋映司君） 総務費の人件費の部分は分かりました。3,600万円というのは、どうも最初の総額のところを僕は見たみたいで、ちょっと間違いです、ごめんなさい。それは申し訳ないと思います。

ただ、今おっしゃったように商工観光課が名目を変えたわけです。この辺はもっと先にやっぱり周知をしていただいたほうがいいんじゃないか。僕は商工観光課だけだと、いや、これは名前変わりましたということになっているわけですから、できればその辺も含めて説明をいただいたほうがいいのかと思います。

あと、順番でいきますと小川の駅前開発の問題、私は大体アウトラインでこのくらいのものをつくりたいと決めて、その設計委託料を出すのかと思ったら、もっと前に、全部案を出してもらって、それからとって予算を組むんだというのが分かりましたから、その辺は分かりました。できればある程度アウトラインを決めて出したほうが安くあがるんじゃないかなと、もう丸投げで全部いろいろ計画してくださいというよりも、本来ならばプロポーザルじゃないですけども、会社にもこういうことで交互にやりたいという意向は伝えるんだろうと思いますけども、できればその自治体の政策能力を問われる問題だから、あんまり大変かもしれないけども、ある程度のアウトラインを決めて、それから出していくという方法もあるんじゃないか。だから、そういう意味では人材をしっかりと確保しなきゃいけないという問題もあると思いますけども、そのことを思いました。

あと、水道料金の問題については、さっきも言ったとおり簡水が随分高い、だから例えば益金が出て、それを返したから当然益金が残ってくるから、基準外繰入はしょうがないけども、高料金対策あたりもそれにくっついてくるのかなということならば、この辺の部分では決算の操作方法といいますか、決算のやり方によっては高料金対策の部分はこれは国から補助金でくるんだと思いますから、決算の仕方を検討する必要があるんじゃないかと思います。この件については、ちょっとその辺はどうなのかというのをお聞きしたい。

それと、農林水産費の部分では初めてなんですね、こんな予算組んだのは、確かに県が出したのは。今まで台風災害はあったけども、消毒の費用まで出すという話

は聞いたことがない。そして7月4日ですから、もうほとんど済んでしまっている、この辺の部分は、消毒なんてその時の二、三日が勝負です。二、三日も勝負してその日にやらなきゃ、もう全然後は何もならない。この予算はなかなか難しいんですけど、出てきたのも時間が違うんだと思いますけども、7月4日の台風があった後に検討してでてくるんだから、この予算の使い方は是非、今後も考えていただきたい。どこまで引き延ばして、どこまでできるのか。この時期の施設はトマトとか、ある限られた作物が植わっていた部分があると思いますけども、その他の作物も当然あるんだと思いますから、ただ今の時点で受付がないですよ、多分。だから、これはどうなのかなと、ちょっとせつかく予算組んだんですから、是非有効な使い方を、頭をひねって考えていただきたいと思います。

それでは、水道料金の1か所だけ御答弁をいただければ。

○土木部長（成田正博君） ただいまの余剰金が1,663万9千円出ました。それを基に基準外繰入金を全額減額して、またそれに不足する部分を高料金対策費から合わせるためにそこから出したということでございます。

平成29年度から高料金対策費が対象外となったという状況でございます。なぜかといいますと、国が示します単価よりも、この基準よりも以上でしたら高料金対策として認めるよという基準のラインがあるんですけど、それを宇城市の場合が下がったものですから、平成29年度から高料金対策費としては対象外となったということでございます。

結果としては1,663万8千円に合わせるために、基準外繰入とその高料金対策を合わせてそこから出したということでございます。

○8番（五嶋映司君） 大体分かりましたけども、是非この水道料金の部分は頭をいろいろひねっていただきたい。高料金対策もどんどん削られてきているわけです。本来国は、水道料金は高いところには補助金を出そうと出していたのを減らしてきた、その部分があるんですけども、そういう含みも考えて、行政としても考えていただきたいと思います。

それと、教育費の公民館の部分については、今部長が答弁なさったとおり、しっかり今後もこの予算の使える部分は使って整備をしていただきたい。みんな、どの公民館もかなり古い、ひどい公民館ばかりですから、適用の範囲をどうするのか、ある意味ではその検討の仕方によっては範ちゅうに入る可能性もあると思いますので、是非御検討いただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（入江 学君） これで、議案第53号の質疑を終結します。

—————○—————

日程第24 議案第54号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)

日程第25 議案第55号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

日程第26 議案第56号 平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1
号)

日程第27 議案第57号 平成29年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)

日程第28 議案第58号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第
2号)

日程第29 議案第59号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(入江 学君) 日程第24、議案第54号平成29年度宇城市国民健康保険特
別会計補正予算(第2号)から、日程第29、議案第59号平成29年度宇城市下
水道事業会計補正予算(第2号)までを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第30 議案第60号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第3号)

○議長(入江 学君) 日程第30、議案第60号平成29年度宇城市一般会計補正予
算(第3号)を議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長(守田憲史君) 今回、追加提案します議案は、平成29年度宇城市一般会計補
正予算(第3号)1件でございます。熊本地震復興基金交付金事業でございまして、
早期の事業着手が望まれますので追加提案するものでございます。

補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ8,725万6千円を追
加し、歳入歳出の予算総額を370億6,150万6千円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉部長から説明いたします。よろしく御審議の上、
御承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(入江 学君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第60号平成29年度宇城市一般会計補正予算(第3号)の詳細
説明を求めます。

○健康福祉部長(清成晃正君) それでは、議案第60号平成29年度宇城市一般会計
補正予算(第3号)について説明申し上げます。

今回の補正は、市長よりありましたように熊本復興基金事業の新規事業としまし
て住まいの再建ということで、健康福祉部所管のみでございますので、私から説明
申し上げます。

今日お渡ししました補正予算書(第3号)をよろしく申し上げます。第1ページ、

第1条歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,725万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370億6,150万6千円とするものでございます。

それでは、歳出により説明申し上げます。7ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目19熊本地震復興基金事業費、節13委託料225万6千円、これは住まい再建支援事業に伴う事務職員の費用でございます。

それと同じく、節19負担金補助及び交付金8,500万円、これで備考欄に住まい再建支援事業補助金ということで書いてありますけど、これは2つの事業があります。1つ目は転居費用助成事業です。転居された場合、1件10万円の支給ということでしております。算定としましては住家の解体戸数、それとその解体戸数のアパートも1棟としてカウントされますけど、対象はそのアパートに住んでおられる各世帯も1世帯というカウントになりますのでその部分、また、自分でといいますか、親戚などに仮住まいをされている方等を見込みまして、1,815世帯を見込みました。事業が3年にわたりますので、総経費の3分の1、6,000万円、これを転居費用ということで組んでおります。

また、あと1つが民間賃貸住宅入居支援助成事業、これは賃貸に恒久的住宅を契約された方、1件20万円を支給するものでございます。これもこちらで県の算定等を参考にし、見込みをした数字が375世帯、3年でございますので3分の1の2,500万円を計上しております。合わせて8,500万円という計上となります。歳入については、全額県補助金となります。

以上で、平成29年度宇城市一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（入江 学君） 議案第60号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第60号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

議案第48号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第60号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第3号）までにつきましては、お手元に配布しております平成29年第3回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第31 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第31、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月12日から9月26日までは、各常任委員会及び決算審

査特別委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、９月１２日から９月２６日
までは休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後３時２１分

第 6 号

9 月 2 7 日 (水)

平成 29 年第 3 回宇城市議会定例会（第 6 号）

平成 29 年 9 月 27 日（水）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	平成 28 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	平成 28 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	平成 28 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 4 号	平成 28 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 5 号	平成 28 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 6 号	平成 28 年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 7 号	平成 28 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 8	認定第 8 号	平成 28 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 9	認定第 9 号	平成 28 年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について
日程第 10	議案第 48 号	宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 49 号	宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 50 号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）
日程第 13	議案第 51 号	工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）
日程第 14	議案第 52 号	損害賠償の額を定めることについて
日程第 15	議案第 53 号	平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 16	議案第 54 号	平成 29 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 17	議案第 55 号	平成 29 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第18 議案第56号 平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第57号 平成29年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第58号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第59号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第60号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第61号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 高橋佳大君	2番 高本敬義君
3番 大村悟君	4番 星田正弘君
5番 福永貴充君	6番 溝見友一君
7番 園田幸雄君	8番 五嶋映司君
9番 福田良二君	10番 河野正明君
11番 渡邊裕生君	12番 大嶋秀敏君
13番 尾崎治彦君	14番 河野一郎君
15番 長谷誠一君	16番 永木伸一君
17番 入江学君	18番 豊田紀代美君
19番 堀川三郎君	20番 中山弘幸君
21番 石川洋一君	22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君 副市長 浅井正文君
 教育長 平岡和徳君 総務部長 本間健郎君

総合政策監	村上理一君	企画部長	岩清水伸二君
市民環境部長	松本秀幸君	健康福祉部長	清成晃正君
経済部長	吉田裕次君	土木部長	成田正博君
教育部長	緒方昭二君	会計管理者	戸田博俊君
総務部次長	成松英隆君	企画部次長	木下堅君
市民環境部次長	上原久幸君	健康福祉部次長	那須聡英君
経済部次長	中村誠一君	土木部次長	坂園昭年君
教育部次長	蛇島浩治君	三角支所長	内田公彦君
不知火支所長	辛川広倫君	小川支所長	園田敏行君
豊野支所長	木村隆之君	市民病院事務長	吉澤和弘君
農業委員会 事務局長	重田公介君	監査委員事務局長	中村久美子君
財政課長	天川竜治君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第２３、議案第６１号であります。

—————○—————

日程第１ 認定第１号 平成２８年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第２ 認定第２号 平成２８年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第３ 認定第３号 平成２８年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第４ 認定第４号 平成２８年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第５ 認定第５号 平成２８年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第６ 認定第６号 平成２８年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７ 認定第７号 平成２８年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第８ 認定第８号 平成２８年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第９ 認定第９号 平成２８年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（入江 学君） 日程第１、認定第１号平成２８年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第９、認定第９号平成２８年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、９月１１日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（高橋佳大君） ただいまから、決算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

決算審査特別委員会において審査してまいりました案件は、去る９月１１日の本会議において付託された認定第１号から認定第９号までであります。本案件の審査は常任委員会所管の分科会とし、各分科会の正副座長につきましては、その常任委員会の正副委員長が担当し、進めました。

分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書に基づき詳細な説明を求め、決算審査は執行済として軽んじる傾向があるが、議会が決定した予算が適正に

執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭におき、審査にあたりました。

その中で、昨年の決算審査特別委員会で指摘したことがどのように改善されたか、そして予算の執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか、また昨年の意見、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスの福祉の向上にどのように貢献したかとの視点に立ち、質疑を行いました。

質疑及び意見につきましては、先の第2回決算審査特別委員会において、各分科会から報告が終わっておりますので、その内容は省略することにいたします。

その分科会からの報告後、質疑・討論の有無をお諮りいたしましたが、質疑並びに討論は共にありませんでした。採決の結果、認定第1号から認定第9号まではお手元に配布しております報告書のとおり、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、執行部においては、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行にいかされるよう努力すべきであり、市の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てられますよう期待いたします。

以上で、決算審査特別委員会による審査の報告といたします。

○議長（入江 学君） ただいま、委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論いたします。

まず、第1点は、宇城市職員480人前後に対し、約370人近い非常勤職員、臨時職員を採用しています。その人たちの賃金は、年間200万円以下の人がほとんどで、全てとはいませんが、ほとんどの人がワーキングプアと呼ばれる賃金状態にあります。公的機関が働く貧困層をつくり出すという雇用実態には反対です。また、総括審議員として採用されている現職警察官への人件費は、市の職員の中でも高額であり、その目的が市民のためとは理解できません。

2つ目は、総務管理費の中で、繰越明許を含めると約1,000万円程度の歳出が行われている社会保障税番号制度の問題です。いわゆるマイナンバー制度を導入し、個人情報の一括管理で管理社会を強化するものであります。情報漏えい等の課

題は依然残されたままで、制度そのものに反対であり、この決算には賛成できません。

3つ目は、老人福祉費の中の養護老人ホーム入所者負担金について、松寿園の民間譲渡後3年になりますが、毎年その金額が増加している状況です。民営化によって、市の歳出が1,000万円以上削減できるということで民営化が進められたと記憶しているにも関わらず、減るどころか増え続けている現状は、民営化のメリット・デメリットの検証が必要だし、市民の理解を得ることは困難だと思います。

4つ目は、土木費の土木橋梁費に含まれる戸馳大橋の建設費は暴騰を続けています。建設そのものに反対をするものではありませんが、発注の仕方に問題はなかったのか検証を求めたいし、この増加の仕方には素直に賛成できません。

5つ目は、民生費の保育園運営費の中にも含まれる同和教育連絡協議会負担金や、教育費の中での同和団体の補助金が依然として続けられている。法的根拠もなくなった今、支払いを続けることには反対です。

その他、保育園民営化費用や、更に民営化を進める費用、高すぎる国保税の対応や水道料金、子どもの貧困化対策などへの措置を考えると、この決算は住民の暮らし・福祉を守るという地方自治体の仕事を全うする決算とは言い難いものであります。よって、平成28年度宇城市一般会計決算の認定には反対いたします。議員諸氏の御賛同、よろしくお願いして反対討論といたします。

○議長（入江 学君） これで、討論を終結します。

これから、認定第1号平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題になっております認定第2号国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論いたします。

宇城市の国保税は、平成27年度は県下14市の中で一番高くなっていました。

この決算の平成２８年度では、他市の国保税の変更などもあり、一番高いという汚名から改善されたのではないかと期待をしていましたが、残念ながら今年８月１０日に県が公表した県下市町村の国保税統計でも、宇城市の国保税は１人当たりも世帯当たりもやはり県下１４市の中で一番高くなっています。他の市町村の多くは、基準外繰入で国保税をなるべく安くする施策をとっています。この国保特別会計の平成２８年度予算では、せつかく１億５００万円ほどの基準外繰入を予算化したのに、県下１４市中で一番高い国保税による効果で、黒字になったとって国保税を引き下げて、市民の苦難を軽減する方向ではなく、一般会計へ返還させる方法をとっています。これを見ると、財源は確保できることを示しており、払いたくても払えないという現状と、国保世帯にとっては国保が非常に高い負担率となっていることを理解している執行部なのに、このような姿勢には憤りを感じます。

国保税の負担軽減を図ることは、市民にとっては喫緊の課題であることを強く訴えて、認定第２号国民健康保険特別会計歳入歳出決算の反対討論といたします。議員諸氏の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） これで、討論を終結します。

これから、認定第２号平成２８年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第２号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第２号は認定することに決定しました。

次に、認定第３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第３号平成２８年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第３号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号平成28年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号平成28年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております認定第7号宇城市水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

認定第2号国保税と同様の理由で、県下でも、さらには全国でも非常に高いランクにある宇城市の水道料金、本来ならば、生活にはなくてはならない社会資本として、道路と同じように無料に近い状態で提供されるのが本当だと思います。この問題は、何度となく引下げの検討をお願いしてきましたが、真剣に検討された状況を伺い知ることもできません。この年度は震災などもあり、単年度決算では損失決算となっていますが、この数年は剰余金が出る決算で、基本的には、経営的には良好な状況でした。水道料金は公共料金として、そしてその地域が住みよいかどうかの指標の一つにもなります。

決算の方法を検討したり、基準外繰入なども考えて、近隣市町村並みの料金に対する対策を講じるべきと考えて、この決算の認定には反対いたします。議員諸氏の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） これで、討論を終結します。

これから、認定第7号平成28年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号平成28年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成

の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第9号平成28年度宇城市病院事業会計決算の認定についてを採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第9号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第48号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第49号 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）

日程第13 議案第51号 工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）

日程第14 議案第52号 損害賠償の額を定めることについて

日程第15 議案第53号 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第54号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第55号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第56号 平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 19 議案第 57 号 平成 29 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 58 号 平成 29 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 議案第 59 号 平成 29 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 議案第 60 号 平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（入江 学君） 日程第 10、議案第 48 号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 22、議案第 60 号平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

去る 9 月 11 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会を 9 月 19 日、大委員会室において開催し、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第 51 号、工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）について申し上げます。

委員から「以前松橋中学校プールの改築工事があったが、比較して差異があれば内容説明をお願いしたい。」との質疑に対し、執行部から「松橋中学校プールの設計単価を参考に設計したが、材料費、労務費等の市場単価が上がっており一度不落となった。今回は、市場単価を参考に単価を見直して設計額を算出した。」との答弁がありました。これに対し、委員から「結果的に 2 回の設計になっており、最初から松橋中学校プールの設計単価を参考にせず設計額を出すべきだったのではないか。今後は、適正な工事発注をお願いする。」との意見がありました。

続きまして、議案第 53 号、平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

款 2、総務費の企画費について、委員から「小川駅周辺開発構想策定委託料が計上してあるが、どのような事業構想を考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「小川駅西側に改札口の設置、また改札口設置に伴う駐車場を考えており、そのための課題整理や西口の利用見込み数等の調査を策定委託料として計上したもの。」との答弁がありました。これに対し、委員から「構想を検討してい

る段階で、土地購入費を補正予算で計上することについて疑問に思うが。」との質疑に対し、執行部から「熊本地震からの復興が進む中、人口減少対策として小川駅西側周辺の都市機能を強化するため、早期の事業着手を考えている。土地購入費についても、構想の進捗に合わせ時間的ロスを少なくするため、策定業務委託料と同時に予算を計上したもの。」との答弁がありました。これに対し、更に委員から「復旧・復興にかかる事業を優先すべきではないか。」との質疑に対し、執行部から「この事業も復興に係る事業と考えている。事業を進めるにあたっては、ＪＲとの協議が必要となるが、その期間が予測できないため少しでも早く着手したい。」との答弁がありました。また、委員から「小川駅周辺開発構想には賛成だが、構想ができていない段階での土地購入費の予算計上については、一考を要する。」との意見もありました。

次に款８、消防費の防災コミュニティ施設基本設計業務委託料について、委員から「構想を検討しているとのことだが、公民館的機能と防災コミュニティ要素が加味されていてイメージがつかめない部分がある。旧町ごとに造られるのか、また、総事業費はどれくらいなのか。」との質疑に対し、執行部から「旧町に最低１か所ということで進めており、避難所の収容者数によって場所、規模を検討している。避難所、防災倉庫、調理室、シャワー室、マンホールトイレ、手動式井戸等を設置し、通常の建物の２５％以上の耐震性を保有する施設を計画している。選定用地は、現公民館施設を考えているが、確認申請等の法的諸要件について課題整理を行っている。総事業費は、補助金等の不確定な部分があり返答は控えたい。」との答弁がありました。これに対し、委員から「補助要綱はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「企画部所管の都市防災推進事業で２分の１以内の補助になっている。」との答弁がありました。

次に款９、教育費の公民館費について、委員から「解体工事設計業務委託料が計上してあるが、解体の時期と代替施設をお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「中央公民館の解体に対する実施設計を計上しており、解体は平成３０年度を予定している。代替施設には、下水道組合の会議室等を検討しており、利用者への説明については、１２月中までに実施したい。」との答弁がありました。

討論では「防災コミュニティ施設、小川駅周辺開発構想に係る事業については、議論がなされないまま土地購入費や公民館解体費等が計上されており、十分な説明と議論する時間が必要。」との反対討論がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件１件、予算案件２件、その他２件の合計５議案につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（堀川三郎君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を9月20日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第53号、平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の農業振興費について、委員から「就農者の高齢化と後継者不足により、このままでは耕作放棄地が増える一方である。対応策は考えているのか。」との質疑に対し、執行部から「国及び県に耕作放棄地緊急対策事業という耕作放棄地を解消した場合に補助金が出る事業がある。また、中山間地においては中山間地直接払い事業、平地においては多面的機能支払い事業もあるためこのような事業と合わせて耕作放棄地の解消をお願いしている。農業委員会としては、今回の制度改正により担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の解消等の指針を今年度策定したい。」との答弁がありました。

次に、林業振興費について、委員から「三角西港の森整備工事費は今年度で事業終了ということであったが、せっかく整備したので今後も関係部署間で協議をし、県からの補助金がないのであれば市の財源を持ち出してでもやらないといけないと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部から「まずは、どの程度の整備があるのか全体の事業費等を把握する必要がある。今までは経済部所管ということで事業を行っていたが、事業区間はフットパスのコースにもなっている関係上、所管の企画部と協議をしていく。」との答弁がありました。

次に、道路新設改良費について、委員から「歳入の社会資本整備総合交付金が7億5,755万円減額されており、それに伴い歳出の道路新設改良費等も減額されている。減額されると事業を縮小したり延期したりしないといけないと思うが今後もこういう状況が続いていくのか。」との質疑に対し、執行部から「道路維持事業は7割程度交付されていたものが近年では2割を切り、道路新設改良事業についても同様に配分決定額が減ってきている。今後もこの傾向は続いていくと思うがこれ以上の減額があると事業推進に支障をきたすため県などと協議し財源確保に努めたい。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件1件、

その他案件 1 件、補正予算案件 3 件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を 9 月 21 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 53 号、平成 29 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）について、委員から「熊本地震復興基金事業費の共同墓地復旧支援事業補助金について、墓地の具体的にどのような箇所が対象となるのか。また、今回 1,500 万円の補正が計上されているが、申込額が超過した場合はどのような対応となるのか。」との質疑に対し、執行部から「本事業の対象は共同墓地の共有部分や通路等が対象となり個人の墓石再建に係る費用は対象外となる。また、予算については、本事業は熊本地震復興基金事業で、今年度の県予算は 3,000 万円となっているので、超過した場合にはまず県が予算措置し、その後市で予算を措置していくこととなる。」との答弁がありました。

次に、委員から「障害児保育事業補助金について、どのような対象者が増えているのか。」との質疑に対し、執行部から「増えているのは発達障害と診断された対象者が増えてきており、療育手帳を持っている対象者の割合は減ってきている。補助金の対象となる人数については平成 26 年度と比較して倍以上の対象者になっている。」との答弁があり、それに対し委員から「障がいのある子どもが小学校に進学する際はどのような形で引継ぎを行っているのか。」との質疑があり、執行部から「学校と関係機関による定例会を設け、情報交換を行っている。また、入学前に先生との引継ぎ等が行われている。」との答弁がありました。

次に議案第 54 号宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、委員から「今回の補正で法定外繰入金が減額となっているが、減額となった理由は。」との質疑に対し、執行部から「今回減額となった理由は、平成 28 年度の繰越金により財源手当ができたため、今後財源が不足しそうな場合には、再度計上することもありえる。」との答弁がありました。

次に議案第 60 号宇城市一般会計補正予算（第 3 号）について、委員から「住まい再建支援事業は 3 年間の事業ということだが、今回計上した分の残額を次年度へ

繰り越して行うのか。」との質疑に対し、執行部から「県の方針で総額の3分の1ずつ3年に分けて予算化することになっており、平成30年度・平成31年度も同額を計上する予定である。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました補正予算案件5件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、中山弘幸君ほか1人から、議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する修正の動議が提出されております。中山議員に修正案の説明を求めます。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山です。ただいま議題となっております議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について主旨説明並びに詳細説明を申し上げます。

議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正します。

第1条中、1億9,200万3千円を3億470万3千円に、369億7,425万円を368億6,155万円に改めます。主な内容は、小川駅周辺開発構想に関する予算の削除と、防災コミュニティ施設基本設計業務委託料と、それに関する解体工事設計業務委託料2件分の削除となっております。

小川駅周辺開発、防災コミュニティ施設の計画について、全く反対ということではありません。しかし、どちらも議会に対して全くの説明不足であり、議論も十分とはいえず、今の段階では我々議員として市民の皆様に説明しようがないのが現状であります。小川駅周辺開発につきましては、JRとの協議もほとんど行われておらず、全く先が見えない中、今の段階で土地の購入費をあげること自体理解できません。

また、防災コミュニティ施設の計画分については、5町ごとに造るということで

あれば、場所の問題や規模などについて旧町ごとにもっと詰めの議論をすべきであります。総額約３５億円の事業を進めるにあたっては、丁寧な説明が求められると思います。よって、しっかりとした基本構想を示した上で、再度譲渡すべきと判断し、修正案を提出した次第であります。

詳細について説明いたしますので、修正案の１ページをお開きください。

まず歳入から、款１８繰入金、項２基金繰入金、補正額６億８，３６１万５千円の減額を７億８，２１１万５千円の減額に、款２１市債補正額１億９，２００万３千円の減額を、３億４７０万３千円の減額に修正します。よって、歳入合計３６９億７，４２５万円を３６８億６，１５５万円に修正します。

次に、歳出を説明します。款２総務費、項１総務管理費、補正額１億２，４５７万４千円を８，７８７万４千円に、款８消防費、項１消防費、補正額７，４８８万円を４８８万円に、款９教育費、項５社会教育費、補正額４７５万５千円を１２４万５千円の減額に修正し、歳出合計３６９億７，４２５万円を３６８億６，１５５万円に修正します。

次に２ページをお開きください。第３表地方債の補正、防災コミュニティ施設整備事業費１，４２０万円を減額し、計２００万円といたします。

次に、歳出を説明しますので３ページをお開きください。款２総務費、目５財産管理費、節１３委託料、解体工事設計業務委託料９００万円を削除します。これは旧小川支所の分です。

次に、目６企画費、節１３委託料、不動産鑑定業務委託料７０万円、同じく小川駅周辺開発構想策定業務委託料６００万円を削除します。同じく、企画費の節１７公有財産購入費２，１００万円の土地購入費を削除します。

４ページをお願いします。款８消防費、目３災害対策費の節１３委託料、防災コミュニティ施設基本設計業務委託料７，０００万円を削除します。款９教育費、目２公民館費、節１３委託料の解体工事設計業務委託料６００万円を削除します。これは不知火公民館の分です。

以上で、詳細説明を終わります。御審議の上、採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（入江 学君） 修正案の説明が終わりました。

これから、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。まず、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

次に、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。次に、議案第４８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４８号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４９号宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４９号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５０号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第５０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第50号は可決しました。

次に、議案第51号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第51号工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第51号は可決しました。

次に、議案第52号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第52号損害賠償の額を定めることについてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第52号は可決しました。

次に、議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。まず、原案に対する討論を行います。通告がありますので、発言を許します。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋です。ただいま議題になっております議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論いたします。

この補正には、就学援助の新入学費用の入学前支給など評価できる点もありますが、先にも修正動議が出された部分について、企画費の小川駅周辺開発構想策定業務委託料と、土地購入費2,100万円については、ほとんど説明がなされていない状態で、しかも先ほどの施設名の中でもありましたけれども、JRの協議などもあまり進んでいない、質疑の中でも伺いましたが、いわゆる丸投げの状態で、そこ

から提案された状況によってどういう方向であるか決めるという状況の説明しかありません。そういう意味では、しかも土地購入予定の土地は何に使うのか、その費用対効果はどうなのか、何ら説明もない状況での予算の計上は、あまりにも無責任と言わざるを得ないと思います。

また、ＪＲの協議についても松橋駅前開発でも経験したとおり、駅の施設に関わる工事についてはＪＲ価格で全てＪＲの言うとおりでいくらかかるか分からない、そんな状況になってしまうのではないかという危惧もあります。

次に、１８ページの民生費の国民健康保険費で、基準外繰入の１億３，３００万円ほどを一般会計に変換する補正が組まれています。予算措置ができる財源があるわけですから、来年からの県への移行に伴う標準税率での計算でも、県への納入金の不足が大きく生じるような状況ではないように思います。国保会計に残して、引下げの財源とすべきと考えます。

３１ページの消防費に計上されている防災コミュニティ施設基本設計業務委託料７，０００万円の問題です。公民館機能を持った施設を５町ごとに整備することの必要性は感じていますが、まず、建設費の財政負担が明確になっていないこと、松橋に計画されている防災コミュニティセンターとの関連や、市が進めている施設の統廃合計画との関連などが明確ではありません。それぞれの維持管理費がどの程度になり、どのような費用の発生があるのかなども明らかにされておられません。このように、財政負担にどのような影響を与えるのか、ほとんど議論されていない段階での設計委託料は問題があると思います。

また、３３ページの教育費の公民館費に計上されている中央公民館の解体業務委託料についても、解体の必要性についても十分な説明がありません。どこをどう解体して、どうするのか。老人福祉センターの機能はどうなるのか。議会への説明もありませんし、松橋公民館を廃止し、中央公民館として、今中心部に残るただ一つの公民館機能をどう代替施設として考えるのか。今の委員会報告の中では、し尿処理センターを使うといわれていますが、これは場所的にどうなのか。それで十分なのか。その辺の説明も十分ではありませんし、そこを利用するという確定的な要素でもないように思います。

以上のような理由で、議案第５３号平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第２号）には反対をいたします。議員諸氏の賛同をよろしく願いして、反対討論いたします。

○議長（入江 学君） 以上で、通告による討論は終わりました。

次に、修正案に対する討論を行います。修正案に反対の発言を許します。石川洋一君。

○21番（石川洋一君） 21番、新志会の石川です。議長より発言の許可を頂きましたので、修正予算案に反対の立場から討論をいたします。

まず、総務費の財産管理費の委託料の900万円、これは旧小川支所の解体工事に係る設計業務委託料であると説明を承っております。この施設は既に支所としての機能を有しておらず、解体も決定しております。その施設の解体については、合併特例債を活用することができるために、その期間内に解体を完了しようとするための予算であると認識をいたしております。使用していない公共施設を解体するにあたり、合併特例債を活用することができるにも関わらず、時期をずらし、一般財源等を投入して解体工事を実施するということが、果たして市民に受け入れられるものでしょうか。私はそうは思いません。市民の負担軽減につながる合併特例債が活用できる今こそ、解体事業を推進すべきであると思います。

次に、企画費の小川駅周辺開発構想の関連予算については、熊本地震からの復興が今後本格化する中、一刻も早く着手すべき事業であると思います。今、宇城市では地方創生に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んでいますが、この中でもコンパクトシティ構想が描かれております。これを受けて、今年2月には市長が「小川駅西側を新たなまちづくりの拠点として整備し、人口増加策につなげます。」との所信表明をされました。私も熊本駅まで20分、八代駅まで14分という小川駅が持つ地理的優位性と、県道跨線橋の完成により飛躍的に向上した交通アクセス性をいかし、小川駅西側周辺の都市各機能を今こそ強化すべきと考えます。

3年半後には、九州で博多駅に次ぐ規模の新熊本駅ビルが完成予定であり、熊本駅周辺がビジネスの中心地帯に移り変わっていくのは必然と思われます。そうしますと、環境にも優しい定時制の高いJR線の利用がますます重要視され、駅周辺の住宅需要も高まってまいります。今回の小川駅周辺開発構想は、熊本地震からの復興期における人口減少対策と、こうした社会情勢の変化にもいち早く対応したいとする執行部の早期の事業着手方針を、私は支持をいたします。

次に消防費7,000万円は、防災コミュニティ施設を旧町ごとに1か所ずつ建設するための基本設計業務委託料であると伺っております。熊本地震の発災直後、私も避難所等で市民の皆様や市職員の声を聞いております。その中には、「水が出ないのでトイレが使えない。」、「幼児に授乳をしたいけれども、避難所の中では周囲の目が気になる。」、「支援物資はありがたかったが、とにかく人海戦術で物資を搬入したのは大変だった。」などなど、多く声をいただいたところで、私も一議員として、今回の経験が無駄にしないように、また今後発生するであろう災害に備えて、避難所のあり方にも改良が必要ではないかと思っている一人です。

今回の防災コミュニティ施設の整備は、正に今後の避難所のあり方を考えた施設であると思います。利用者に優しいつくりを意識し、マンホールトイレ、シャワー施設、非常用電源などが計画された上で、耐震機能を向上させるといった、正に熊本地震を経験した本市ならではの計画であるといえます。

また、この事業に着手することは、国からの交付金が期待でき、合併特例債等を活用するなど財政的に非常に有利であると伺っております。この防災コミュニティ施設の整備では、スクラップアンドビルドという考え方で、同種の老朽化した施設については、廃止や複合化などの要素も盛り込まれており、市長の意気込みが感じられます。このチャンスをみすみす見逃す手はなく、大いに事業を推進すべきです。

次に、教育費 600 万円は、不知火町にある中央公民館の解体工事の設計委託費との説明を受けました。この施設も耐用年数が目前に迫っており、大規模改修工事に数億円掛かるという施設ではないかと思っております。市費を数億円も掛けて施設の延命措置を行うか、財政上有利な国の交付金や合併特例債を活用して、防災コミュニティ施設として生まれ変わったほうがいいのかという選択肢から、今回提案されたものであると認識をいたしております。今しかないこの時期に、防災コミュニティ施設の整備に舵を切った市長の判断は、合併特例債の期限が迫る中で、タイムリーな補正予算の提案であると思っております。

よって、本予算修正案に反対いたしますので、議員諸氏の賛同をよろしくお願い申し上げます、反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に賛成者の発言を許します。

○2 番（高本敬義君） 2 番、うき未来 21 の高本です。ただいま、議題になっております議案平成 29 年度一般会計補正予算の修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

この修正動議、大きく 2 点が含まれているわけですが、1 点目は小川駅周辺整備に関する予算でありますけども、小川駅西側に改札口と駐車場の整備をしたいということではありますが、常任委員会の質疑の中で、計画については現状の調査が必要で、それらを踏まえて少しずつ形を表していきたい。また、事業料とかはいろいろなパターンで異なるので今は出せないと、JR との協議も五、六月頃に 1 回ただけで、構想ができれば再度十分な協議が必要という答弁がありました。事業の構想とか総事業費など不透明な状態では、議会としても市民も十分な議論はできません。ましてや、土地購入予算も伴う事業であれば、なおさら具体的な提案と丁寧な説明が必要と考えます。第 2 次総合計画では、公共交通また土地利用の項目の中で、松橋駅、小川駅、三角駅等の周辺整備を進めるということをうたってはあります。もとより、今回の補正に係る事業を全て駄目と断じるものではありませんが、事前の

検討協議が不十分だったと考えられます。青写真、事業構想など提示をして、十分な議論ができる段階で提案すべきものと考えます。また、そのような状況にならないとＪＲとの協議もできないと思われますし、整備に係る市の負担額も見えてこないと思います。

２点目は、防災コミュニティ施設整備に関係する予算です。この予算は旧町ごとに防災コミュニティ施設を整備する。場所は現在の公民館をベースに建て替えを基本に進めるというものであります。旧小川支所の解体後については、防災コミュニティセンターの建設用地と考えているという委員会での答弁でもありました。しかし、お隣にある小川福祉センター、コミュニティビジネスセンターとの関係はどうなるのか、福祉センターを避難場所に指定するかどうかで旧小川支所跡地の予定されるであろう新しい施設のあり様や機能などがしゅん別され、決められるという答弁でもありました。現在、防災計画もまだ見直しの途中段階であろうと思いますが、このような近くにある両施設の住み分けができるのでしょうか。その中での解体予算は新しい施設の中身の検討が不十分といわざるを得ないと思います。十分な議論の上に、再度提案すべきと考えます。

防災コミュニティの基本設計委託は各町に整備する施設の場所、規模、機能、事業費などが私たちには不透明です。執行部も質問しても明確に説明が返ってこない部分もあります。全体的な検討を更に深めて、施設整備の青写真や構想を提示して議会でも十分議論できるようにすべきだと考えます。課題がいくつかありますが、例えば松橋の旧図書館跡地に予定されているコミュニティ施設は、地元には不足している自治公民館の補充なののでしょうか。それとも、今回、旧町に最低１か所ずつは造りたいという旧町の拠点の施設なののでしょうか。その住み分け等の議論もまだまだすべき余地がたくさんあります。不知火の中央公民館解体設計委託、どこの部分が解体され、代替施設はどこにして、新たな施設はどうなっていくのか。トップ上層部はある程度の認識、情報共有ができていいるのかもしれませんが、現場で働く職員たちには何も周知できていないと思います。これは、事前の協議が不十分な証だろうと思います。しかも、解体は平成３０年度に予定し、１００余りの団体利用者には代替施設のめどが立ったらその後に利用者協議をしたいという回答でもあります。解体後の対応も十分に煮詰まっていないのに、解体予算だけが先行するのはいいかなものなのでしょうか。問題があると考えます。

防災コミュニティ施設整備に関しまして、全体として公民館の既存施設を解体して建て替える方針のようではありますが、構想を更に検討し、その上に立って市民や議会が議論できるような提示をし、建て替えや既存施設の長寿命化や機能を付加することなどの内容も含めて十分議論の結果、予算措置をするような進め方をすべき

ではないでしょうか。その意味では、今回の防災コミュニティ関連の解体、基本設計予算は全体像が不透明な中で、議会として十分な議論ができないので、減額修正が必要だと考え、今回の修正動議に賛成とするものであります。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に反対者の発言を許します。

○15番（長谷誠一君） うき幸友会長谷誠一でございます。ただいま、議長のお許しを頂きましたので、修正予算案に反対の立場から討論いたします。

防災コミュニティ施設の必要性については、熊本地震を経験した皆さんは感じておられると思います。避難所に来られた被災者の方々は、余震の度に「ミシッ、ミシッ」と建物が揺れ、老朽化した建物が倒壊するのではないかと不安な気持ちでおられたこと、また、断水により避難所のトイレが使えないため仮設トイレを設置されましたが、長蛇の列で待たなければ使用できず、水の調達も困難な状況で不衛生な環境となったこと、この状況はどの避難所も同じ光景でした。この経験をいち早くいかした施設を願う議員の一人であって、実現への一歩を予算化され、大変うれしく思っています。

また、市長は熊本地震の復旧作業はかなりのスピードで進めておられ、復興に向けた取組へと展開している時期に早々と乗り出されたようで、深く感銘しています。その代表的なものである防災コミュニティ施設は、市民の安心・安全を意識した各旧町の象徴的な施設になると思っていますし、この事業に大きな期待を寄せる主要な施策であると感じています。

災害は地震に限らず、台風、豪雨など様々なケースが考えられます。先日の台風の避難者数も700人を超える人が避難されたと聞きます。幸いにも被害はほとんどなかったようですが、いつどこで災害が発生するか分からない状況の中、市民の皆様の不安解消が最優先で必要ではないかと思います。この建設目的にはもう一つあると伺っています。このような大規模なものを建設した場合には、財政的な問題や維持管理費用の増大が懸念されますが、スクラップが前提にあると伺っています。合併特例債の使用期限など、有利な財源を使用され、老朽化施設の解体や用途が単一化となっている施設の複合化などにも一役かった施設と聞きました。次世代への負担軽減へ向けた重要な役割を担う施設だと思います。守田市長の御英断に賛同いたします。

また、今回の小川駅周辺整備事業は、人口減少に向けた都市格の強化を高める事業と伺っています。宇城市は、平成17年合併時の国勢調査の6万3,089人から、直近の平成27年の国勢調査では5万9,756人と3,333人減少しています。昭和50年代からほぼ横ばいで維持してきた人口が、ここ数年でこれだけ減少

しています。人口減少が市政に与える影響は大きく、今後の政策でも人口減少対策は急務であり、議会でも報告された宇城市まち・ひと・しごと総合戦略でもこれからの政策のビジョンが示されておりました。市全体で人口減少が進む一方で、松橋駅や小川駅周辺では人口が増加していると聞いてもいます。限られた財源の中ではありますが、私も定住対策のためには効果が高い場所に投資し、費用対効果を高めなければならないと考えています。

J R九州が公表した昨年度の利用実績によりますと、小川駅は乗車人員も1日当たり1,213人と県内の駅でも14位と利用率は高く、11位の松橋駅と比較しても遜色がない乗車人員があります。このポテンシャルをいかし、市の定住促進化に取り組むため、用地取得も含めて早急に小川駅周辺の整備を進め、市外への人口流出を抑制するという執行部の方針を私は支持いたします。第2次宇城市総合計画の基本構想の中で、重点プロジェクトとして位置づけられている小川駅周辺整備事業がいち早く取り組めるよう本予算修正案には反対をいたします。

議員諸氏の賛同をよろしくお願い申し上げまして、修正案反対の討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に賛成者の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 11番、渡邊です。ただいま議題になっております修正案に賛成の立場で発言をいたします。

公民館の解体費につきまして、先日質疑でも申し上げましたように、不知火公民館は中央公民館機能と老人福祉センター機能を合わせ持った一つの建物として今存在しております。今後、この建物が解体というその決定がなされる前に、それを実際今使っている社協や高齢介護課、生涯学習課、そして地元のNPO法人不知火スポーツクラブ等での協議がしっかりとされたかという、なされたとは聞いておりません。

今、不知火のあの公民館の建物には2階に小ホールがあります。そして、老人福祉センターにはお風呂があります。老人福祉センターは週に1回、地域の高齢者の方々を社協がマイクロバスで送迎して、お風呂に入れて、お弁当を食べて、帰りには「くまい」で買物をして帰るという、そういう重要な地域福祉の要になっている施設でもあります。

この前質疑でもありましたように、公民館の会議室等においては延べ数万人というかなりたくさんの人たちが利用をされております。その機能が、今後新しく防災コミュニティ施設として建て替えられたときに、今の機能を合わせ持つのであれば特段私は問題はないと思いますが、どのような施設になるのかが全く今現状示されておられません。もし、今の機能が縮小されるようであるならば、選択肢としては別

の場所に新たに建設という選択肢もありではないかと思います。

あの敷地内に、今ほとんど誰も使わないテニスコートがあります。前は駐車場です。武道館の隣です。十分建設可能な用地があると思います。公民館機能、そして老人福祉センター機能が十分担保できるという青写真が提示されているのであれば、特段私はあえてここで反対はいたしません、何も見えない状態で賛成というわけには、なかなか地元の人間としてはこれは果たしていかなものか、と考える次第です。

どうか、1回これを予算をゼロに戻して、きちっとした形での方向性をお示しになられて予算を出していただきたい。不知火町の住民として切に願うところであります。ということで、私の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

○16番（永木伸一君） ただいま問題になっております予算の修正案について、反対の立場で討論したいと思います。

先ほど来、うちの石川代表、そしてまた長谷議員が詳しく討論されました。私は違った立場から反対の討論をしたいと思います。御承知のとおり、駅前周辺開発は私の地元です、小川駅周辺開発は。私もそのことについては、一般質問をしたことがあります。なぜか、以前からもう10年ぐらい前だったと思いますけれども、松橋駅周辺開発が特別委員会をして着々と進められておりました。まだ完成ではございませんけれども、新たな違った景色になっております。「じゃあ、松橋だけつくらなくても小川もいいじゃないか。」それが私の思いの始まりでございます。そういう思いで守田市長の時に一般質問をさせていただきました。

そしてまた、2月の選挙の中に、地域住民を前にして守田市長は「小川駅周辺開発事業をやります。」そう発言されました。時の市長が言ったことは、引き戻れないわけです。多くの地域住民は「ああ良かった、便利になるね。」「わあ、違った景色が見えるね。」と、いろいろ思いがございました。今回の修正動議、これに賛成すれば、それぞれの地域住民の希望のあかり、その思いを断ち切ることになります。私は、この修正案に断じて賛成するわけにはいきません。

もう1点目は、防災コミュニティセンター建設があがっております。当初は、一つだけという話を私は聞いておりました。じゃあ、宇城市に一つとなれば、やっぱり松橋だろうかと、そういう思いの中におりましたけれども、時が経つにつれ、宇城市全体に広げるようになったという声を聞いております。ああ、良かったな。各町に1つずつ造れば、波風は立たないだろう。そしてまた、この施設は今からの時代にはなくてはならない施設でございます。もう皆さんも知っておられると思いますけれども、海の向こうのメキシコ、震度7以上がわずかの時間に2回起こって

ります。そして、大きな、大きな被害がでております。また、我々熊本でも2回起きております。1日、間をおいてまた2回目が、更に大きな地震が起きております。もう、地震というのは予測できないわけです。

昨晚、テレビを見ておりましたら、南海トラフのことについてあっておりました。震度7以上の地震が起きれば、三十数万人という死亡者が出るとシミュレーションされておりました。しかしながら、専門家は予測はできない、いつ来るか分からない、今言われているのが30年のうちには来るだろうといわれていますけども、明日来るかもしれない、また30年ぐらい、全く予想がつかない。

そしてまた、日本には火山がいくつもございます。その火山が、いつ暴れるか分からない。我々が子どもの頃習ったのは、活火山、休火山、死火山と習いました。今、その言葉はないそうです。全部が生きている火山だそうです。そういったことで、地震大国の日本はいろんな災害を抱えております。

今度提案されたコミュニティセンターは、特に市民の安心・安全を担保できるような施設になると思っています。これは、もうそういう社会情勢を考えれば、1日も早く取り組まなければならない重要な課題でございます。誰かの言葉ではございませぬけれども、もろもろ有利な借金、あるいは財源がある中に、「やるなら、今でしょ。」と、守田市長に私は提案したいと思っています。

そういうことで、この案件はもう皆さんいろいろ考えあるかと思っていますけれども、私は修正案には反対です。後の判断は皆さんの良心にお任せします。よろしくをお願いします。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。五嶋映司君。

議案の2つの反対討論はできないということで、よろしゅうございますか。

○8番（五嶋映司君） 修正案ですから、議案とは違うんですけど。

○議長（入江 学君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

—————○—————

○議長（入江 学君） 会議を再開いたします。

討論、意見を出していない方がございましたら、どうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） これで討論を終結いたします。

これから、議案第53号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。まず、議案第53号に対する中山弘幸君ほか1人から提出された修正案に

ついて採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第54号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第55号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５６号平成２９年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５７号平成２９年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５８号平成２９年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第60号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第23 議案第61号 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第4号）

○議長（入江 学君） 日程第23、議案第61号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

市長より、提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案します議案は、平成29年度宇城市一般会計補正予算（第4号）1件でございます。

衆議院議員総選挙費でございまして、9月28日解散予定、10月10日公示予定、10月22日選挙予定と報道されていますので追加提案するものでございます。補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,953万円を追加

し、歳入歳出の予算総額を３７１億１０３万６千円とするものであります。

詳細につきましては、総務部長から説明いたします。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 提案理由の説明が終わりました。これから議案第６１号平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第４号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） お手元に宇城市各会計補正予算書宇城市一般会計補正予算（第４号）というのが配られているかと思います。

１ページが歳入歳出予算の補正ということで、先ほど市長が提案理由の時に述べられた額になっております。中身につきましては、７ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。款２総務費、項４選挙費、目５衆議院議員総選挙費で３，９５３万円を計上しているところでございます。主なものにつきましては、右側に節がございますけれども、職員の時間外手当と選挙に関わる業務委託料などになっております。

歳入の特定財源といたしまして、１０分の１０の国の同選挙に係ります委託金同額の３，９５３万円がございます。今回の選挙につきましては、まだ正式には決定されておりましたが、あらゆる報道等により選挙が想定されておりますので、予算を計上するものでございます。

○議長（入江 学君） これから、議案第６１号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第６１号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６１号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第６１号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 討論なしと認めます。

これから議案第６１号平成２９年度宇城市一般会計補正予算（第４号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第６１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（入江 学君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（入江 学君） 日程第25、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第400号
平成29年9月19日

宇城市議会議長 入 江 学 様

総務文教常任委員長 溝 見 友 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第48号	宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第51号	工事請負契約の締結について（豊川小学校プール改築工事）	可 決
議案第52号	損害賠償の額を定めることについて	可 決
議案第53号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第57号	平成29年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 4 0 4 号
平成 2 9 年 9 月 2 0 日

宇城市議会議長 入 江 学 様

建設経済常任委員長 堀 川 三 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 4 9 号	宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定 について	原案可決
議案第 5 0 号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸 馳大橋）補助金（上部工）工事）	可 決
議案第 5 3 号	平成 2 9 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 8 号	平成 2 9 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 9 号	平成 2 9 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第406号
平成29年9月21日

宇城市議会議長 入 江 学 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第53号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第54号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第55号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第56号	平成29年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第60号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
	【以下余白】	

平成29年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

議 員 名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	高橋 佳大	高本 敬義	大村 悟	星田 正弘	福永 貴充	溝見 友一	園田 幸雄	五嶋 映司	福田 良二	河野 正明	渡邊 裕生	大嶋 秀敏	尾崎 治彦	河野 一郎	長谷 誠一	永木 伸一	入江 学	豊田 紀代美	堀川 三郎	中山 弘幸	石川 洋一	岡本 泰章			
承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため 表決には 加わり ません。	○	○	○	欠	○	承認	20	0
認定第1号 平成28年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第2号 平成28年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第3号 平成28年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第4号 平成28年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第5号 平成28年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第6号 平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第7号 平成28年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
認定第8号 平成28年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	21	0
認定第9号 平成28年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	認定	20	1
議案第47号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	欠	○	可決	20	0
議案第48号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案可決	17	3
議案第49号 宇城市企業振興促進条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内潟線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)	○	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	棄	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	18	0
議案第51号 工事請負契約の締結について(豊川小学校プール改築工事)	○	棄	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	19	0
議案第52号 損害賠償の額を定めることについて	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	棄	○	○	可決	19	0
議案第53号に対する修正案 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	●	○	●	●	●	●	●	○	●	●	○	●	●	●	●	●		●	棄	○	●	●	否決	4	16
議案第53号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	棄	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	原案可決	17	3
議案第54号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	棄	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	19	1

[illegible]